

# 琉球大学学術リポジトリ

## 東南アジア諸国林野制度の比較制度史的研究 (II) (林学科)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学農学部 公開日: 2008-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 篠原, 武夫, Shinohara, Takeo メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/4347">http://hdl.handle.net/20.500.12000/4347</a>

# 東南アジア諸国林野制度の比較制度史的研究(Ⅱ)

篠原 武夫\*

---

Takeo SHINOHARA: Comparative Studies about the History  
of Forest Institutions in South-East Asia Countries (Ⅱ)

---

## 目 次

第4編 イギリス帝国主義下のビルマ植民地林野制度	356
第1章 間接統治政策の特質	356
第1節 植民地化過程と植民地経済の特徴	356
1. 植民地化過程	
2. 植民地経済の特徴	
第2節 間接統治政策の特質	365
1. 法治主義的総督制型政策	
2. 間接統治機構	
3. 財政事情	
第2章 土地制度の推移と国家的林野所有の形成	382
第1節 土地制度の推移	382
第2節 国家的林野所有の形成	388
第3章 国有林におけるチーク林管理経営制度の展開	390
第1節 チーク林管理経営機構	390
1. 林野管理経営機構	
2. 林野管理経営区分	
第2節 チーク林管理経営のための法制	396
第3節 チーク林払下政策	396
第4節 生産の実態と山林局の森林収入	402

---

\* 琉球大学農学部林学科

琉球大学農学部学術報告 22: 353~566 (1975)

注: 摘要は省く。そして序論(琉球大学農学部学術報告第21号)の423頁下から3行目「総括」を「結論」に、さらに同424頁下から2行目の「最後の総括においては、まず序論との関連で全編の摘要を行い、つぎに結論をとりまとめた。」を「最後に結論をとりまとめた。」に改める。

1. 生産の実態	
2. 山林局の森林収入	
第5節 チーク林の保続政策	408
第5編 イギリス帝国主義下のタイ国半植民地林野制度	413
第1章 間接統治政策の特質	413
第1節 半植民地化過程と半植民地経済の特徴	413
1. 半植民地化過程	
2. 半植民地経済の特徴	
第2節 間接統治政策の特質	425
1. 法治主義的顧問制型間接統治政策	
2. 間接統治機構	
3. 財政事情	
第2章 土地制度の推移と国家的林野所有の形成	440
第1節 土地制度の推移	440
第2節 国家的林野所有の形成	443
第3章 国有林におけるチーク林管理経営制度の展開	444
第1節 チーク林管理経営機構	444
1. ラオ土侯のチーク林支配とイギリス資本の出現	
2. イギリス資本のチーク林乱伐と英人山林顧問による山林局設置	
第2節 スレード氏によるチーク林管理経営のための法制確立	448
第3節 チーク林払下政策	451
1. 第1期借林契約	
2. 第2期借林契約	
3. 借林区法の公布・改正に伴うイギリス独占資本の優位と土着資本の衰退	
第4節 イギリス独占資本のチーク林生産の実態	458
第5節 山林局のチーク林収入	461
第6節 チーク資源の保続政策	464
第6編 アメリカ帝国主義下のフィリピン植民地林野制度	469
第1章 間接統治政策の特質	469
第1節 植民地化過程と植民地経済の特徴	469
1. 植民地化過程	
2. 植民地経済の特徴	
第2節 間接統治政策の特質	481
1. 自治主義的間接統治政策	

2. 間接統治機構	
3. 財政事情	
第2章 土地制度の推移と国家的林野所有の形成	497
第1節 スペイン統治期の土地制度の推移と国家的林野所有の形成	498
1. 土地制度の推移	
2. 国家的林野所有の形成	
第2節 アメリカ統治期の土地制度の推移と国家的林野所有の継承・確立	501
1. 土地制度の推移	
2. 国家的林野所有の継承・確立	
第3章 国有林における管理経営制度の展開	510
第1節 林野管理経営機構	510
1. 林野管理経営機構	
2. 林野管理経営区分	
第2節 林野管理経営のための法制	517
1. 統治初期～ジョーンズ法成立前までの山林法制	
2. ジョーンズ法成立～コモンウェルス政府期の山林法制	
第3節 林木払下政策	520
1. 統治初期～ジョーンズ法成立前までの林木払下政策	
2. ジョーンズ法成立～コモンウェルス政府期の林木払下政策	
第4節 生産の実態と山林局の収入	529
1. 生産の実態	
2. 山林局の収入	
第5節 森林資源の保続政策	537
結 論	544
Summary	549
参考文献	552

## 第4編 イギリス帝国主義下のビルマ植民地林野制度

### 第1章 間接統治政策の特質

#### 第1節 植民地化過程と植民地経済の特徴

##### 1. 植民地化過程

イギリスのビルマ植民地化は、1824～88年の間における3回に亘る英緬戦争によって実現した。第1次英緬戦争は1824～26年の間に行われ、それによってインド洋に面した陸地の大部分が占領され、その後の1825年の第2次英緬戦争によって下ビルマの一角は、イギリスの植民地となった。なお1885年の第3次英緬戦争では上ビルマが併合され、その結果ビルマの全土はイギリスの直轄植民地となったのである。イギリスのビルマに対してとった統治形態もマレー植民地と同様法治主義の間接統治であった。ビルマが英領インドの一部としてイギリスの統治下におくことが宣言されたのは1886年3月1日であり、1937年以降のビルマ統治は、英領インドから分離した独立の直轄植民地としての統治であった。それでは以下において具体的な植民地化過程について述べることにする。

ビルマは東南アジア諸国の中では、比較的西欧勢力との接触がおくれた国である。その理由としてビルマが①地理的に閉鎖されており、しかも②当時西欧諸国を引きつける魅力ある産物のなかったこと(107)、などが上げられる。まず地理的面的に言えば、ビルマの地形的特性が、民族の移動を限られた接壤地域の範囲にとどめることとなったため、遠く離れた西欧諸国との接触は、その歴史も浅く、かつ主として海を通じ、きわめて稀にしか行われなかった(80)。そのことをもっと詳しく説明すると、ビルマに通ずる陸上ルートは、インド、中国、タイを経由する道があるわけだが、その国境はいずれも山岳、ジャングル地帯で、交通が容易でなかった。海上ルートは南のイラワジ・デルタを経由するのだが、ここは18世紀から19世紀初めにはまだ開けておらず、ことに1750年代、モン族の反乱があった後は荒廃していた。

周辺を山岳に囲まれ、閉鎖的なビルマの国内は河川が南北に流れて、南北の交通は発達したが、川沿いの谷と谷の間を結ぶ東西の交通は、これまた山と密林にさえぎられて、容易ではなかった。こうした地理的条件から、ビルマの中心は、古くからチンドウィン、イラワジ、シッタンの3河が集り、その谷によって東西南北への交通が可能な中央部にあった。マンダレー、アバなどがビルマの王朝の都となった理由もそこにあるのである。こうした地理的条件から、ビルマは内陸国家の性格を持っていた。つぎに産物という点では、ビルマはこうした閉鎖された国内で、中部ビルマの綿花、油用種実と南部の米とで自給自足を続けており、とくに西欧諸国の注目を引く産物を出さなかった。そういうわけでモルッカ諸島からの西欧の香料船は、ビルマに立ち寄ることなく、ビルマはいわば17世紀末まで西欧諸国から隔絶した存在となっていた。

ビルマがイギリスの植民地支配を受けるまで、ヨーロッパ人との接触が明らかにされているものは、1519年にイタリアのヴェニス商人ニコロ・デ・コンティがテナセリウムに上陸し、商業に従事したことをもって嚆矢とする。その後、ポルトガル、オランダ、イギリス及びフランスの商人が渡来して商業の確立を図っている。ポルトガル人とオランダ人は16世紀の初頭から17世紀の初めにかけて、ビルマと通商条約を結んで移住し、英国の東インド会社も国内に商館を開設した。ところが17世紀の半ば頃、蘭人とペグー王国官吏との衝突が原因で、一時欧州人はすべて放逐されたが、同世紀末再

び英人の商館を許し、仏人もまた来住するようになった。だいたい18世紀末にはイギリス人がビルマでの経済的実権を掌握していたようである。

ところで、歴史的に見たビルマの国内事情がどのような状態にあったかを述べよう。ビルマには実に多種多様な民族が住居しているので、ビルマ族を中心とする種族を構成するまでの歴史は、外部よりは蒙古及び支那からの侵略があり、内部にはシャン族、ビルマ族、タライン族等の抗争があって、内外ともに全く民族闘争史の連続であった(123)。ビルマ族の起源となったのは、西暦前900年頃中央アジアから蒙古族のチベット支那族が北部ビルマに侵入し、先住民族たるピュー、カセン、セツ族を南方に駆逐(95)してビルマの中原に居を定めたことに始まっている。

11世紀より13世紀の前半までは、バガン王朝が栄え国運ははなはだ盛んであったが、同王朝は蒙古軍の侵入を受けて衰微し、その後シャン族のサガイン王朝が起こって、一時中部ビルマを統一したが間もなく亡びた。ついでマルタバン王国が建設されたが、1540年かねてビルマの東部に勢力を張っていたタライン族のペグー王国に滅ぼされた。それ以来18世紀の半ば頃まで、ペグー王国はビルマの大部分を治めることになった。18世紀半ば過ぎの1752年にビルマ族の英雄アロングパセが現われて、1757年についてペグー王国を倒して王位につき、ビルマを建てた。これが最後のビルマ王国の起源であり、今日のラングーン市もアロングパヤが建設したものである(115)。ビルマはだいたい18世紀後半から19世紀初頭にかけては、アロングパヤの王朝(1752～1885年)の支配下に置かれていたのである。ビルマ族のこの王朝(第1～4代)は、東南方面ではシャム族の辺境テナセリウム、メルギイ及びタポイを治め、北は清国の大軍の入寇を撃退し、西はアラカン、マニプール及びアッサムを征服し、ビルマ史上最大と言われる領土を確保していた。しかし、このようなビルマ王朝の膨張期は、ちょうどイギリスのインド支配の伸長期と合致し、両国はアラカンとベルガンの境で直接お互いの国境を接することとなり、この国境の紛争が原因で両国の平和は破れた。こうして英緬戦争は起こり3次にわたる英緬戦争はビルマの敗北に終り、ついに1885年にビルマはイギリスの完全支配下に入ることとなったのである(81)。

それでは18世紀から19世紀にかけてのイギリスを含めた欧州諸国のビルマ進出の動向はどうであったかについてより具体的に論じよう。17世紀にインドに東洋侵略の第1歩を占めたイギリスが、ビルマにきた時この国の物資が豊富であり、しかも未開発の状態に置かれていることに驚く一方、インドと共にビルマこそは、本国の資本主義形成の重要な蓄源地となるであろうことを看取していた。だがいざ侵略の場合に、唯一の最も重大なる障碍は、ビルマ民族の反抗などではなくして、これまでビルマの地に牢固とした勢力を扶植していたフランスの存在であった。衆知の通り東洋侵略の創始国ポルトガル、オランダの勢力が次第に衰退におちいつてから、すなわち19世紀以降の東洋における白人侵略史は、主にイギリスとフランスの2国の舞台となっていた。とくに18世紀の英仏侵攻前史を過ぎて19世紀になると、両国の資本主義経済も自由主義段階からさらに帝国主義段階に入ったので、ますます植民地獲得のための侵攻も本格化し、したがって英仏両国の拮抗も、加速度的に激しさを加えたのである。

東洋における英仏両国の17世紀から19世紀初めにかけての植民地取得争いをみると、まずインドにおける勢力争いではイギリスが勝を制し、タイ国における17世紀後半の対立は、1688年に有名なフェルコン革命となって、英仏両国共に後退の余儀なきに至り、安南では1787年にフランスと攻守同盟が結ばれている。イギリスは1819年にラッフルスの努力によって東洋への全面的進取拠点であるシンガポールを占拠して新段階を画した。このようにインド、タイ、安南でさらにはシンガポールを中心として反目してきた英仏の対立はビルマでも引き起こされることが予想されたのであるが、賢明な彼らは、無用の争いを止めて暫く時期静観の態度をとったのである。その時期は、イギリス人が予想していたより意外に早く到来した。すなわち、18世紀の中葉、滅亡の途にあったタライン族と新興ビ

ルマ族の種族闘争をめぐる英仏両国の争覇である。内乱を利用して各々一方の種族に援助し、もって侵略の歩を進めることは彼らの常に用いる常套手段であり、ビルマでもフランスはタライン族を、イギリスはビルマ族に支援を与えた。滅亡しつつあるタライン族を援助したフランスの勢力は、ビルマ族の勢力が強化されるにつれて、次第に後退し、代ってイギリスが登場することになった。

イギリスの支援を受けたこのビルマ族の王国は、19世紀に入ると勢に乗じて逆にアラカン族を治めようとして英領インドのベンガル州の南東部アッサム地方に侵入する態勢を示した。アラカン族は、上ビルマ地方とくに英領インドのアッサム地方にかけて散在していたが、タライン族を平定したビルマ族は、ついでアラカン族をも支配する意図で1824年に国王パギダウに率いられて英領インドのアッサム地方にまで侵入したのである。これがビルマ族にとっては、イギリスに侵略の絶好の口実を与え、ビルマ王国崩壊のもとになったのである(46)。1824年3月5日、インド総督アマス(Lord Amherst)氏はビルマに対して宣戦を布告し、5月10日にキャンベル(Sir Archibald Campbell)将軍が海軍司令官グラント(Commander Grant)氏と共に兵を率いてビルマに進入した。この戦争が第1次英緬戦争の始まりである。英軍はラングーン、マルタバン、タポイ、マガイ、ペグーをつぎつぎと占領し、さらにヤンタボ(Yandabo)に進出した。その結果、ビルマ軍は敗退を余儀なくされ、1826年2月24日ついに降服し、両国の間にヤンタボ条約が締結された。この条約によってビルマは英国にアッサム、アラカン及びテナセリウムの3地域を割譲し、そのうえ軍費100万ポンド(1,500万留比)賠償した。これで第1次英緬戦争は一段落したのである(25)。

その後、イギリスはビルマ王に対し屈辱的通商条約、イギリス人弁務官の駐在、在ビルマ・イギリス人の保護等の強制を行なったが、ビルマ王が反英態度を露骨にして、全くイギリスの希望を受け入れなかったため、イギリスは資本制的利潤追求の野望を達成するため1852年3月15日英・緬の間に再び戦端を開いた。これが第2次英緬戦争である。この戦争もビルマ側の敗戦に終り、その結果ビルマはペグー地域をイギリスに割譲し、イラワジ河の汽船航行権をイギリスに許可することとなり、着々とイギリスのビルマ植民地化の意図は実現し、下ビルマの全領土は英領となったのである。イギリスは1853年ラングーンに政庁を設置し、下ビルマの開発統治に着手し始めた。イギリスにとって植民地化の対象地としてあとに残ったものは上ビルマのみとなった(47、96)。

第2次英緬戦争が終了してしばらくたった後、再び英仏両国がビルマを舞台として闘争し始めた。この両帝国主義国家の争いは、結局のところイギリスの勝利となって、フランスは敗退することになるのであるが、ビルマにしてみれば、両国の争覇戦はビルマ王朝の滅亡をより一層促進させることとなった。第2次英緬戦争後と云えばフランスにしてみればベトナムの安南をはじめとする、インドシナ工作が決定的成功裡に終了しようとしていた頃である。だからつぎに進出すべき地域は、東インド諸島か、ビルマでしかなかった。ところが東インド諸島はすでにオランダの植民地となっていたし、したがってビルマがフランスにとって植民地化の好対象となっていた。フランスに有利な条件は、第2次英緬戦争後といえども、上ビルマ一帯にはイギリスの勢力が及んでいなかったし、また当時からビルマ民族はイギリスの態度に相当根強い反抗意識を持っていたことである。フランスがこれらの条件を利用して自国の勢力を扶植することは最も好都合なことであった。

一方、イギリスの圧迫下に苦しんでいたビルマ人は、他の強固なる国家と結んで、イギリスの支配下を脱することは、この当時最も緊急な課題であった。1871年のイタリーとの通商条約締結、1873年のフランスとの通商条約締結は、いずれもイギリスの抑圧を脱れんとするビルマ民族の窮余の一策である。これに乗じてフランスはさらに1885年に領事を派遣してマンダレーに至り、ビルマと条約を締結した。マンダレーからトングーに至る鉄道は、仏国の借款によって敷設したのであるが、内河捐税等をもって担保とし、仏緬銀行を設立して、それを両国の共同管理とした。またビルマはフランスとの武器援助の密約をも結んだのである。

イギリスはこういうフランスの攻勢に驚き動揺した。その時、イギリスはフランスと再び対立することよりもビルマ全土を可及的速やかに自国の領土として宣言することが最も必要であることを知ったのである。だから同年、ただちにイギリスはビルマに対してつぎの3条の要求を提出した。すなわちそれは、①インド政庁よりの代表者を尊敬すること、②ボンベイ・ビルマ貿易商会に対し、その租借条件違反を名として、23万ポンドの罰金を課せんとする問題を代表者到着後に延期すること、③将来外交問題に関してインド政庁と合議すること、という内容であった。これらの要求に対してインド政庁に送られてきたビルマ国王の返事は、無条件の拒絶書であった。そのために第3次英緬戦争が発生したのである(48)。1885年11月、英国のプレンド・ガスト将軍は海軍をもってイラワヂ河をさかのぼり、ミラン、バガン、ミンヂャン等のほか、首都マンダレーを陥れ、ついにビルマ王国を滅亡せしめて、上ビルマを平定した。そして翌年の1月1日からイギリスはビルマ全域を英領とし、英領インドの一州に編入した(97、99)。当時のイギリス経済は帝国主義段階に突入しており、そのためにビルマをイギリスの政治的支配という形で領有することは急務であったのである。

インドの一州としてのビルマの間接統治は、当初は弁務官(Chief Commissioner)による統治であったが、1897年4月からインド総督令でビルマをインド議会条令による自治組織の一州(Province)とし、弁務官に代って副知事(Lieut. Governor)が統治を行うこととなった。副知事の下には諮問機関として立法参議会を開設した。さらに1923年からの統治は知事(Governor)が副知事に代って行ったが、1937年4月1日からはビルマ州が英領インドの行政地域から分離したため、ビルマは英本国直轄の統治領として総督によって統治されることとなったのである。ビルマの植民地の性格を厳密に言うと、該領はイギリス議会の制定によるビルマ統治法に基づき、ビルマ総督がイギリス皇帝に代りそれを直轄する植民地で、王領植民地(Crown Colony)と自治領(Dominion)との中間に位する準植民地(Near Dominion)である(11、93)。統治上の性格は言うまでもなく間接統治であったのである。こういう植民地化過程の中でイギリス独占資本の富は追求されたのだが、反面ビルマ民族は耐え難い屈辱を経験することになり、そのことが民族運動を根強く続けさせる原動力ともなったのである。

1941年に太平洋戦争が勃発し、日本軍が英領ビルマに進駐を始め、同年12月14日まずヴィクトリア・ポイントを攻略した。さらに翌年1月19日、日本軍はダボイを占領、さらに北上して31日にモールメンを制圧し、2月10日にはマルタバン、次いで3月8日にラングーンを完全占領した(116)。イギリスは第1次英緬戦争から日本軍のビルマ進出までの約1世紀もの間、ビルマを支配してきたのである。

## 2. 植民地経済の特徴

すでに述べたごとくイギリスのビルマ征服は、1824年に始まった第1次英緬戦争から、1885年の第3次英緬戦争までの3次の戦争で完了しており、第1、第2次の戦争では南部のデルタを含む沿岸地域の下ビルマが併合され、第3次の戦争では中部ビルマを含む内陸部の上ビルマがイギリス領となった。周知の通り、ヨーロッパ諸国のアジア植民政策は、1870年頃以前を仮に第1期、それ以降を第2期とすると、第1期の植民地政策は、もっぱら商品市場及び原料獲得を目的とする産業資本主義的性格のものであるにとどまったが、第2期の植民地政策は、第1期の目的の他に強圧的にしゃにむに資本投下地域を求める帝国主義的性格を帯びるに至る。そのことはもちろんイギリスのアジア植民地政策についてもあてはまるものであり、1885年における第3次英緬戦争によるビルマの全面的直轄植民地化は、イギリス植民地政策の侵略的帝国主義を背景としていた。

当初におけるイギリスのビルマ支配の政策的眼目は、まず第1に、ビルマが秘める一切の経済的資



源の資本主義的開発であり、第2に、その目的の実現のため政治面からビルマ社会機構を目的合理的に再編成することであった。植民的膨張は、なんらの干渉も受けることなく進行した。まず、ビルマの経済開発のテンポは、鉄道敷設のマイル数の伸長度がそれを象徴している。1877年には161マイルにすぎなかったものが、1889年には547マイルへ、そして1936年には2,060マイルにまで伸長し、主要生産地を縫う鉄道網がひとつおりの完成した。

ビルマの経済資源開発の焦点は、木材及び地下資源の開発と下ビルマの開拓 = 水田化の2点にしばられたが、いずれも、もとより外国資本を強力なテコとして推進された。外国人投資が、第1表-1に示すごとくインド人や華僑の投資を含めずに、5,000万ポンドを下らず、その投資総額の9割をイ

第1表-1 外国人部門別投資 (1935~40年平均)

単位：100万ポンド

品 目	投 資 額	割 合 (%)
石 油	18.0	34
鋳 山	11.0	20
木 材 (チーク)	9.0	17
米	3.0	6
ゴ ム ・ 茶 等	1.75	3
工 業 生 産	2.5	5
運 輸	6.0	11
公 債	2.0	4
計	53.25	100

注：猪木正道編・タイ・ビルマの社会経済構造、134頁より作成。インド・華僑の投資を除く。

ギリス資本が占め、そして投下利潤の外国送金が年々1,000万ポンドないし1,200万ポンドに達していた(18)。この表によると、石油と鋳山を合わせた投資額が全体の54%を占め、つぎに木材の17%、そして運輸の11%、米の6%という順である。ビルマは石油を始めタングステン、亜鉛、錫、ニッケル、鉛、アンチモニー、銀等の鋳物資源がきわめて豊富であるため、該領に対する投資はこれらの鋳物資源に集中したのである。木材(チーク)への投資が900万ポンドにも達していたことを考えると、イギリスが採取的林业開発にも相当な力を注いだことがわかるのである。

つぎに調査年次不明 — おそらく1924年頃の調査と思われる — であるが、米国のミシガン大学教授キャリスの発表によるビルマにおける外国企業投資の状況について第1表-2で示すことにする。この表によると直接企業投資が4,720万ポンド、その他に多少の証券投資として200万ポンドがあり、両者の合計は約5千万ポンドとなって、それがビルマに対する全投資額となっている。表の総投資額のうち約7割が石油と鋳山への投資である。ビルマではその投下資本のほとんど大部分がイギリス資本によるもので、鋳業投資のごときは全部英国系の会社の投資である。林业(チーク)、栽培業には若干のインド人及び華僑の投資があり、銀行、貿易等の投資にはわずかの米国、仏国等の会社があったに止まった。ビルマにおける投資の特徴として言えることは、5千万ポンドと推算される外国投資の中で3分の2位が石油及び鋳物投資に集中していること、そしてほとんどありとあらゆる投資事業が少数の英国系の巨大会社によって独占されていることを特徴としている。ビルマの全投資額の9割

第1表-2 外国企業投資 (1942年頃)

単位：1万ポンド

品 目	投 資 額	割 合 (%)
石 油 会 社	1,600	34
鋁 山 会 社	1,500	32
チーク材その他の木材会社 ( 製材業をも含む)	350	7
ゴム・茶・その他の栽培園	120	2
銀行・貿易及び製造業	550	12
鉄道・河川船運・電車	600	13
計	4,720	100

注： 樋口弘・南方に於ける資本関係、108～109頁より作成。

もしくはそれ以上がイギリスの投資であるかまたはイギリスの支配下にあったという。ビルマではイギリス以外の投資者としてはオランダ——主として蘭印に活動している資本——デンマーク、米国、日本があった。華僑の投資事業もあったが、それは他の南方諸地方ほどに重要でなかった(13)。

それでは以上の資源開発とならんで注目すべき下ビルマの水田開発の実態について触れよう。インド経路を進めたイギリスは、19世紀になって、産業革命で増大した商品の市場として、ビルマに注目したのであるが、やがて経済が帝国主義段階に移行すると、下ビルマをインド、マラヤ、セイロンなどのイギリス領植民地諸国への米の供給地として開発する必要にせまられたのである(108)。こういったことのために経済的に見て、イギリスの対ビルマ政策の特質は、ビルマ人を米作民として生活するように仕向けることであった。それはイギリスの搾取政策であり、圧政であり、また土着産業の絶滅を意味したのである。

イギリスがビルマ統治において最も恐れたのは、ビルマ民族が、インドと対等となって反英運動を起こすということであった。これを未然に防遏するためにイギリスの考えた策は、経済的に何よりもまず土着資本の蓄積を防ぐということ、つまりビルマ民族を経済的に自立できないようにしておくことであった。そのためには、民族の育成に必要な一切の源泉となる産業はイギリスの独占下に置かねばならなかったのである。それはまたイギリス本国の資本主義形成発展に重要な役割を果たすためでもあった。

イギリスのそういう搾取政策の結果、ビルマの石油、チークその他の重要経済資源はほとんどイギリス系資本の独占するところとなり、ビルマ民族に与えられたものは、農業、なかでも米作以外に生きる道はなかったのである。そのみではなく、イギリスはほとんど資力のないビルマ民族に対しては土地を担保として資金の融通を行った。これがなお一層、ビルマ民族を経済的に逼迫せしめる原因となり、10億万ルピーに上る農村負債は、ビルマ民族経済の重大問題となっていた。加えるに本国製品の進出はビルマ農民のわずかな資本も奪い去り、人頭税はいささかの呵責もなく、農民の上に課せられたのである(50)。

さて第2次英緬戦争によって英領となった下ビルマはほとんど英領植民地として開拓され、その後第3次英緬戦争によって英国に併合された上ビルマ地方とは、自然区画的にもその性格を異にするが、なお両地域は政治史的理由によってその経済的性格に著しい対蹠的存在を示したのである(28)。

要するにイギリス領の下で、下ビルマと上ビルマの間には、著しい地方性の差が見られ、イギリス植民地化の度合の差を見ることができる。まず自然区画から述べると、下ビルマは水田地帯としての条件をそなえたイラワヂ川、シッタン川、サルウィン川下流の広大なデルタ地帯と、アラカン沿岸地方、マレー半島の西部テナセリウム地方である。上ビルマは、イラワヂ、チンドウイン、サルウィンの上流河谷地帯と山岳地帯から成る。そこでは石油と鉱産物等が産する。

つぎに政治史面から経済的性格の差異について見ると、下ビルマがイギリス領になった当時、ここは人口も少なく、米作は行われていたが、十分に開発されてはいなかった。イギリスは、ここに独自に米作を開発したが、インド人を大量に導入し、いわばビルマ人社会とは別個の国造りを行った。下ビルマ地方はビルマ民族にとっても新開地であり、したがってその広大な開拓地がイギリスの資本主義機構下に商業的農業地帯化されたのも当然のことである。一方、上ビルマ地方はビルマ民族育成の地であり、すでにビルマ民族の生活圏として牢固たる組織化に置かれ、いわば国有の封建的社会を比較的保持しつつあった。つまり、上ビルマは古くからビルマ王朝の政治の中心であり、古い仏教文化があり、人口も多かったのも、そこはイギリス植民地支配にとっても下ビルマのように魅力ある地域ではなかった。農産物の生産について、それは下ビルマにおいては米の単一大量的生産または近代農園(ゴム)経営となっているが、上ビルマでは米の自給自足的生産それから豆類、胡麻、落花生、綿花等の多角的生産などがあり、著しく自然経済の要素を保有している。そういう訳で下ビルマの生産形態は資本制的商品生産が中心となり、上ビルマの場合は自給自足的生産であった。このような事情からイギリス支配下でのビルマの政治・経済の中心は上ビルマのマンダレー周辺から下ビルマのラングーンに移ったのである(29, 109)。

ところで農業はビルマ産業の大宗を占めており、ビルマ国民経済の基礎を成している。ビルマの総人口1,400万人(1931年調査)の約4分の3、すなわち70%に当る約1千万人が農民であることから見てもビルマにおける農業の重要さが十分推察される。農産資源はこれを過剰及び不足の2種に分けて観察すると、国内需要を満たし、さらにその過剰を外国に輸出するいわゆる「過剰資源」は、米、綿花、豆類、ゴム、落花生で、その供給が国内需要を満たし得ないいわゆる「不足資源」は煙草、小麦、茶、椰子等である。米を除くその他の農産物は、大体において上ビルマに産し、いわゆる乾燥地帯の資源である(117)。

ビルマにおける主要農産物の栽培面積を示すと第2表の通りである。この表からもわかるように下

第2表 主要農産物栽培面積(1938～39年)

単位：エーカー

種 別	下 ビ ル マ		上 ビ ル マ		全 ビ ル マ	
	面 積	%	面 積	%	面 積	%
米	9,934,979	90.0	2,446,993	32.0	12,381,372	67.0
油 種 子	32,426	0.5	2,153,927	29.0	2,606,353	14.0
豆	156,906	1.4	1,190,530	16.0	1,347,436	7.0
雑 穀	38,661	0.4	820,891	11.0	859,552	5.0
綿 花	3,324	0.1	404,277	5.0	407,601	2.0
ゴ ム	107,189	1.0	—	—	107,189	—
其 他	705,845	6.6	541,475	7.0	847,320	5.0
計	10,998,730	100.0	7,558,093	100.0	18,556,823	100.0

注： 台湾総督府外事部編・南洋年鑑(上)、1316頁より転記。

ビルマの栽培面積のうち90%が米作であり、上ビルマでは32%がそれである。全ビルマからすると栽培面積の約7割が米作地となっている。1937年の世界米生産高は約9,398万トン(6億石)で、そのうちビルマが458万トン(3千万石)で約5%を占め、支那、インド、日本について第4位の位置にある(58)。ビルマの米輸出量を見ると、該領とともに世界3大輸出国として知られているタイ、仏印の輸出量をはるかに凌駕しており、米輸出国としては世界第1位にある。このようにビルマは世界有数の米作地であり、そのためにビルマの農業は米作であると言っても過言ではないのである。

米作農業の発展に中心的役割を果たしたのは、下ビルマであったが、下ビルマ・デルタ地域の開拓は、イギリスの下ビルマ領有とスエズ運河の開通を直接の契機としていた。下ビルマのデルタ地域はイギリスに領有された1852年当時は、野獣が棲息し、深い密林におおわれた未開地帯であって、わずかの部落が存在したにすぎなかった。その後ベグュー地域を中心として開拓が行われ、さらに1869年のスエズ運河の開通によりヨーロッパ市場への米の積み出しが容易となって、そのことも下ビルマの開発を一層刺激したのである。米開発のための労働力として初期には上ビルマからの移住者が、後には大量に、しかも低廉な季節労働力としてインドからの渡来者が広く充用された。インド人の移住はイギリスのビルマ支配以後であって、イギリスのビルマ開発政策に伴ったいわば経済的要請に従って行われたもので、これによってデルタ地域農業の開発と、これに関係をもって展開を見た諸経済活動規模が著しく広げられた訳である。しかしインド人の移住は、一面インド自身の事情にも合致し、その飢饉救済とも関連づけられていた(82)。

今ここで上・下ビルマにおける米作付面積の推移を第3表で示すことにする。この表を見ると、下

第3表 上・下ビルマにおける米作付面積の推移

単位：1千エーカー

年次	下ビルマ	上ビルマ	合計
1830	66		
35	235		
45	354		
55	993		
65	1,333	1886年前 記録なし	
70	1,437		
75	1,735		
80	2,379		
85	3,700		
90	4,398	1,357	5,755
95	5,007	1,500	6,507
1900	6,578	1,972	8,550
05	7,222	2,057	9,279
10	7,808	2,142	9,950
15	8,285	2,119	10,404
20	8,588	1,751	10,339
25	9,318	2,240	11,558
30	9,911	2,459	12,370
35	9,702	2,307	12,009

注： 溝口房雄・ビルマの農業経済、64頁より転記。

ビルマの米作面積は1870年代から急に増加している。このことは同年代からイギリス経済が帝国主義段階に移行したことに一致している。このように下ビルマの無人の荒蕪地及び密林地帯を開拓し、約1千万エーカーの稲作水田を作り出し、ビルマを一大米作地域化せしめたのは、先に見たごとくイギリスのビルマ植民地政策であったのである。農産につぐ重要資源としての鉱産、林産等も前述したように完全にイギリス資本の支配下に置かれ、それらの経済資源はほとんどビルマ人の経済から遊離した状態にあった。

それでは貿易面からビルマ植民地の経済的特徴を説明することにする。該額の輸出入類別年額を示すと第4表-1の通りである。この表の輸出を見ると、ビルマ植民地経済の特質を反映して米が46%

第4表-1 ビルマ輸出入類別年額 (1935~40年平均)

単位：100万ポンド

輸 出			輸 入		
品 目	金 額	%	品 目	金 額	%
米	17.4	46	織 維 類	3.9	23
チ - ク 材	2.5	7	食 料・タバコ	3.5	21
石 油	9.8	26	工 業 資 材・原 料 ・ 燃 料	3.8	23
金 属	4.3	11	そ の 他	5.6	33
そ の 他	3.8	10			
計	37.8	100	計	16.8	100

注： 猪木正道編・タイ・ビルマの社会経済構造、133頁より作成。輸出入差額は2,100万ポンドの出超である。

第4表-2 ビルマ輸出入地域別比 (%)

地 域 別	1937~38年		1938~39年		1939~40年	
	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入
英 帝 国 計	83	74	83	78	88	78
イ ン ド	51	49	54	54	60	55
英 国	14	20	13	19	13	17
そ の 他 英 領	18	5	16	5	15	6
外 国 計	14	26	13	22	10	22
欧 州	7	10	7	9	2	6
ア ジ ア	4	11	4	9	6	10
アフリカ及びアメリカ 最終仕向地未決定 (輸出のみ)	3	5	2	4	2	6
最 終 仕 向 地 未 決 定 (輸出のみ)	3	-	4	-	2	-
総 計	100 (506,617千 ルピー)	100 (238,497千 ルピー)	100	100	100 (550,555千 ルピー)	100 (251,602千 ルピー)

注： 蒲池清・南方経済資源総覧(第7巻)ビルマの経済資源、71~72頁より作成。1937~38年の輸出入差額は268,120ルピーの出超、1939~40年の輸出入差額は298,953千ルピーの出超である。

で最も多く、つぎに石油・金属を合わせたものが37%となり、そのつぎにチーク材の7%である。輸出の中身は原材料によって占められている。輸入の場合は加工製品が中心であった。ビルマが英領インドの一州として統治されていた頃は、政治・経済面において極端にまでインド依存化せしめられていた。それを貿易上から述べるとビルマ輸出品の大宗たる米の過半、石油の8割、チーク材の7~8割等はインドによって占められ、その反面インドにおけるビルマ貿易の占める割合はわずか1割に過ぎなかった。したがって英領インドの政策は直ちにビルマの経済に重大なる影響を与えることになった。ビルマは、1937年に至りインドから分離して半自治領的地位を獲得したが、依然としてイギリスの植民地、とくにインドの従属的地位からは脱していなかった。そのことを1937~40年の貿易内容(第4表-2)から見ると、輸出入ともにますますインド依存の傾向が強化されたのである(31)。

## 第2節 間接統治政策の特質

### 1. 法治主義的総督制型間接統治政策

イギリスのビルマ統治政策は、総督支配下のビルマ人議会及び内閣制を活用した「法と秩序」を基調とする法治主義的間接統治であった。すなわち法治主義的総督制型間接統治政策であった。

ビルマ全土のイギリス帝国への併合は、本質的には、二重の意味で民族的屈辱であった。第1にアラウンパヤ王朝の終えんによって民族主権の喪失を甘受しなけりばならなかったこと、第2に、主権喪失に加えて、ビルマの全版図がインドの1行政単位化せしめられたこと、この2点において、イギリスのビルマ支配は、ビルマ人観点からすると、ア・プリアリに不条利を秘めていた。イギリス植民地権力によって伝統的家産王政の人的要素の淘汰が行われた後では、英植民地権力は当初から高度の安定性を享受した。

植民地化とともにビルマ社会機構の政変も急激に進行した。旧支配層の人的淘汰を行った第3次英緬戦争を介して、従来の家産的・人格支配的統治様式は見事に払拭され、それに代わって、法の支配の原則に基づく非人格的・機能合理的な行政機構がビルマに導入されることになったのである。植民地支配体制における政治的課題は、植民地搾取の効率の高度維持につきるのであり、経済過程の保全と植民地権力意志の円滑化を眼目とする機能合理的な官僚制の確立が、まず何よりも急がれた。厳密な法の支配の鉄則や政治機能の分業の観念は、ビルマ政治の伝統的文化を支えてきた国王権力絶対性の観念あるいは地域の村落共同体の首長の全能性の観念とは根本的に撞着していた。全政治機能を一身に担う全能の人格の存在に慣れきったビルマ民衆にとって、抽象的な法理念を前提とするかかる政治機能の分業化、あるいは政治的権威の断片化の傾向は、理解、適応の限界をこえていた。

こういったイギリス権力の上からの徹底した政治の近代化によってビルマは、その伝統的な政治の慣行と二重に異なった政治様式を押しつけられたのである。第1にヨーロッパ的合理主義を基調とする法秩序体系及び統治行政方式は、絶対王政下の中途半端な家産的支配様式あるいは対人忠誠の伝統とはまったく異質であった。第2に、ビルマはインドの一州とされたために、インドで試みられた統治方式が、ビルマの風土の特質への顧慮なしにそのまま移植導入された。そして結局、ビルマに確立されたのは、インド分離前まではインド総督あるいはインド政庁を最高政治責任者とし、ビルマ自体には行政責任者しか駐在しない、機械的な行政機構であった。ハーヴェイは、これを「奇妙なほど非人格的な体制」と呼んだのである(19)。ビルマのインド分離後の該領の統治は、総督を中心とする強固な支配体制となった。

イギリスのビルマ統治形態は、マレー植民地と同様に間接統治であったが、その統治内容はビルマ

民族の伝統を無視するほどにきわめてきびしい圧政を布いたのである。イギリスが「下ビルマを席捲した時、ビルマ人は国土を破壊し逃亡した。イギリス支配は難民の帰還とインド人移住を引き起こしたが、これらの混成住民は伝統とか伝来の制度とかなしに暮した。そこでイギリス人は、ビルマ人を階級の差別も伝来の制度もない全く一様な農民であり、政府は組織化されない専制政治とみなした。だから上ビルマを併合した時、当然のことながら、すでに実施済みの英印型の政治を実施するダブラ・ラサ（白紙）とみた。」。イギリスのビルマ統治が、このように強圧的立場を取ったため、実際において東南アジアの旧植民地諸国のうち、ビルマほど旧来の権威とか封建的要因が残らなかったところはなかったのである。

第3次の英緬戦争後、イギリスは、ビルマの王朝を完全に抹殺し、伝統とか習慣を無視して直接統治に近い統治を行った。ほぼ同じ時期に、フランスの植民地になったインドシナの場合、アンナン、カンボジア、ラオスなどでは王朝が残されたのであるが、どうしてビルマではそれが圧殺されたのであろうか。この原因について、イギリスの歴史家は、ビルマ自身が王朝としての基盤が弱かったからだと力説している。ビルマでは、植民地前においてビルマ族とモン、シャンなど少数民族との戦争が続いていたし、さらにビルマ族内部の争いで、国内が固まっていなかった。だから、ビルマの王朝による統一は、「永続性のある統一」ではなく、血なまぐさい虐殺によって維持されてきたものであり、そういう訳でビルマ史は種族間の権力闘争の歴史であったのである(110)。イギリスのビルマ植民地支配が露骨になったのも、こういったビルマ民族主権の基盤が喪失していたからであると考えられる。

強圧的なイギリスのビルマ植民地支配は、漸次、ビルマ社会にいろいろな問題を生起せしめることになった。その第1は、植民地体制の経済過程の特質がまねいたビルマ人の窮乏化であり、第2は、生活の窮乏化あるいは社会的個人的生活様式の急激な変化によって生じたビルマ人の心理的不安定化である。ビルマの農民は1910年までには、ビルマ王政時代の農民より相当に貧しくなっていた。ビルマ人の窮乏化は、植民地政策の直接的帰結である。ビルマの植民地化は、前述したごとくビルマ天然資源の開発と下ビルマの開拓をもたらして、従来の安定的村落経済の枠を破る植民地型経済体制をビルマに確立した。貨幣経済・商品経済化への道が開かれ、農村社会の自給自足的自己完結性は相対的に比重を減少せしめられることになった。人口の増加も併行的に現象化した。こういう社会的流動化誘因に応じて、ビルマ人が漸次従来の生活圏と生活様式を離脱して行ったところに、窮乏化の基本的要因が求められる(20)。

このようにイギリスのビルマ植民地においてとった「法と秩序」による間接統治は、マレー植民地の場合よりも露骨で、極めて徹底化していた。それでは以下においてビルマ植民地におけるイギリスの法治主義的間接統治政策の実態を見ることにする。イギリスがビルマ植民地にとった統治政策はつぎの3時代に区分できる。それは①インド総督指揮下の副知事統治州時代(1897～1922年)、②同総督指揮下の知事統治州時代(1923～36年)、③印・緬分離後ビルマ総督統治時代(1937年以降～第2次大戦まで)から成る(49、56、88、83)。

まず①のインド総督指揮下の副知事統治州時代から説明することにする。イギリスは第1次、第2次の英緬戦争によって下ビルマを占領すると、そこをインド総督の統治下に置き、ラングーンに弁務官(Commissioner)を駐在せしめて行政の任に当らしめた。第3次英緬戦争の結果、ビルマ王国は滅亡し、上ビルマはイギリスに併呑され、それによって上下ビルマはイギリスの併合するところとなり、初め上ビルマには別個の駐在官が置かれて、彼には相当の権限が付与された。1886年にイギリスはビルマ全土を英領インドの一州として合併し、上下ビルマを一行政区として統治したのである。イギリスは1897年4月4日にはインド総督布告により、全ビルマをインド議会条令(The Indian Councils Act, 1861)による自治組織の一州(Province)とし、副知事(Lieutenant

Governor) を置いて統治に当らしめ、別に副知事の諮問機関として立法参議会 (Burma Legislative Council) が創設された。この立法参議会の設立が、ビルマにおける初めての法治主義的間接統治の出発を意味したのである。

立法参議会は副知事を議長とし、かつ副知事の指名による9名の議員より成るもので、議員の内訳は英人官吏5名、英人非官吏2名、ビルマ人1名(旧ビルマ王朝大臣)及びシャン人土侯1名であった。この参議会は行政及び財政等に関する質疑とか審議は一切許されず、わずかに制限された範囲で一般治安及び公益等に関する立法に参加できるのみで、それはほとんど副知事の意志通りに動かされた。ついで1909年にインド議会改革に関するいわゆるモーレイ・ミント改正法 (Moarley-Minto Reforms) がインドにおいて実施され、その結果同法がビルマでも適用されることになって、ビルマ参議会の議員数も増加し、かつその権能もやや拡大された。すなわち議員数9名から最高15名となり、そのうち1名はビルマ商業会議所(主に英人)より選出され、他の14名はインド総督の認可を経て副知事の指名(うち6名は現職官吏)する者より成り、その他副知事は立法事項に特殊の知識を有する専門家2名を議員として議席を与えた。この改革後の参議会は予算案その他公益関係の事項に関し、ある程度の審議及び質問を許されたが、予算案の審議には決議権は含まれていなかったため、議員は単に予算運営に関する意見を発表するに止まった。1915年10月に指名議員を14名から15名に、選挙議員を1名から2名にふやし、後者の増員された選挙議員はラングーン貿易協会(英人商人)より選出することとした。同年再度のインド統治法改正法の結果、ビルマ立法参議会の議席を最高30名に増加することが認められ、公選による者は2名にすぎなかったのである。

このような統治方式の変遷は、ビルマ自体の政治意識の覚醒を背景とするより、むしろインドに対するイギリス植民地統治が、被植民地としてのインドそれ自体の政治的自覚を反映して変化を遂げ、その一環としてビルマでの統治方式に変更が加えられたものと考えられる。しかし、これは19世紀の末葉から20世紀の初頭にかけて言えることであり、これに対してつぎに述べる1923年に実施を見た統治方式の変更は、ビルマ民族主義の台頭を強く反映したものであった。

②インド総督指揮下の知事統治州時代。英領インドにおいてもイギリスの植民地支配に反対し、自治を求めるインド民族主義者の声の日々に高まっていた。第1次世界大戦が勃発すると、イギリスは戦争遂行のためインドの豊富な資源ならびに労働力を利用するために、インドと政治面で妥協する必要が生じ、1917年インド事務大臣モンタギューは英国下院において対インド対策を発表した。その内容はインドがイギリスと協力して戦争を完遂すれば、戦争終了後にインドに自治を与える旨を公約したものである。戦後世界各地で民族運動の著しい発展が見られ、ビルマも当然この影響を受け、かつインドの事態に著しく刺激され、そういったことが当時ビルマ知識階級の青年であったビルマ仏教青年会の政治運動関与の端緒となったのである。

1919年イギリスは公約によりモンタギューを渡印せしめて、「モンタギュー・チェルムスフォード印度統治改革法」(Montague-Chelmsford Act) を施行した。だがビルマはインドとその人種ならびに政治的発達段階を異にしているという理由で、同法の恩恵を受けられなかった。しかしながらこの法案の適用を求めて仏教青年会を中心とする熾烈な政治運動が展開された結果、1921年には「ホワイト」ビルマ改革特別委員会が任命され、改正インド統治法の適用に関する諸問題の検討が行われた。その結果、1923年1月2日よりビルマにも改正インド統治法が適用されることになり、これによってビルマは改正インド統治法(1920年1月実施)規定の知事州=自治州に昇格し、同州の統治もインド各州と同様にいわゆる両頭政治制度(dyarchy)の採用によって一部の自治権が認められるようになったのである。改正インド統治法では統治権を中央政府と地方(=州)とに2分し、地方政府の機構は上記した両頭政治体制を採用して、イギリスの統治権を侵害しない程度の責任制を州に導入し、重要な政治部門はなおイギリス人のために保留した。



具体的に両頭政治制度というのは、インド総督政府の専管事項以外の各州政府の所管事項を2分し、ある種の事項を保留事項 (Reserved Subjects) とし、他の種の事項を移譲事項 (Transferred Subjects) とするという制度のことである。保留事項の中には政府の主要な機能である警察、裁判、租税及び財政等に関する事項が包含され、移譲事項には県、都市等といわゆる地方自治団体に関する事項、すなわち教育、保健、農業及び林業等に関する諸事項が含まれる。ところで保留事項は州知事がその処理を自己に保留し、知事は自己に直属し、自己の任命する純然たる行政官の補佐を得て、それを処理する。前記の行政官は立法参議会に対して責任を負うことなく、知事に対してのみその責を負い、知事はインド総督に対して責を負う。これに対して移譲事項は知事が立法参議会の信任する者を長官に任命し、その長官を通してその処理に当らしめるのである。移譲事項に属する行政各部門の長官はその担当する行政に関し、州立法参議会に対して責任を負う。したがって参議会で不信任の決議が成立した時は、不信任を表示された長官はその職を去らざるを得ないのである(8)。それからインド政庁が直接管轄する中央事項部門には軍事、外交、運輸通信、通貨、関税等があった(21)。

ビルマ州知事もこの両頭政治制度を採用することになり、知事の管掌事項は保留事項と移譲事項の2つに分かれた。前者の土地、地租、財政法規、警察、刑務、司法、行政等について知事は執政長官として、英国皇帝の任命した内務長官及び財務長官の補佐によりそれを掌握し、後者の地方自治団体、すなわち欧州人以外の市会及び区会、教育、衛生、農事、林業などの助成等に関するものについては、知事は州長官として自ら任命した教育長官及び山林長官 (ビルマ人政党多数党首) の補佐でそれを処理した。

ビルマ立法参議会は、改正インド統治法に基づいた知事州昇格を期して、その機構及び権限が拡大し、議員数も103名に増員され、州自治の範囲は著しく拡張された。議員のうち80名は公選で、21名は総督がそれを指命するが、この場合官吏である者は14名を超えることを許さないと制限があったので、13名が官吏、8名が非官吏となっている。残りの2名は行政官たる内務長官及び財務長官が職務上当然議員を兼任することとされた。なお103名の議員の他、法律専門家議員2名を指名する権限が依然として知事に保留された。公選議員80名のうち58名は普通選挙により、残りの22名はビルマ人以外の民族または特殊団体の代表選出としている。この有権者は約200万人で、全人口の約5分の1である。英系インド人及び都市在住インド人は一般選挙区における選挙権は認められないが、被選挙権は認められていた。議員の任期は3年、議長は当初4年を限り知事の任命とし、後は議員の互選とし、また互選の副議長を置いて議長を補佐せしめた。

知事は議席を有していないが、随時発言権を持ち、また議会を召集できる権限の他、開会、閉会または必要に応じて解散もしくは会期の延長ができるという強い権限を保有していた。これに対して立法参議会は一定の制限を除いて、一般ビルマ州政に関する立法権を有し、またその範囲で前参議会またはインド立法議会の制定した法律を改廃し得る権限を与えられた。だが、参議会はイギリス本国の法規に影響を及ぼすような法律の制定はできず、またインド統治法に基づくインド総督公布の諸規則を改廃し、あるいはビルマ州知事直轄下のシャン連合州、カチン及びチン山地等の辺境地方に関する法規の制定はできないこととされていた。こういう訳で立法参議会の自治の実質的な前進はさして大きなものではなかった。

それでもビルマは両頭政治の獲得によって、ビルマ人の民族的、政治的自覚と政治的思想を高めることができたのである。こういうビルマ民族主義の高揚によって、ビルマ人の自主的要望の声は次第に強まり、インドとの政治的分離及び広汎なる自治権獲得を目的とする政治運動が次第に表面化するようになった。もともと、インド統治法の枠内でビルマを統治することは、インドとビルマとが地理、人種、歴史、言語、宗教などを異にし、加えてインドそれ自身に財政上の負担をかけるというインド側からの理由と、さらにビルマへのインド労働者の流入がビルマ人に圧迫を与えるなどの点から、両

国を単一法で律すること自体に矛盾があった訳である。ビルマ人の民族運動には反印運動と反映運動の2つがあり、ビルマ分離を主張した者はとくに反印派の人達であった。印緬分離を主張した人達の種々の理由というのはつぎの諸点である。

(a)ビルマ人はインド人と人種、言語、宗教、歴史、風俗、習慣、社会組織を全く異にしている。(b)政治上ビルマはインド中央立法会議においてわずか5名(うち1名は現職官吏)の席を与えられるに過ぎず、ビルマの利益は常に閑却されている。(c)インド資本の流入によるビルマ人産業の圧迫及びインド人労働者の流入に伴うビルマ人労働者の失業の増加及び民族的素質の低下。(d)財政上ビルマの歳入の半額をインド政庁に納付を強制され、財政の基礎を常に脅かされる。(e)両頭政治の下では、ビルマ立法参議会は常に官選議員、特殊団体代表、政府与党等により占められ、ビルマ人自身の利害はこの点でも閑却されている。(f)議員の選挙は民族別により行われるため、一般ビルマ国民の融合と与論の発達を阻害する。

以上のような理由でインドとの政治的分離及び広汎なる自治権獲得を目的とする政治運動が起こったのである。それについてイギリス政府は印緬分離統治法の制定へ取り組まざるをえない羽目に陥った。イギリスはインドの経済がビルマの資源に負うところが多大である点に注目し、ビルマをインドから分離させることによってある程度インドの民族運動を抑制することができ、またビルマの地理的位置がマライ、シンガポール等東南アジアにおけるイギリスの軍事的根拠地の背後に当るので、ビルマをその軍事的兵站基地とすることにより東南アジア政策の完遂を期することができ、あわせてビルマ人のインド分離の要望に応じ得るとの意図の下に、ビルマの分離の急速なる実現を計ったのである。このようにイギリスはビルマ人の分離主張よりも、より切実に政治的・経済的・軍事的面から印緬間の分離を痛切に感じていたのである。しかし、実際に分離問題を具体化せしめる力となったのは、何と言ってもビルマ民族運動であることを忘れてはならない。

イギリスで印緬分離が具体的に審議の対象となったのは1930年6月である。すなわちサイモン(Sir John Simon)氏を委員長とするインド法制調査委員会が、ビルマとインドとの根本的な相違点を指摘して、インドからの即時分離を提唱し、かつ分離後のビルマ統治に関する綱領を列挙する報告書を発表した。ついで1931年1月インド円卓会議の最終総会で、時の英首相マクドナルド(James Ramsay Macdonald)氏はビルマ分離に関する声明を行い、またその声明に基づいて開催されたビルマ円卓会議の最終日の1932年1月12日に同首相は分離後におけるビルマ統治の大綱を発表した。それによると、ビルマはインドより分離するか、もしくは任意に離脱し得ない条件の下にインド連邦へ加入するか、両者のうち何れか1つを選択すべきかは、ビルマの民意である立法参議会員の総選挙により決定することが最善であると声明している。この声明に基づいて1932年11月施行された総選挙は、イギリス政府の予期に反して公選議員のうち、非分離派42名、分離派29名、中立派9名の分野となり、同翌月に開会された参議会は多数決でインドからの分離を排し、かつ離脱権を留保してインド連邦に加入すべきであるとの決議を行った。

しかし、イギリス政府は総選挙の結果は、真に民意を代表したものではないと見なして、総選挙の結果及び参議会の決議を無視し、かつ分離問題は既定の政策として、ビルマ円卓会議でマクドナルド首相の概説した改正ビルマ統治法案を発表した。ついで、イギリスはこの法案の検討のため1933年12月にビルマ代表10名をロンドンに招致して分離に対するビルマの意志表示の証拠の提供を命じ、かつ分離の際における印緬間の財政及び経済上の調整ならびに少数民族の保護等の問題について意見の聴取をした。イギリスはその後の1935年7月、改正ビルマ統治法案(Government of Burma Act, 1935)を改正インド統治法案(Government of India Act, 1935)の一部としてイギリス議会で提出通過させ、同年8月2日英国皇帝の裁可を経て、1936年7月勅令をもって両改正法を1937年4月1日から同時に施行することとなったのである。

③印・緬分離後のビルマ総督統治時代。1935年のビルマ統治法は、ビルマがインドから分離した場合のビルマの統治態様を定めた基礎法であり、ビルマの新憲法と称された。この統治法は、ビルマとインドの分離を宣言し、ロンドンにビルマ関係事務省を設置し、不完全ながら責任内閣制を認めるなど、イギリスのビルマ統治に一段階を画したものである。ビルマ統治法は14章156条及び3つの付則条項から成立している。各章の項目について述べるとつぎの通りである。第1章・総則、第2章・行政部 (The Executive)、第3章・立法部 (The Legislature)、第4章・立法、第5章・差別取扱ニ関スル制限、第6章・財政、第7章・緬甸鉄道院、第8章・高等法院、第9章・官吏、第10章・国有財産、契約、負債、訴訟、第11章・対印度関係、第12章・非常時ニ於ケル総督ノ権限、第13章・緬甸事務大臣ニ関スル規定、第14章・補則、付則第1号・緬甸総督ニ関スル規定、第2号・緬甸ニ於ケル特別規定施行地域、第7号・緬甸鉄道院。

立法の趣旨及び形式は1935年のインド統治法とやや類似しており、法規の内容もインドと同様ビルマを英人総督の一元的統治下に置き、国民の参政権を形式的に著しく拡張してビルマ民衆の自治ないし独立要求の緩和に努めたのである。しかし、同法を詳しく検討すると、14章156条と3つの付則条項のうち主要なる条項45条までは法文に明確に、「総督の自由裁量に依り」という辞句が用いられて、総督の任意決定権を規定しており、また全文悉く総督の否認権を規定する辞句を含んでいる。そのために議会を通過する如何なる法案も大臣の如何なる適法の命令も、イギリス本国にとって不利であると認められれば総督は何事でもそれを否認できたのである。したがってビルマには形式的にビルマ人の議会、内閣があって自治的形態を容認されているように見えたが、それは完全なる自治ではなく政治の全権は総督一人の手中にあったのである。

こういう訳で統治法の規定では、総督が絶対の権限を持ち、政党から選出される大臣は、総督の下で行政事務のみを掌ることになっていた。議会は上下両院から成立していて、下院のみは選挙によって決定した。結局、財政、外交、国防の諸政策が総督の手中に収められていたのであるから、議会制度がたとえ存在しても、憲法が発布されてもそれらの制度はビルマ人にとっては、何等の意味もなかったのである。シャン連合州などは、総督が直轄していたから、この地方の行政権はビルマ人に与えられなかった。

このようにイギリスのビルマにおける間接統治は、インド総督指揮下の弁務官→副知事→知事(1826～1936年)及びビルマ総督(1937～第2次世界大戦まで)を支配機構の支柱としながら、そういう支配体制の中に「法と秩序」を基調とするビルマ人の参加を認めた形式的な立法参議会及び内閣制を導入して行った統治であった。英人総督のビルマ統治は、ビルマ民族主権の象徴である王政を否定したものであったから、総督権力は実に強大な統治権を行使できたのである。したがってビルマ法治主義の間接統治の特徴は、総督中心の統治であったと言っても過言ではないのである。

## 2. 間 接 統 治 機 構

それでは総督、なかでもビルマ総督を主体とした間接統治機構について明らかにすることにする。統治機構の具体的な説明に入る前に第5表の「ビルマの人種別人口構成」からイギリス植民地権力者の占める人口の割合について知っておくことにする。イギリスのビルマ支配は、植民地支配の一般の例にもれず、極度の寡頭支配的傾向を示した。植民地権力を担ったイギリス人の数は、表で見るとビルマ全人口のわずか0.2%、約3万人にすぎなかった。この程度の数でビルマ人民約1,300万人を治めていたのである。イギリスは、ビルマ民衆の非政治的な前期的習性の上にあぐらをかき、漸次「ビルマにおいてはすべてこともなし」という伝説を作りあげて行った(22)。

イギリス人は主に都市に住み、永住者は少なく職業は主に官公吏であった。全人口の9割を占める

第5表 ビルマの人種別人口構成 (1931年調査)

種族	族名	総人口数	分布地帯	全人口に対する割合(%)	職業
平地種族	ビルマ (Burmains)	9,092,214	デルタ	63.1	農業
	アラカン (Arakancse)	534,985	アラカン海岸	3.7	
	ターレン (Talaings)	336,728	ムールメイン	2.3	
	タボヤン (Tavoyangs)	138,793	テナッセリウム	0.9	
山地種族	カレン (Karens)	1,367,673	アラカンヨーマ、ペグーヨーマ	9.2	農業
	シャン (Shans)	1,037,406	シャン台地	7.3	
	チン (Shins)	348,994	アラカンヨーマ	2.5	
	カチン (Kachins)	153,345	北部丘陵	1.0	
その他	インド人 (Indian)	1,017,825	デルタ河川沿岸	7.1	苦力・商業
	支那人 (Chinese)	193,598	都市近傍	1.4	・
	インド・ビルマ人 (Indo-Burmans)	182,166	〃	1.3	〃
	ヨーロッパ人 (イギリス) (European)	30,441	〃	0.2	官・公吏
総計		14,434,168		100.0	

注： 飯本信之・佐藤弘編、南洋地理大系(4)マレー・ビルマ、283頁より作成。

ビルマ人の職業は農業である。インド人は主に河川、鉄道沿線に居住し、商業を営むかまたは苦力となっていた。その数は約100万人いて、主にインドのマドラス、ビハール、オリッサ、ベンガルなどから渡来したもので、ビルマ人の労働分野にも進出しており、それが両民族の対立の原因ともなっている。インドの南部からきたインド人の高利貸チェティア (Chettyar) は、ビルマの農民に金を前貸して米の市場を支配し、あるいは広大な米作地を入手して莫大な利益をあげた。支那人も主に都市付近に居住し、苦力となるかまたは商業を営んでビルマ経済界に影響を有し、その数は約20万人であった。このように各人種の相違によって職業の分担も異なっていた(17)。

ところでビルマ社会の階級構成をもう少し詳述するとつぎのようになる。ヨーロッパ人(イギリス)は行政と経済の中枢を占めて社会の上層を構成した。インド人は商人、金貸し業者、地主、下級官吏、ヨーロッパ系商社の使用人として中間層を形成した他、農業労働者、一般労働者として社会の下層にもくい込んだ。中国人はインド人よりはるかに劣勢であったが、主として商人として中間層の一部を形成した。こういった勢力状況から、結局ビルマ人の大多数は、農民または農業労働者として社会の下層を形成したが、その地位さえインド人の進出によって圧迫されていた(23)。要するに、イギリス人は行政機構と大企業、インド人、中国人は流通部門と土地(チェティア)、ビルマ人は農民(小作人)、農業労働者、労働者にそれぞれ所属していたのである。そういうことで、ビルマ人はイギリス人とインド人、中国人の2重の搾取を受けたのである(111)。

それではこのような寡頭支配を可能ならしめた統治機構について言及することにする。印緬分離を内容とする新統治方式が行われることになって、統治機構とその運営方式には新生面が開かれること

になった。まず総督権力、つぎに行政権、立法権を力点に司法権については簡単に説明して行きたい(57、84、89)。

①総督はイギリス皇帝の親任を得て、その代表者としてビルマ統治を行い、ビルマの最高行政官または最高の立法者として絶大なる権限を与えられ、イギリス本国のビルマ事務大臣 (Secretary of State of Burma) に直属していた。ビルマの統治一般はビルマ事務大臣の監督下にあり、新たに国防、軍事、外交、貨幣政策、通貨、直轄地事項に関しては、総督はビルマ事務大臣に対する責任の下にそれらを専管事項にし、英内閣はそれらに容喙できないこととされた。総督の持つ権限は、ビルマ統治権を行使し、その権限の具体的内容はつぎの通りである。総督の権限は大別して自由裁量事項 (discretion) と特別責任事項 (Special responsibilities) の2つに分けられた。

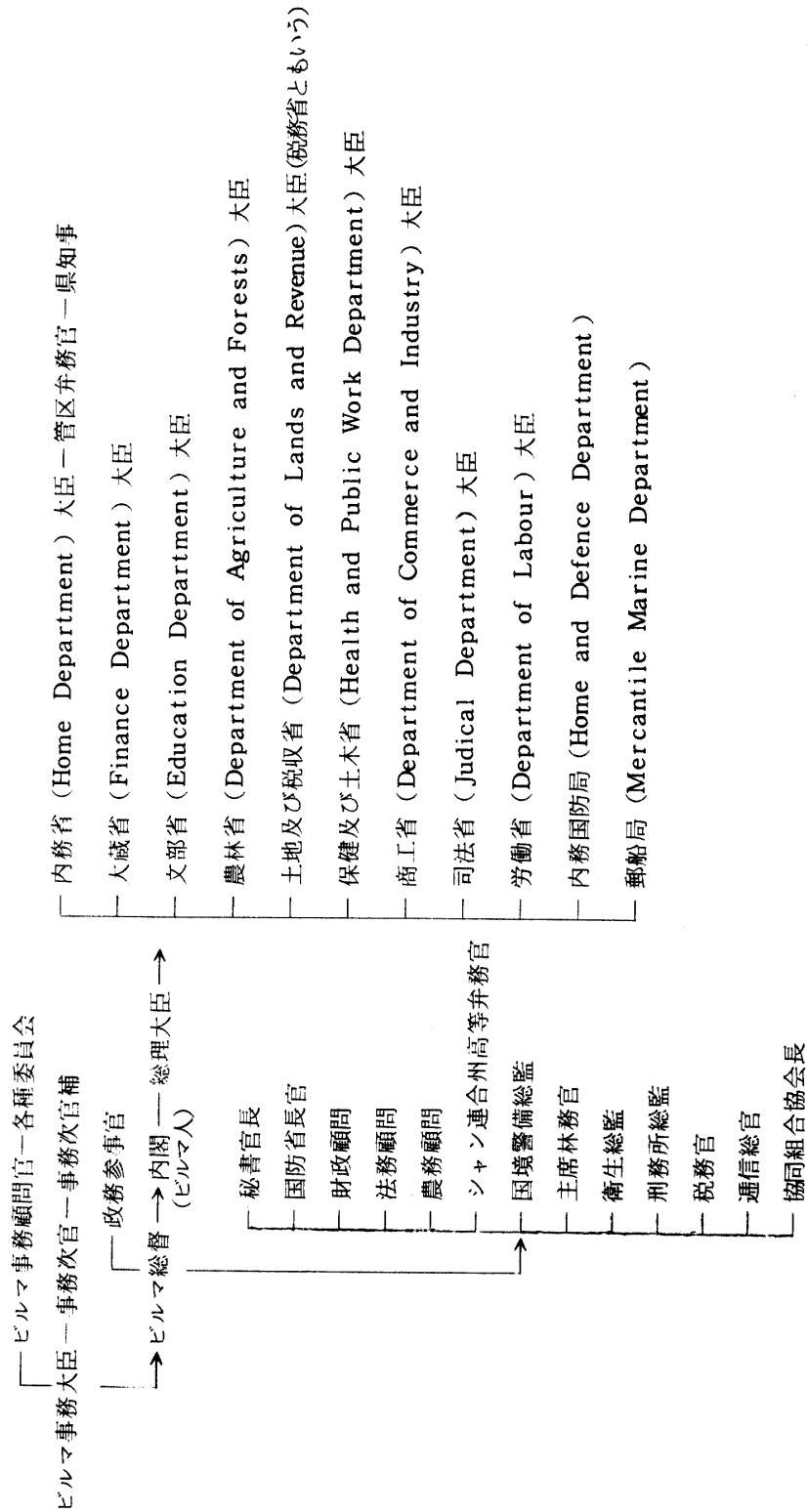
自由裁量事項の権限というのは、前述した専管事項のことで国防、軍事、外交、宗教政策、貨幣政策、通貨及び鑄貨それから新憲法で適用外におかれたシャン連合州、アラカン、カチン及びチンなどの辺境地域を総督の直轄地として別個の法規で統治するなどきわめて強大なものであり、これらについてはビルマ議会及び内閣の容喙は許されないと定められていた。特別責任事項とは、総督が独自判断で処置すべきことが要求されている事項である。独自判断とは内閣と相談する必要のある事項といえども、内閣の進言に従うとその特殊責任を遂行できないと思う場合は、その進言を拒否することである。その特別責任事項にはつぎのようなものがあった。(a)ビルマの治安維持 (明確に言えば独立運動に対する弾圧である)、(b)財政的安定及び政府信用の保全 (すなわち英国投下資本の擁護であり植民地的貢納の確保である)、(c)少数民族の適正利益の保全 (民族的対立を使噉し相互に反目抗争せしめることは英国統治の伝統的政策である)、(d)現旧官吏及びその従属者の憲法規定に基づく権利及び適正利益の保全 (英人官僚の支配的及び特権的地位の保護)、(e)立法関係諸規定の目的の行政部における実行保証、(f)英帝国及び属領またはインド原産品のビルマへの輸入に当り、差別または懲罰的待遇を加えることの防止 (ビルマにおける英国資本家の独占的地位を保障することである)、(g)特別地域における治安維持、(h)自由裁量事項の正当なる遂行がき損または阻害されないことの保証などが主なるものであった。

さらに以上の他に総督の特別責任事項としてはつぎのものがある。総督は立法に関し議会を通過した法案の拒否権、再審議のため議案の返戻、拒否及び却下の権、それから直轄地における立法権は総督にある。また総督は議会休会中の緊急命令及び総督令の発布権を有する他、その職務遂行上必要と認めたる場合は総督自ら政府を組織し得た。上述のような事項に該当するものと思惟される場合、総督は自らこれら事項を執行し、大臣の容喙は許されなかった。以上の権限外の事項については、立法議会に責任を有する内閣各大臣に委任されていたのである。この特別責任事項規定に対するイギリス政府の見解は、「ビルマに於いては議会政治の経験日尚浅き為め誤って一国の最善福利に反するの挙に出づるやに見ゆれば、之に干渉を行ふの権力を英国々会監督下の総督に賦与するは、人民の福利上必要の措置と考へたることに依るものである。」と述べているが、実はその規定はビルマ人民の福利のために存したのではなく、イギリス資本の福利のためのものであったのである。

以上で見る通り、憲法上またはインドとの関係では独立の体制が与えられたが、内容は依然イギリス帝国による総督支配体制が維持されており、大きな転換が行われたとは言えないのである。

②つぎに行政権について説明しよう。行政機構を図式化すると第1図の通りである。総督はイギリス本国のビルマ事務大臣に直属していて、同大臣は3名のビルマ事務顧問官 (Adviser) によって補佐されている。中央政府の行政機構では、総督の執行補佐機関として立法府選出の下院議員10名を限度とする大臣で構成する内閣が置かれ、首相及び各大臣は何れもビルマ人である。大臣は総督による任命で、各行政部の長官として普通行政を所管し、連帯責任を負うものとされた。閣議は総督が議長となるが、通例ビルマ人の首相がそれを代行した。但し、閣議では総督の自由裁量事項に対しては、

第1図 ビルマの行政機構



注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、623頁、外務省調査部・ビルマの統治機構(上巻)、382～394頁、等より作成。

総督は大臣の質問も討議も一切許さなかった。そして彼は自由裁量事項に関しては3名の政務参議官 (Councillor) を置いて補佐せしめた。ここで林野行政の上部担当機関である農林省の所管事項について述べると、それには①農業に関する全事項、②森林に関する事項、③民間航空に関する事項、④気象に関する事項、⑤ State Colonies の管理、などがある。ビルマでは農業及び林業が歳入の大財源を成していたので、農林省は最も重要な官庁であり、そのために農林大臣には総理大臣が兼任の形で当たったのである(12)。

つぎにビルマの地方行政区とその県数を示すと、第6表の通りである。行政管区は、立法権下にある7管区と総督直轄地である1管区 (シャン連合州) の2つに分かれたが、その他の山地辺境地域 (カレン領、ワー地方等) の行政は、伝統的慣習に従って行うこととした。前者の7管区にはそれぞれ

第6表 ビルマの地方行政区及び県数

管 区 (Division)		県 (District)	
ビ ル マ  全 土	下 ビ ル マ  (Lower Burma)	アラカン (Arakan)	4
		ペグー (Pegu)	6
		イラワヂ (Irrawaddy)	5
		テナセリウム (Tenasserim)	6
上 ビ ル マ  (Upper Burma)	マグエ (Magwe)	5	
	マンダレイ (Mandalay)	5	
	サガイン (Sagaing)	7	
シャン連合州 (Shan Federated State)		2 地域 (南・北)	

注： 日本ビルマ協会編・ビルマ統計書、1～2頁、南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、629～630頁、溝口房雄・ビルマの農業経済、11～12頁、等より作成。

英人弁務官 (Commissioner of Division) が配置されて、行政を司り、その7管区は38県 — 下ビルマは4管区21県、上ビルマは3管区17県 — に分かれ、各県には主にビルマ人の知事が配置されて、政務を担当した。県以下の行政単位は、これを分管区すなわち通称郡 (Sub-division) → 町村区 (Township) → 村落地区 (Village tract) と下部組織を分割した。

管区弁務官は内務大臣の管轄下に属し、各省所管事項についてはそれぞれ各省大臣の指揮に従うものであった。すなわち管区弁務官は管区行政に当っては法律命令を執行し、部内の行政事務を管理し、また所部の官吏を指揮監督し、下級官吏の進退及び懲戒を行う。しかし、警察、税務及び林業に関する事務の権限は与えられていない。県の行政官長としての県知事は、副弁務官 (Deputy Commissioner) とも言われ、彼らの権限は管区高等弁務官の指揮監督下に、各省所管事項については各省大臣の指揮監督を受けて法律命令を執行し、部内の行政事務を管理し、また所部の官吏を指揮監督し、下級官吏の進退及び懲戒についてその経過を管区弁務官に具申することにあつた。警察及び税務行政については当該県所属地区の警察部長官、諸税長官の指揮監督に服するものであった。郡理事官、町村区理事官はそれぞれ郡、町、村区の徴税その他の一般行政目的のため政務を指揮監督するが、警察行政については前者は管下警察官吏に対する一部の監督権を有するに過ぎず、後者は全然それを有していなかった。県に対しては税務、土木、保健、衛生、畜産等の行政事項に関し、一部の自治が認

められていた。

また県知事は地方自治体である県の意志機関としての県の議決事項を執行した。ビルマ地方自治条例により、自治行政が認められない県は4管区9県あり、その他の県は各々県会及び区評議会を有していた。県の権限は、(a)法律上当然管理すべき事項、(b)監督官庁の事前の認可を得てなし得る事項、(c)告示により政府の付与した事項、(d)政府の命令により許与せられる事項、となっている。県はまた区に区評議会を置き、区内の自治行政を行わしめた。自治を認められた市及び町においてはそれぞれの評議員が自治行政機関として特定の行政事務を管掌した。この自治と言ってもビルマ人の主体的な意志に基づく真の自治ではなく、それは県の権限が示すように植民地支配の目的を達成するための行政の近代化にすぎなかったのである。

前述した総督直轄地のシャン連合州の行政は、総督の直接監督下に英人高等弁務官が置かれて行政を担当した。シャン連合州は上ビルマ東部に位し、人口約150万人、35の小土侯の集合で、各土侯は昔ながらの封建的生活をしている。この地域は普通一般にシャン地方と呼ばれているが、1922年にビルマの副知事グラッドが、各土侯を集めて連邦を作ったのである。この地域は英領であるが、統治は各土侯が世襲的に各一定の制限内で行っている。すなわち統治は、各土侯の半独立的支配状態に置かれている。土侯の地位は、その領土に対する宗主権を有せず、また渉外事項、軍事等重要事項に対する管掌権も持っていない。土侯の統治上の権限を見ると、彼らはその領土内において一定の制限の下に、民事、刑事に関する裁判及び租税の収入を司り、かつ旧来の習慣を墨守する内政が行われていた。それ以外の事項は高等弁務官の主宰する連合州政府の管掌するところである。総督と土侯との関係はどうかと言えば、シャン連合州は総督の直接管掌事項で、彼は政庁から高等弁務官を派遣して、連合州政府ならびに連合州立法参会を主宰せしめるとともに、各土侯の施政を監督せしめ、実質的に行政と立法の両権を掌握していた。さらに総督は立法権ならびに総督令の発布権をも有していた。

つぎにシャン連合州と同様総督の直轄地となっているその他の地域、すなわちカレン州(Karenni)、カチン及びチンなどの辺境地域、それからワ州などの行政について述べておこう。カレン州であるが、これもシャン州と同じく封建的諸藩で構成され、各藩は独立の藩主＝土侯の下に治められることとなっていた。しかし、各土侯には顧問として監督補佐官が置かれ、ロイコに駐在していたが、この補佐官は大体南シャン州の監督官の指揮下にあった。カチン及びチンなどの辺境の山地域の行政は、国境軍官より選任された副弁務官及び監督補佐官による、極めて簡単な行政組織で運営されることとなっていたが、一般法律よりも、むしろ伝統的慣習によって律せられることが多かったのである。なお、雲南省と接する地に存在したワ州の行政は、シャン連合州の高等弁務官の一般的管轄下で取り扱われた。

最後にビルマ植民地における登用制と自治容認の程度について触れておくことにする。登用制を見ると、ビルマに居住する英国臣民(British subject)——ビルマ人も含む——は宗教、出生地、人種の如何にかかわらず法律上平等の官吏資格を有しているが、実質的には事務大臣、総督を始め行政各部の概要なる地位は、ほとんどすべてイギリス人によって占められていた。1940年におけるビルマ官吏の人種的比率は、極めて少数のインド人官吏を除いて、中央官庁の高級官吏のうち、事務官はイギリス人が約4割、ビルマ人約6割となり、但し内閣各大臣はすべてビルマ人であった。そのことはイギリスのビルマ間接統治の現われである。それから技術官はイギリス人が約8割、ビルマ人約2割、地方官庁では前述したごとく管区弁務官はすべてイギリス人、県知事はほとんどがビルマ人で占められていた。つぎに自治容認の程度について述べると、ビルマ植民地では真の意味における自治は行われなかった。ビルマ人をもって内閣を組織せしめるなど、ある程度の形式的自治は容認されていたが、広汎な権限はすべて総督の手中にあったのである。

③それでは立法権について述べることにする。立法権の所属は、イギリス皇帝の代表者である総督



及び上院 (Senate)、下院 (House of Representative) の両院に帰属した。したがって立法議会の構成は、イギリス皇帝の代表である総督と上下両院から成ったのである。下院は公選議員132名から成り、その任期は5年である。上院は36名から成り、そのうち半数は下院議員から選挙され、残りは総督の指名によるもので、議員の任期は7年とされた。なおこの選挙は同一年度内に行われず、したがって上院議員に当選した下院議員は下院の議席を失うことになっていた。

ところで議会の立法権であるが、立法議会は総督直轄地域を除くビルマ全土に施行される法律を制定するが、但し特定の法律案は総督の事前の認可、あるいは総督の推せんを必要としたのである。さらに総督は議会を通過した法律案に対し採否の決定権を有する他、総督自身広汎な立法権、例えばa) 総督直轄地における立法権、b) 議会休会中における緊急命令発布権、c) 特殊事項に関する総督令発布権、d) 特殊事項に関する総督の法律制定権、などを与えられていた。この他に総督は議会を通過した法律案に対する裁可、保留の権限を保有した。このように議会の立法権は総督によって支配される形となり、そのことによってイギリス帝国の利益が依然強固に確保される仕組となっていたのである。

つぎに選挙権と被選挙権について見ると、選挙権は納税で決められた制限選挙権で、被選挙権の資格は財産的・身分的制限が付されていた。まず選挙では、一般選挙の場合は原則として当該選挙区に居住する18歳以上のイギリス国籍民とし、これには所得税を負担した者、軍籍にあった者、村落にあっては所得もしくは過去3年間の人頭税 (1人年2.5ルピー) または5ルピー以上の地租を納めた者、都市においては不動産価格100ルピー以上所有する者、都市税を納付する者、あるいは土地もしくは建物の賃料平均月4ルピーを支払う者とし、さらに女子は年齢21歳以上の者、初等教育課程4年を終了し、または国語もしくは地方語の読み書きができる者とするなど、財産、性、職業などの資格制限が付されていた。なお被選挙権では、下院議員にあっては男女を問わずイギリス籍民にして25歳以上の有権者、上院議員の場合は35歳以上の有権者としたが、ただ官選議員については、多額納税者、元官吏、功労者などの制限が設けられた。

つぎは選挙区の制度であるが、下院議員選挙は一般選挙区と特別選挙区に分かれており、前者では民族別に113選挙区から116名が選出され、後者では団体別に11選挙区から16名が選出された。議員の選出方法は、各種族の人口比率に応じて選出することになっていたが、これが民族別議席数と民族別人口数の構成比との間に第7表に示すごとく著しい不均衡を持つこととなっていて、とくにイギリ

第7表 下院議員の人種別定数

種 族	議 員 数	議 員 数 比 率	人 口 別 比 率
ビ ル マ 族	95	72	80.9
カ レ ン 族	12	9	9.3
イ ン ド 人	13	9	8.2
イ ギ リ ス 人	9	7	0.2
英 印 混 血 人	2	2	0.3
支 那 人	1	1	1.1
計	132	100	100

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、625頁、溝口房雄・ビルマの農業経済、15～16頁、等より作成。

ス人及び英印混血人に過大な議席が与えられた。このことは国家の支柱であるという理由に基づくものであった。なお、特別選挙区は大体商業中心に区画されたが、これら商業はビルマ人以外の手中にあり、したがってこの制度がそれらの人々の利益を擁護する仕組となっていたのである。こう見てくると間接統治の支えである立法制度もイギリス植民地権力者の利益確保のために制定されたものであることがわかるのである。

④ 司法権。最高裁判所は、1922年にイギリス皇帝の特許を経て設立されたラングーン高等法院を当てて最終裁判所とし、ラングーンにはこの他にも民事裁判所が設立された。マンドレー及びモールメンにもそれぞれ地方裁判所があり、さらに各管区、各県、各町村区にも裁判所が設けられていた。これらの裁判所は直接ラングーン最高裁判所の監督を受け、管区内の各下級裁判所は管区裁判所の監督を受けた。最高裁判所の長(Chief Justice)と判事はイギリス皇帝の任命であり、他の裁判所の判事は最高裁判所と協議の上総督が任命したが、この任命は総督に留保された権限に基づくものである。

以上においてわれわれはイギリスのビルマ植民地における間接統治機構の特質について、とくに総督権力、行使権、立法権を中心に論じてきた。間接統治機構は総督権力を中核として形成されており、その中にイギリスの「法と秩序」を基調とする議院内閣制の形式をとり入れた行政、立法、司法の権力機構から成っていて、マレー植民地よりも実に徹底した法治主義的支配体制機構であったのである。

### 3. 財政事情

植民地権力機構を円滑に活動せしめるための潤滑油となる財政問題について間接統治面から述べることにする。はじめに分離前のビルマ州時代の財政、つぎに分離後のビルマ政府財政の事情について見て行こう。

ビルマが英印分離以前にやや独自の財政を持つようになったのは、1923年の両頭政治獲得以来のことであり、それまではインド統治の中央集権制によりビルマの財政は全くインド中央政府の補助金に依存していたのである(90)。それでは両頭政治までのビルマ州の財政の状況について説明しよう。

英領ビルマ州の形成と同時に画一した財政制度が実施されるようになり、歳入の財源は地租、人頭税、塩税、魚撈税、森林税(チーク伐出税)、消費税、関税、港税、印紙税、所得税、手数料及び罰金等から成っていて、英領ビルマの歳入は堅実な増収を示した。ビルマの植民地化当初からチーク材資源が植民地財政収入の主要な部分を形成したことはきわめて注目に値することである。ところで1861～62年度のビルマ州の歳入は962,764ポンドであったが、1884～85年には2,175,455ポンドに増加した。1884～85年の1人当りの租税負担額は、13シリングで、それはイギリス帝国内では最高のものであったが、徴税上の困難はほとんど存在しなかったという。歳入の中で最も重要な財源は地租であり、その歳入は土地の開拓とともに増加した。地租について重要な財源は人頭税で、それは1876年のビルマ土地及び歳入法により設けられたもので、18歳から60歳までの男子に対しては一律に、結婚している者については5ルピー、結婚していない者には2.5ルピーを賦課したが、ビルマ族が多数居住している若干の町村においては人頭税の代りに住宅の面積に対して課税したのである(9)。

両頭政治の発足後は、財政上にも中央、地方の財源の分配が確立してビルマ州政府のインド中央政府への依存性も著しく減少した。財政収入の分配を見ると、所得税、塩税、阿片収入、鉄道及び郵便電信収入等は直接中央政府の国庫に繰り入れ、地租、森林収入、国産税、印紙税等は地方政府の財源として割当てられたのである。ビルマの財政も一応独立の財政的基礎を与えられ、その財源の主体は第8表-1に示すごとく地租であった。表で見ると地租は歳入のうち最も主要な項目で、常に全収入

の50%に達している。つぎは森林収入で、国産税及び印紙税がそれについている。森林収入というの

第8表-1 分離前におけるビルマ州政府の歳入構成

単位：10万ルピー

項 目	1927～28年		1932～33年	
	金 額	%	金 額	%
地 租	536	50	388	50
国 産 税	124	12	85	11
印 紙 税	70	6	53	7
森 林 収 入	208	19	87	11
そ の 他	135	13	168	21
計	1,073	100	781	100

注：南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、634頁より作成。

はチーク直営収入とその伐採税収入から成るものである。この森林収入からもチーク林資源がイギリス植民地権力と独占資本にとってきわめて重要な経済資源であったことを知るのである。結局、地租、国産税、印紙税、森林収入の4項目で、ビルマ州歳入の8割以上を占めるに至っている。

1932年の歳入が1927年のものよりも大幅に減少した理由は何かと言うと、それは1929年に発生した世界経済恐慌によるものである。その恐慌によってビルマの農業も深刻な打撃を受け、農産物価格は甚だしい低落を示し、主要農産物の初価の如きは百籠につき160～180ルピーのものが、1933年にはわずか55ルピーにまで大暴落を演じたのである。そのため必然的に地租税率は低下を余儀なくされ、加えて農産物の全面的減収の結果、同年の歳入はついに平年度の3分の2に減少した。こうした歳入減のため予算の均衡上、各歳出部門に大削減が迫られたが、それでも収支の均衡がとれず、ついにインド中央政府より借入した。それが連続すること数年に及び、分離当時の借入金総額は7,500万ルピーの巨額に達したという。一方、D. J. Thomasの著書「インド連邦財政」(Federal Finance in India)によれば、ビルマが分離前、インド中央政府の歳入に寄与するところは毎年6,500万ルピーを下らず、これに対してビルマのために中央政府が負担する歳出は約2,500万ルピーで、差し引き毎年少なくとも4,000万ルピー以上の過重負担をビルマは中央政府に対してしていたのである。

つぎに第8表-2で分離前のビルマ州政府の歳出構成について示すことにする。歳出の主要部分を成しているものは、官吏の俸給等であり、それは自由に縮減できず、歳出の緊縮手段としては、常に公共事業費の削減による他なかったのである。

それでは分離後におけるビルマ政府の財政状況について以下に説明することにする。1937年4月1日ビルマはインドから分離し、分離後は大英帝国の一単位として準自治領的地位を占めるとともに、その財政もインドから独立して中央政府に対する依存関係を離脱し、こうして財政機構上大変革を遂げることとなった。分離時における財政組織変革の要点を、3点ほど記すとつぎの通りである。①分離後ビルマに生ずる歳入は悉くビルマ政府の国庫収入とすること、すなわち従来インド中央政府の財源であった関税、所得税、消費税等はビルマ政府がそれらを接收し、ビルマ以外の用途にあててはならない。②その反面において、従来インド中央政府財源の負担となっていた諸費目、すなわち国防、外交、会計検査、徴税等の経費は当然ビルマ政府がこれを負担する。③従来ビルマにおいてイン

第8表-2 分離前におけるビルマ州政府の歳出構成

単位：10万ルピー

項 目	1927～28年		1932～33年	
	金 額	%	金 額	%
地 租 部	66	6	53	9
国 産 税 部	22	2	19	2
森 林 部	89	7	65	7
一 般 行 政	106	9	99	11
司 法 行 政	67	6	59	6
監 獄	32	3	32	3
警 察	148	12	179	19
教 育	131	11	87	9
衛 生	73	6	50	5
土 木	266	22	97	11
恩 給	60	5	58	6
国 債	—		13	1
そ の 他	137	11	98	11
計	1,197	100	909	100

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、634～635頁より作成。

ド政府の財産（資産及びそれに付随した負債を含む）であったものは、それをビルマ政府に移譲する。すなわちビルマにおける鉄道、郵便、電信等の官営事業はビルマ政府がそれを引き継ぎ、またビルマにおける郵便貯金、共済基金、鉄道基金等の債務はインド政府に代りビルマ政府がそれを負担する。

ところで総督と財政機関との関係はつぎのようになっている。ビルマの財政は憲法上「特殊責任事項」として、総督の特権に属し、したがって財政機関の最高機関は総督である。彼の下に財務大臣、議会があり、また一般税務行政の機関として、地租査収弁務官があり、その下に管区弁務官、県長、分管区長、小区長、村長があった。人民が議会を通じて行使し得る法定上の権利としては、単にビルマ人の歳入の当然負担すべき経費である確定費目（主に英人官吏に支払う行政費）に対する討議権と、協賛費目に対する賛否、削減——増額の権利なし——の意志表示の権利のみである。しかも議会がある費目に対し否決あるいは削減を決議しても、それを総督が特殊責任の遂行上、干渉の必要を認めた時は総督の自由意志によっていつでも議会の決議を無視することができたのである。このように財政処理上においても間接統治制度の担い手であるビルマ人の議会、大臣はいずれも形式的存在にすぎず、財政の最高実権は総督の手中にあったのである。

総督は毎年立法院両院にビルマ政府の歳入、歳出の総予算を提出して、歳出予算については、確定費目とそうでないものとに区別して計上した。確定費目とはつぎのごときものである。①総督の俸給及び手当ならびにその官職に関し枢密院令の定めた経費。②ビルマ政府の負債、利子及び減価基金な

らびにその起債銷却に関する経費。③大臣、政務顧問、財政顧問、法務部長及び財務顧問属僚の俸給手当。④高等法院判事の俸給、手当及び恩給。⑤総督の自由裁量事項である国防、教会、貨幣政策、通貨及び造幣、外交、及び特殊地域に関する諸経費。但し教会事項諸経費は恩給を除き年28万4千ルピーを超過することはできない。⑥裁判所もしくは調停裁判所の判決、命令または判定を履行するために必要な金額。⑦前統治者の家族または雇傭者に対し、総督の認定により恩給及び手当を給与する場合に必要な金額。⑧その他ビルマ統治法、もしくは法律によって確定費目であることを明示された諸経費。

以上の費目が確定費目であるが、議会提出の歳出が確定費目であるかないかについての疑義が生じた時は、総督の認定によって決定した。議会の予算審議権は、確定費目については協賛の必要はなかったが、確定費目を除く他の各費目は、両院において討論できた。総督は確定費目でない経費については承認要求書の形式で下院に提出し、その協賛を求める必要があった。下院はそれに対して賛否削減の権限を有していたが、但し削減、否決した場合それが総督の特殊責任遂行上支障をきたすべきものと認められた場合には、総督は承認要求原案もしくは削減金額を限度として必要金額の追加支出確認命令を発する権能を有した。要するにビルマの歳入から支弁される歳出は、総督の支出確認命令を経てその効力を発したのである。また総督はその他に追加歳出予算、財務関係法規の制定及び改廃その他に対し広範囲の権限を有していた。

分離後におけるビルマ政府の歳入構成は、第9表-1に示す通りである。これによると、歳入構成の中でまず地租が、主要財源となっており、それについて関税、所得税、森林収入、消費税、専売収

第9表-1 分離後におけるビルマ政府の歳入構成

単位：千ルピー

項目	1937年		1938年		1939年		1940年	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
地 租	46,539	28.8	54,187	33.0	49,301	31.9	48,445	30.2
関 税	42,036	26.0	36,403	22.2	34,848	22.6	34,000	21.2
所 得 税	15,943	9.9	19,091	11.6	15,003	9.7	16,300	10.2
消 費 税	13,765	8.5	13,598	8.3	13,910	9.0	14,806	9.2
専 売 収 入	9,609	5.9	9,384	5.7	10,153	6.6	10,025	6.2
森 林 収 入	16,039	9.9	14,270	8.7	14,156	9.2	13,089	8.2
小 計	143,931	89.0	146,933	89.5	137,371	89.0	136,662	85.2
そ の 他	17,651	11.0	17,336	10.5	16,952	11.0	23,644	14.8
計	161,582	100.0	164,269	100.0	154,323	100.0	160,306	100.0

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、636～637頁より作成。500万ルピー以上の項目のみをとりあげ、それ以下の項目は「その他」に計上した。

入の順である。これら6項目でビルマ歳入の約9割近くを占めるに至っている。とくに森林収入が第4位となっていることを考えると、ビルマのチーク林業がいかほど植民地財政に寄与していたかがわかるし、かつその林業がイギリス植民地権力と伐出資本に独占的に開発されていたことを知るのであ

る。ここで第9表-2との関連において印緬分離後の歳出入の均衡状況を調べると、それは1940年

第9表-2 分離後におけるビルマ政府の歳出構成

単位：千ルピー

項 目	1937年		1938年		1939年		1940年	
	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%
土 地	4,942	3	5,464	3	5,290	3	5,259	3
森 林	5,990	4	6,085	4	6,134	4	6,032	4
森 林 (資本的支出)	108	-	114	-	73	-	32	-
支 払 利 息	7,271	5	6,747	4	6,869	4	6,879	4
債 務 償 還	10,128	7	8,645	6	8,772	6	9,848	6
議 会 ・ 一 般 行 政	11,670	8	12,485	8	12,504	8	12,685	8
司 法	5,548	4	5,552	4	5,483	4	5,551	3
警 察	15,438	10	15,649	10	15,520	10	15,513	9
教 育	8,364	5	9,494	6	9,773	6	10,039	6
土 木	13,027	9	12,739	8	12,159	8	12,316	7
恩 給	14,647	10	14,753	10	14,708	10	14,736	9
国 防 省	13,487	9	13,825	9	15,621	10	22,218	14
国 境 警 備 隊	5,925	4	5,979	4	6,022	4	6,417	4
シ ャ ン 連 合 州	4,508	3	6,366	4	5,024	3	5,888	4
そ の 他	27,903	19	30,109	20	30,256	20	31,247	19
計	148,956	100	154,006	100	154,208	100	164,660	100

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、637～638頁より作成。500万ルピー以上の項目のみとりあげ、それ以下の項目は「その他」に計上した。但し、森林（資本的支出）についてはそのまま列記した。

を除き常に歳入超過を示している。この余剰というのは、一般の歳出以外に当然公債発行により負担すべき資本的支出をも一般歳入から支出しており、その上での余剰である。

政府はその財政余剰をもってビルマ財政の堅実性を誇示する材料としていたが、歳出内容（第9表-2）を検討してみると、ビルマ財政の極端な消極性を知ることができるのである。すなわちビルマ農民大衆に依存した歳入は、歳出面になると、それは大部分治安費、英人官吏恩給費、対印債務——分離の際インドの対英債務を一部肩代りしたもの——の支払いのために優先的に使用され、その残りの財源が産業開発、厚生部門に配布されたのである。つまり前者に歳入の龐大な部分が消費され、後者にはわずかにその残余が与えられたにすぎず、歳入減の年度になると第1に支出の削減を加えられるのは後者である(9)。

## 第2章 土地制度の推移と国家的林野所有の形成

### 第1節 土地制度の推移

ビルマ王朝時代のビルマ人の主な住居地域は上ビルマであって、そこにはビルマ固有の農村秩序が発達し、それは極めて身分的・封建的なものであった。一方、下ビルマの広大なデルタはほとんど無人の密林の状態に放置され、ただわずかに半農半漁の民が点在するにすぎなかった(100)。このように上ビルマと下ビルマとでは村落形成上における歴史的沿革の相違もあって、イギリス統治下における両地域の土地制度もそれぞれ趣を異にしていたのである。イギリスはとくにビルマ植民地財政の確保の立場から、上・下ビルマにおける土地制度の近代化を強く望んだのである(51)。それではまず植民地化が最初に達成された下ビルマの土地制度から述べ、つぎに上ビルマについて見ることにする。

#### (1) 下ビルマの土地制度

下ビルマ全域が英領となったのは1852年の第2次英緬戦争によってであった。イギリスは財政的要求のため耕地拡大の政策をとらざるを得なかった。英国統治下に入った当初の下ビルマの姿は王朝所在地の上ビルマとはまったく違って一口に言えば前述したごとく無人の荒野に近いものであった。一部の地域には村落が形成されていて、そこでは上ビルマと同じような村落制度が見られたが、大部分の地域は密林のまま放置され、ところどころに住民が点在して米作のほか漁獲や製塩に従事しながらほそぼそと生産を営んでいるにすぎなかった。上ビルマと下ビルマとではこのように開発の出発点における状況がまったく違っていたが、開発の目的もまた非常に違っていたのである。上ビルマの開発目的は旧来の農村秩序をくつがえして自給自足農業を畑作中心の商業的農業に再編成することであったが、下ビルマの開発目的は無人の荒野を切り開いて広大な米単一作地帯を建設することであった。

イギリスはこの目的を達成するため下ビルマ併合と同時にその地のすべてを国有地と宣言し、その上でそこに上ビルマやインドから農民を誘致して自作農として入植させ土地を開拓させようとした。結果としては、イギリスは自作農を定着させるという副次的な目的は失敗し、下ビルマにはインド人不在地主、ビルマ人小作人及びインド人農業労働者(インド人は農民として定着することが少なかった)から成る農業の複合的社会秩序が形成された。イギリスの下ビルマ領有当初にとられた土地私下制度は、旧王朝時代の主な土地慣行制度であった土地の自由獲得制度に一定の修正を加えたものであった。この土地の自由獲得制度というのは、地租を王朝に完納し、そしてある期間土地を占有すれば、その土地の所有権を獲得することができる制度のことである。その土地制度をもっと具体的に説明するとつぎの通りである。

旧王朝時代の主な土地慣行は、先取権を主張する者のない土地は誰でも開墾し耕作することが許された。こうして保有された土地はダマ・ウ・ジャ(dama-u-gya)と称され、その土地は耕作者の私有財産となり、彼はそれを担保に供したり、売却したりあるいは子孫に譲渡することもできたのである。仮に彼がその土地の耕作を放棄したとしても土地の保有権は長く彼に存続し、10年または12年間新来者を排除することができた。しかし、土地は非常に豊富だったので耕作を放棄される土地が多く、新来者がそこへ定住することも多かった。このような方法で取得された土地は、トゥ・ウィン・ヌァ・テット(thu-win-uga-twet)と呼ばれ、それはくる者があれば出て行くという意味で、前保有者の権利は残されていたわけである(26, 101)。

イギリスは下ビルマ領有と同時に以上の土地自由獲得制度に一定の修正を加えて、大体この制度を継続する政策を採用した。修正の結果できた土地制度の内容というのは、何人といえども土地の

公課を納入する限り自由に土地を占有し、それを使益し得ることとしたものであった。王朝時代の土地占有権は完全なる財産権としての所有権の性質をおびていたが、イギリスはただそれに対し占有権ないし用益権を認めるに過ぎなかった。この修正土地制度が後に詳しく説明する未開地定住制度の中身ともなっているのである。

こういう土地制度をイギリスは1870年代の初め頃まで主に採用しつつ移民の来住を奨励したが、移民の増加も耕地の拡大も望まれなかった。ところが1869年のスエズ運河開通によって漸次ビルマ農産品(=主に米)市場が開拓されるようになってくると、米作耕地は増大の一途を辿るようになり、下ビルマを米単一作地帯として開拓するというイギリスの主目的は達成されるようになった。こういった著しい耕作地の拡大が実現したことによって、イギリスは従来のごとく土地開拓の奨励に奔命する必要はなくなり、むしろ土地獲得に対し管理を行う必要さえ生じるに至ったのである。この要請によって生じたのが1876年制定の「下ビルマ地権地租法」(The Lower Burma Land and Revenue Act, 1876) — 「土地及び地租法」とも言う — である。本土地制度は、大きな修正もなく第2次世界大戦前まで用いられた。

その土地法の骨子は土地取得方法の確定に置かれていた。土地取得の主なる方法としては、①12年間継続して土地を占有し、この間占有地に対する諸公課を完納すること「下ビルマ地権地租法第7条」、②政府より特許(Grant)または借地(Lease)の許可を受けること(同上第18条)、の2種類であった。土地取得方法の確定に伴って、下ビルマの土地が私有地あるいは国有地のどちらに属するかが判然と区別されるようになった。すなわち従来一般農耕者によって占有されていた農地は前記①の規定とさらに第8条による相続及び譲渡権の確認の規定と相俟って、条件の適合する限り完全なる私有が認められるとともに、まだ所有権の確定していない土地はすべて国有地とすることが決まり、それと同時に将来の国有地処分の方法も規定されたのである。上記の規定をさらにわかりやすく説明すると、下ビルマの土地は第1の方法により当然所有権を認められるか、また第2の方法により政府よりその権利を付与されるかによってのみ私有地となるのであって、それら以外の土地は全部国有地であることが規定されたのである。国有地の処分方法に関しては1897年施行細則(Rules under the Land and Revenue Act, 1876)が公布された(52)。

以上においてわれわれはイギリスの下ビルマにおける土地制度の大まかな流れを見てきたが、つきには上記した土地制度との関連をもふまえて、下ビルマに公布された各種土地所有制度について言及することにする。イギリス統治下では先にも触れたごとく王朝時代の古い土地慣行が持ちこされた他、さまざまな新制度が採用された。それを列記すると①未開地定住制度(Squatter System)、②下付制度(Patta System)、③賃借制度(Lease System)、④譲与制度(Grant System)、⑤植民制度(Colonization System)、などからなる(27、85、102)。

まず①の未開地定住制度から簡潔に説明して行くことにする。この制度は、デルタ地域の開墾促進を目的とし、自由に空閑地に定住を許すことを建前としたものであって、これは前にも述べた通り、ビルマ王朝時代のダマ・ウ・ジャによる土地所有を近代的法制の形式に改めたものである。この方法で定住した者を未開地定住者(Squatter)と呼ぶこととしたが、ただこれにはつぎの条件が付されていた。ビルマ王朝時代では定住者が占有した土地は王朝に地租を納付することによって彼らの私有財産として認められ、担保に供したり、売却や子孫に譲渡したりすることができた。しかし、新制度では未開地定住者は正式に政府から土地を占有する許可を受けておらず、土地保有はその土地面積に応じて毎年地租を納める限りにおいてのみ認められ、むしろ土地の所有は政府にあったので、収穫後はいつでもその保有地を政府に取り上げられる可能性を持っていた。そこで政府はそういう農民に安定的土地取得を与えるために、1876年制定の「土地及び地租法」に基づいて、引き続き12年間継続して土地を占有し地租を支払った未開地定住者には「土地保有者の権利」



(Landholder's Right) を付与し、土地保有権の安定を図った。この権利を認められた土地は私有財産としての取り扱いを受け自由処分もできた。

②下付制度。パッタ (Patta) という語は、土地の下付を意味するインド語であり、ビルマでは政府が自作農に対し通常15~50エーカー位の小面積の土地を下付することを意味していた。これに関する規定は、初期の地租条例 (Revenue Rules) のうちに包含されていたが、この制度が重要になったのは、デルタの開墾が相当進歩し、耕地の拡張よりむしろその統制が必要となり始めた1870年以降のことである。すなわち、未開地定住制度で自由な定着が許される場合には十分な監督ができなかったため、政府は新たにこの制度をとり入れ、譲与による土地の占有の監督ないし統制を行うこととした。

③賃借制度。これは土地に対する賦課を便利にし、かつ人民が取得した土地を引き続き占有することを奨励するために工夫された制度である。未開地定住制度は勝手に土地を放棄することを認めていたから政府にとって好ましい制度ではなかった。他方、パッタ制度は一定の土地に農民を拘束するので農民が喜ばなかった。そこで、この両制度の欠点を補って、土地に対する地租の賦課を便利にすると同時に農民が取得した土地を引き続き占有することを奨励するために工夫されたのがこの制度である。この制度では政府と農民の間に5~10年間の借地契約が結ばれるが、その期間中は追加税を納めることなく無限にその耕地を拡張することが許された。この制度が実施されたのはスエズ運河開通前のことであり、開通後は耕地拡大のために特別の勧誘措置を講ずる必要がなくなったので、それは廃止されることになった。

④譲与制度。これは資本家に安易な条件で下ビルマの広大な面積の土地を譲与し、開拓を促進しようとする制度である。この制度は1861年に政府の公布した「荒蕪地下付規則」(Rules of the Grant of Waste Land) によるもので、当時は政府の奨励移民策があまり効を奏せず、耕地の拡張も進まず、自作的社会を作り上げる見込みのないことが判明したので、そのために政府は資本家的開発を目指すことになり、資本家の誘致を図る計画をしたのである。ところでこの規則は簡易な条件で広大な土地を提供することになっていたが、その土地を契約期間中に開墾しない場合には政府がそれを回収するという罰則がついていたことから、この条件に服して申し込む資本家はほとんどいなかった。そういうわけでこの規則によって譲与された土地も極めて少なかったので、それは直ちに廃止され、それに代って1863年には「荒蕪地私下規則」(Rules for the sale of Waste Land) が公布された。この新規則によると、被譲与者は資本の所有者であることの証拠を呈示しなければならなかったが、開墾を怠った時の罰則はなかった。しかし、この規則でも土地の購買を申し出る者がほとんどなく、たとえあったにしてもそれは単なる投機者等にすぎず、彼らは開墾の促進よりもむしろそれを妨害することが明らかとなっていたため、1865年にはまた前の制度を復活することとなった。

⑤植民制度。この制度はこれまで述べた諸制度よりもずっと後の時期に実施されたものである。政府は約40年間、土地の取得条件を統制するために主として下付制度 (Patta System) に依拠してきたが、この制度も健全な自作農の創設という目的は達成できなかった。そういうことから下ビルマにはなお地域によっては相当面積の荒蕪地が存在していたので、政府はそれらのうちいくつかを官有農園 (Government Estate) として取り扱い、そこに選抜移民を入植させ、その開拓所要資金は入植者の信用協同組合を通じて供給した。こうして健全な自作農を創設しようとしたのが植民制度である。

イギリスは以上のような諸土地制度によって下ビルマの荒蕪地をつぎつぎと下付して開拓させ、広大な米単一作地帯を作り上げたのであるが、ここに新しく作り上げられた米作農業をファーンヴァルは工業的農業 (industrial agriculture) と呼び、上ビルマに形成された商業的農業と区別

した。すなわち相対的に経営規模が大きく、米という単一作物の栽培に特化し、資本の借入が多く、多数の労働者を使用し、かつ生産過程の技術的分業が発達していたので、工業生産との類似性に着目してこう呼んだのである。こうして下ビルマ開発の主目的は達成されたが、ここで注意しなければならないことは、健全な自作農の創設という副次的目的はまったく達成されなかったことである。下ビルマの米作が隆々と伸びた反面、非農業者の土地集積は進み、農民負債は累積し、農民は耕作権の不安定、高率小作料、過重な利子負担の下であえぐという重大な農業問題が発生していた。ではなぜ下ビルマでこのような農業問題、とくに非農業者の土地集積が生じたかと言うと、それには制度的理由と金融的理由とがある。両者のうちとくに非農業者の土地集積を促進したのは後者である。まず制度的理由というのは、イギリスが下ビルマに適用した土地制度そのものあるいはその運用に欠陥のあったことである。例えば未開地定住制度の場合には、自ら耕作する意志のない者が広大な面積の地租を納入して保有者の権利を取得するということがあった。パッタ制度の場合には土地の割り当てが必ずしも真実の耕作者に行かず、係官に賄賂を贈った者に割り当てるということが多く行われた。この弊害が目立ったためにこの制度は1910年に廃止となっている。しかし、このような制度的要因にも増して非農業者の土地集積を促進した重大な要因は、農業金融上の欠陥である。すなわち政府が入植農民に対して土地はほとんど無償で提供しながら、開拓のために必要な資金をほとんど供給しなかったことである。下ビルマの開拓民にはインド人移民もいたが、その大部分は上ビルマからの移住者＝貧農であった。したがって彼らの資金需要を満たしたのは、もっぱらインド人金貸業者であるチェティヤ(Chettyar)の土地担保融資であったのである。

チェティヤは南インド・マドラス地方の世襲的金貸階級であって、彼らは狡猾さ・抜目なき、強力な組織力、それにイギリスの金融制度に精通していることで有名であった。ビルマには、常時1,600軒ほどのチェティヤの店が存在したが、その9割近くは下ビルマのデルタ地帯にあって、農民5千人に1軒の割合で店開きをしていたという。チェティヤの融資は長期性を欠き、3年期限の短期ものが多く、それに利率は大体年利1割5分ないし3割6分で、いわば「中世的」高率を示していた。ハーヴェイによると、ビルマ農民の農業負債は、決して4,500万ポンド以下には下らず、そしてその5分の4はチェティヤに対する負債であった。結局、このチェティヤの土地担保融資によって、漸次、ビルマ農民は、不在地主と小作人関係の軌(くびき)にしばられて行った。植民地政策が導入した契約制度をふまえてチェティヤの合法的土地収奪は、1902～05年頃を境に急激に進行した。下ビルマのある地域では、1908年には、耕作地の半分近くが自作農ではなくなっていたところもある。そして、こういう趨勢は、1929年の恐慌で恐るべき事態をまねいたのである。

第10表 下ビルマ主要米作地帯(13県)における土地保有関係の推移

単位：千エーカー

年 度	全保有農地面積 (1)	うち非農業者保有面積 (2)	うちチェティヤ保有面積 (3)	(2) / (1) (%)	(3) / (1) (%)
1930	9,249	2,943	570	32	6
31	9,305	3,212	806	34	9
32	9,246	3,770	1,367	41	15
33	9,266	4,139	1,782	45	19
34	9,335	4,460	2,100	47	22
35	9,408	4,687	2,293	50	24
36	9,499	4,873	2,393	51	25
37	9,650	4,929	2,446	51	25

注： 大和田啓気編・アジアの土地改革、180頁より転記。

第10表からもわかるように下ビルマ米作地帯におけるこのような急速な非農業者の土地集積、したがって自作農の没落は主としてチェティヤの土地集積によって生じたものであった。こうしてビルマ農民は、法外な債務に苦しみつつ貧農化し、あるいは小作人化し、ある者は農業労働者として、半農奴的境遇に身を置いたまま、植民地体制の下層部によどんで行ったのである。一方、ビルマ農民の窮乏化と裏腹に、チェティヤ達はますます私腹を肥やして行った(24)。こういった事態もイギリス植民地政策のもたらした帰結であったのである。

## (2) 上ビルマの土地制度

イギリスが上ビルマを占領した時にはそこにはまだ複雑な封建的社会制度が残存し、それに基づいて封建的土地所有関係が存立していた。イギリスは上ビルマを占領すると、そこに存する封建的な社会組織を一応解消せしめるように努めたが、土地制度に関しては財政的考慮より急激なる変革をさけ、なるべく従来の制度をそのまま承認する方針をとったのである(53)。それではまずイギリス占領前の上ビルマの封建的土地制度について論じ、つぎにイギリス統治下の土地制度について述べようと思う。

王朝時代の上ビルマの土地制度を見ると、それは伝統と慣習によって支配されはなはだ複雑である上、地域によってもまちまちであって、非常にとらえがたいものであった。ファーニヴァルもミンジャン県の事例を挙げているだけである。それによると上ビルマの土地は王領地(Royal land)、官有地(Official landまたはland held as the Appanage to public office)及び私有地(Private land)の3つに分類されていた。王領地は王の私有財産と王が国の元首として地代徴収権を持つ土地とから成っていて、前者は祖先から継承した結婚によって取得したものであり、後者は河川中の島嶼や河岸の沖積地、謀叛人からの没収地、及び相続者のない土地であった。この土地はアームダン階級(ahmudan)によって耕作されていた。官有地というのは王朝時代に官職にあった者の采邑地及び彼らに管理を委託された土地の2つを包含していた。通例その土地は社会組織の単位となっていた連隊の長(主にアームダン階級)に与えられ、それはさらに彼らの部下に与えられて居住、生計または耕作に供されていた。私有地はsu-lut区域(athi階級の居住地域)——社会階級すなわち連隊はathinまたはasuと呼ばれ、それはアームダンahmudanとアスathiの2階級に大別され、前者の居住区をasu、後者の居住区域をsu-lutと呼び、su-lut区域にはmyothugyiという首長がいた——に多くありアス階級により所有され、その区域にある官有地はmyothugyiが管理していた。

王領地は王に対して地代を払ったが、その地代徴収権は通常官吏に売却されていた。官有地と私有地では以前は慣行的な地租が徴収されていたが、Mindon王以後は彼の1851年に行った税制改革の産物であるタダメダ(thathameda)——各戸に割り当てられる財産税、すなわち戸数割税——という新税に変えられた。官有地の村落ではタダメダの他に、公務に駆り出されている連隊所属員の費用を負担するために献金が課された。非官有地村落ではタダメダの他に村落税が課されたが、それはタダメダのなかに包含されることが多かった。ここで注目されるのは、王領地及び官有地の私有地化の傾向が強かったことである。すなわちこれらの土地を下付され、あるいは預かっている首長(主としてアームダン階級)がその土地を抵当に入れ、結局それが抵当権者の私有財産となって土地保有に随伴する義務すなわち人員の供出、地代徴収その他が無視されて私有地化した。また連隊の隊員が割り当てられた土地を抵当に入れて、それが抵当権者の私有財産となって土地に伴う義務が回避されることもあった。どうも税制改革後の当時の私有地は地租徴収問題から除外される傾向があったようである。

要するに、旧王朝時代の上ビルマの農村秩序は封建的な身分関係に支えられてはなはだ複雑な様相を呈していたのである。土地制度だけを見ても、身分制度と密接に結びついた王領地、官有地及

び私有地の区別があって、しかも王領地と官有地では私有地傾向が進み、耕作者の間には未分割地があった。その上、ビルマにはもともと土地の即時売却の慣習がなかったために、土地の売手はいつでもその土地を買い戻す権利を有し、そういったこともあって土地制度は非常に複雑であった。

さて、イギリスの上ビルマ併合の宣言は1886年であるが、この時を境にして上ビルマの農村秩序は急速な変貌を遂げることになった。イギリスは旧秩序を一挙にくつがえし、上ビルマの自給自足農業を畑作物中心の商業的農業に再編しようとしたのである。それに伴って旧王朝時代の封建的土地制度も近代的土地制度に改められるようになった。イギリスが何よりもまず上ビルマに求めたものは財政需要を充たすための地租収入であったので、併合まもない1889年には「上ビルマ地権地租法」(The Upper Burma Land and Revenue Regulation, 1889) — 「土地及び地租規則」とも言う — を制定してすべての土地に一律に地租を課することにした。ビルマの地租制度は大体インドの制度を継承し、すべての土地所有権は終極的には国家に帰属し、したがって国家は一切の土地生産物の分配に参与する権利を有すると言うのが、地租賦課の根本理念をなしていたのである。この1889年法律は第2次世界大戦まで大きな修正もなく持続された。それではこの法律により規定された土地制度を説明するとつぎの通りである。

上記法律によって上ビルマの土地は国有地(State Land)と非国有地(Non-State Land) — 私有地ともいう — の2種類に分類された。そこでイギリスは王朝時代の王領地と官有地 — いずれもアームダン階級により耕作 — を上ビルマ地権地租法第23条によって国有地と定め、同法律第27条によってアス階級に属していた私有地を非国有地と定めたのである。国有地の中にはその他に島嶼及び州(Island and Alluvial Formation in River)、不毛地(Waste Land)及び保安林(Reserved Forest)、既耕作地で所有者不分明のもの等が包含されている。国有地を私有地にする場合は、同法律第23条の規定によって特許または借地の許可を受けなければ、それは認められなかった。ところが王領地及び官有地にはすでにアームダン階級がいて耕作に従事していたので、それら耕作者に対して何等かの土地所有関係を決定する必要が生じていたのである。それでイギリスは同法律第25条第3、4項によって従来耕地を占有し農耕に従事する者でかつ土地に対する公課 — これはタダメダと地租である — を完納する者に対しては、依然その占有を認めることとした。しかし、イギリスは同法律第25条第1項によってこれら農耕者に対しては相続、譲渡等の財産権を認めず単に用益権のみを認めることとしたのであって、その制度は下ビルマには存しない上ビルマ特有のものとなっていた。他方、イギリスは非国有地(私有地)に対しては何等の制限を設けることなく、地租及びその他の土地に関する公課(タダメダも含まれる)の負担のみを命じ、それを完納する限り相続、譲渡等の財産権を伴う絶対的所有権を認めたのである(54, 103)。但し、私有地からの地租徴収方法は、イギリスがインドで実施したゼミンダリ制(Zemindari system)、すなわち地頭制に基づいて一郡の地主ないし農民と折衝することをさけ、むしろライオトワリ制(ryotwari system)を適用して、個々の農民と折衝することによって地租納入者を確定することを建前としたのである(92)。

以上の土地制度を一言にしていうと、王朝時代のアス階級に属していた農耕者の占有地のみを私有地と認め、その他一切の土地は国有地と定めたのである。ただ国有地の中でも王朝時代のアームダン階級により占有されていた土地のみに対しては、所有権を伴わない占有権のみを認めることにし、その他の土地に対してはその処分には制限を設けることとしたのである。国有地の処分については下ビルマにおけると同様、1889年に施行細則(Rules under the Upper Burma Land and Revenue Regulation, 1889)が制定された(55)。

上ビルマの農地は併合後すでに触れたように一律に地租を課せられるようになったが、地租賦課の基準は純生産高(net produce)の半分とされた。純生産高というのは粗生産高から耕作の費

用を差し引いたもので、経営主と家族の生計費は差し引かれなかった。下ビルマの地租賦課基準が当初生計費をも差し引いた純利益 (net profit) の半分とされていたことと比較すると上ビルマのものは負担が重かった。しかし、下ビルマのそれも後には上ビルマなみに統一された。以上は原則であって、実際の賦課額は地租設定官 (Sattlement Officer) が地域の実情に応じて決定したので、もっと軽かったようであるが、いずれにしても農民にとっては相当な負担であった。下ビルマも同じであるが、このような地租を徴収するために土地測量、保有権者の確定が行われ、農地は地目、等級に分けて記録されたのである。

最後に注目すべきことは、上ビルマで併合後非農業所得に対しても所得税が課せられたことで、農民は農外の所得がある場合にそれを課された。その新税は各戸に割り当てられたのでタダメダという古い名称を引き継いだ。かつてのような財産税ではなく所得税である。上ビルマの新タダメダに対応する下ビルマの新税は人頭税 (Capitation Tax) である。それは僧侶その他若干の例外を除いて下ビルマの全住民に課された(104)。先のビルマ財政のところでも述べたように、歳入の5割が地租収入であったことを考えると、イギリスのビルマ土地制度がいかに農民収奪に徹していたかがわかるのである。

## 第2節 国家的林野所有の形成

ビルマ植民地における国家的林野所有は、前節の土地制度形成過程の中で成立したものであると考えられる。1824～26年の第1次英緬戦争によって下ビルマの一部であるアラカン、テナセリウム等の地域は、占領されたが、占領とともにそれら地域の農耕地はもちろん林野も、まだ具体的に成文化された土地制度は導入されなかったけれども、国有とされたものと思える。というのはイギリスにはすべての土地の所有権は国王に帰属し、その利用権は国王から与えられるという、封建的思想が土地制度の基礎をなしているからである。1852年の第2次英緬戦争によって下ビルマ全域が英領となつてからは、その全土地に対する正式な国有地宣言がなされて林野も国有林となるが、その時の国有地宣言でも成文化された土地法の適用は見られなかった。その理由は何かということ、当時のイギリス資本主義の発達はまだ自由主義段階であり、植民地の生産過程を完全に掌握する必要がなかったからである。したがってその頃はまだ制度上の土地の利用区分もなされなかったと見なせる。

ところがイギリス経済が帝国主義段階に移行した1873年以降になると、ビルマでは成文化された1876年「下ビルマ地権地租法」が制定し、その土地法によって下ビルマの土地は国有地と私有地に明確に区分され、林野はすべて国有地として囲い込まれたのである。上ビルマにおける林野の国有地化過程はどうかということ、1885年の第3次英緬戦争の翌年に上ビルマ併合が完了して、3年たった1889年に「上ビルマ地権地租法」が制定しており、その土地法によってすべての土地が国有地と私有地に区分されると、林野は国有地として取り扱われるようになった。結局、上下ビルマの両地権地租法によってビルマ全土の国家的林野所有は成立したのである。イギリスの植民地土地制度の基本は、土地国有化原則にあるので、当然ビルマの森林も「一切の林地及び林産物が国家に属する(63)」という中心理念に基づき、国有林化されざるを得なかったのである。第3章1節の第13表に示してあるビルマの国有林面積について見ると、その総面積は9,126.8万エーカー(約142,606平方哩=約36,935,247ha)となり、それはビルマの全土地面積約26.2万平方哩の約54%を占めている。

つぎにビルマ植民地の国有森林の分布状態を述べる中で、該領に資本制的採取林業を成立せしめたチーク林等の商品価値の高い有用森林資源がどの森林分布に所属しているかについて見ようと思う。ビルマの森林分布状況は、地勢と気候の条件によって、平地、乾燥地及び山地の3つに大きく区分で

きる(14、59)。①平地。それは下ビルマ一帯の平野地域を意味し、すなわちイラワジ河の流域にあるデルタ地帯と海岸低地とを含む。それらの地域は降雨量の豊雨なところで、熱帯独特の森林地帯を構成している。またそこはビルマの中心的米作地であるとともに、密林地帯でもある。海岸低地々方とりわけ沿沢地方はマングローブに富み藤、竹等の熱帯的植物が繁茂している。

②乾燥地。それは大体ビルマの中部地帯を指すもので、上下ビルマの境界辺より東はシャヅ州の山麓に至り、北はイラワジの流域シュエポー帯を包含し、西はアラカン丘陵及びウントで終る。③山地。ビルマで山地帯が最も広大な面積を占め、かつそれはビルマの中で最も経済的価値に富む貴重な森林を含んでいる。山地森林はさらにつぎの5つに分類される。(a)混生落葉樹林。この種の森林は、ビルマにおける森林のうち最も重要なるもので、面積は全ビルマ森林の約20%、すなわち約1,825万(約739万ha)エーカーを占めている。主要なる構成樹種としては、チーク(英*Teak*、学名*Tectona grandis*)、それから建築用材として珍重されるパダウ(Paduk)及びピンガド(Pingado)等がある。それらの樹種はほとんど有用材であり、なかでもチークが最も商品的価値の高い材である。

ビルマのチーク林は北緯15~16度から24~25度の間に生育し、それが最も多いのはペゲー・ヨマ丘陵、イラワジ河上流地方、チンドウィン河の沿岸、アラカン・ヨマ山脈の斜面などである。これらの地域に分布するチーク林を百分率で示すと第11表のように推定され、チーク林の多くはペゲー・ヨマ

第11表 地域別チーク林分布比

分布地域	比率(%)
ペゲー・ヨマ丘陵	50
イラワジ河上流地帯	25
チンドウィン河流域	12
サルウィン河流域	7
アラカン・ヨマ丘陵	5
その他	1
計	100

注： 益田直彦・南方圏の資源(第4巻)ビルマ篇、101頁より作成。

山地常緑林の2種に分かれる。前者は海岸平地林とは異なるもので、カンイン(*Kanyin*)、ティンガン(*Thingan*)等を主たる樹木としており、それには棕櫚、阿壇、竹、籐等も混生している。前者は海拔3千~5千呎の間に広く分布していて、その代表的な樹木は栗である。

以上の森林分布の中で、ビルマの有用材であるチーク林などの樹木は、混生落葉樹林に存することが明らかとなった。イギリスはビルマ植民地化に伴う国家的林野所有の確立によって、チーク林はもとより、その他一切の林産物を完全に手中に治めたのである(64)。イギリス統治下においてもビルマ林業の中心は、チーク林業であったから、イギリス植民地権力の該領林野にとった林野制度も主として、このチーク林を独占的に管理し、そしてそれを自国独占資本に開発せしめるという形態のものであった。要するにイギリス統治下のビルマ林野制度は、チーク林制度であると言っても過言ではないのである。

とイラワジ河上流地帯に生育している。ビルマには1,400万ha(かなり過大のように思われるが資料の数字をそのままあげておく)のチーク林があると認められ、その蓄積は全森林蓄積の12%とされている(112)。

(b)松柏林。それは海拔6千呎以上の高地に存在し、カシャ松(*Pinus Khasva Royle*)をその主体的な樹木としているが、材積は少ない。(c)インダイン林。ビルマで最も一般的用材として使用されているもので、その面積は数千平方哩に及んでいるが、搬出に便利な地域の森林はほとんど伐採され尽されている。(d)タンダウ林。ビルマ人は一応インダイン林と一応区別しているが、その経済的価値は大してない。(e)常緑樹。それは熱帯的常緑林と

### 第3章 国有林におけるチーク林管理経営制度の展開

#### 第1節 チーク林管理経営機構

##### 1. 林野管理経営機構

この節では第1章第2節で述べた総督制を中心とする法治主義的間接統治が国家的林野所有を舞台として展開するチーク林野管理経営機構の中にどのような形で現象しているかを明らかにしようとするものである。ところでビルマ植民地のチーク林を主体とする山林の管理行政機構は大きく2つに分かれる。すなわち、それはまずビルマが英領インド総督下の植民地となってビルマ州を形成せしめられてから、印緬分離までのものと、つぎは印緬分離に伴いビルマ植民地が該領総督の直接統治下に置かれた時のものとに大別される。それでは以下においてビルマ間接統治政策の大きな2つの流れを背景にして、チーク林管理行政機構を論ずる中で、そこにどのような形で間接統治政策の特質が形成せしめられたかについて明らかにしたい。その説明の前に若干チーク林の持つ重要な経済資源としての意義について、触れておこう。

旧ビルマ王朝時代においてはチーク材事業は官営であり、国庫の最も重要な財源で(44)、チーク林は王室御用樹として自由伐採を禁じられ保護された(94)。また、チーク材はビルマの対外貿易品(主として欧人取り扱い)としても唯一のものであり、チーク材による造船の輸出もついに行われるほどであった(45)。欧米諸国の中でチーク材の利用価値を最も早く知ったものはイギリスであり、第1次英緬戦争の有力な誘因も、豊富なチーク林資源獲得の要望にあったとされている。当時はまだスエズ運河も開通しておらず、鉄船もなかったので、東洋とヨーロッパとの交通は木造船で喜望峰を迂回していた(65)。そういうことでヨーロッパ諸国は、自国の勢力拡大を図るためにも不可欠な造船のための強じんな材質を有する木材を強く求めていたのである。

その頃、イギリスは他のヨーロッパ諸国と競争しつつインドを中心にして、東南アジアへの進出の足を速めていたので、造船業の開発振興は急務とされ、ビルマの豊富なチーク林資源の独占の開発利用に注目していた。イギリスはビルマのみでなく、サルウィン河を隔てたタイ国にもチーク林支配の手を伸ばし、同国のチーク林伐採権の8割をも独占的に掌握した(113)。高山慶太郎氏も著書「チークの話」の中で、イギリスのビルマやタイにおけるチーク林資源支配の意図についてつぎのように述べている。「チークの主なる用途は一般に知らるる通り艦船材、車輛材等である。如何に艦船材としてこのチークが重要視せらるるかという事は、1884年から5年にかけてビルマに於て相争った英仏両国の真の目的の一半は、其の他のチーク材の占有に在ったと伝えらるる一事を見ても明瞭であろう。併しこの争に勝って遂にビルマ全土を吾がものとした英国はその後世界海上の覇者として七つの海に雄飛したが、他国に勝る艦船の多数を所有した英国にとってビルマ及びその後勢力を扶植して、その全産額の8割までを左右したといわれる泰国のチーク材が一つの有力資材となったかは思い半ばに過ぎるものがある。(118)」。その文節も、イギリスのチーク林支配の狙いが、艦船用材にあったことを指摘している。チーク材はとくに軍需用輸送用としての艦船用材に適しているため、本国に森林を欠くイギリスにとっては極めて重要なものであったと考えられる。当時、世界の海上覇者として、他国にまさる艦船を多量に建造し、植民地獲得に優位に立つためにも、チーク材の独占の開発は必要条件であったのである。なお、チーク材の用途は造船用材としてばかりでなく、鉄道枕木、建築及び家具用材等にも最適材であるため、イギリスのビルマ・チーク材に対する支配は一層強力なものとならざるを得なかったのである。

このようにビルマ植民地の森林資源（チーク林）が植民地資源政策の一環として、重要な経済開発の対象になったのも、チーク材が前記したように材質的にすぐれた世界的良材であったからである。そこで、ビルマでは植民地政治権力と資本力との結合によって、チーク林の独占化が敢行されたのである(114)。

イギリスの下ビルマ一帯の領有は、1852年の第2次英緬戦争によってであり、当時の統治体制は英領インド総督→下ビルマ駐在弁務官という形であった。イギリスはその領有とともに、ビルマの重要な経済資源であるチーク林資源を確保するため、法治主義に基づいた近代的な林野管理制度の確立に着手し始めた。1856年にイギリスは英領インド帝国名で英人山林技師ブランデス(Dietrich Brandis)博士を下ビルマの山林長官(Superintendent of Forests)として派遣し、その山林管理制度を確立せしめたのである。彼はさっそく林政機関を設置して(1)、チーク林を官営林として乱伐を禁じ、チーク林の永久保続の方策を確立した(119)。このような政策を取ることによって、彼はできるだけ多くの価値あるチーク林を政府の下に獲得したのである。チーク林管理制度の発足した年から10年後の1866年には約4万エーカーのチーク林が、保存されるようになった(2)。同氏は1856年から1907年に至る51年間にわたり、ビルマ植民地のチーク林をはじめとする山林管理制度の確立のために直接、間接に大きく貢献してきた(86)。したがってビルマ植民地林政一般の基礎は、彼の成果によるものである。

1885年の第3次英緬戦争によって上ビルマも領有され、その翌年に上・下ビルマが英領インド総督下の属州に編入されると、一時上ビルマにも英人駐在官が派遣されたが、後にビルマ州は副知事州(1897~1922年)→知事州(1923~36年)となっている。イギリスは全ビルマを併呑した1885年には、チーク林等の山林の管理体制を強化するために正式な山林局を設立して(16)、チーク林を始めとする全森林資源をその手中に収めたのである。以下においては1885~1936年まで、すな

第12表 印緬分離前における山林局組織

林区名	林区署所在地	小林区名及び小林区署所在地
Hlaing Circle (ライン林区)	Rangoon (ラングーン)	Insein, Tharrawaddy, Zigon(Tharrewaddy), Prome, Allanmyo (5)
Delta Circle (デルタ大林区)	Rangoon (ラングーン)	Bassein, Myaungmya, North Arakan(Akyab), South Arakan(Sandoway), Henzada, Thayotmyo (6)
Tenasserim Circle (テナッサリウム大林区)	Rangoon (ラングーン)	North Pegu(Pegu), South Pegu(Pegu), North Toungoo(Toungoo), South Toungoo(Toungoo), Shwegyin (4)
Sittang Circle (シッタング大林区)	Rangoon (ラングーン)	North Pegu(Pegu), South Pegu(Pegu), North Toungoo(Toungoo), South Toungoo(Toungoo), Shwegyin (5)
Northern Circle (北方大林区)	Maymyo (メイムヨ)	Myitkyina, Bhamo, Shwegu, Katha, Mu(Shwebo), Upper Chindwin(Mawlaik), Mansi(Katha), Myittha(Mawlaik), Lower Chindwin(Monywa) (9)
Southern Circle (南方大林区)	Maymyo (メイムヨ)	Mogok, Mongmit(Mogok), Mandalay(Maymyo), Meiktila, Pyinmana, Southern Shan States(Taunggyi), Yaw(Pakokku), Minbu, Magwe,(Taungdwingyi) (9)

注： 外務省・緬甸の林産、12頁より転記。( )内は小林区の数。

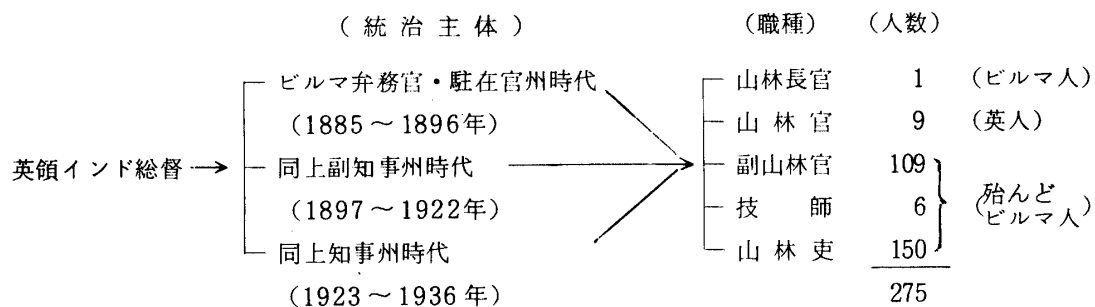


わち印緬分離前のビルマ山林局組織とその統治人事組織について示すことにする。

山林局の上部統治組織系統はインド総督府 → ビルマ副知事及び知事政庁 → 山林局となっている。山林局は、森林管理上第12表に示すように全森林を6大林区 (Forest Circle) に分け、さらにそれを38の小林区 (Territorial Division) に区分し、小林区を細別して分区 (Subdivision) とし、分区中に若干の監視所を置いている。その他に、森林調査及び施業案部 (Forest Research and Working Plans Circle) などがある(6)。イギリスはこのような山林組織の設置によって、全ビルマ森林の支配網を整備したのである。

以上においては山林局の組織について述べてきたが、つぎは山林局の統治人事組織について説明することにする。下ビルマ領有時代の山林長官は英人ブランデス氏であったが、全ビルマ併合後はその地位に第2図でも示してある通り現地ビルマ人を起用している。それは何故かと言うと、旧王朝時代においてもチーク林事業は極めて重要な財源であったため、森林行政官には最も重要な大臣級の官吏

第2図 印緬分離前における山林局の統治人事組織



注： 外務省・緬甸の林産、10頁より作成。但し、職種、人数について。

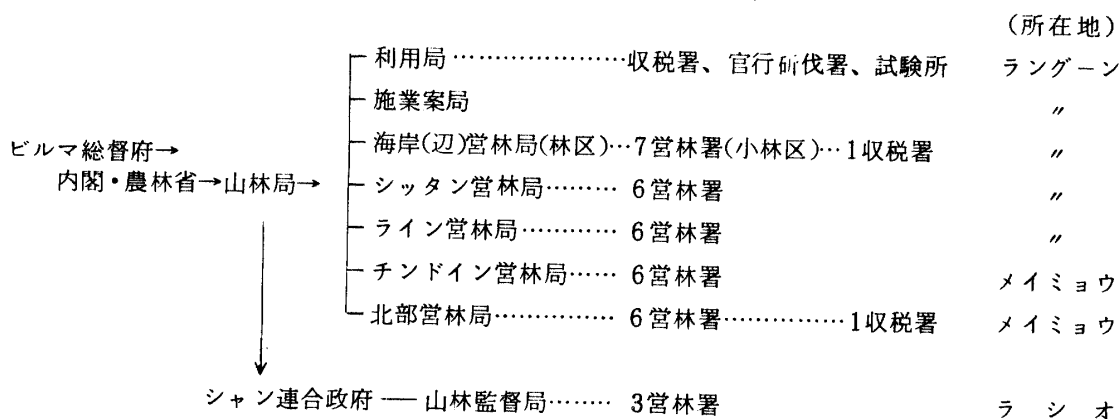
をもって当てた(32)。そういったことから、英領後においても、現地森林管理の事情に精通しているビルマ人を形式的な山林長官とすることによって、全山林を治めた方が安定的にしかも迅速に山林の資本主義的管理体制を確立できるものと考えたからである。インドより分離前は、その山林長官の地位は、ビルマ人官吏の中で最高位にあったのである(33)。イギリス統治下においてもビルマの林業、とりわけチーク林業は農・鉱業について重要な産業であり、英植民地権力と独占資本にとっては非常に魅力ある経済資源であった。ビルマのチーク林は副知事州時代までは、インド総督の保留事項＝専管事項としてインド政府の財政に大きく寄与している。

知事州時代の両頭政治の採用からは、森林管理行政も移譲事項としてビルマ州知事の取り扱いとなり、チーク林等の森林資源も州財政に貢献できるようになった。知事は森林等の移譲事項の行政を遂行するために、自ら州長官として任命したビルマ人の教育長官及び同山林長官の補佐を受けたのである。このようにイギリス統治下の中でビルマ人山林長官は山林管理行政ばかりでなく、統治一般の面でも相当に高い地位にあったのである。山林管理行政の中におけるビルマ人山林長官の起用はいつ見れば山林管理行政面における間接統治政策の端的な現われである。言うまでもなく彼の任務は決して植民地権力の目的に反するものではなく、一種のカイライ的な存在であり、かつてのブランデス氏の布いたチーク林を主体とする山林官理行政の基礎に立って、英資本の独占的森林開発を導くための山林管理に従事したのである。第2図の山林官は9人の英人から成る高級官吏であり、むしろ彼達がビルマ山林長官以上に総督とか知事等と言った植民地権力者と直結しているので、相当な山林統治権を有していたものと考えられる。副山林官、技師、山林吏などの下級官吏は殆どビルマ人であり、そ

のことは山林管理行政の安上りを意味し、また山林管理行政面における間接統治政策をも物語るものである。

それではつぎに1935年のビルマ統治法に基づいて実現した1937年の印緬分離後のビルマ山林局の組織とその人事組織について述べることにする。はじめに山林局組織から見よう。印面分離によってビルマ植民地の統治は新設されたビルマ総督府によって行われるようになり、山林局の上部行政組織も第3図で示してあるごとく、ビルマ総督府→内閣・農林省→山林局という系統組織となっている。内閣・農林省というイギリス流の新しい法治主義に基づいた組織の導入による山林管理体制の確立は、山林管理行政面における徹底化した法治主義的間接統治を意味する。山林局の組織も分離前のものとそうたいして変わらないと思う。第12表でも資料上の不備で、明らかにされない組織がある。例えば、収税署とかシャン連合州(州)の山林管理組織などがそれである。

第3図 印緬分離後における山林局組織



注： 三井物産株式会社木材部編・緬甸の林業、12頁より転記。

それでは第3図に基づいて山林局の組織を説明すると、山林局の下には営林局(林区)→営林署(小林区)→派出所(分区)→分担区(山林監視所)が置かれている。営林署は全国に64の派出所を有し、各派出所には6～10の分担区が配置されている。各営林署は山林管理の他、象及び林道設備等の管理をし、収税署はラングーン、モールメン、マンダレーにあって立木払下代金収納のため出材検尺を行う。各派出所は分担区の監督、土木工事、造林、巻枯し、出材や検尺を担当している。上記の山林組織の他に、林業教育を行うための機関もある。すなわち、ラングーン大学に林業教育を施すための林学科があり、年々20名位の卒業生を送り出している。またそれ以外に山林係員養成所が臨時に設けられていた(66)。こういうイギリスの林業教育に対する熱の入れようを見ても、ビルマ植民地のチーク林業が、いかほどイギリスにとって重要な経済資源であったかがわかるのである。

つぎは前記山林局組織の下における人事組織について説明することにする。ビルマ統治法に基づく印緬分離によって、ビルマ植民地には新しく総督制が設けられ、さらにその下にイギリス流の法治主義を象徴するビルマ人から成る議院内閣制が取り入れられ、総督はそれを媒介して該領における法治主義的間接統治体制を確立したのである。その統治政策を受けた山林局の人事組織を示すと第4図の通りである。山林長官を直接・間接に指揮監督する上部の人事組織は、ビルマ総督→農林大臣→山林長官という形になっている。農林大臣と山林局長はいずれもビルマ人であり、そのことはイギリスの山林管理行政面における法治主義的間接統治政策を物語るものである。山林長官は分離前もビルマ人であったことはすでに述べた通りである。分離後も農・林業のビルマ植民地経済に占める地位の高いことから、農林大臣は首相につぐ重要なポストであった。そういったことで農林大臣には首相が兼任し

第4図 印緬分離後における山林局統治人事組織 (1940年)

		(職 種)	(人 数)	
ビルマ総督 → 内閣・農林大臣 → 山林長官 → (Minister) (Chief Conservator of Forests)	ビルマ人 ↓ ↓	1級官吏	77	(内英人55)
		2級官吏	71	(内英人30)
		出張所長待遇者	149	殆どビルマ人
		収入役	373	
		山林係員	1,376	
		その他(書記、監視人)	不明	
			2,046	

注： 三井物産株式会社木材部編・緬甸の林業、12～13頁より作成。

ていたのである。山林長官の職もまた極めて重要な役職であった。憲法上、総督権力は非常に強固なものであったから、農林大臣及び山林長官は総督の統治目的にそむくことは許されず、したがって彼達は英独占資本の利益を守る立場に立って山林の管理行政に従事せざるをえなかったのである。間接統治の狙いもまたそういうところに存する。

山林長官の下には2,046名余の山林官吏がつかえていた。1級官吏のうち約7割がイギリス人で占められ、2級官吏のうち約4割がイギリス人である。このように上級官吏のうち、とくに1級官吏においてイギリス人が高い比率を占めていることは注目される。各林区の長は1級官吏の英人で占められていて、彼達は保林官(Conservator)と称せられ、その林区における森林管理行政の責任者であった(10)。英人官吏は総督権力と常に結びついているので、彼等の山林管理行政面における権限は、むしろビルマ人の農林大臣及び山林長官よりも強かったものと考えられる。出張所長待遇者、収入役、山林係員、書記、監視人等の下級官吏は殆どビルマ人であり、彼達は一般に低賃金であるため、少ない経費で多量の仕事をしてもらえらることから、これほど植民地統治者にとって好ましいことはなかったのである。このように現地人を下級官吏として採用し、植民地山林管理行政に従事せしめるやり方は、一般の植民地統治においてもごく普通に見られる現象であり、そのことも植民地山林管理行政における間接統治政策の現われである。

以上においてわれわれはビルマ植民地において、イギリスのとった法治主義的間接統治政策の面から、該領の山林局組織及び人事組織の特質について見てきたが、それは言うまでもなく間接統治的山林管理行政であった。こういう山林統治機構をもとにして、イギリスは全ビルマの森林を資本の目的に合致する形で、その管理経営体制を強化して行ったのである。

## 2. 林野管理経営区分

山林局は、以上に述べてきた山林管理経営機構に基づいて林野の合理的管理に着手するため森林を保護林(reserved forest)——保存林ともいう——と未区分林(unreserved forest)——非保護林とか不要保存林ともいう——に区分して、チーク林などの貴重林の管理統制を行った。チーク林及びその他29種の樹木を保護林と定め、農耕不能の土地におけるこれらの樹木は、保護林として全部山林局の所管することになっている。保護林は、生成している立地条件によって、また地方によって異なっている。すなわち甲地において保護林であっても、乙地では必ずしも保護林であるとは限らず、未区分林となることもある(7)。山林局が必要と認め時は、未区分林を保護林に編入することができた(98)。この方式によって、山林局はほとんどの有用樹種を掌握し、とくに保護林の確保とその管理に力を注いだのである。

森林の面積を保護林と未区分林に区別して示すと第13表のようになる。その表によると総面積は

第13表 森林面積 (1936～37年)

単位：千エーカー

林区	保護林	未区分林	計
海辺林区(Maritime)	5,814.6	25,596.5	31,411.1
ライン林区(Hillaing)	1,942.3	3,471.5	5,413.8
シタング林区(Sittang)	3,323.7	3,304.1	6,627.8
北方林区(Northern)	4,388.5	13,142.3	17,530.8
チンドウィン林区(Chindwin)	4,588.5	13,513.0	18,101.5
小計	20,057.6 (22)	59,027.4 (65)	79,085.0 (87)
シャン・ステイツ	2,024.5 (2)	10,158.5 (11)	12,183.0 (13)
計	22,082.1 (24)	69,185.9 (76)	91,268.0 (100)

注： 東亜研究所・緬甸の経済事情(昭和16年)、58頁より作成。( )内は割合(%)である。

9,126万8千エーカー(36,935,247ha)で、そのうち保護林面積が2,208万2千1百エーカー(8,936,405ha)となり、それを比率にすると24%となる。未区分林は6,918万5千9百エーカー(27,998,842ha)となつて、比率にすると76%を占めている。保護林を林区別に見ると、海辺林区が581万4千6百エーカーで最も大きく、つぎに大きいのはチンドウィン林区である。保護林はほとんど貴重木であるチーク林によって占められていたと考えられる。

山林局は、国有林からの伐採を許可制とし、チーク材等の貴重樹林は保護林として国家の保護監督を加え、とくにチーク林はすべて政府所有と規定して許可なくして伐採することを禁じたのである(60)。商業用として、保護樹を利用する者は、必ず山林局の許可を受けることはもちろんであるが、その際立木払下代金としての森林税をも支払うことを義務づけられていた。そのことは未区分林の商業的利用の場合も同じである。しかし、未区分林の樹木を個人家内利用、すなわち自家用に利用する時は、伐採のための多くの自由が与えられている。

保護林に属するものは普通木材燃料の産殖を目的とし、例外として水源涵養のごとき保護理由に基づくものもある。山林局は保護林の設定には慎重なる注意を払い、その主旨を公示し、森林設定官が森林官の意見を聴取して該地域の調査を行い、設定予定地付近の人民の反対、要求、特権等あらゆる意見を聴取してしかるべき後に裁断を下した。また法律上この官吏の設定命令に不服のある者、例えば下級官吏の場合は上級行政官に訟訴できた。森林設定官の報告によって山林局は予定林の保護について可否を決める。可決すれば境界及び付近の村民に与えられた権利や特権を明細にして、保護設定済みの最後の告示を公にする。公示に明記した権利と特権を除く他はその保護林は国家の独占的所有として侵害を嚴重に防いでいる。保護林で伐採される木材は、主にチークであるが、その森林の永久的供給を保証するために相当の増殖を備え、区画を定めて周到なる計画によって作業するように規定されている(5)。

## 第2節 チーク林管理経営のための法制

前節においてはチーク林を主体とする山林管理経営機構、すなわち山林管理の権力機構について述べてきたが、ここではその権力機構を用いて山林の資本制的管理経営を推進するための武器となる山林の法律制度について説明して行くことにする。

ビルマの森林法 (Burma Forest Act) はイギリスの下ビルマ領有後久しくたった1881年に制定され、そして上ビルマ領有後の1887年にはその法律を簡素化した規則 (a simpler code) が同地域にも施行された。その上ビルマの森林条例 (Upper Burma Forest Regulations) は1890年にはシャン連合州 (Shan States) にも適用されることになった(3)。こうしてビルマの森林法はひとまず1881年から1890年にかけて制定・施行されたのである。これらの法律制度の支援によってイギリスはビルマ全域のチーク林を始めとする全森林資源を1889年までに完全に自己の支配下におき(67)、その保護、増殖、伐採などの統制に努めたのである。

1902年になると全ビルマの森林を対象とする統一されたビルマ森林法 (Burma Forest Act) が制定され、それはさっそくシャン連合州 (Federated Shan States) を含めたビルマ全土に適用された(4)。この法律は、保護林、それに伴う権限、義務の設定、森林及び林産物の一般的保護、輸送途中の林産物の管理、罰則、手続、森林官に対する特別権限の賦与等を定めている(105)。上記の法律規定の内容は、大きく保護林規定と森林保護規定の2規定にまとめられる。その法律の制定・施行によって、ビルマ植民地の山林管理体制は一層強化され、それに伴い英独占資本＝伐出資本のチーク林開発もその法律制度の保護を受けて、ますます活発に展開できるようになった。1902年制定の森林法は、その後1906年、1912年、1920年そして1926年と改正されて戦前の森林法となっている。その他、輪伐等を内容とする施業案規定、巻枯し規定などが制定されて、チーク林保続施業に深甚の注意が払われていた(68)。1936年にはビルマ鳥獣保護法及びビルマ動物保護を目的とした規則も制定・施行されたのである(106)。

印緬分離後の森林法律も前述したものの継承である。それら法律に基づく林業政策 (主としてチーク林政策) は、貴重樹木の保有、科学的施業に基づく伐採、有用材乱伐の根絶、及びその増殖などによる国家収入の増加を図ることにあったが、これらの政策も表面的な効力しか発揮できず、実質的には英人チーク材商社によるチーク材の独占的開発でしかなかった(34)。とくに植民地における法律制度の真の狙いは自国独占資本の利潤獲得を大前提としているため、開発資本の目的に少しでも反する法律条項は実質的にすべて無視されるのである。ビルマ植民地においてもそういった現象が生じている。ビルマ植民地における立法権は間接統治の建前から形式的には印緬分離前は英・緬人からなる立法参議会、分離後はビルマ人からなる上・下両院立法議会にあったが、実質的な立法権は総督にあったためビルマ人の主体的意志に基づく法律の制定は不可能であった。したがって森林法の内容も英独占資本の利益をもたらすものとならざるをえないのである。

以上の森林法律制度によって山林の資本制的管理経営体制は、一層整備・強化されることになったが、そのことと平行して自国独占資本のチーク林開発を合理的にかつ円滑に推進せしめるためのチーク林私下制度も確立して行ったのである。

## 第3節 チーク林私下政策

旧ビルマ王朝時代すでにチーク林は官有で、その伐出には許可制が採用されていた。ビルマで国外市場を目標として大量なチーク伐採が始まったのは、もちろん该国がイギリスの植民地となっ

らのことである。イギリス統治下のビルマ植民地におけるチーク林の伐出もすべて許可制をとっていた。その伐出を希望する民間人は山林局の発行する入林許可証すなわち伐採権＝借林権を受けて、かつ一定の伐出税＝森林税を納入しなければ、その開発に従事できなかったのである。チーク林の伐採権は後に述べるイギリス伐出商社5社に主に与えられたので、チーク林はこれら5社の独占的開発となった。それから山林局のチーク林直営事業も行われた。以下においてチーク林払下制度を中心にした林木払下制度について見て行こう。

ビルマ植民地でイギリスの資本制的チーク伐出業が初めて開始されたのは、第2次英緬戦争による下ビルマ領有後の1862年に英人ウォレス(Wallace)氏が当時のビルマ王から上ビルマのピンナム所在のチーク林の伐採権を取得したことによるものである。このウォレス氏の事業を継承して1863年に設立したのが、ボンベイ・ビルマ商事会社(Bombay Burma Trading Co.)である。その頃、下ビルマでは従前より伐採権を有する者が最も搬出の良い価値ある場所のチーク林のみを競争的に乱伐していたので、山林局はその行為を1874年より1877年に亘り漸次禁止する諸方策をとり、1889年までには下ビルマのチーク林は主として山林局の直接監督下に保護された(35)。1889年には前記したごとく上ビルマのチーク林も含めたビルマ全土のチーク林は山林局の完全管理下に置かれている。山林局はチーク林の管理体制を確立するにしたがって、民間商社に伐採権を与えないチーク林は、特定林として自ら直営し、生産はもとより販売まで行った(87)。山林局の特定林の経営は主に海に近い下ビルマ地方に存し、遠隔の奥地(上ビルマ)では長期15年契約の伐採権を主として後に述べる英人商社5社に与えてチーク林の伐採を行わしめたのである(120)。

1886年に上ビルマもついにイギリスに占領され、全ビルマが英領インドの一州になると、ボンベイ・ビルマ商事会社は、ビルマ州政府山林局の保護の下に、かつ伐採権のほとんどを一人占めして上ビルマ地域でのチーク林買付契約者として従来からのチーク伐出事業を継続することとなった。同社は巨額な資本力によってバーモ付近を除く上ビルマ一帯の森林(主にチーク)伐採権をその手中に収めたのである。バーモ付近の森林では、一回教徒であるハジ・モハメッド・ハディ(Haji Mohamed Hadi)が購買契約者となり、シュウェリ区のボウ(Bow)及びゾウジ(Zawgi)の森林ではダーウッド(J. W. Darwood)商社が事実上の購買契約者となって、いずれも山林局から伐採権を借り受けてチーク伐出業に従事したのであるが、彼等の伐採権を有する地域はどちらも小区域であった。上ビルマで採用された伐採許可制度＝伐採権制度は、下ビルマにも適用されることになった(36)。その制度が後に述べる借林区制度に発展するのである。

1890年以降、第14表に示すイギリス商社の進出によるチーク林の本格的伐採が開始され、局部的

第14表 チーク伐採商社(イギリス)

会社名	設立年	内 訳
ボンベイ・ビルマ(Bombay Burma)商社	1863	Wallace氏のチーク伐採事業を継承
マクレガー(MacGreger)商社	1891～92	
スチール兄弟(Steel Brothers)商社	1897～98	
フォーカー(Foucar)商社	1897～98	チーク伐採事業以前チーク製材業者
フィンドレー(T. D. Findlay)商社	1903	上記と同様

注： 蒲池清・南方経済資源総覧(第7巻)ビルマの経済資源, 403～404頁より作成。

伐採案まで提出されるようになった。しかし、その提案は山林局によって否決され、代りとして以前からの貸付けチーク林野が期限満了に達する1896年に、「更新の権利を認めない10年間の短期貸付法」が採用された(37, 61)。このような不安定な借林区 (= 権) 制度も前述したイギリス独占商社のチーク林への活発な進出に伴って、段々と資本の目的にそう形で改正される運びとなってきた。山林局は1889年にはチーク林の管理をすべて掌握しており、その経営の大部分も官行何伐によることとなったが、1890年頃からのイギリス商社のチーク林開発への強力な進出が生じたことによって、山林局としても資本の生産活動を有利に導くための安定化した借林区制度確立の必要を迫られ、1898年には借林区制度が確立されてイギリス商社のチーク生産活動も著しく発展し始めたのである(69)。1905年までの山林局のチーク林政策は、借林区制度を整備して伐採事業を組織化し、かつ統制し、そして伐採料率を調整することにあつた(38)。

それではチーク林払下方法として1898年に定められた借林区制度について以下で説明することにする。山林局で巻枯しをした立木を払下げる方法にはつぎの3つがある。①長期林区。それは5年以上普通15年の期限で大面積の独占伐採権を設定するもので、前記した5英人商社にそのほとんど全部が占められていた。イギリス商社の林区は、優良な林区を占め、期限が満了すれば引き続き期限の更改ができ、結局彼等の林区は永久地施設として経営されているので、実質的に永久伐採権として見なされた。現地人林区は多く平地林で、材質も劣り期間も短く立木払下代金は割高であった。イギリス商社は雑木に対しても進出しており、フッカー社及びボードイン鉱山のビルマ・コンパニーが長期林区を所有していた。②短期林区。期限1～5年未満の独占伐採権でチークでのそれは長期林区の残りさらいを山林局より現地人が請け負って作業していたのが実情であった。③無料伐採許可及び無料伐採権所有者。特別の権利あるいは公共事業、開墾等で無料伐採をするものである。無料伐採許可には現地住民の自家用材も含まれていたものと考えられる(70)。①の長期林区と②の短期林区からの伐出の場合は、伐採者は山林局に立木払下代金(立木税ロイヤリティ)を納入し、それが山林局収入の大部分を占めたのである。立木税の実態と山林局収入については後に説明することにする。

山林局は以上のような借林区制度を確立することによって一層強力にチーク林の資本制的採取林業を推進して行ったのである。また山林局は1907年からチーク林生産を一段と拡大するため、チーク林資源の保続経営を行うことを主眼としながら、英人商社の経営活動を容易にさせるために保護林制度——森林を保護林と未区分林に区分——を制定してかつ山林局の官行何伐地を減少して行き、林区の入札制採用及び林区の期限もほぼ15年の延長に落ち着くことになった(71)。こういった山林局の手厚い制度的保護の下に英人商社は積極的にチーク林開発を推進することができたのである。

また同年に山林局は山林管理の徹底と森林保続の立場から個人企業による局部的伐採を減少させるための諸政策として、①局部的伐採を減じせしめること、②個人企業による局部的伐採を漸次廃止し森林監督を普及せしめること、③当分の間局部的伐採のためにタラワヂ、チゴン、プローム等の森林を保有すること、などを決議したが、その局部的伐採漸減政策は、全般的には遵守されなかった(39)。すなわちそれは小経営の存する一部地域に実行されたにすぎず、大面積の英人借林区者には適用されなかったのである。

イギリス商社向け貸付地域の重要なものは、大部分1907年決議以前にすでに貸与されており、その貸付地のほとんどは更新された。ある地域は土着の小経営者に貸付されていたが、それは面積的にも小部分であり、また地理的にも林相的にも不適当なものであった。1907年前の貸付地域の借林期間は2地域のそれぞれ15～16年を除いては大体5～11年に亘る期間の貸付であり、それらは更新条項を伴わなかったが、2、3の場合を除いて主として1909年以降に期限切れの貸付は旧借地人(英人商社)に再割当されたのである。それらの重要な再割当地域の貸付期限は15年であった。結局、1907年の貸付による地域の公示または入札はなかったのである。だが、同年の決議では新森林区画の借林

契約がなされたが、その実施は翌年からであった。貸付のための新森林区画は予想されていたよりも数少なく、英人商社大経営への長期貸付地は公示または入札によったが、土着人対象である小経営の短期貸付地については公示または入札などはされず、いつでも自由に借林権の取り消しがされるような、不安定な経営をしいられていた(40)。新森林区画の設定からは借林区の貸付年限も最高20年に延長されている。

入札に付された新森林区画及びその他区画における長期借林契約状況について示すと第15-1及び第15表-2の通りである。その他区画には1907年前からの英人商社借林契約はほとんど含まれていないと考えられる。それではまず前者の第15表-1から説明しよう。それは10年ないし20年の借林契

第15表-1 新森林区画及びその他区画における長期借林契約状況

(10年ないし10年以上の契約によるもの)

契約年	場 所	契 約 者 名	貸付 年限
1908	ニョンレビン(北ペゲー) Nyaunglebin	フィンドレ父子商会 T. D. Findlay and son (英)	18
"	ピンニョーン(メイチラ) Pyinnyaung	ウウン・ダイン U. Than Daing	18
1909	アランミョウ Allnmyo	ボンベイ・ビルマ B. B. T. C. (英)	15
"	東ピンナマ	ボンベイ・ビルマ (英)	15
"	ブROOM	スチール兄弟商会 (英)	15
1911	上トンジン U. Thoungyin	" (〃)	15
1912	モン(ミンブ) Mon	フォカー Foucar and Co. (英)	10
"	サリン(ミンブ) Salin	" (〃)	10
1924	チョンセイン(タトン) Kyonsein	ソー・ポ・ニエン Saw Po Nyein	20
"	ドンダミ(タトン) Dondami	ソー・タ・ドエ Saw Tha Dwe	20
1925	シンスエ(タトン) Sinswe	バー・オー・父子 Ba Oh and Sons	20
"	オカン(インセイン) Okkan	バー・オー・チーク	15
"	モシ(バーモ) Mosit	スチール (英)	11
1926	ミンドン(タエミョウ) Mindon	アー・ユー氏 Ah yu	15
1927	ピンデ(西カタ) Pinde	フォカー (英)	13
"	モン(ミンブ) Mon	" (〃)	15
"	サリン(ミンブ) Salin	ウー・バー・トー	10
1929	トンドインジー(メチラ) Taungwingyi	フォカー (英)	15
1931	チャンジー(東カタ) Chaunggyi	ボンベイ・ビルマ (英)	15
"	ポーンリン(インセイン) Paunglin	ウィン・グーン氏 Wing Ngoon	15

注： 蒲池清・南方経済資源総覧(第7巻)ビルマの経済資源、405～406頁より作成。



約によるものであり、1908～31年の間における借林権数は20権あって、そのうち13権は代表的な英人商社によって占められている。ここでは現地人の借林権 — それにはインド人、華僑のものも存すると思う — が7つもあるが、彼等の生産材は流過程をも完全に掌握している英人商社5社によって買いとられているので、自立的な経営体ではなく、英人商社の下請的身分にしかすぎなかったのである。そのことは第15表-2の現地人生産者の場合も同時に言える。英人商社は、自ら生産の担い手を発揮しつつ、一方では現地人生産者のチーク材を安い価格で多量にしかも容易に確保できたのである。

第15表-2 新森林区画及びその他区画における長期借林契約状況

(5年ないし9年の契約によるもの)

契約年	場 所	契 約 者 名	貸付年限
1912	バインダ(北ペゲー) Baingda	ボンベイ・ビルマ (英)	6
1915	西サルウン	スチール (英)	7
1922	シュエジン(南トングー) Shwegyin	ウー・ポー・ラ U. Po Hla	5
〃	オカン(インセイン)	チャン・エリアム氏 Chan Elliam	5
〃	南ペゲー	ティン・モン会社 Thin Mon and Co.	5
1923	ミンドン(タエミョウ)	アー・ユー氏	5
1924	ベツー(カタ)	フォカー (英)	5
1925	エナンドン(ヘンザダ) Yenandaung	バハダー・シング氏 Bagadur Singh	5
1926	シュエジン(南トングー)	フォカー (英)	5
〃	パドン(タエミョウ) Padaung	ウ・チョウ・セイン U. Kyaw Sein	5
1929	モン・パダ(南トングー) Mon-Pada	ウ・ゾー・ジー U. Zaw Gyi	8
1930	カイン(ピンマナ) Kaing	スチール (英)	5
1932	マデ(タエミョウ) Made	ティンモン商会	6
1933	ヤノンミン(ピンマナ) Yanaungmyin	クェ・フップ・ローン商会 Kwa Hup Lone and Co.	5
〃	ピンヨーン(メイティラ) Pyinyaung	アー・ウーン氏 Ah Woon	5
1934	ポーニン(インセイン)	ウー・ポー・ダン U. Po Dan	5
1935	モシ(バーモ) Mosit	スチール (英)	5

注： 蒲池清・南方経済資源総覧(第7巻)ビルマの経済資源、406～407頁より作成。3ないし5年未満の小契約は省略。

植民地統治下では独占資本の目的に何物もさからうことはできないのである。第15表-2は5ないし9年の借林契約であり、1912～35年の間に17の借林契約が存在し、そのうち6権は英人商社によって占められ、他はすべて現地人によるものである。山林局は1919年以後、現地人小資本の山林経営活動の範囲を広める機会も与えていたとのことである。第15表-1を第15表-2と比較して見ると英人商社は借林契約の長い方に集中していることがわかる。

1923年頃までにはイギリス商社のチーク林支配体制は一応完成するようになり、同年になると更

新条項が多少変化し、特許料の増徴がなされたが、英人商社を主体とする現借地人の保有する地域の借林権は事実上あらゆる場合に許可された。その年から新借林契約の成立は漸次困難になってきた(41)。土着の小資本は特許料の増加によっても経営維持の困難に一層直面するようになった。イギリス商社は植民地総督権力を背景にして、資本力によるチーク材生産の集積・集中を強力に押し進めて行ったのである。こういうイギリス商社の略奪的チーク林開発に対する現地人経営者の間から反発の声が高まってきた。その反発の声はビルマ植民地が英領インドから分離する直前であった。その頃はビルマ全土に反印・反英の民族主義が一段と高まっている時でもあった。ビルマ人チーク経営者からの要望というのは、従来からの英資本々位の大林区制度、すなわち長期借林区制度の訂正を求めたものであった。山林局はその要望を受け入れて1937年に山林審議会を開催した結果、1941年を期して①林区分割の再検討、②期限満了林区の更改を認めない、③適当な地区は現地人に公開入札に付す、などのことを決定した。しかし、それらの決定事項は表面的にすぎず、実際には依然として山林制度面から、現地人の進出を困難なものにしていたのである。山林審議会においてはただ将来の英人商社の減産に対しての商社間の林区再分割問題が評議されたにすぎなかった(72)。

ついでに1937年現在の各生産者間の長期林区とその所在場所について示すと第16表の通りである。

第16表 各生産者間の長期林区とその所在場所

(1937年現在)

各生産者林区	場 所
ボンベイ・ビルマ林区	アランミヨー西岸、東岸、ミッチング、マダヤ、シュエリ、チャウンデー、チンドウィン、ヨウ、モンミット、カインデー、パウギョウ、ロウクソウク (13)
スチール・ブラザー林区	北部、モシット、セメチン、プローム、タウンイン (5)
マクレーガ林区	トンゲー、ミソピン (2)
フォカ林区	南ペグュー、アトラン、ミンブ、ガロン、タウンデ、ウィンヂ (5)
フィンドレー林区	ニューアソレピン、タトン、モクマイ、モンナイ、モンパン (5)
その他林区	オッカ、ミンドン、シンスウェ、キョンセイン、ドソダミ、西ドウナ、パウソリン、マデ、セナウン、ミン、政府直営事業地(タラワヂ付近) (10)

注： 三井物産株式会社木材部編・緬甸の林業、緬甸・泰国チーク林区図より作成。( )内は場所の数を示す。

それを見てもビルマ植民地の森林(チーク林)が前記英5大商社によって完全に分割されていることがわかり、それらの商社の中でもボンベイ・ビルマ社の林区が最も多いことに気付くのである。その他林区には土着民経営のものと同山林局直営地が含まれる。

以上においてわれわれは林木払下政策の主体をなす借林権制度とその運用を中心にして述べてきたが、つぎは借林権制度、その中でも長期林区及び短期林区の制度の施行の際に借林権者が伐採行為の代償として山林局にぜひ納入しなければならない立木払下代金(立木税ロイヤリティ)について説明することにする。立木払下代金は山林局の最も重要な収入でもある。山林局は立木税を徴収するため、1937年までは出材したチーク材を①材積30立方呎以上の良材を上級材、②材積20~30呎以上の良

材を中級材、③材積20立方呎以下の材及び重大な欠点のある材を刳材、というふうに分けて各林区につき所定の立木払下代金を山林局収税署の検尺後に借林者に支払わしめていた。だが、1937年からは立木税徴収の繁雑をさけるため原木を3種に区分して徴収する方法を改め、つぎの2種とした。すなわち、①有税材は材積30立方呎以上（搬出の義務ある材）、②刳材は材積30立方呎未満（搬出しなくてもよい材）、としたのである。その区分とともに、立木税も変更された。

シャン連合州を除く1939～40年の立木税平均は1トン当り21.8ルピーである。第17表 — シャン

第17表 1トン当りチーク材生産費 (1941年)

単位：ルピー

生産費目	北部山林		ペギュー丘陵	
	費用	%	費用	%
造材搬出費	20	32	12	20
流送費	8	12	5	8
人件費	5	8	5	8
事務所雑費	5	8	5	8
金利	5	8	5	8
小計	43	68	32	52
立木税	20	32	30	48
計	63	100	62	100

注：三井物産株式会社木材部編・緬甸の林業、28頁より作成。生産費は山林の立木程度、地形、象の頭数等によっても左右される。表の数字は概念的なものである。シャン連合州を除く。

連合州を除く — の1トン当りチーク材生産費の中から立木税について見ると、それは北部山林で20ルピー、ペギュー丘陵では30ルピー両者を平均すると25ルピーである。それから生産費全体に占める立木税の割合はどうかと言うと、北部山林では32%、ペギュー丘陵では48%となっている。以上のことから立木税は生産費の中で最も大きな割合を占めていることがわかるのである。つぎに長期と短期の林区における立木税を述べると、長期林区の立木払下代金は作業の難易により林区毎に査定され平均5石当り21ルピーとなっている。その払下代金は英人商社の林区の場合は割安であったが、現地人林区では割高であった。そのことを見ても山林局がいかに自国資本を優遇していたかがわかるのである。短期林区の立木税は1トン当り15ルピーである。チーク材以外の材は出材量検尺の上、地区及び樹種により立木税が課せられていた。ところでシャン連合州の立木税もちろんビルマ政府で決定権を有し、立木税は1トン当り平均19ルピーであった(73)。

#### 第4節 生産の実態と山林局の森林収入

##### 1. 生産の実態

以上においてわれわれはビルマ植民地のチーク林を主体とする立木払下制度が借林区（権）制度に

よってできていることを知った。山林局はその制度を自国商社資本に有利になるような形で運用することによって、すなわち長期借林区を自国商社資本に優先的に与えることによって、自国資本のチーク林独占開発を可能にしたのである。全ビルマ領有後、しばらくの間は山林局自らも積極的に広大な特定林区＝直営林地を設定して、生産に従事した。ラングーンの北方10哩余にあるインセインから、北方ヤマシンに至る200哩の間に、約30哩にわたり広がる丘陵地があり、それ全体が保護林となっていて、その森林の立木中、チーク林は約12%程度を占め、残余のものも建築、家具の用材に適する堅木類である。山林局はそのチーク林を直営伐出するため、大規模な官行斫材地をタラワチに一箇所設定し、そこでは山林局官吏1千人余が、ビルマ人及びカレニイ人約9千人の労働者、象約1.5千頭、水牛約3千頭を使用してチーク伐採事業を行ったのである(62、74)。この山林局直営林地以外の林地が、英民間商社等の借林用地である。

1890年まで、ほとんどボンベイ・ビルマ会社によって占められていたチーク林事業は、1890年以降は第14表に示す他の英4社も加わり、ますますその開発は活発を極めるようになった。ビルマ植民地におけるチーク伐採事業は一部山林局の直営でなされる以外は、大部分は大体15年間の伐採権＝借林権を有する前記の英5特許会社によって行われ、事実上はこれら英人商社の独占経営であったのである。これらの会社は、象、製材所、建物、舟艇などに7,000～8,000万ルピー（インド貨幣）を投資し、チーク運搬に不可欠な自己所有の象3,500頭以上を持ち、その他に契約者所属の象約600頭を使役していた。また英人会社の林業関係雇用人員は約35,000人に達し、そのうち少数の高級監督職員（イギリス人）を除いては、大部分が土着民で、手仕事等の肉体労働面にはインド人も多かった(42)。

ビルマ植民地権力による収奪的植民地政策の結果、チーク林におけるビルマ人の自主的経営はもとより許されず、それはイギリス商社の利潤追求のために開発利用される有利な投資対象であった(15)。チーク事業は、伐採、製材、市販の過程に大資本を要するものであるから、巨額の資本を持つ英人商社にとっては、非常に好都合な事業となったが、一方土着零細資本にとっては、常に英巨大資本との競争の危機にさらされ、事実土着資本は資本欠乏のため、チーク林の生産過程はもとより流通過程においても英商社との競争に敗れて行ったのである。そういったことから、土着弱小資本の経営活動は非常に困難となり、わずかにウー・バー・オー(U. Ba. Oh)、ウー・ポー・タン(U. Po. Dan)、アー・ユー(Ah. Yu)、ウー・ティン・モン(U. Thin Maung)などと言った代表的な小規模経営者が、自己所有の象、水牛などを使用して、多年小地域で、チーク林の伐採搬出に従事していたのみである(43)。

それでは以下において生産関係から見たチーク林を主体とする木材生産の実態について明らかにし

第18表 借林区(権)別生産割合(%)

借林区の種類	チーク		雑木		薪材		木炭	
	ビルマ本土	シャン州	ビルマ本土	シャン州	ビルマ本土	シャン州	ビルマ本土	シャン州
特定林区(政府直営)	9.7	0.9	1.7	3.6	2.0		9.4	
長期林区	78.2	90.9	9.2	43.2	—		—	
短期林区	11.5	7.7	86.4	91.9	73.0	不明	90.6	不明
無料許可	0.6	0.5	0.9	0.4	20.0		—	
無料伐採権所有者	—	—	1.8	0.9	5.0		—	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	

注： 三井物産株式会社木材部編・緬甸の林業、30～93頁より作成。ビルマ本土の数字は1940年頃と思われる。シャン州のものは1937～40年の3年平均である。

たい。まず各借林区ごとの生産の様子から述べ、つぎに各生産者のチーク材生産の実態について触れることにする。第18表で示した借林区(権)別の生産割合は1940年頃のものであると思われる(75)が、それによると、チーク材生産の場合は英人商社5社のほとんど独占とも言える長期林区の生産がビルマ本土では78.2%、シャン州では90.9%となって、チーク材の生産は大部分長期林区によるものであることがわかる。短期林区は土着零細資本によって主として開発されているため、チーク材生産もビルマ本土で11.5%、シャン州で7.7%となって、わずかである。山林局の直営生産もビルマ本土では9.7%、シャン州においては0.9%となっている。チーク材以外の雑木の生産は主に土着零細資本によって担われているので、各林区の生産割合を見ても短期林区が最も高く、ビルマ本土で86.4%、シャン州で91.9%といった実情である。そのことは薪材及び木炭についても同様に言えることである。新炭と木炭の場合、シャン州が不明となっているが、同州の生産数量のみを示すとつぎの通りである。1937~40年の3年間の平均産額で見ると、薪材が1.3万トン、木炭原木が0.27万トン、両者を合わせると1.57万トンとなる。そのうちボードウィン鉱山の自家用が約42%を占めている(76)。

つぎにビルマ植民地における1900~37年に至るチーク材生産統計(第19表)から、イギリスのチ

第19表 チーク材生産の生産者別統計

単位：%

国籍 生産者 年度	イギリス人 (A)								ビルマ人 (B)			(A) + (B)	
	ボン ベイ ・マ	ス チ ー ル	マ ク レ ガ ー	フ ォ カ ー	フ イ ン ド レ ー	5 大 会 社 小 計	政 府 山 林 局	計	小 借 地 人	そ の 他	計	総 計	産 額
1900~04	31.7	3.9	7.5	0.5	—	43.6	33.6	77.2	14.0	8.8	22.8	100.0	(トン) 205,626
04~09	34.1	13.8	9.9	1.5	0.3	59.6	29.4	89.0	5.2	5.8	11.0	100.0	237,475
09~14	39.0	18.8	12.2	3.3	3.2	76.5	16.8	93.3	1.6	5.1	6.7	100.0	283,720
14~19	34.6	15.7	13.2	6.3	3.5	73.3	21.8	95.1	1.3	3.6	4.9	100.0	345,268
19~24	33.7	18.4	13.2	5.4	3.7	74.4	21.1	95.5	0.8	3.7	4.5	100.0	513,406
24~29	31.8	19.0	16.2	5.0	4.4	76.4	14.3	90.7	1.5	7.8	9.3	100.0	396,354
29~34	36.4	14.6	12.9	5.1	5.1	74.1	12.8	86.9	3.5	9.6	13.1	100.0	390,816
34~35	34.5	19.3	16.2	7.5	6.2	83.7	5.1	89.4	2.2	8.4	10.6	100.0	447,756
35~36	41.2	14.1	16.4	6.6	5.2	88.5	5.3	88.8	1.7	9.5	11.2	100.0	538,069
36~37	48.6	7.9	13.1	5.6	4.9	80.1	6.2	86.3	4.4	9.3	13.7	100.0	440,580

注： 蒲池清・南方経済資源総覧(第7巻)ビルマの経済資源、401頁より作成。1900~34年までの統計数字は年平均である。1936~37年は2月末まで。

ーク材生産の実態を明らかにしよう。その表からすぐに目につくことはチーク材生産が、ほとんどイギリス人によって占められていることである。イギリスは1900~04年では全チーク材生産量の77.2%を占めていたのであるが、1919~24年には95.5%も独占するに至り、1900~37年の平均は約90%に達している。英商社のうち、依然として強力なのはボンベイ・ビルマ社である。政府山林局の直営生産を見ると、1900~04年では33.6%となり、わりと高い比率を占めていたのであるが、その後

は漸次減少し、1936～37年には6%まで低下している。そういう山林局の生産減少＝直営林地の減少は何を意味するかと言うと、要するに山林局がチーク林開発のほとんどを自国独占資本にまかせながら、自国独占商社から与えられる伐木税によって財政を強化し、もって本来の任務である山林管理行政に徹した方が、資本の利益にもなりかつ山林経営の安定と資本主義化を達成できるものと考えたからである。それではビルマ人の生産はどうかと言うと、1900～04年には22.8%であったのが、1919～24年には4.5%に急減し、その後は漸増している。ビルマ人経営は、山林局から伐採権を借り受けて生産するため、生産に制限があり、そのうえ資金源にとぼしく、確実な市場を持たないため、結局下請的存在であったのである。

さらに、チーク材生産の推移を巻括ししたチーク伐採本数から示すと第20表の通りである。この表から、1930～37年における保護林と未区分林からのチーク伐採本数を見ると、保護林からは874,100本、未区分林からは565,700本で合計1,439,800本が伐採され、チーク材は主に保護林から生産され

第20表 チーク伐採本数

単位：千本

年度	搬出地	保護林	未区分林	計	両地域計
1930～31	ビルマ本土	125.3	102.0	227.3	251.9
	シャン州	9.4	115.2	24.6	
31～32	ビルマ本土	138.7	75.2	316.9	231.8
	ジャン州	13.1	4.8	17.9	
32～33	ビルマ本土	80.9	38.8	119.7	138.6
	シャン州	9.9	9.0	18.9	
33～34	ビルマ本土	95.7	35.9	131.6	150.8
	シャン州	9.2	10.0	19.2	
34～35	ビルマ本土	95.1	47.0	142.1	170.0
	シャン州	11.0	16.9	27.9	
35～36	ビルマ本土	119.2	92.3	211.5	236.5
	シャン州	11.7	13.3	25.0	
36～37	ビルマ本土	143.2	92.2	235.4	260.2
	シャン州	11.7	13.1	24.8	
計	ビルマ本土	798.1 (55)	483.4 (34)	1,281.5 (89)	1,439.8 (100)
	シャン州	76.0 (5)	82.3 (6)	158.3 (11)	

注： 森三郎・南方の木材林業、251～252頁より作成。( )内は割合(%)である。

ている。両林からの伐採本数を比率にして見ると、保護林は60%(内55%はビルマ本土、5%はシャン州)、未区分林は40%(内34%はビルマ本土、6%はシャン州)となっている。伐採本数が保護林から多いのは、山林局のチーク林管理政策が保護林を中心にしてとられたためである。なお伐採本数を

搬出地域ごとに見ると、ビルマ本土が89%、シャン州11%となって、チーク林はほとんどビルマ本土から出材されていることがわかる。

## 2. 山林局の森林収入

それでは山林局の森林収入と支出の状況について第21表-1と第21表-2で明らかにしよう。まず第21表-1から説明することにする。ビルマ植民地林業、とりわけチークの林業が農業(米)、鉱業(石油)について重要な産業であることを反映して第1章2節の財政状況のところでも触れたごとく、ビ

第21表-1 山林局の森林収支状況

単位：千ルピー

年次	総収入 (A)	支出 (B)	残高 (C) (A) - (B)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100 (\%)$	$\frac{(C)}{(A)} \times 100 (\%)$
1900~04	5,787	2,308	3,478	40	60
04~09	9,426	3,714	5,711	39	61
09~14	10,390	4,064	6,325	39	61
14~19	11,335	5,136	6,198	45	55
19~24	19,128	8,823	10,304	46	54
1927	20,800 (19)	8,900	11,900	43	57
32	8,700	6,500	2,200	75	25
34	11,444	4,367	7,077	50	50
35	13,308	5,873	7,433	44	56
37	16,039 (9.9)	6,098	9,941	38	62
38	14,270 (8.7)	6,199	8,071	43	57
39	14,156 (9.2)	6,207	7,949	44	56
40	13,089 (8.2)	6,064	7,025	64	36

注： 1900~24年(年平均)、34~35年は蒲池清・南方経済資源総覧(第7巻)ビルマの経済資源、414頁、1927、32年、37~40年は南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、634~637頁、等より作成。( )内は歳入に占める森林収入の割合(%)である。

ルマ植民地財政収入に占める森林収入は印緬分離前及び分離後を通じて平均して約1割をも占めるに至っている。すなわち、歳入に占める森林収入の割合は印緬分離前の1927年には19%、32年には11%、分離後の1937~40年には1割弱であるが、それらを平均すると約1割となる。森林収入の主な内容は、森林税=林木払下代金と山林局の直営林収入からなる。森林支出の内容としては、まず山林管理費、つぎに直営林地のチーク林伐出のために支出される資本的支出費が含まれる。

1900~04年の年平均総収入は約579万ルピーで、そのうち支出が40%を占め、残る60%が純利益となり、純利益の高いことは注目される。その後、チーク林開発の進展に伴って山林局の総収入も増加し、1909~14年の年平均総収入は、1,000万ルピー台に達している。1927年の総収入は2,080万ルピーに上昇しており、そのうち支出は43%、純利益が57%である。ところが1932年の総収入は870万ルピーと大幅に低下し、そのうち支出は75%と上昇し、純利益は25%と低落している。総収

入の大幅な減少は、第21表-2の1929~34年の収入についても同様に言えることである。このような総収入、純利益の減少の原因は、1929年の世界大恐慌の影響によって生じた木材価格の下落によるものである。1937年の総収入は約1,603万ルピーと恐慌時よりも倍増している。そのうちの支出は38%、純利益は62%と増大している。1940年については、総収入が約1,309万ルピーとなり、そのうち支出は64%、純利益は36%となっている。

第21表-2 山林局の森林収支状況

単位：チャット (Kyat)

年次	総収入 (A)	支出 (B)	残高 (C) (A) - (B)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)	$\frac{(C)}{(A)} \times 100$ (%)
1869~74	894,298	402,847	491,451	45	55
74~79	1,429,175	812,279	616,896	57	43
79~84	1,988,356	1,012,512	975,844	51	49
84~89	2,501,318	1,322,424	1,178,894	53	47
89~94	4,978,654	1,672,383	3,306,271	34	66
94~99	6,615,542	2,120,642	4,494,900	32	68
99~ 1904	7,349,404	2,798,256	4,551,148	38	62
1904~09	9,391,633	3,662,704	5,728,929	39	61
09~14	10,348,723	4,014,213	6,334,510	39	61
14~19	11,335,359	5,136,488	6,198,871	45	55
19~24	19,192,692	8,640,523	10,552,169	45	55
24~29	21,225,243	8,903,954	12,321,289	42	58
29~34	13,102,677	7,082,798	6,019,879	54	56
34~39	14,990,252	6,387,987	8,602,265	43	57

注： 林野庁・東南アジアの林業事情、15頁より作成。1869~1939年の数字は年平均を示す。1864~99年までの総収入はすべてチーク材によるものであり、その後はチーク材とその他材によるものである。1MF平価にして1チャット=75.6円

つぎに1938年の森林総収入約1,400万ルピーを例にして、チーク立木払下代金の占める割合について見ると、それは1,000万ルピーも占めており(77)、割合にすると約71%となっている。残る29%の中には山林局のチーク林直営収入と短期林区からの雑木の払下代金などが含まれたものと思う。山林局直営林からの収入は、1900~04年当時は生産量も相当に高かった——第19表によると同年間平均のチーク材全生産量に占める山林局直営林の生産量は割合にして約34%に達している——ので、その森林総収入に占める割合も非常に大きかったものと考えられるが、1936~37年頃になると直営林の生産量もチーク全生産量から見ると6%に大幅に低下しており、山林局の直営林からの収入は小さかったものと思う。その頃になると、森林収入は主として自国独占商社等の納入する立木払下代金=森林税(主にチーク林)であったのである。

なお森林収入の大部分は保護林の経営によるもので、うちチーク林による収入は1940年の場合全森林収入の8割5分以上を占めている。印緬分離前・分離後の森林収入の大部分はチーク林経営によ



るものであると考えられる。第21表-2の支出及び純利益の割合を見ると、第21表-1のそれらとはほぼ近似的である。以上のことから、ビルマ植民地の森林、とりわけチーク林が該領総督府の財政に大きく寄与していたことがわかるのである。

### 第5節 チーク林の保続政策

前述したごとく山林局はチーク林を自国独占商社に積極的に払下げることによって、かつ自らも直営生産を営むことによってその山林から相当な財政的収入をあげることができ、伐出生産は極めて重視されたのであるが、それでは森林の更新問題、なかでもチーク林の更新問題はどの程度解決されたか、すなわちチーク林更新はどれほど進展したかについて以下において明らかにしたい。

イギリスは下ビルマ領有後、山林局を設置して、チークの天然林を管理するに当り、チークの繁殖を良好ならしめ、かつその他の樹木との混合割合を増加せしめるために種々の研究を行ったと言われる。チークの造林は山林局の施業部が担当しており、その造林法には天然下種更新と人工造林がある。その2つの造林法も前記の種々な研究の成果によるものである。造林法としては主に天然下種更新が用いられている。その理由としてまず第1に造林費の節減にあるが、他にチーク林中の下生が竹であるという植生上のこともある。竹は一定の周期に達すると開花して枯死するので、その時期を利用してチークの種子を十分発芽・発育させることができるからである。天然下種造林にはつぎのような規定がある。すなわち①孤立した母樹はその下に発生している稚樹の発育を妨害するもの他は巻枯ししないこと、②将来良幹となる健全樹は母樹として残して置くこと、③無花果科の付着植物の付着しているものは巻枯しを施さずすぐに伐採すること、④てんじょう植物の切り払いを怠らないこと、などである。チークは陽樹であるから、群生に不適であり、そのため同樹の生育数は、径1尺以上の健全なる立木の場合1haにつき220本ないし290本とすべきことが施業案に計画されている(121)。そのことは天然更新及び人工更新をとわず言えることである。ところで天然更新による造林はどの程度実行されているかと言うと、それはおそらく人工造林と同様1856年頃から実施されているものと思われるが、1940年までには、69,548エーカー(2.8万町歩)となり(78)、仮りに1856年から更新が開始されたものとする年平均更新面積は828エーカー(約333町歩)となる。

つぎに人工造林について述べると、それには大体4つの方法が規定されている。①タウンギヤス式植栽(焼畑造林)——タウンヤ法とも言う——を誠実に続行し、その植栽地の除草は規則正しく実行すること。この造林法とは、山林局が地元農民に森林を伐採、焼棄させて陸穂や胡麻等を栽培せしめ、そこにチークの種を播きつけ、または苗を植栽させてチークの稚苗を保護してやりながら、その樹を成林せしめ、それを山林局が相当の価格で地元農民から買い上げる造林法である。タウンギヤス式植栽は効果的かつ経済的であるとされていた。実にこの造林法は地元農民の労働力をうまく造林推進に結びつけたものであり、山林局にとってはただで造林をしてもらおうようなもので、その造林法はどちらかと言うと収奪的造林法であると言える。ビルマ植民地においてはその造林法はわりと強制的になされたものと考えられる。

②竹の開花した部分には速やかにチークの播付けまたは植付けをすること。③幼苗樹法。チークの種子は厚い外皮につつまれ、かつ堅い核を持っているので、そのまま播種すると発芽までに長い日数を要する。そこであらかじめその種子を十分水につけて置き、その後砂と枯葉とにまぜ、発芽のための発酵作用を起こさせる。こうして発芽した種子をすぐに山地に移植するのを常とするが、そうでない場合は植木鉢等の中に入れて一時的培養を行った後、山地に移植するのである。これが幼苗樹法である(122)。その方法は①②④にも積極的に取り入れられたものと思う。④雑草の侵入をさけるた

めチーク1集団の面積は5エーカー以上とし、ピンカドー、カッチ等との混植を行う。

それでは人工造林の面積について見ると、それは下ビルマ領有後の山林局設置の年である1856年に始められ、1940年までには136,400エーカー(5.5万町歩)となり、年平均にすると1,624エーカー(655町歩)である。しかし、その造林成績は虫害その他により良好でないという。その他というのは山林局の経費節減により保育が十になされなかったことを意味するものと思う。タウンヤ法も1862年に始められ、造林地の約半分はそれによって行われた(79)。

以上においてビルマ植民地におけるチーク造林について説明してきたが、造林は天然下種更新を主体とし、その他にタウンヤ法等の人工造林も実施され、そういったことから山林局もある程度造林事業に関心を示していたことがわかる。だが、チーク林のすさまじい採取的開発によってもたらされた山林局の相当な森林収入から考えると、造林行為は消極的なものであった。天然下種更新と言いタウンヤ式の人工造林と言い、いずれも造林費節減を大前提としたものであったのである。どんなに森林収入が多くても、植民地においてはそれは植民地体制を維持するために、軍事費とか官吏の給料とかその他植民地の近代化を推進せしめるために使用されるのが普通であり、造林費のために相当な財政を支出するということは植民地権力者にとって考えられないことである。

#### 引 用 文 献

1. Alex. Rodger, O. B. E., F. L. S., I. F. S., 1951 Handbook of Forest Products of Burma, 100, RANGOON, SUPDT., GOVT. PRINTING AND STATIONERY, BURMA
2. ————— 前掲書、100
3. ————— 前掲書、100
4. ————— 前掲書、100
5. 緬甸の森林、植物と動物、1941.8 南支南洋、106
6. 外務省 1929 緬甸の林産、10~11、東京、外務省
7. ————— 前掲書、13
8. 外務省調査部 1942 ビルマの統治機構(上巻)、東京、外務省
9. ————— 前掲書、97
10. ————— 前掲書、389
11. ————— 前掲書、138
12. ————— 前掲書、388~389
13. 樋口 弘 1942 南方に於ける資本関係 108~112、東京、味燈書屋
14. 福原一雄 1942 南方林業経済論、174~176、東京、霞ヶ関書房
15. ————— 前掲書、182
16. ————— 前掲書、179
17. 飯本信之・佐藤弘 1942 南洋地理大系(マレー・ビルマ) 4:280~289、東京、ダイヤモンド社
18. 猪木正道編 1963 タイ・ビルマの社会経済構造、133、東京、アジア経済研究所
19. ————— 前掲書、132~136

20. ————— 前掲書、137
21. ————— 前掲書、147
22. ————— 前掲書、133
23. ————— 前掲書、140～141
24. ————— 前掲書、137～138
25. 引正 藩(国本嘉平次訳) 1941 ビルマの歴史と現状、32～33、東京、大阪屋号書店
26. J. S. ファーニヴァル 1942 緬甸の経済、66、東京、東亜研究所
27. ————— 前掲書、66～71
28. 蒲池 清 1942 南方経済資源総覧(ビルマの経済資源) 7: 68、東京、東亜政経社
29. ————— 前掲書、68
30. ————— 前掲書、69
31. ————— 前掲書、69～70
32. ————— 前掲書、408
33. ————— 前掲書、408
34. ————— 前掲書、408
35. ————— 前掲書、408
36. ————— 前掲書、403～404 -
37. ————— 前掲書、404
38. ————— 前掲書、404
39. ————— 前掲書、404～405
40. ————— 前掲書、405～408
41. ————— 前掲書、408
42. ————— 前掲書、409
43. ————— 前掲書、408
44. ————— 前掲書、403
45. ————— 前掲書、403
46. 片山真吉 1942 南方民族運動史、280～282、東京、モダン日本社
47. ————— 前掲書、282～284
48. ————— 前掲書、284～286
49. ————— 前掲書、287～298
50. ————— 前掲書、291～292
51. 国分正三 1944 大緬甸誌(上巻)、228～229、東京、三省堂
52. ————— 前掲書、229～230
53. ————— 前掲書、238
54. ————— 前掲書、238～239
55. ————— 前掲書、239
56. 国分正三 1944 大緬甸誌(下巻)、89～149、東京、三省堂
57. ————— 前掲書、95～149
58. 益田直彦 1943 ビルマ篇・南方圏の資源 4: 29、東京、日光書院
59. ————— 前掲書、95～96
60. ————— 前掲書、97～98
61. ————— 前掲書、98

62. ———— 前掲書、102  
 63. ———— 前掲書、97  
 64. ———— 前掲書、97  
 65. ———— 前掲書、97  
 66. 三井物産株式会社木材部編 1943 緬甸の林業、12～13 三井物産株式会社木材部  
 67. ———— 前掲書、9  
 68. ———— 前掲書、11  
 69. ———— 前掲書、9  
 70. ———— 前掲書、15  
 71. ———— 前掲書、10  
 72. ———— 前掲書、10～11  
 73. ———— 前掲書、15～91  
 74. ———— 前掲書、102  
 75. ———— 前掲書、28～29  
 76. ———— 前掲書、94  
 77. ———— 前掲書、16  
 78. ———— 前掲書、22  
 79. ———— 前掲書、21  
 80. 溝口房男 1958 ビルマの農業経済、3～4、東京、農林水産業生産性向上会議  
 81. ———— 前掲書、3～4  
 82. ———— 前掲書、36～64  
 83. ———— 前掲書、6～7  
 84. ———— 前掲書、7～15  
 85. ———— 前掲書、17～20  
 86. 森 三郎 1944 南方の木材林業、228、東京、河出書房  
 87. ———— 前掲書、229  
 88. 南方年鑑刊行会編 1943 南方年鑑(昭和18年版)、619～621、東京、東邦社  
 89. ———— 前掲書、621～631  
 90. ———— 前掲書、634  
 91. ———— 前掲書、634～638  
 92. ———— 前掲書、638  
 93. ———— 前掲書、621  
 94. ———— 前掲書、646  
 95. 南洋団体連合会 1942 大南洋年鑑、633、東京、南洋団体連合会  
 96. ———— 前掲書、634  
 97. ———— 前掲書、634  
 98. 農林省山林局 1940.5、印度及緬甸の森林 山林彙報、80 東京 農林省山林局  
 99. 大形太郎 1943 南方圏経済論、407、東京、東都書籍株式会社  
 100. 大和田啓気編 1962 アジアの土地改革、167、東京、アジア経済研究所  
 101. ———— 前掲書、172～173  
 102. ———— 前掲書、173～179  
 103. ———— 前掲書、167～171

104. —————前掲書、171～172
105. 林野庁 1955 東南アジアの林業、13、東京、林野庁
106. —————前掲書、13
107. 斉藤吉史 1971 東南アジアの構造、85～86、東京、朝日新聞社
108. —————前掲書、86
109. —————前掲書、87～89
110. —————前掲書、90～91
111. —————前掲書、97
112. 塩谷勉編 1969 東南アジア林業の展開、139、東京、地球出版株式会社
113. —————前掲書、148
114. —————前掲書、141～142
115. 台湾総督府外事部編 1943 南洋年鑑(上)第4回版、1283～1284、台北、台湾総督府外事部
116. —————前掲書、1284～1285
117. —————前掲書、1316
118. 高山慶太郎 1943 チークの話、3、東京、木材経済研究所
119. —————前掲書、82
120. —————前掲書、84～85
121. —————前掲書、133～134
122. —————前掲書、133～135
123. 拓務省拓南局 1942 ビルマ事情概要、37、東京、拓務省拓南局

## 第5編 イギリス帝国主義下のタイ国半植民地林野制度

### 第1節 間接統治政策の特質

#### 第1節 半植民地化過程と半植民地経済の特徴

##### 1. 半植民地化過程

序論のところでも述べたごとく、半植民地というのは領土的支配までには至らないが、政治的・経済的には完全に宗主国に従属せしめられ、実質的に植民地と何ら変るところのない植民地であった。すなわち半植民地というのは形式的な主権国家＝統一国家であるが、帝国主義諸国間の争いによって政治・経済面で一列強の完全なる支配にまで至らない植民地であった。そういったことから主権国家というのは、半植民地問題を考える場合に極めて重要となる。そこで東南アジアで唯一の半植民地となったタイ国が主権国家となるためにどのような歴史的過程をたどってきたかについて概略を述べる中で、欧米列強、とりわけイギリス人の該国半植民地化過程について論ずることとする。

##### (1) 中世期の国王専制による外国貿易独占制と封鎖経済

タイ国民の根幹をなすタイ族が、インドシナ半島の現在の地域に、彼ら自らの統一な独立国家を形成するためには歴史的に3つの王朝時代、すなわちスコタイ(Sukhothai)王朝→アユティア(Ayuthya)王朝→チャックリ(Chakri)王朝の時代を経験してきた(88)。イギリスの該国半植民地化は後者のチャックリ王朝時代に生起している。タイ族の祖先は紀元1世紀頃、中国南部から南下を始め、一部は西方及び西南方に移動して、シャン族あるいはタイ・ヤイ(大タイ)として知られる民族の祖先を作り、他の一部は東南方に移動して、タイ・ノーイ(小タイ)と呼ばれる民族を形成した。現在のタイ族は後者民族の子孫である(40)。13世紀の初め、すでに中部タイまで南下していたタイ族はカンボジアと争った。そして、時のタイ族の土侯クン・バーン・クラン・タオ(Khun Bang Klang Thao)が1238年にカンボジア軍を撃破して、スコタイを奪いタイ人の国家スコタイ(Sukhothai)王国を建設した。この王国は第3代王ラムカムヘーン(Ramkhamheng)大帝(1275～1317年?)の死後は衰えを見せ、1350年に別の土侯プレーヤー・ウートンが新都アユティア(Ayuthya)を興し、アユティア王国を建設すると、スコタイ王国はそれに併合され、ここに6代132年間にわたるスコタイ王国の治世は終りを告げた。アユティア王国は36代に及び、1431年にカンボジアを征服して宗主権を拡張し、1767年ビルマに攻略されるまで続いた。その後は武将プレーヤー・タークシン(Phya Taksin)がビルマの守備隊を駆逐して、タイの独立を回復し、都をトンブリーに移した。彼の治世終りの1782年には旧アユティア王国の版図だけでなく、現北タイ及びインドシナ北部地方の一部をもその宗主権下に置いた。1782年にはプレーヤー・タークシンに代って部将チャオ・プレーヤー・チャックリー(Cho Phya Chakri)が王位につき、都をバンコックに移し、ラーマ1世(Ram I) プラプッタ・ヨートファー・チュラローン(Phra Puttha Yot Fa Chulalok)と称し、現9代目のチャックリー王朝の始祖となった(9、89)。

以上の3期の封建的王制時代を経てタイ国の統一主権国家の基礎は築かれたのである。ヨーロッパ諸国の東洋進出が開始されたのは中世——ここで言う中世時代は、大体ポルトガル人が初めて来航した16世紀の初頭より、19世紀の中葉に至るまでの間を指す——の初期からであるが、その時は

もとより中世期時代を通じてタイ国はヨーロッパ諸国の植民地化の影響を受けずにすんだ。この中世期をタイ国の王朝史で見るとアユティア王朝の後半期からチャックリー王朝のラーマ4世(Rama IV)(1851~68)時代である。中世期のタイ国は国王専制の時代であった。国王の絶対的専制下においては、国内の政治・経済・軍事等のあらゆる機構がすべて国王の強力なる専制の下に一丸として組立てられていたが、対外的に見た国王専制の最も著しい特徴は、国王の貿易独占制であった。タイ国が19世紀中葉までヨーロッパ諸国の植民地化を免れたのも、その独占制によるものである。当時、外国貿易を規制すべき国王の強硬なる独占政策、すなわち貿易上の利益の独占化は、外国商船に対する極めて露骨な圧迫手段として現われ、またこの強硬なる独占政策は国内においては法律の制定、諸制度の改革、軍備の拡張、ないしは宗教的・文化的発展の中においても著しく具現されていた。以下、国王貿易独占制を中心にして中世社会経済の特徴的なものについて述べて行くことにする。

中世時代の国王は国内のほとんど全土を領有する大地主で、当時国土の90%近くが国王の直接所有に帰属し、残りのわずか10%が地方の貴族、土侯、豪農等の私有に置かれていた。そういう状態からも国王の勢力がいかに強大であったかがわかる。国王及び王様ないしは官吏等の消費生活、さらには極めて龐大な額の戦費すらも、農民から徴収する貢納物でもって賄っていた。当時のタイ経済、とくに農業生産は非常に零細で、無知な農民によって営まれ、しかも戦争・旱魃・洪水等の不時の災害によって農耕地はますます荒廃し、農村人口は絶対的・相対的にも減少して行き、そのために農業の生産力は一般に低下の一路をたどり、タイ農村社会は全く停滞萎縮の状態にあったのである。一方、アユティアを中心として徐々に開かれつつあったタイ国の商業及び貿易も、主として国王や王族の消費生活を満足させる商品のみに限られた小規模のものであり、それらの商品の取引権は従来からすべて国王の独占下に置かれ、タイ人の商業進出、とくに農民の商人への転向は堅く禁じられていた。農民はそればかりではなく、後に述べる国王貿易独占制度が布かれてから以降は、国王の輸出貨物の摂取、外国商品購入の欲求が高まるにつれて、ますます高い租税負担を課せられ、国内経済の中心である農業は、外国商業勢力の進出を他所に、単純縮小自給自足農業とならざるをえなかったのである。農民は地主または領主としての国王より土地を借り受け、その代償として収穫物の一部を租税として貢納する以外に、直接賦役にも従事していたが、農民が土地を譲渡し、売買し、さらに農民が農業を捨てて離村することなどは堅く禁止されていた。

このような国王の農民・農業の収奪により農業の生産力は相当に低下することになり、そう言った事情から当然国王の租税ないしは地代の収入もおのずから限界があり、国家の財力もこれらの影響から免れることはできなかった。それでたまたまアユティア在住のオランダ人、支那人等の外国貿易により得られる利益の甚大なることを教えられた国王は、目を外国貿易に転じ、これを独占し、あるいは統制して、年々入港する外国商船にも高額の関税を課して、利益の独占的摂取を計ることとなった。こうして生れた国王の貿易独占制は、年々タイ国に通商のためくるヨーロッパ商船に非常なる打撃を与えることになった。その後間もなく、イギリス、フランス、オランダ等は国王に対して直接・間接に政府の要人を通して通商の特権を迫り、通商貿易の有利な転換を計ろうとしたが、結果はその逆に独占制はますます激化の一途をたどることになった。

一国の経済的発展は往々外国勢力の重圧が動機となり刺激となってもたらされる場合が多いが、その結果は外国勢力と対抗して、自ら近代的高度国防国家としての態勢を整えるに至るか、あるいは外国勢力の侵略によって漸次植民地または半植民地に移行して行くか、の2つの形態のいずれかが必然的に発生する。後者の例は東南アジアにおいて一般に見受けられる現象であるが、その場合でも①原料資源を極めて豊富に包蔵し、そこに投資が容易に行われ、資本活動の余地が十分に開けている場合、②経済勢力の扶植が自由に行われ、独占によって巨利が得られる場合、③工業諸製品

を消化できる相当の購買力を有する土地であること、等の諸条件が植民地・半植民地となる地域に妥当する場合に、近代的資本主義諸国の侵入によって植民地化される可能性は非常に大きい。しかし、タイ国はヨーロッパ勢力の進出盛んであった中世時代、すなわちヨーロッパ諸国経済の重商主義段階から自由主義段階にかけては、国王は独占貿易を通じてヨーロッパ貿易商人の通商貿易を抑制し、実質的には封建的政策をもってこれに臨んだのである。

その結果、通商のためメナム河を遡上してアユティアにくる多数の外国商船は、河港に停泊するにしても国王の権力によって拘束され、種々の監視を受けるばかりでなく、積船した貿易商品も国王の決めた値段で買い取られ意のままに処分されるままでは、一般に他船との交易も、市民または他の外国人との貨物取引もすべて禁止されることになったため、商業の円滑な発展は著しく阻害され、ついにヨーロッパ商船はタイ国から急激に退却せざるをえなかったのである。それなのに国王の外国商品及び外国貨幣に対する欲求はますます増大し、その執着が強くなればなるほど国王は農民からますます多くの貢納物を徴収すべき必要を感じるようになった。これ等農民より徴収した貢納物はすべて国王の倉庫に一旦保管されて、その後これを外国人に売り渡すか、国王自ら官船を仕立てて海外貿易に乗り出すことなどを行っていた。要するに国王貿易独占制は、対外的にはヨーロッパ諸国の自由通商を制限し、国内的にはタイ人商業進出の機会を失わせ、農業発展の手足を奪うことになったのである。

国王貿易独占制が何年頃より、いかにして実施されるに至ったか正確には明らかでないが、大体のところイギリス、オランダ等のヨーロッパ諸国が相次いでアユティア及びパタニー地方に商館を設立して商業特権を争った17世紀の初頭、すなわちソントム王(Songtham)(1610～28年)の時、ヨーロッパの重商主義政策に刺激されて国王自ら貿易に乗り出したことに始まり、さらにプラサート・トン王(Prasat Thong)(1630～56年)の時独占制が強化されて、それが長くタイ国外国貿易の支配形態として自由貿易確立(1855年)前までのタイ国の経済を大きく左右したと考えるのが至当であるように思われる。

国王の独占貿易をもう少し詳述しよう。国王貿易独占制によって商業及び貿易権は完全に国王の手に独占されて、いかなる者もこれに関与することが許されなかった。ヨーロッパ商船すらも自由貿易を行うことは禁止され、輸出入商品はいずれも国王の手を通じて国王の言い値のまま売買することを余儀なくされていた。すなわち国王によって輸出入の販路は一様に封鎖され、国王の手に集められた商品は悉くそれを一旦政府の倉庫に保管し、その後輸入物品の購入を一般市民に強制し、錫、象牙、獣皮、胡椒等の輸出商品も国王の手を通じて比較的高価に外国商人に売りつけられていたために、商業上の思惑取引あるいは投機の生ずる余地は完全に失われていた。また国王の貿易独占政策の現われとしてメナム河東岸に国王の手により船倉庫が建てられ、ここからジャンク船を繰り出して積極的に海外に乗り出し、龐大な利潤を収めていたのみならず、メナム上流の諸港には政府の貿易事務を掌る機関が設けられて外国商船の出入を嚴重に監視し、これより通商料として高額の輸出入税を徴収していた。

アユティア王朝時代の貿易収入として①通商許可、②輸入税、③輸出税、④政府の商品売却より生ずる利益、⑤売買より生ずる収入、の5項目があげられているが、それは農民よりの租税収入とともに国王の財源の主要部分をなしていた。このような国王の貿易独占制は農民の経済生活にいささかも利するところではなかった。そればかりでなく独占制が強化されるにつれて農民はますます過重の租税負担を課せられ、しかもこれらの税収が国内に流通してタイ経済の開発に貢献するようなことはなく、そのまま国庫に収められて国王等の消費生活を満喫せしめていた。以上の国王貿易政策と排外政策の影響を受けてヨーロッパ勢力のタイ国進出の機会が19世紀中葉まで失われたのである。



だが、中世経済を特徴づけたところの国王貿易独占制がヨーロッパ商人の進出を阻んだことにより、支那人＝華僑に対して急速に発展の機会を与えることになった。支那人は民族国有の同化力と商業的才腕とジャング船に対する優勢をもって、当時タイ国で商業に従事していたムーア人に代って次第に商権を壟断することとなった。往時タイ国と支那との間には朝貢を通じて種々の通商関係が営まれ、貿易に従事する支那人の勢力は非常に強かったようであるが、アユティアを中心とする華僑商業資本の発生はまだ見られなかった。ところが国王貿易独占制を機縁として支那人が続々とアユティアに移住してくることになり、彼達は商人または貿易業者として国王貿易を支援しつつ漸次自己の勢力を拡大して行った。華僑商業勢力の発展についてルーベル氏の記録はつぎのように説明している。17世紀の初めにはすでに3、4千人の支那人が定住していたが、国王貿易独占後は着々とその数は増加し、ムーア人及びその他の外国人に代って商人として船員として着々と地歩を固め、アユティア市の商店街あるいは支那人町を根拠に、国王の経済的協力者として国内商品の集積、輸入商品の売却等と言った商品の流通関係に従事していた。

華僑が商人として、金貸業者として国内の津々浦々に至るまで伸長して、タイ経済の重要部分を担当するに至ったその主な原因の一つが中世アユティア市の商業構造の中に蔵されている。すなわち国王がヨーロッパ人を駆逐し、タイ人の商業進出をも閉塞し、両手をあげて華僑に依存し、利益の摂取を図ったことが、華僑経済力の発展を培養せしめたところの大きな要因となっている。国王貿易独占制と結びついて、タイ貿易において極めて優勢を誇っていたところの支那人は漸次タイ国に定住し、アユティアに支那人町を形成し、これを背景として不動の勢力を築くことになった。これとともに華僑の数も年々急速に増え、18世紀の中葉明朝の滅亡後は多数の亡命者を迎え、後の自由貿易制確立当初には華僑の勢力は人口数の面でも相当なものとなった。

国王の保護下に自己の経済力を拡大した華僑は後には商品の販売者、金貸人、米及び農産物の仲介業者として国内商業を独占掌握して農民と対峙するに及び、華僑商業資本独占化の過程は、タイ国経済の発展を嚙束する大きな矛盾をなすことになった。華僑商業資本の国内侵透は、19世紀中葉の自由貿易制の確立によって新たに活動の特権を得たところのヨーロッパ人、とくにイギリス人によってますます拍車を加えられた(24)。

## (2) 自由貿易の確立と半植民地化過程

国王貿易独占制と極端なる排外政策の影響を受けて次第にタイ国より遠ざけられたヨーロッパ人は、18世紀の中葉には完全に該国から姿を消した。しかし、1767年にアユティア王朝が滅亡した後、間もなくしてバンコックにチャックリー王朝が建設され、ここに再びタイとヨーロッパ諸国との間に交渉が開かれた。そのことはヨーロッパ人の再侵略によるタイ国半植民地化の危機を意味したのである(125)。18世紀末葉におけるヨーロッパ諸国の経済情勢はどうであったかと言うと、すでに重商主義段階を脱して、イギリスの産業革命を契機とした自由主義段階の経済発展を遂げつつある時であり、国際通商戦は白熱化し、過剰生産、過剰資本を解決するために列国は競って世界市場の開拓に乗り出す時でもあったのである。政治・経済・軍事面で最も強力なイギリスは工業製品の販路を拡張し原料資源を確保するためにタイに執拗に門戸解放を迫った結果、ついに伝統的な国王貿易独占制度は解体し、自由貿易制度の実施を見るに至った(56)。その時からタイ国は長きにわたって続いた封建制社会から近代的社会に移行することになったのであるが、その近代化と言う過程は、タイ国が漸次イギリスの半植民地的な地位に置かれ、実質的に自主性を失った国家に転落することを意味するものであった。以下においてはタイ国の半植民地化過程について詳述することにする。

上述したごとく18世紀末葉のヨーロッパ諸国、とりわけイギリスの著しい経済発展を考えて見た時、タイ国が当時いかに植民地化の道を歩まざるをえない急迫した客観情勢にあったかがわかるの

である。ヨーロッパ勢力がタイ国進出に際して何よりの障害は国王貿易独占制であり、そこでその廃止をめぐる交渉が最初に開始された訳である。すなわちチャックリー王朝ラーマ2世(1809～24年)時代の1818年にはポルトガル領マカオの総督がタイに使節を派遣して新たに通商特権を要求してからヨーロッパ人の干渉の手はいよいよ激しさを加えた。1821年になるとイギリス東インド会社が使節としてジョン・クロフォード氏を派遣してタイ国との条約締結を試みようとしたが、ケダーの内紛にさまたげられてそれは成立しなかった。しかしそれが契機となって1826年には英人バーネー氏によりラーマ3世(1824～51年)との間に友交通商条約が締結され、ついで33年にはアメリカ・フランスとの間にもそれぞれ条約が締結されることとなったが、それらの条約は事実上空虚なもので国王の貿易独占権を廃止せしめるまでに至らなかった。

しかし、1851年にラーマ3世が死去し、ラーマ4世(1851～68年)が即位すると、新王はまず自国の歴史、文化、社会、慣習等を深く研究し、かつ緊迫した国外情勢に速やかに対処するため従来から良くなかったヨーロッパ諸国との国交を調整していたずらに鎖国政策を固守するよりも、できる限りより進歩的な外国文化の摂取を計ろうという意向を有するようになった。この機会をとらえた英米諸国は先に締結した条約の不履行をタテに再締結を迫り、かつ貿易特権の有利なる更新を計ろうとした。こうしてイギリスは1850年にブルック氏を、アメリカはバレスティアをタイに派遣して友好親親の通商条約の締結を迫ったのである。イギリスの強力な外交圧力に屈したタイ国はついに1855年イギリス使節ジョン・ボウリング(Sir John Bowring)との間に正式に英泰条約——ボウリング条約(Bowring Treaty)ともいう——を締結し、爾後イギリス商人は一定の輸出入税を支払う代りに、国内における居住の自由、通商特権獲得の保証を与えられることになった。英泰条約によるこの自由通商権の確立こそはタイの政治・経済近代化の端緒であり、植民地化への危機を醸成せしめる素因でもあったのである。その英泰条約が機縁となって1856年にはフランス及びアメリカ、58年にデンマーク、59年にポルトガル、60年にはオランダ、62年にはロシア、さらに68年にはベルギー、イタリー、スエーデン、ノールウェーとの間に次々と条約が締結された。こうしてタイ国は、英泰条約を契機とする一連の欧米諸国との条約締結により、自由貿易への門戸開放を強制され、その結果タイの社会は中世の封鎖的な政治・経済社会から新しい近代的な政治・経済社会へとその相様を転換せしめられることになったのである(126)。

締結された条約というのは、勿論不平等であり、タイ国は治外法権を強要されたのみでなく、輸出入品には、その輸出入時から内地における生産や消費に至る間を通じて課税や課金に重要な制限が加えられた。とくに治外法権は、締結国の本国人のみでなく地理的環境から多種多数の植民地民が在留するため、その取り扱いに困難を極めた上に、仏国のごときは多数の華僑を仏籍に入れて問題を起し、それを領土侵略の具に利用してタイ国を極度に悩ました。自由愛護を最大の国民性とするタイ人は、これが排除を熱望し、その前提として白人顧問——後に彼らによってタイ国の上部構造は完全に支配されることになった——を入れて諸制度の近代化に乗り出した。日本はこれに同情を寄せ、1898年(明治31年)2月調印の最初の日タイ条約により、タイが基本法典を完成するまで治外法権を留保することとし、しかも政尾氏を送って法典編纂を援助したが、これに刺激をえたテワ・ウォング外相殿下ならびに米人外務顧問らの努力は、1907年以降の英・仏・伊・丁諸国の治外法権緩和となった。

条約を契機としてタイ国に侵入の機会を得た英仏両国は、さっそく該国の領土分割に乗り出すことになった。フランスは、メコン河を領下に治めようとして、ラーマ4世崩御の前年の1867年には当時までタイ国の宗主権化にあったカンボジアのうちバタンバンとシェムレアップを除く全域を占領した。またフランスは1888年に同じくタイ国の宗生権下にあったラオスの東北部(シブ・ソン・チュ・タイ)をも略取し、さらに同年かつて安南領であったメコン河以東のラオスの返還を

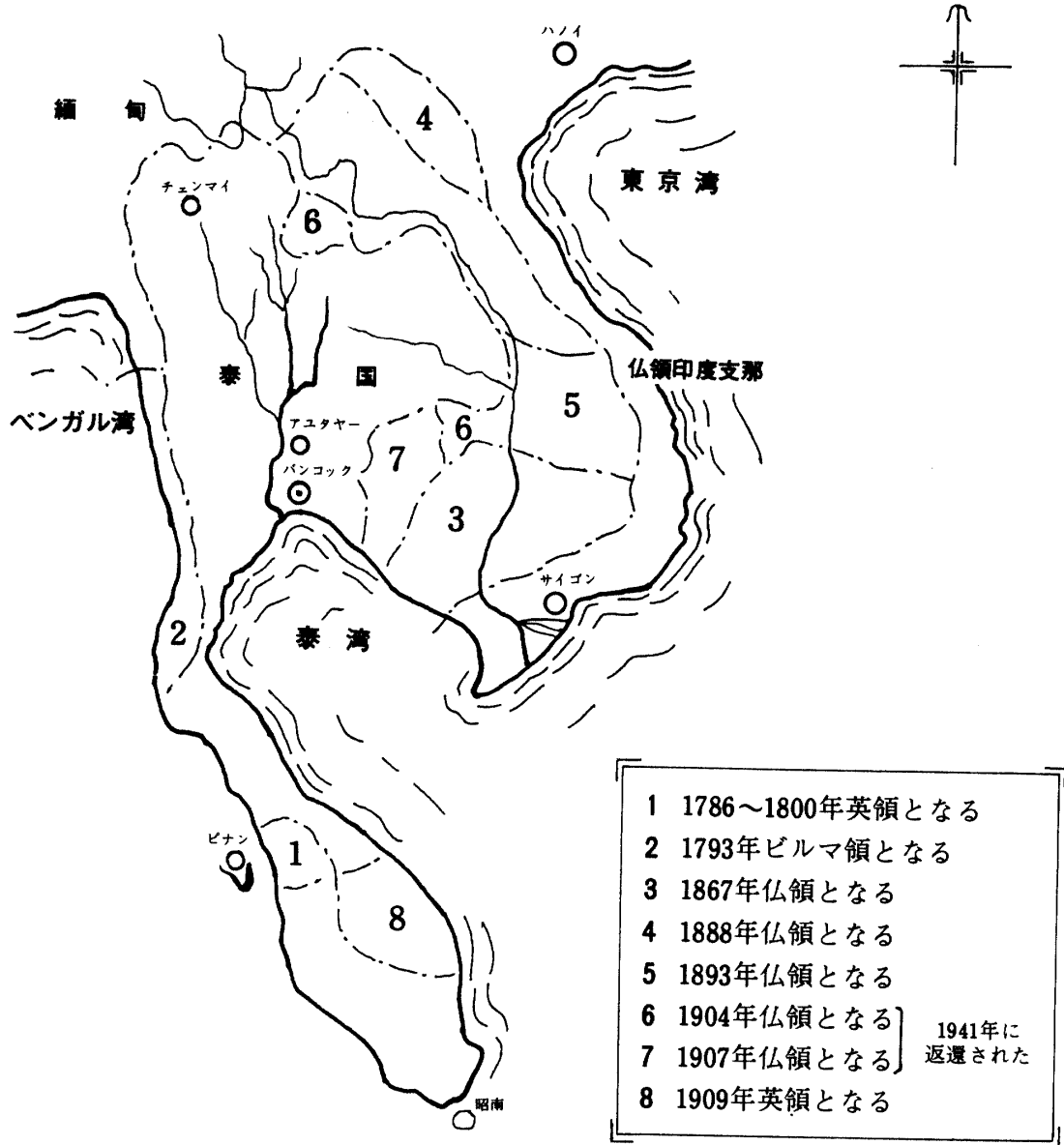
も要求してきた。しかし、タイ国がこうした仏国の植民地拡張政策の要求を拒否したため、ついに両国の間に葛藤が生じ、1893年には仏国軍はバンコック港を封鎖してしまった。仏国の圧力に屈したタイ国は同年にラオスのルアン・プラバンの一部をフランスに割譲し、そればかりでなく賠償金として300万フランを支払い、メコン河西岸25キロ以内及びバタンバン、シュムレアップ地方を非武装地帯とするとした屈辱的条約を承認した。そしてフランスは自己の支配地域を段々と西方に向けて拡大し始めたのである。

こうしたフランス勢力のタイ国における増大を恐れたイギリスはその後数年間再度にわたりフランスと協商し、1896年に英仏協商＝英仏宣言を締結して、相互の同意なき出兵の禁止、第3国によるタイ攻撃の共同阻止、などを取り決めた。さらにイギリスはその後の1904年にロンドンで英仏宣言を調印し、メナム河を境界として東及び以西をそれぞれフランス・イギリスの両国の勢力範囲として互いにタイ国の独立を保障することとした。これら両英仏共同宣言は実に両国相互の利益保持のための独立保障にすぎなかったのである。タイ国は当時各国の法外法権下にあったので、行政部門に多数の白人顧問、なかでも主にイギリス顧問の雇用を強制され、その結果彼ら英人顧問によってタイ国の主要な行政権は掌握されることになった(10、13)。そして英人顧問は自国資本の活動に極めて有利になる形でタイ国の法案作成等を含めた行政改革に着手したのである。そういった統治形態が第2節で詳しく説明するイギリスのタイ国半植民地における法治主義的間接統治である。

なおフランスは治外法権を悪用して1904年にメコン以西の北部タイを略取しており、なお1907年には治外法権撤廃の代償としてカンボジアの残部、すなわちシュムレアップを奪取している。だがフランスは、1941年5月9日調印の仏タイ平和条約によって1904年と1907年に取得した領土をタイ国に返還している。イギリスもタイ国の治外法権緩和を条件に1909年に現南部国境外のタイ国宗主権下にあったケダー、ケランタン、トレンガヌ、ペルリスの宗主権を手にしたのである。以上において述べてきた英仏によるタイ国の分割状況、すなわちタイ国の失地状況について図解するとつぎの図の通りである。

ヨーロッパ列国の東南アジア植民地獲得時代にそのアジアへの不可避的進出に対し真向から反対せず、それと協定することにより良くタイ国が形式的にも独立を維持できたのはまったくラーマ4世(1851～68年)、ラーマ5世(1868～1910年)の英知に負うものであるという説もあるが、確かにそれも一面あるかも知れないが、独立維持の一つの要因として封建制社会時代からビルマのごとく分裂種族社会でなく、ずっと統一的主権者としての国王制を維持できたからである。そしてラーマ5世の進歩的政策はラーマ6世(1910～25年)により受け継がれ発展させられてきた。タイ国はイギリス・フランスの支配から離脱するため、政治的・経済的に利害両立の可能性ある第3国の勢力を利用しようとし、日本・ドイツ等に頼ろうとした。そして第1次大戦が勃発すると、タイ国は一時中立を維持していたが、1917年に連合軍に加わり翌年義勇兵をヨーロッパに派遣した。参戦の結果は国際連盟への加盟となり、タイの地位に対する世界の認識が高まり、治外法権の撤廃が著しく早められた。1920年にはアメリカが基本法典の完編まで及び爾後5年間を限り領事移審権その他の特権を保留する旨を約し、ついで日本(1924年改訂)その他の諸国もそれにならった。この緩和には欧州大戦参加、民族自決主義思潮、国際連盟加入等によるタイ国の国際地位の向上が重要な影響を与えた。こうして条約関係は著しく緩和されたが、なお領事移審権、法令修正権、裁判管轄変更請求権、国際裁判所設置などが法権制限を受けたのみでなく、対英条約では綿製品、鉄綱とその製品、機械とその部分品の輸入税を5%以下とし、対伊条約では綿製品、練乳、帽子、自動車輻、葡萄酒の輸入税を制限していた。ところで英仏による治外法権の撤廃が早められても、イギリスがタイ国を半植民地として統治することには何らの変化もなかったのである。治外法権の撤

タイ国の失地図



注： 大形太郎・南方圏経済論、65頁より転記。

廃というのは、タイ国における英仏両国の勢力均衡を図るための一つの取り決めであるというふうに理解した方がよからう。

1932年6月24日には人民党による立憲革命が起り、政体はチャックリー王朝の専制政治から近代的立憲君主政体に移行することになった。この立憲君主政府もイギリス支配者のきびしい監督の下に政治を担当したのである。革命の発起者（彼らがほとんど独占的に国家の高級官職を自らもち

続けてきた)の間にしばしば争いや欺瞞が行われ、それはとくに文官派と武官派との間に大きかった。

タイ国は立憲君主政体になって以後、まず外に対しては条約改正をして完全な独立国としての基礎を固めた。法権の独立を政綱の当初に掲げた革命政府が、その差別撤廃のため法典の完成を急いだのは自然で、1935年には早くも残余の基本法典を実施した。当時旧条約は満期に際会していたのを好機に、翌年11月外相プラディット氏は全締約国にその廃棄を通告して完全平等条約への改締を要望し、間もなく前世紀末以来の宿望はつぎのごとく達せられた。すなわち1938年2月19日に対英条約(バンコックで批准交換)が締結され、同年にベルギー、ドイツ、スウェーデン、ノールウェー、日本、デンマーク、イタリー、スイス、アメリカ、オランダとも同様の条約が結ばれ、さらに翌年の1月27日にはフランスとも同様の条約(バンコックで批准交換)が締結されている。なおタイ国は内には財政整理・税制改革につとめた。そして該国は1939年6月国号を従来の「シヤム」から「タイ」に改めたのをはじめとして、いわゆる国民信条「ラッタ・ニヨム」(Ratha Niyom)を定め民族主義を高揚し、国民生活の向上をはかるとともに、イギリス・フランス勢力からの離脱、経済自主権の実現をめざすようになった。

タイ国は以上のような内外の歴史過程を経てイギリスの半植民地となり、英仏両勢力の緩衝地帯として政治的にわずかに独立を維持し、経済的には著しい半植民地的性格を呈したのである。そして第2次世界大戦にはタイ国は日本と攻守同盟を結び、アメリカ・イギリス両国に宣戦し、イギリス勢力を該地から駆逐することに成功したのである。

## 2. 半植民地経済の特徴

タイ国の外見上の独立が、英仏両国勢力の緩衝地帯として維持されていたことは前項において明らかにしたが、それではこの特殊な独立形態の下におけるタイ国の経済が如何なる状態に置かれていたかを述べよう。われわれはここでタイ国経済の半植民地的性格を見ることができるのである。

タイ経済は1855年の英泰条約を契機とする自由貿易への門戸解放により、中世期の封建的自給自足経済を脱却して、近代的生産への装備を整えるに至ったが、それは主として外国資本の要請に基づいてなされたところの商業、工業、金融業、鉱業、林業(チーク林)等の発展であり、またタイ国経済の半植民地的性格への移行の過程でもあった。したがってタイ国経済近代化の様相は、それ自体多分に畸形的矛盾をはらんでいた。

国王貿易独占制の実質的廃止による自由貿易への転換後、汽船とスエズ運河開通(1869年)の新交通手段の出現もあって、イギリス資本によるタイ国の米、チーク、錫のごとき量的商品の生産・輸出が促進され、製品の輸入も激増した。こうして貿易面も著しく伸長を示し、1866~85年までの約20年間に貿易額は20倍に躍進している(127)。1885年の輸出入額はそれぞれ3,230万バート及び2,290万バート(1ポンド=17バードで換算)となり、20世紀に入っては8,000万バート及び6,000万バートを越えた(14)。また1870年から1939年間の輸出額——1870年は15,101千バート、1939年は212,161千バート——の伸びは14倍である。このようにタイ国の経済はイギリス経済が自由主義段階から帝国主義段階へ移行するに伴って、中世期の封建的経済から商品経済へと急速に発展して行った。

イギリス帝国主義下の自由貿易と商品経済の強制によって、国内の政治はもとより経済構造も漸次資本制的なものに改革され、鉄道、道路、郵便、電信等も次々に施設され、銀行、蒸気精米所、灌漑会社等も各地に開設された。マレー半島部の錫の採掘、北部のチーク伐採業はイギリス資本の近代的生産方法によって開発された。華僑によって古くから営まれていた精米所は、1885年に近代的製

法を採用してより米の大量輸出が確保され、中部農村を商品生産の枠内に浸潤せしめた。これと対応して交通路も目ざましく発展した。軌道に最初は馬車が用いられていたが、1892年には電気車に代り、これと同時に鉄道施設計画が進められ、1893年にはついにバンコクとパクナム間の14哩の鉄道が40万バートの費用で完成し、さらにコーラートまでの165哩の鉄道の延長を見たのである。このような国内交通の発展は、古くから国内商業を支配していた華僑勢力の商業活動を活発化せしめ、さらには農村の自給自足経済を解体せしめて貨幣経済にまきこみ、農産物、なかでも米の商品化を促進せしめたのである。またタイ国の鉄道は1893年以降もっぱら自国資本によって驚くべき発達を示し、1942年頃には延長3,500哩に達するに至ったが、その間タイ政府の資金難を利用したイギリスは、巧みにタイに働きかけて鉄道借款を行い、1927年にはタイの既設鉄道を英領マレーと接続せしめるため、狭軌に改め、それにより半島部の錫、ゴム等の重要資源のシンガポール依存をますます深めさせることとなった。

以上のようにイギリスはタイ国の社会経済を近代化＝資本主義化せしめる中で、軍事的・政治的・経済的圧力によって该国政府の財政・金融面の実権を完全に掌握した。すなわち、①泰国財政はその実権を全く英国に掌握され、泰国閣議決定の財政予算は、そのまま英本国及びイングランド銀行に回付された。②外債を通じて、泰国の開発は間接的に阻害された。③泰国の紙幣発行準備金はイングランド銀行に保管されて、ポンドにリンクされたため、幣制は全く死活権を制せられていた。④香上銀行バンコック支店は1888年に開店されたが、同行支店は欧米為替のほとんどすべてを米手形の大部分を取り扱った。また同行支店は銀行組合主席として泰国財界に強大な勢力を発揮した。⑤渣打銀行、有利銀行等も英国資本によるものであったが、これらもまた大なる勢力をもっていた。また名義上は泰国の国籍を有する華僑銀行も、ほとんど全く英国金融網による支配下にあった。⑥華僑の経済は、泰国々民経済を壟断していたが、彼等の全活動の根本をなした金融面がまた英国金融資本に大なり小なり支配されていた。以上の財政・金融面の支配の他に、つぎの面でも常に支配力を発揮していた。①泰国の鉄道に対する英国の投資が膨大なものであって、ほとんど全鉄道を支配していた。この英国支配の鉄道は、錫、ゴム等重要資源のシンガポールに対する依存度を高める上に役立った。②海運業も、英国のほとんど支配下にあった。③外国貿易部門も、全く英国依存によって存立していた。④英国資本の圧力が大であり、決定的であった(73)。

このような強力な経済的支配網を背景にして、イギリス資本はタイ国の主要な経済資源である米、チーク、錫、ゴム等を独占的に開発できたのである(128)。自由貿易確立前のタイの主なる貿易商品は、砂糖、綿花、蘇木、錫、魚類、スティックラック、獣皮、鉄、米、樹皮、鳥巢、水牛、象牙など多種多様に上っていた(57)が、イギリスによる半植民地後の該国の主要輸出品は前記した4大商品となった。イギリスはこれら4大商品の輸出促進のために、それら経済資源の生産に相当に力を注いだのであるが、なかでも米を除くチーク、錫、ゴム等は外国人、とりわけイギリスの独占的開発であった(74)。これら資源の開発はイギリス経済の帝国主義段階において一層促進された。こうしてタイ国も英独占資本の進出によって重要原料資源の単一生産地にせしめられたのである。

それではまず米について説明しよう。イギリスの半植民地統治下においてもタイ国民経済の根幹を成す産業は農業であり、第8表の職業別人口構成からタイ国民経済の構造を見ても農業が主体であることがわかる。その生産物は米作に極端に偏倚することになった。1855年にバンコック河畔に精米所が設立されて以来、国内交通路の伸長と商品経済の農村への浸透に伴い、米の生産と輸出量は飛躍的に膨張した。米は階級の上下を問わず国民の主食物となり、家禽の飼料、担保貸付の目的物、政府財政収入の根源ともなり、さらには輸出品の大宗ともなり、全国民の購買力の基本となってタイ国民経済の動向を左右する重要資源である。1850年前後のタイの米作面積はイングラムの推計によれば580万ライ(93万ha)であったが、1910年代には1,000万ライ(160万ha)の線を、1930年代には

2,000万ライ (320万ha) の線をこえて急速に増加した(82)。その結果、タイ国は仏印、ビルマとともに世界最大の米作地帯の一つを形成することになり、世界米総生産量の3.2%、その輸出量では25%を占めていた。第1表から総輸出額に占める米輸出額を見ると、それは総輸出額の50%以上を占めており、1870～09年の間を平均すると71%に達し、米がタイ貿易上いかに重要な地位にあるかが明らかである。第2表においても総輸出額に占める米の地位は1905～39年の間を平均すると61%に

第1表 総輸出額に占める米及びチーク材輸出額

単位：千パート

年次	総輸出額		米輸出額		チーク材輸出額		その他	
	額	%	額	%	額	%	額	%
1870	19,435	100	14,385	74	1,638	8	3,412	18
74	20,839	100	10,386	50	2,434	12	8,019	38
77	32,419	100	21,290	66	2,478	8	8,651	16
80	35,632	100	21,552	60	2,588	7	11,492	33
84	41,103	100	26,238	64	4,238	10	10,627	26
87	44,181	100	32,619	74	3,415	8	8,147	18
90	54,557	100	42,649	78	5,877	11	6,031	11
94	41,937	100	28,722	68	4,056	10	9,159	22
97	54,455	100	39,824	73	4,950	9	9,681	18
1900	52,493	100	37,833	72	4,879	9	9,781	19
4	96,053	100	81,115	84	7,980	8	6,958	8
7	99,735	100	75,581	76	12,420	12	11,734	12
9	102,570	100	85,079	83	7,813	8	9,678	9

注： 吉田栄太郎・泰国資源経済論、56～58頁より作成。

達している。1920年頃から米の占める割合が低下傾向にあるのは、錫、ゴム等の近代的産業の勃興に基づくものである(129)。

米につぐ重要な輸出商品は第1表にも示してあるごとく、チーク材である。総輸出額(1870～09年)に占めるチーク材の輸出額は、約1割であり、このようなことからイギリス独占資本がタイ国の採取的林業(チーク林)開発に相当な力を注いでいたことがわかるのである。第2表の総輸出額(1905～39年)に占めるチーク材の地位を見ても、この材がいかにイギリス経済にとって重要なものであったかを知るのである。チーク材の総輸出額に占める地位は1914年までは米について第2位であったが、その後は錫、ゴム等の進出によって、低下して行き、1935年—1910～30年の間のゴムの占める額が不明のため何とも言えないが—のチーク材の地位は第4位となっている。第1表、第2表からも明らかな通り錫、ゴムもイギリス独占資本にとっては極めて重要な搾取資源であったのである。

第2表 総輸出額に占める各重要資源の地位(%)

年次	米	チーク	錫	ゴム	その他	総計	千バート
1905	80	10	—	—	10	100	73,450
10	78	7	4	—	11	100	108,908
14	77	5	4	—	14	100	101,643
17	72	4	7	—	17	100	123,795
20	33	14	17	—	36	100	90,493
24	69	3	10	—	18	100	203,080
27	73	4	8	—	15	100	276,269
30	64	6	10	—	20	100	161,519
35	57	3	16	8	16	100	158,218
36	52	5	16	12	15	100	184,361
37	44	5	22	14	15	100	169,493
38	47	3	15	12	23	100	204,421
39	52	4	19	13	12	100	212,161

注： 吉田栄太郎・泰国資源経済論、66～241頁より作成。1910～30年の「その他」にはゴムも含まれる。

つぎに貿易商品の対英従属の状況を第3表で示そう。1938年におけるイギリス及びその属領への輸出が73%を占め、輸入の場合は55%、貿易総額においては66%となっている。そのことによって

第3表 タイ国貿易のイギリス依存性(%)

地域	輸出			輸入		
	1936	1937	1938	1936	1937	1938
香港	14	13	11	9	8	10
ピナン	27	34	24	8	10	9
シンガポール	28	32	31	16	16	16
小計	69	79	66	33	34	35
その他英帝国	10	7	7	17	18	20
英帝国計	79	26	73	50	52	55
その他	21	14	27	50	48	45
総計	100	100	100	100	100	100

注： 吉田栄太郎・泰国資源経済論、72～73頁より作成。



もタイ国経済のイギリス従属性が良くわかるのである。該国の主要4大輸出商品である米、錫、ゴム、チークに対してはイギリスが決定的な支配力を有していることはすでに述べたことであるが、今度はこれら重要商品の仕向商品の仕向地別輸出状況について第4表で明らかにすることにする。イギリス

第4表 仕向地別重要輸出商品の割合 (%)

(1938年)

仕 向 地	米	錫	ゴ ム	チ ー ク	ステック ラ ッ ク	塩 魚	獣 皮	家 畜
イギリス及び属領	66	100	95	50	93	100	80	100
日 本	4	0	2	14	0	0	12	0
そ の 他	30	0	3	46	7	0	8	0
計	100	100	100	100	100	100	100	100

注： 吉田栄太郎・泰国資源経済論、73頁より作成。

及びその属領に対する輸出は米で66%、錫100%、ゴム95%、チーク50%となっていて、これら重要な食糧及び原材料品が主としてイギリスとその属領向けである。それら商品以外のステックラック、塩魚、獣皮、家畜などもほとんどイギリスとその属領向けとなっている。そして輸出商品の特徴は、タイ国の半植民地性を反映して一次生産物である食糧と原材料が主体をなしている。

それでは地域別商品の輸入状況はどうなっているかについて第5表-1で示すこととする。この表

第5表-1 地域別輸入商品の割合 (%)

(1938年)

地 域 別	綿製品	鉱油	金属製品	麻 袋	煙 草	砂 糖	機 械	乳製品	人 絹	紙	車 輛	ゴム製品
イギリス及び属領	31	80	25	100	99	33	45	11	11	33	49	30
日 本	65	1	51	0	0	5	8	13	89	23	17	30
そ の 他	4	19	24	0	1	62	47	76	0	44	34	40
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注： 吉田栄太郎・泰国資源経済論、73頁より作成。

によると、イギリス及びその属領からの輸入は、鉱油、麻袋、煙草、機械、車輛等においてわずかに優位に立っているが、人絹類、綿製品、金属製品、絹織物、日用雑貨品においては日本が最も優勢である。砂糖は主として蘭印より、機械類、染料、化学製品等はドイツの勢力が最も強く、アメリカは自動車、飛行機等をタイに輸出した。以上の輸入商品を見ると、近代資本主義諸国の工業製品によって占められており、そのことからタイ国半植民地がイギリスをはじめとする欧米諸国、日本等の製品販売市場と化していたことがわかる(130)。そのことは第5表-2の商品別輸入額状況からもなお一層はっきりする。この表によってもタイ国の輸入商品がイギリスをはじめとするヨーロッパ諸国の工業製品によって占められていることがわかる。すなわち、輸入においては工業製品が圧倒的に高率で、総輸入額の80%以上を占めるのに対して原料品、生活品はそれぞれ10%となっている。また総輸入額は、1870年の1,510.1万バートより1909年の6,881.1万バートと4倍に上昇していた。

第5表-2 商品別輸入額状況(%)

年次	原料品	製造品	生活品	総	計
1870	11	81	8	100	15,101 <sup>千バート</sup>
75	17	73	10	100	22,865
80	11	80	9	100	31,573
85	8	85	7	100	28,913
90	11	80	9	100	48,732
95	13	78	9	100	44,196
1900	11	80	9	100	49,619
5	9	81	10	100	68,867
9	9	81	10	100	68,811

注： 吉田栄太郎・泰国資源経済論、63頁より作成。

## 第2節 間接統治政策の特質

### 1. 法治主義的顧問制型間接統治政策

われわれは前節においてタイ国がイギリスの半植民地であり、政治的に名目的=形式的な独立を維持し、経済的にはイギリス資本の投資市場・原料供給市場(米、錫、ゴム、チーク等)・製品販売市場として存在したことを知った。すなわちタイ国は政治的・経済的にすっかりイギリスに従属した半植民地であった。形式的独立というのは、政治の実権を外交的にタイ国人自身にあるように見せかけ、その実際の実権をイギリスが掌握するという独立形態であり、こういう統治形態は言うまでもなく法治主義的間接統治形態である。これから明らかにしようとするのもタイ国半植民地における間接統治がどのような形態のものであるかを述べようとするところにある。

それではタイ国半植民地の間接統治形態の特質を明らかにする前にまずタイ国半植民地とはどのような植民地であるかを政治面の一般論上からもう少し明らかにしておこう。松尾弘氏は著書「泰の経済」の中で、タイ国半植民地についてつぎのように記している。「泰国は従来独立国とは云うものの、実質的には英国の半植民地であった。他の南洋諸地域が悉く欧米の植民地と化して名実共にその国の植民地たる旗幟が明瞭にせられたのに、泰国のみ独り独立国でありえたのは、一に仏国との間に於ける勢力の均衡と云う関係が存在したからである。1904年に英と仏とは勝手な宣言を発表した。即ちメナム河の西は英国の勢力範囲とし、東は仏蘭西の勢力範囲とする。そして互いに之を尊重して泰国の領土を保全すると云うのである。だが此の宣言は実質に於て、泰国の領土分割を意味する。

19世紀末迄の世界は、欧米の植民地獲得時代と云える。然し20世紀に入ってから一つの国が未だ残された国を植民地として独占するという形は、相互的な競争の故に勢力均衡関係を生じて、不可能となった。その為に政治的には主権を形式的に尊重して、一国のみでなく、数ヶ国の植民地の観ある部分をあちらこちらに造り出した。かかる部分が所謂半植民地である。泰国は最近に至る迄まさに此の

半植民地の状態にあった……。列国の勢力均衡関係ある所、必ず此の半植民地が出来る。ここに於ては各国が各々自国に有利なる地盤を造り出さんとして、資本投資の形で競争が行われる。此の点で最も成功せる者は英国である。之は泰国が防衛上の外郭に相当するという地理的な隣接関係から行われた英国の努力にもよるが、英国自身にとっては、泰国全土を背負いこんで自らの財政負担を重くするよりは、名目だけ与えて、政治・経済の実益を獲得した方が得だからであった。(22)」

要するに半植民地というのは形式的に独立を保持した主権国家であるが、形式的にも独立が維持できるのはそこに帝国主義諸国間の勢力均衡関係が成立し、一宗主国による植民地化が不可能となるからである。そして半植民地の政治・経済面は実質的に軍事的・政治的・経済的に力の強い一宗主国によって支配される形を取るのである。実に半植民地というのは、宗主国にとっては財政的負担が軽減できて多くの利潤を獲得できる好ましい植民地であるのである。こういう半植民地が東南アジアにおいてはイギリスの支配するタイ国半植民地であった。

タイ国半植民地に関して秋永肇氏も松尾弘氏と同様のことを著書「南方統治の諸問題」の中でつぎのように述べている。「タイ国が従来西欧勢力の抑圧下にありながらも独立を保持し得た理由の一つも、亦これに等しいものがあるのである。即ち、1904年4月8日の英仏宣言によって、英国はメナム・チャオピヤ以西地方及マライ半島を以てその勢力範囲となし、仏国は同河以東及タイ湾東海島嶼を以てその勢力範囲となし、互にこれを尊重してタイ国領土を保全し、締約国間並びに第3国のこの宣言に反する所為を阻止する旨が規定されたが、これはタイ国領土分割の宣言に等しく、事実この宣言と共にタイ国領土の英仏による割取が開始され、1904年英国は下ビルマよりマライ半島西海岸に沿うビクトリア・ポイント迄呑食し、仏国は1907年のタイの東部及北部の莫大なる土地、即ちバツタンバン州、シュムレアップ州その他を奪い、更に1909年、英国は、タイ領マライ半島の錫の産地の大半を占めるケダ州、トレンガヌ州、ケランタン州を割譲せしめ、かくして、有用地方を切断了後の領土であったからこそ、タイ国は辛うじて今日まで独立を許されてきたのである。これのみに止まらず、タイ国が治外法権を撤廃し得たこともかかる領土割譲と国内経済の中枢部を西欧勢力が把持することに基づくのであった。(5)」。すなわち秋永氏はタイ国半植民地が形式的にも独立を維持できたのは、英仏両勢力の該国領土分割の宣言によるものであるとしており、さらに国内経済の中枢部を英仏、なかでもイギリスが主体的に支配できたためであると言っている。

また支配国が被支配国を半植民地状態に置く場合には被支配国が主権国家であるため、支配国はそれを植民地のごとく自国植民地権力と独占資本によって支配することは不可能である。それで支配国が被支配国を半植民地化するためには一般に条約(それも不平等条約)という手続をとることによってその半植民地化を実現するのである。タイ国の半植民地化の場合も不平等条約という形式がとられたのである。その条約については前節の「半植民地化過程」のところでも述べたので、ここでは対英仏との条約成立年についてのみ記しておくことにする。まず英国との条約には1855年の英泰条約(通商条約)、1909年の英泰条約(南部国境外錫産地割譲)、などがあり、フランスとの間には1856年の仏泰条約(通商条約)、1893年の仏泰条約(ルアン・プラバン割譲)、1907年仏泰条約(シュムレアップを割譲)、などがある(11、15、131)。こういった不平等条約によってタイ国は英仏をはじめとする他の欧米諸国に該国進出の機会を与えることになり、そして軍事・政治・経済面で最も力の強かったイギリスの半植民地として支配されたのである。

以上においてはタイ国の半植民地的条件について述べてきたが、つぎは該国半植民地においてとられたイギリスの法治主義的間接統治がどのような形態のものであったかについて明らかにしようと思う。まずイギリスはタイ国の経済過程を自国資本の手に収めるために、該国の政治過程=政府の実権を握らなければならなかった。そうするためにはイギリスは政治的圧力とか条約をタテにタイ国の政治過程を自国に従属せしめることを急いだのである。

ラーマ4世から1932年までのタイ国の政治体制はまだ国王専制政治体制であった。その間の行政状況を簡単に説明するとつぎの通りである。タイ国はラーマ4世以降、暹羅太古の父子主義観念を多少復活した一方、外国文明をとり入れて諸般の改革をしたが、憲法も議会もなく、司法及び行政機関は置くが、総理大臣なく、閣議その他の会議は国王が親裁するとともに、官吏の任免、大赦、栄誉及び恩給授与等の諸権に至るまでことごとく彼の専断下であり、名実ともに君主専制政治を形成していた。このような宮府官府の区別画然としない政体が1932年6月24日まで持続されたが、同日人民党による立憲改革が起こり、数日後臨時憲法が、ついで同年12月10日恒久憲法が公布され、3権分立の近代的立憲体制を形成するに至った(92)。こうしてタイ国は1932年以降、君主専制政治体制から立憲君主政治体制へ移行することになったのである。

タイ国がイギリスの半植民地統治下にあったため国王専制政治及び立憲君主政治もイギリス式化されたのである。ラーマ4世(1851~68年)の後を継いだラーマ5世(1868~1910年)も、盛んに近代的革新政策を実施するに当たり、その範を取ったのは主として英国であった。同大王は幼年の時代英国婦人の薫陶を受けたが、王の子女は多く英国に学んだ。爾来英国及び仏国の文化的工作は長足に進展し、ラーマ6世(1868~1910年)もラーマ7世(1910~25年)も英国及び仏国に学んだ。その他の王族、貴族などで英・仏両国に学んだ者は恐らく数百に上るといえる。タイ国の多くの制度及び上流社会の風習、態度は全く英国式であるといわれた位である。

このようにイギリスはタイ国の政治をはじめとするその他の上部構造をもイギリス式に近代化して行ったのであるが、イギリスが該国の法治主義的間接統治を実現するために最も力を注いだのは該国政府の主要部門に多数の英人顧問を送り込み、彼達政治顧問の活躍によってその国の政治の実権を完全に掌握したのである。彼達英人顧問の任務は政治の実権を手にするによって、経済過程を自国資本に独占化せしめることであった。実際に政治はその指導のため招聘された数多の欧米人——主にイギリス人であるが——に左右され、新しく創造された経済部門、例えばとくに錫、ゴム、チーク業などは外国人に壟断された。欧米人顧問はもっぱら各自国の政策代弁機関や欧米人資本の誘導保護機関の役割を果たし、こうしてタイ国に進出した経済勢力は逆に顧問の機能を強化した(16)。

このように白人勢力は白人顧問の誘導下に扶植され、その庇護下に発達したものであった。旧政府時代における外人顧問のうち英人顧問が6割を占め、一方皇帝以下為政者の大部分が英国留学生で占められていたため、タイ国政府の中の英人勢力は極めて優勢であった(53)。1925年頃においては欧米人の顧問、裁判官、教師、技術者、その他官吏は3百名に及び、政治行政及び経済の実権はことごとく彼らの把握するところとなり、しかもその約半数は英国人であった(8)。つぎに第6表から1935年現在における白人勢力の代弁者であり保護者である白人政府雇傭者、すなわち顧問の分布状況を見ると、人数は66名となって、この統計数字はどれも少なすぎるようであるが、その4割余は英人、2割余は仏人である。英人顧問は内閣及び内務を除く重要な各部門に配置されている。仏人顧問は、内閣、内務、司法、文部の諸省に配置され、とくに司法において絶大な勢力を有していた。タイ国の不開発主義に関する限り、仏国も英国と政策の基調を同じくしていた。政治的勢力としての英仏顧問の活動の狙いは、彼達の庇護の下に自国経済勢力を扶植することであったことは言うまでもないことである。その他の白人諸国の勢力は、英仏両国に比して侵略的でなく、少なくともオランダを除けばタイ国の不開発政策をとらねばならない理由はなかったのである(54)。

1936年当時においてもなお132名の外人官吏がおり、そのうち英国人が71名も占め、ついで米人が18名、イタリア人15名、フランス人14名、スウェーデン人8名、ドイツ人4名、日本人2名となり、外人官吏の半数以上は英国人である。このように政府の人事組織面においてイギリス顧問の数は他の外国人顧問のそれをはるかにしのいでおり、そのためにイギリス人顧問は政治的に強い発言力を有していた。そういうことであるから、当時タイ国政府の組織、公文書、事務の取扱方法、裁判制度、そ

第6表 外人政府雇傭者(顧問)の分布

(1935年現在)

官庁名 国籍	内閣	宮内	内務	大蔵	司法	経済	文部	計	
								人	%
英国人		2		3	6	5	12	28	42
仏国人	2		3		8		2	15	23
日本人						1	4	5	8
米国人						1	4	5	8
ドイツ人			1			2	2	5	8
スウェーデン人						3	2	5	8
デンマーク人						2	-	2	3
イタリヤ人			1			-	-	1	-
計	2	2	5	3	14	14	26	66	100

注： 中島宗一・シャム、56頁より作成。

れから上流社会の言語、風俗、態度などもことごとく欧州式もしくは英国式という有様であったのである。米国は英・仏のごとく従来政治経済の帝国主義を実行せず、単に文化的政策をとり、すなわち宗教団体による教育政策、医学の進出等を試み、ロック・フェラー財団はタイ国に医科大学を寄贈した。英・仏の政治的経済的進出に対して米国の政策が全然文化的であったことは極めて良好の印象をタイ人一般に与えたという(19)。

ところでタイ国の最も重要な財政の実権もイギリス人顧問が完全に掌握していた。タイ国政府の財政顧問は伝統的に英人であることが19世紀末——同世紀中葉からの財政顧問は英人であった——以来定められ、その顧問はタイ国財政の英人隷属化を確立した。1940年頃の英人財政顧問はドル(W. A. M. Doll)氏であった。したがってタイ国政府は予算編成においても、通貨発行においても、完全に英国の意のままの状態であった。予算は英人顧問の提出するものが、無条件でタイ国大蔵大臣に承認されかつ施行された(23)。閣議で決めた予算はそのままイギリス顧問の手を経てイギリス本国及びイングランド銀行に回付され、さらに外債を通じてタイ経済の開発を暗々裡に阻害し、タイが金本位制を採用してから後は該国の紙幣発行高は大略2億3、4千パートに達しているが、その準備金はイギリス本国に預託して英貨ポンドにリンクされ、幣制の死活権を制せられていた(132)。

外債についてももう少し説明すると、それは1905年から1924年にわたって5回発行され、いずれも4～7分の高利で、その総額面高は1,363万ポンド、その83%はロンドン及び英領マレーで募集された。しかもその募金は、対英領マレーへの地理的隷属化を強化する鉄道への投資金、それから地主とか高利貸、外人配給機関に裨益してきたし、しかもイギリスが原料供給地たらしめた近隣植民地の食糧を補うのに役立った灌漑工事、イギリスの最強な植民地的羈絆をなしてきた正貨準備などに投下された。なおこの外債は、その完済までの条件で英人財政顧問の地位を保障したのである。このように該顧問は単なる財政顧問にとどまらず重要な経済部門を自国資本に支配せしめることに大きく貢献したのである。また同顧問は他国の政治的もしくは経済的進出の防止にも努めたのである(17)。

イギリスは自国の必要とする資源開発には、自ら多額の資金を提供して、その度毎に多数の英人顧問を採用せしめた。こうしてタイ国政府部内に入り込んだ英人顧問は、政府の内部から自国資本を掩

護して、自国資本が該国にある銀行業、森林業（チーク）、鉱業（錫）の大部分を支配できるように資本の露払いの役目を大いに果たしたのである。駐タイのクロスビー英国公使のごときは、「シャム総督」と呼ばれるほどの権力を有していた。このようにイギリスは多数の英人顧問をタイ国政府内に介入せしめて、該国政治行政の自主的發展を封鎖し、それによって該国における自国資本の経済支配を実現したのである。すなわちタイ国の金融、資源開発（米、錫、チーク等）、鉄道、海運、貿易といった経済活動はすべてイギリスの支配するところとなり、該国経済はすっかりイギリスに依存せしめられたのである。イギリスにくらべると、仏、米、白、丁等の勢力は政治的・経済的にも全く問題にならなかった(24)。

以上において述べてきたようにタイ国半植民地における法治主義的間接統治の特質というのは、英人顧問制の起用であることが明らかとなった。その制度が林野制度の中に現われているのである。この詳しい説明は第3章において行うことにする。

最後にイギリス間接統治下で起こった1932年6月の立憲革命後の政治動向についてより詳しく述べておこう。この革命の契機となったのは、大体2つ考えられる。その一つは西欧資本主義によって世界経済に結びつけられたタイ経済が、1929年の世界恐慌によって深甚なる打撃を受け、特に重要輸出品である米の輸出不振等が国民生活の不安をつのらせたことにより、特権的利益を享受していた国王の封建的体制を維持し得なくなったこと、もう一つは欧米諸国、とくにイギリスの政治・経済面の重圧に対する反発であり、イギリス勢力を駆逐してタイ人のためのタイ経済の建設を目的としたものであった。しかし、政治的革命といえども、タイ国がイギリスの半植民地である状態には何の変動も生じなかった。武官派のパホン氏と文官派のプラデット氏から成る人民党（Peoplés Party）の指揮によって起こった1932年6月24日の立憲革命は、ラーマ7世の英断と国民性により異例にも流血の惨事を見ずにすみ、早くも27日には臨時憲法と指命議員70名より成る第1期人民代表議会とを獲得した。こうして濃厚なデモクラシー原理にタイ伝統の統治理念を加味した立憲君主政体が生まれたのである。なお、1933年12月10日にはパホン政権下で第1期人民代表会議は早くも勅選民選半々の議員よりなる第2期人民代表議会に移行して活発に庶政を遂行した。

革命と同時に人民党は6大政綱を宣言して、その施政方針を明らかにした。6大政綱というのは次の通りである。①法権、財政、経済の独立擁護、②治安維持及び犯罪防止、③堅実な経済政策の樹立実施により各人に職業を与えて国民生活の安定を期し、以て国民の経済福祉の増進を図ること、④国民平等権の確立（従来の如く王族が国民に対して権力を有することを認めない）、⑤上記4項に抵触しない国民の自由確保、⑥国民教育の完全な普及、等である。これらの政綱は、統治施政の指針として忠実に遵守された。④と⑤は憲法の制定によって達成されたから、爾後は残余の政綱が遂行された。革命の淵源が半植民地的地位よりの完全脱却にあったから、施政の重点は当然①に置かれそのため国防力の増強と国民教育の普及に力が注がれたという。

革命を達成した人民党は内外の信用を維持するため、過度的手段として旧政府時代の平民重要人物（保守派）を新政府の重席に迎えた(58)。保守派を置かざるをえなかった理由は、イギリスの政治的圧力によるものである。イギリスの半植民地統治下においては急進的な政治は認められないのである。そのことを秋永肇氏は著書「南方統治の諸問題」の中でつぎのように記している。「タイにおいても革命当初共和政体への志向が十分に存在しながら君主制を護持しえた所以はタイ皇帝の英邁に他ならぬ。しかしながら、革命の成功にも拘わらず直ちに保守的政府に人民党が政権を委ねることを余儀なくされた契機が、専ら英国の干渉圧迫を恐れたことであつた如く、急進的な共和政体を避けた一つの理由もここにあつたに違いないのである。英国は革命がみずからのタイ国における権益に損傷を与えない性質のものであつたからこそそれを傍観した。従つて、革命後プラデット氏の土地国有を含む甚だ急進的な国家資本主義的経済綱領が提起されるや、英国は保守的分子を通じてプラデット氏を失却

せしめたのである。かくしてタイの国家主義の成長は極めて徐々になければならず、極めて周到な注意をイギリスに向けることを必要としたのである。(6)」。以上のようにタイ国の革命はイギリスの利益が確保できることが前提となっており、イギリスの資本の目的に反する政体は存立できなかったのである。

新政府はまず憲法の起草に着手し、1932年6月27日には全編39条より成る臨時憲法が施行された。その憲法は総則、国王、人民代表議会、人民委員会、裁判所の5編に分割されていたが、国民の兵役及び納税の義務、身体居住の安全、信書の秘密、言論及び信教の自由、所有権の保障に関する規定を設けない等甚だ不完全であった上、国王の権能を著しく制限している点があったが、同年12月10日実施の恒久憲法は著しく上記欠点を補足した。この恒久憲法は総則(2条)、第1章国王(9条)、第2章国民の権利及び義務(4条)、第3章人民代表議会(30条)、第4章内閣=國務院(12条)、第5章司法(3条)、第6章補則(3条)、第7条憲法の施行及び経過規則(5条)、の総計68条より成っていた(93)。ここではタイ国が主権国家であることを規定している総則についてのみ説明することにする。総則の第1条では「シャム国は一体不可分なり。シャム人民は人種又は宗教の如何を問わず平等に本憲法の保護を享くる権利を有する。」と規定し、第2条では「主権はシャム国民より発出す。国民の元首たる国王は本憲法の条規に遵由して之を行ふ。(41)」と明文化している。2つの条項のうち最も注目されるものは第2条で、それはタイ国が主権国家であることを明記したものであり、本憲法の根本精神となっている。それから第2条は一方には極度の君主専制の歴史を持つ君主を認めつつ、一方に国民主権を維持する政体であることを明らかにし、したがって王権は極めて強大としながら一方では極端な議会中心主義を採用している。この原則に基づいて統治を行う機関は、各章に示した国王、人民代表議会、内閣、裁判所の4者である(59)。

人民党によって以上の新憲法が制定され、新しい国家主義的な政治が着手されたのであるが、イギリスの支配下では決してタイ国の自主的な政治は行いえなかった。そのことを秋永氏は著書「南方統治の諸問題」の中でつぎのように述べている。「英国の好まざる人民党の勢力を以て国内の政治的統一をはかることは言うまでもなくタイ国政府のなし能ふところではなかった。事実革命後数次の反革命的の内乱一揆の大規模なるものには英国のモラル・サポートがあったのである。思うにタイ国政治が強力な党的基礎を持ち得ない有力なる原因は主として英国の圧力である。この意味でも慥かにタイは英国の半植民地的存在であった。英国の意図を常に顧慮しつつ、自己の運命を開拓してゆかねばならなかったのである。

直接、間接自己の支配下にある民族に対して、英国は原理的に対象民族を分裂的狀態におくことを主眼としてきた。事実、数日に亘って企てられたタイにおける反革命は多かれ少かれ英国の息がかかっていたといってもさして不当ではない。タイ国政府としては、だから、英国のこの策謀の前衛となるが如き結社を認めざりしは必然のことであった。が、同時に急進的綱領を持つ人民党を強化することも亦当然に英国の許容するところとならなかったであろう。

このことは、急進的な革命憲法としての暫定憲法より妥協的な恒久憲法へ一歩退いたこと、6月革命後人民党が保守的分子に政権を譲らねばならなかったこと等と一連の関連を持つところの英国の圧力を恐れての施策であった。故にタイの国家主義と雖もかなりジグザグなコースを経過しなければ、到底英国の容認するところとはならなかったであろう。殊に、人民党綱領の第1に位し、タイが真の独立国家として発展し得るための基礎条件となるところの法権、財権の独立を確立しうるためには、英国の意図を常に付度せざるを得なかった。(7)」。

このように革命後のタイ国政治もイギリスの英人顧問制を活用した法治主義的間接統治の中で、常に厳しい監督を受け、6月政権が英国にとってあまり好ましいものでなかったのは事実であるが、革命後といえどもタイがほとんどイギリスの半植民地であったことには変りなかったのである。

6月革命後、列強の勢力的対立を利用しつつ、中立政策を標榜して不断に自己の勢力を増大してきたピブン氏が1938年12月20日、パホン氏に代ってピブン内閣を成立し、国家主義政策を一層強行しはじめた。ピブン首相はあくまで中立政策の旗の下に列国との摩擦を避けて、国内建設に一路邁進せんとしたが、この場合、国内の統一強化は不可避であった。国内の統一強化のためにタイ国は政治力の結集を必要としたのであるが、一国一党制は依然として存続する英国顧問等の政治的圧力のために不可能であった。このような条件の下にとり上げられたのがラタニヨム(国民信条)運動であった(8)。この運動は1939年6月24日の革命記念日を期して起こったものである。ラタは政府、ニヨムは流行を意味し、各信条は閣議が決定し、内閣告示の形式で発表された。運動開始以来1941年9月9日までに12の信条が告示されたが、その大まかな内容は民族意識や国家意識の昂揚による国民の合体強化、自力経済建設、国民文化の向上などを目指していた(60)。

このような民族主義運動もイギリス植民地権力の嚴重なる監視下において行われたため、イギリス資本の利益を決して損うものではなかった。1932年の革命後は、英人顧問の数は減少したが、イギリスがタイ国半植民地を英人顧問制の起用によって法治主義的間接統治下におくという体制は緩められなかったのである。

## 2. 間接統治機構

それではイギリスの法治主義的間接統治下におけるタイ国半植民政府の統治機構について明らかにしよう。統治機構の説明の前に第7表の1937年国籍別人口から英仏勢力の状況を示そう。タイ国総人口1,400万人のうちイギリス人は0.4%、フランス人が0.3%となつて、両者合わせても1割にも満

第7表 国籍別人口

(1937年)

国籍別	人数	%
泰人	13,841,304	95.7
支那人	524,062	3.6
イギリス人	55,576	0.4
フランス人	38,736	0.3
オランダ人	3,067	—
日本人	514	—
デンマーク人	188	—
アメリカ人	110	—
イタリヤ人	101	—
その他の人	447	—
計	14,464,105	100.0

注： 国際日本協会編・泰国統計書、15頁より作成。その他にはポルトガル人、ロシア人、スペイン人等が含まれる。泰人の中には、多数の安南人、ラオス人、カンボジア系タイ人、マライ人及び混血華僑が含まれる。



たない。このように約1割にも達しない英人約9万人ほどの勢力によって、タイ国は支配されていたのである。この約9万人の中には政治的勢力の顧問、経済的勢力の独占資本も含まれるのである。

つきにタイ国社会における階級構成を明らかにしよう。タイ国半植民地においても近隣諸国ほど典型的なものではないが、複合社会は成立していると言える。東南アジアにおける典型的な複合社会は、政治、行政、経済の中枢を西欧人が掌握し、華僑または印僑が下級官吏、商工業者、白人使用人、地主等として中間に介在し、原住民が主として農民として社会の下層を形成するという形をとる。さらに、労働者として華僑や印僑が下層にくいこむ形もしばしば見られた。タイ国の場合にも経済の実権を西欧人が掌握し、華僑が商工業者として中間に介在している点では他の東南アジア諸国と変りない。また労働者階級にも華僑が進出している。しかし、政治・行政の分野が形式上タイ人の手に残されたこと、及び外国人不在地主の成立しなかったことが、この国の社会の特徴であったと言える。もちろん西欧人は政治顧問としてこの国の政治・行政の分野を実質的に支配したのであるが、それにしても西欧人による直接統治とは相当に違った結果をもたらしたことは否定できない(83)。

それでは第8表の職業別人口構成からタイ人の社会階級における地位を調べて見よう。職業別人口

第8表 職業別人口構成

(1937年)

職 業 別	人 数	%
農 漁 業	6,028,795	87.0
林 業	20,407	2.9
商 業	357,336	5.2
工 業 ・ 機 械 業	129,954	1.9
鉱 業	15,071	0.2
運 輸 及 び 交 通 業	58,857	0.8
官 公 吏	62,876	0.9
自 由 業	49,747	0.7
家 事 使 用 人	82,590	1.2
僧 侶	17,923	0.2
計	6,823,556	100.0

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、461頁より作成。

のうち約90%を占める農林漁業に従事する者は、主としてタイ人であり、タイ人は官吏、僧侶になる若干の部分を除いてはほとんどすべての人が農業に従事しており、農民、官吏、僧侶がタイ民族の生活様式の基本部分をなしていた(133)。この表での商業、工業、鉱業等に従事する者は概して華僑である。華僑は他の東南アジア植民地でもそうであるが、流通部門を主に掌握していた。だが、タイ人の米生産であれ、華僑の商業活動であれ、それらの生産流通活動は資本力において常に優勢であるイギリス独立資本の支配下に置かれていたことは前記した通りであり、イギリス資本はタイ国の生産過程から流通過程に至るすべての経済過程を支配していたのである。表に示してあるタイ人官吏は前述したごとく英仏顧問、主として英人顧問の指揮下にあった。

ところで英人顧問支配下のタイ国半植民地統治機構はどのような形態のものであったかについて以下述べよう。統治機構の説明は1855年の英泰条約以降、なかでも1932年の立憲革命後の機構について見ることにする。革命後といえどもタイ国の政体は立憲君主政体で国王制を認めているので、叙述の順序としてはまず国王の権限、つぎに3権分立、とりわけ行政権と立法権に重点を置いて説明して行くことにする。革命後の政体が、3権分立にあるのはイギリス権力者の自国流の法治主義的考えの強要によるものであると思う。

①国王の権限。国は憲法の条項にしたがい、国務大臣の輔弼を以てつぎの権限を行う。但し、臨時会の召集と総理大臣の任命には人民代表議会議長の輔弼を要する。(a)国軍統帥権について国王はタイ軍隊の総帥である。この点はタイ族古来の伝統である。(b)立法権について国王は人民代表議会の勧告及びその協賛を経て立法権を行う。国王はまた議会の召集、開会、閉会、停会、解散をする権利を有しており、法律に違背しない勅令を發布し、議会召集のいとまなき緊急時には法律と同一の効力ある緊急勅令を公布できる。(c)行政権について国王はその任命する内閣を経て行政権を行う。国王は戦を宣し和を構じ条約を締結する。しかし、宣戦は異例にも国際連盟の規約に違背しない場合にのみこれを行う旨を憲法に明示している。タイ国の領土を変更し、または実施上法律の發布を要する条約は、人民代表議会の承認を経なければならない。国王はまた戒厳法の定める条件と方式とにより戒厳を宣告する。(d)司法権について国王は法律により正当に設立された裁判所を経て司法権を行う。国王はまた恩赦も行う。

②行政権。行政は中央行政と地方行政とに分かれる。まず前者から説明しよう。ラーマ5世は1892年に大革新を断行し、文武両政及び官府官府の両政を画然と分割し、中央には平等な地位を有する軍務、内務、畿甸、宮内、大蔵、農務の6省を置いてそれぞれ全国の所管事務を指揮監督せしめ、国王自ら国務総理の職能を果たした。まもなくこれに通信省が追加された。しかし、当時内務省は税務、警務、犯罪調査、林務、鉱務の諸局を擁する上に1896年には衛生局も新設され、しかも農務、外務、通信の3省も同省の庇護下に置かれ、内相ダムロングは首相に等しい実権を揮った。だが、1896年には鉱務局が農務省に1915年の整理に際しては憲兵及び刑務は畿甸省に、犯罪調査は司法省に、土木は通信省に、財務は大蔵省に、1921年には林務も農務省に移管され、内務省は衛生局のみを残すに至ったが、翌1922年には畿甸省と検事局が同省に移され、1927年になると移民局が同省に新設された。このような経過をたどって革命前には外務、内務、国防、大蔵、農務、商務、通信、司法、文部、宮内の9省がおかれ、国王は1925年創設の皇族元老政治家5名よりなる最高顧問会議、1927年改組の枢密院及び閣議に諮詢しつつ自ら各大臣を統御していた。

革命後の憲法に基づく中央行政組織はつぎの通りである。憲法によると内閣(Council of Ministers)は総理大臣(President of the Council of Ministers)1名、国務大臣(Ministers of State)14~24名よりなり、国王がこれを任命し、議会がこれを信任して成立する。総理大臣の身分は大臣同等で、その任命には議会議長の副署が要る。前記大臣のうち総理大臣を含む14名は議会議員中から選任され、残余は憲法上参政権を有しないモーム・チャオ(王孫)以上の皇族以外の適任者から選任される。内閣は省(Ministry)に分かれ、各省は省務の全責任を負う各1名の大臣が担任し、必要あるときは副大臣、大臣代理を置く。数種の重要政務を有する省には補佐機関として1名の大臣が担当する院を置きうる。各省には秘書官室、次官室、局(Department)または院を置く。秘書官室では大臣秘書官が直接大臣の監督下に政務を担当し、次官室は次官の下に一般省務を管掌する。局は法人の地位に置かれ、局長(Director-General)の下に省務を分掌し、院には秘書官室、必要あれば局を置き、特設の必要ない限り省次官室は院次官室の職務を兼摂する。次官室は課(Division)に、局は局秘書官室及び課に、大臣秘書官室及び課は係(Section)に分かれた。省、院、局の設置は法律で、省次官室及び局の公務分割は勅令で定めた。内閣は時に高等委員を任命して一般行

政に関する視察、監督、提案を行わせ、省・院・局も地方視察委員を任命して所管事務に関する同様の権能を行わせた。1942年9月現在の内閣及び各省の組成を示すと、それはまず内閣官房と11省、すなわち国防省、大蔵省、外務省、産業省、農務省（秘書官室、次官室、農務局、水産局、灌漑局、畜産局、林務局、協同組合同局）、及び宮内院、国王秘書官院、人民代表議会書記官室、等から成立している。

つぎに国務大臣の権限を述べると、内閣は国務を管掌するが、これには議会の信任が要る。省務を担当する大臣は議会に対しその職権行使の責を負い、専任と無任所とを問わず各大臣は政府の一般政策に関し連帯責任を有する。一方、大臣は一切の法律、議長が副署する臨時議会召集と内閣親任の詔書を除く詔書、国務に関する勅令に副署してその責に任じなければならない。内閣の総辞職は、議会の不信任案の可決と信任を表明した議会が消滅した場合に行われ、各大臣の地位は死亡、辞職、議員としての被選挙資格の喪失、自己に対する議会の不信任決議によって喪失される。議員から選出された大臣は同時に議員でもあるが、その他の大臣は議会で意見陳述権のみを有し、投票権はなかった。

それでは地方行政について以下説明しよう。ラーマ5世は行政革新に当り従来の蒙族政治を廃して中央集権制を強化し藩を県と改称して県知事を、4～5県を合わせて州として総督を、さらに3～4州の行政を監督する地方最高官たる統監を置き、クルン・テープ州は畿甸省に、他州はすべて内務省に統轄せしめ、この変革による人心の動揺に備えて憲兵制度を布いた。後の1926年には全国18州を14州に整理して統監制を廃し、州総督は国王に代って内務大臣に対し行政上の責任を負うこととした。革命後はさらに州を第9表に示すごとく10州に減じ、間もなく州制を廃して県を最高地方行政区画とし、1935年以降は漸次地方自治制を施行して行った。1941年には、同年5月9日調印の仏タイ平和

第9表 地方行政区画

州 別	県	郡	村	区 ( 字 )
クルン・テープ州	4	32	327	2,698
プラ - チン州	7	38	387	5,001
ナコーン・ラーチャシーマー州	8	75	700	9,824
ウド - ン州	6	33	310	4,052
パ - ヤ ッ プ州	7	60	488	5,029
ピサヌローク州	7	40	355	2,954
アユタヤ州	9	63	718	7,667
ラーチャブリ - 州	8	46	535	5,520
ナコーン・シータムマラート州	9	48	690	5,483
ブ - ケ ッ ト州	5	68	218	1,524
計	70	479	4,728	49,752

注： 国際日本協会編・泰国統計書、16頁より作成。

条約により失地回復した新領土に4県、すなわち同年7月16日付で失地回復したルアン・プラバン地区のラーン・チャング県（5郡）、カンボジア地区のナコーン・チャムパーサク県（5郡）、ピブーン・ソングラーム県（6郡）、プラタボーン県（7郡）を置き、その結果全国の県は74県と

なった。最高地方行政区画は県(Province)で、県は郡(District)、郡は村(Commune)、村は字(Village)に分割された。

県の行政は県委員会(Provincial Committee)が司る。この委員会は、内務大臣の監督下に県の行政監督と治安維持に当る県長官(Commissioner)を委員長とし、副長官(Deputy Com.)と県行政当局たる諸文官課長を委員とする。委員たる諸官吏は自己の所管事務に関して各所属の省、院または局に対し個人として責任をとるとともに、県の一般行政に関しては政府に対し連帯責任を負う。県委員会には県長官の下に一般県務を司る庶務課の他に中央政府の省院局の職務を分掌する諸課が置かれている。つぎに郡の行政について述べると、それは郡委員会が行っている。郡委員会は内務省の管下に郡務を監理し郡の治安維持に当る郡長(District Officer)を委員長とし、副郡長(Sub-District Officer)や官吏として郡に常置される文官諸課長を委員とする。この委員会の各官吏は、自己の所管事務についてはその所属する中央政府の省・院・局に対して責を負い、一般郡政については県委員会に対して連帯責任を負う。郡委員会には、郡長が監理する庶務課の他に省・院・局が設置する諸課が置かれており、郡の官吏には郡長、副部長、郡税務官、村医務官、人口1、2千を有する各村の村長(Commune Headman)とその任命する助役、人民約2百毎に1名の字長(Elder)等が含まれる。村長や字長は人民により選挙された者を任命した。

③立法権。ラーマ5世は1895年に識見の優れた都民約75名を議員に指名して立法会議を試設し、王自らこれを司ったが、議員にまだその能力のないを見極めて間もなく廃止し、従前の通り王族を中心とする委員や閣議を以てそれに代えた。次世も同様で、7世(1925~35年)に至って閣議の他に最高顧問会議が置かれた。各関係者や法相を長とし外人立法顧問1名の他に内外人8名を委員とする司法省の法制審議局などが起草した法案は、この両機関の審議を経た後、国王がこれを裁可して公布された。

しかし、1932年の立憲革命により一院制の人民代表議会(The Assembly of the People's Representatives)が生まれ、近代的な立法機関を持つようになった。一院制採用の理由は、(a)2院制による貴族の発生防止、(b)根本的にして急速な国家再組織を控えて立法機関の簡便と強力が要請されたこと、(c)憲法起草の中心人物がフランス留学出身の急進思想家プラディットで、自然一院制を法理的に最も理想としたこと、などである。人民代表議会は臨時憲法が裁可された1932年6月27日に軍人、商人、操觚者より成る70名の人民党指名議員を以て創設され、早くも翌日には最初の会議を開いた。同年12月10日に制定された憲法の第7章経過規則において人民代表議会は3期に分割して組織されることになった。第1期は臨時的議会で、臨時憲法の実施中及び本憲法による第2期議会成立までを指し、臨時憲法の下に指名された70名の官選議員より成る。第2期は国民が議会及び政治能力を有するに至るまでの過渡的議会で、憲法の規定によって選出される民選議員(第1種議員)と人民代表議会議員選挙法の下に国王が選任する勅選議員(第2種議員)と半々で構成される。第2期終了の時期は選挙権者の過半が初等教育試験に合格する時期、但し遅くとも臨時憲法の実施期(1932年6月27日)より10年以内と限定している。この条件に達すると、民選議員のみより成る本格的、恒久的な第3期議員に移行することとしている。本憲法発布一周年に当る1933年12月10日第2期に移行し、第3期議会の開設を目指して初等教育に努力しつつあったが、タイ国の政情は憲法所定の期限内に第3期への移行を許さず、1940年6月開院の通常議会の過渡期延長案を可決した。

議会の権限はどのようなものであったかを、以下において説明するとすべての法律は議会の勧告と協賛を経て公布された。国家の毎年の予算も法律の形式で編成されるから、当然議会の手続が要り、新年度の開始前に成立しない時は前年度の予算を一時踏襲した。こうして法案や予算案の発案権は議会にあり、政府の法案は国务大臣が議員として議会に提出する。通過した法案は首相を経て国王の裁可を得、官報に告示した後に実施される。不裁可の際は、国王が一定期間内にこれを議会に返付する

と否とにかかわらず、捧呈の日より1カ月の後に、議会は無記名投票によりこれを再議し、可決すれば再び国王にこれを捧呈するが、国王がなお15日以内にこれを裁可しない場合には議会はこれを法律として発布する権限を有していた。議会は国務を監理する。したがって各議員は国務大臣にその一切の政務に関し質問する権利があり、国務大臣の全体または個人について信任または不信任を決議する権利があった。但し、この不信任動議はこれを討議した日に決議できない。議会はまた必要な人物を会議に喚問し、会議の議事や審議に関する規則を定め、出席議員の3分の2以上の賛成をえて議会に不利益な議員を除名する権限を有するのみでなく、憲法を解釈する権限を専有していた(61)。

④司法権。ラーマ5世は初めて司法省を設け、数年後には裁判所構成法、証拠法、刑事訴訟法を公布し、法律学校を置いて、漸次司法制度の統一整備を開始し、1907年それを完了したが、さらに翌年新法を公布して裁判所の構成及び民訴手続を改善した。しかし、司法大臣は司法行政権の他、裁判に関する監督矯正権をも併有していたが、1912年の勅令で司法官の首長として大審院長を置き、大臣には一般的監督権を与え、司法事項については両者の協議で決めることとした。さらに1929年には勅令を以て、大臣は事件の審理と判決を除く行政上及び司法上の全事項を管掌するが、判事の任免には裁可を要することを定め、こうして裁判所の独立がほぼ確立されるようになった。当時の裁判所の構成は各県に県裁判所(但しバンコックには治安裁判所)を、アユタヤー、パーヤップ、ラーチャブリー、プラーチーンの4州にはさらに州裁判所を置き、それら機関の権限外の事項はバンコックの民事、刑事、及び外事の3裁判所にて取り扱い、その上に控訴院を、さらにその上に大審院を設けていた。

1932年の立憲革命により司法権の独立は憲法により完全に保証されるに至った。すなわち憲法第5章により、司法権は法律によってのみ構成される裁判所が法律にしたがい国王の名において行使し、裁判官は、法律にしたがい独立して審理判決を行う、というふうに定められたのである。1935年には死刑執行に要した国王の裁可を不要としますます立憲的司法制度を完備し、同年10月には対外条約において治外法権の遺物たる国際裁判所及び領事移審権の撤廃を条件としている5法典の編纂を完了した。

司法省には秘書官室、次官室、裁判所の他に、大審院長を委員長とし次官や控訴院長ら6名を委員とする司法委員会、大臣を委員長とし次官、大審院長、控訴院長、民刑事両裁判所長を委員とする行政委員会があり、大臣を名誉総裁とする弁護士会が置かれている。もちろん司法大臣と裁判の立場は憲法の定めるところにより独立している。仏暦2477年裁判所構成法による裁判所の構成はつぎの通りである。クエーン(地方)裁判所(Kwaeng Court)、県裁判所(Changval Court)、民事裁判所及び刑事裁判所、控訴院、大審院、司法委員、国際裁判所、などである(42、62)。

以上においてタイ国半植民地における統治機構=行政機構について見てきたが、タイ国が形式的にも主権国家であるため、その統治機構には表面的に特別な英仏の統治機関なるものは存しない。だが、タイ国政府の国王権、行政権、立法権、司法権は常に英仏顧問、とくにイギリス顧問の支配下にあったことを忘れてはならない。4権のうちでも行政権、法案作成の立法権の行使過程には英人顧問の介入は極めて厳しかったのである。こういう英仏顧問制の設置によってタイ国半植民地の法治主義的間接統治機構は形成されたのである。

### 3. 財政事情

タイ国において近代的財政制度が確立されるに至ったのは、19世紀の末葉、すなわち1896年以降である(25)。ラーマ5世の1892年にとられた行政革新によって大蔵省も設置されたのであるが、その当時は財政上の諸知識に幼稚であったため各省が独立してそれぞれ徴税——一般の徴税は内務、畿

甸の両省が司る——を行い、各自の経費を弁じ、大蔵省はただ関税その他数種の請負税を管理する形式的機関にすぎなかった(43、66)。タイ国政府はこういった不合理な財政組織を改め、近代的財政組織を確立するために財政顧問の緊要なることを認めていたのである。そのことは半植民地権力者のイギリスも強く望んでいたことであった。むしろイギリスの方がタイ国の経済を自国経済に従属せしめるために該国の財政組織を近代化して、財政権を完全に掌握する必要を非常に感じていたのである。イギリスの圧力によってタイ国の財政制度が近代化されたと考える方が至当であろう。

当時タイ国の外務総顧問として権勢のあったベルギー人のローラン・ジャクマン (Laurent Jacquemyns) 氏—— 事實は政府総顧問で1901年辞職——の勸告によって(26)、該国政府は1896年にエジプト政府の大蔵次官であった英人インネス (A. Michelle Innes) 氏を招へいして財政制度の近代化にとりくむことになった。彼は従来の各省独自の会計制度を廃して財政の監督権及び徴税権を大蔵省に集中せしめ、会計検査院を新設し、1901～02年以降は毎年の予算の編成及び公表も行われることとなり、ついに近代的財政制度の確立を見るに至った。財政顧問はインネスに次いでビルマ会計検査院長官カーナック (C. Rivert Carnac) 氏及びウィリアムスン (W. J. F. Williamson) 氏が相次いで顧問の地位につき、1924年にはクック (Sir Eduward Cooke) 氏が来任し、その後はさらにバックス (J. Baxter) 氏及びドル (William Alfred Doll) 氏が歴任している(63)。インネス以降5人の財政顧問もすべて英人である。彼達は財政顧問の地位に就任することによって、財政上の実権を掌握することになり、そのために大蔵大臣はロボットたる現象を生じた(27)。その結果外債、通貨等財政上の対英依存関係は極めて緊密となり、第2次大戦まで財政の対英隷属関係を現出するに至ったのである。革命以後は国家の年々の予算は法律の形を以て編成された。各省大臣は予算を大蔵大臣に提出し、大蔵大臣はそれに修正を加えて閣議に提出し、その承認を得て議会上程した。タイ国財政は米をその根幹としており、チーク、唐木、錫、ゴム、その他の原料資源がこれを補っていた(67)。

それではタイ国の近代的財政制度が確立した後の経常歳出入状況を示すと第10表の通りである。表の歳出は経常歳出であるため、資本的支出、すなわち鉄道敷設、灌漑工事、国土計画、郵便・電信・電話、協同組合などといった産業開発のために歳出は含まれていない。近代的財政制度が確立した当初の1897～98年の歳入は約3千万バートであったが、その後は社会経済の発展に伴って漸増し、1926～27年の歳入は1億バートに達している。1930～35年の歳入の落ち込みは、1929年の世界不況による農業——米価下落——や関税収入の大幅な減少によるものである。そのために1931～32年の財政は資本的支出を考えに入れなくても約853万バートの赤字財政を記録している。ところが1935～36年の歳入は概算ではあるが、約1億バートに回復した。回復の原因は豊作による米輸出の異常な膨張と錫やゴム等の好況にめぐまれたことによるものである。1941年の歳入は約13,800万バートにもなっている。だが、同年には歳出も大幅に上昇し、財政は約1千万バートの赤字となった。

ところで1897～1942年に至る歳入・歳出の均衡状態を見ると、1911～12年、1925～26年、1931～32年、1941年を除くすべての年は赤字財政となっていて、財政事情はそんなに悪いとはいえない。だが、その歳出に資本的支出を加えると一般に財政事情は悪化していたようである。財政的基礎として貿易上の収入と農業以外を持たないタイ国政府は続く歳出超過から財政は不健全財政となり、常に財政危機を有していた。しかもこの歳出には不生産的な支出が多かったので、産業の開発と事業の続行のためには、多額の外債を募集しなければならなかった。外債募集も英国の政策によるものである。すなわちイギリスはタイ国経済の近代的発展を制約する一方においては、外債を通じて対英依存度を高め、該国経済を永久に自己の足下に隷属せしめようとしたのである。こうして外債は総額実に1,363万ポンドに上ったが、これはタイ国外債の83%を占める巨額であった(75)。結局、外債が歳出の中における資本的支出金の大部分を占めたものと思われる。

第10表 経常歳出入状況

単位：パート

年次	歳入	歳出	過 (+) 不足 (-)
1897~98	24,808,001	23,996,625	+ 811,376
1911~12	61,493,918	64,017,150	- 2,523,232
16~17	82,911,149	70,959,429	+ 11,951,720
21~22	85,595,843	85,360,545	+ 235,298
25~26	99,829,375	101,768,364	- 1,938,989
26~27	100,590,765	100,390,929	+ 199,836
27~28	117,442,510	117,390,929	+ 51,581
28~29	106,963,080	106,921,012	+ 42,068
29~30	107,117,934	107,102,488	+ 15,446
30~31	96,322,219	96,304,915	+ 17,304
31~32	80,548,467	89,082,357	- 8,533,890
32~33	79,651,369	70,232,969	+ 9,418,400
33~34	83,734,820	73,039,315	+ 10,695,505
34~35(概算)	94,004,763	75,860,189	+ 18,144,574
35~36( " )	102,427,843	92,354,060	+ 10,073,783
36~37	94,663,495	85,075,840	+ 9,587,655
37~38	119,493,785	98,141,599	+ 21,352,186
38~39	108,908,502	101,627,102	+ 7,281,400
39~40(概算)	117,711,966	110,714,069	+ 6,997,897
40 ( " )	124,060,735	124,058,643	+ 1,092
41 ( " )	137,968,768	147,599,764	- 9,630,996
42 ( " )	125,862,000	125,857,000	+ 5,000

注： 1897~33年と1934~36年は中島宗一・シヤム、157頁、1933~34年と1936~42年は南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、513~515頁、等より作成。歳出では資本的支出は含まず。

では以下において歳入と歳出項目の内訳がどのようなものによって構成されていたかを説明することにする。まず第11表によって歳入財源項目から述べよう。1941年の歳入項目を中心にして見ると、歳入の最も多い項目は「その他の租税収入」が全体の43%を占めて首位である。「その他の租税収入」というのは間接税収入のことであり、その内訳は関税、消費税、漁業税、印紙税、遺産及び相続税、興業税、等から成り、それらのうちで最も主要な収入源は関税と消費税であった。この間接税収入と直接税収入(地租、家屋及び店舗税、人頭税、所得税等)を合わせた租税収入は、全歳入の45%に達

第11表 歳入項目の内訳

単位：パート

項 目	1933～34 (4～3月)		1941 (1～12月)	
	収 入	%	収 入	%
官 有 財 産 収 入	6,854,405	8	15,208,072	11
山 林	2,843,736	3	5,958,748	4
鋤 山	3,484,863	4	8,407,640	6
官有財産払及び賃貸	526,806	1	841,648	1
官 業 収 入	7,948,630	10	24,845,434	18
利 子 及 び 手 数 料	2,858,889	3	989,741	1
直 接 税 収 入	15,761,597	19	2,581,200	2
そ の 他 の 租 税 収 入	32,073,516	38	59,880,130	43
阿 片 専 売 収 入	8,092,836	10	13,064,400	10
手数料・罰金・特許料収入	8,977,791	11	12,637,336	9
そ の 他 収 入	1,167,159	1	8,162,415	6
計	83,734,820	100	137,968,768	100

注： 南方年鑑刊行会・南方年鑑(昭和18年版)、513～514頁より作成。

している。直接税収入が1933年の19%から1941年には2%と急減している原因は、その収入の最も重要な部分となっていた地租収入が、1939年以降ゼロとなっており、地租収入について重要な収入であった人頭税が1939～40年以降ゼロとなっているためである。ところで租税収入のつぎに多いのは官業収入の18%である。官業収入は、鉄道、通信、官営発電所、バンコック水道、燃料局等から構成され、それらのうち鉄道と通信からの収入が最も多い。官業収入のつぎに多い収入は、官有財産収入の11%であり、そのうち4%は山林収入である。この収入のほとんど全額はチーク林の特許料(94)、すなわち伐採料＝森林税である。それは1933～34年においては全歳入の3%を占めている。このように歳入面から見ても森林資源、なかでもチーク林資源がいかにタイ国政府にとって重要なものであったかがわかるのである。また1941年の山林収入が約6百万バードであることを考えると、イギリスのチーク林開発が相当な規模のものであったことが察せられるのである。

つぎに歳出項目を示すと第12表の通りである。歳出は経常歳出と資本的支出から成る。経常歳出費目の主なるものは、1941年においては国防の20%、内務15%、文部8%、経済7%、大蔵5%、農務4%等である。同年の資本的支出は1933～34年の5%から28%に増加しており、その支出で最も多い費目は灌漑、国道計画、鉄道敷設などである。資本的支出は主に外債によってまかなわれた。資本的支出を加えると1941年の財政は約6,600万バートの赤字となっている。



第12表 経営歳出項目と資本的支出の内訳

単位：パート

項 目	1933～34 (4～3月)		1941 (1～12月)	
	支 出	%	支 出	%
皇 室 費	3,000,000	4	417,425	—
公 債 費	8,285,187	11	8,431,511	4
義 務 的 支 出	5,548,564	7	8,556,456	4
国 防 省	18,311,925	24	38,550,000	20
大 蔵 省	5,748,016	7	10,499,865	5
文 部 省	6,010,820	8	15,696,055	8
内 務 省	16,284,449	21	30,846,274	15
司 法 省	2,151,511	3	2,412,416	1
経 済 省	2,888,709	4	14,927,166	7
農 務 省	3,536,416	5	8,596,199	4
そ の 他	1,273,718	1	8,666,397	4
経 常 歳 出 小 計	73,039,315	95	147,599,764	72
資 本 的 支 出	3,794,151	5	56,536,673	28
計	76,833,466	100	204,136,437	100

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、515～516頁より作成。

## 第2章 土地制度の推移と国家的林野所有の形成

### 第1節 土地制度の推移

タイ国の近代化の始まりである1855年以前、すなわち国王貿易独占制廃止前の中世の土地制度について見ると、土地はすべて国有であり、耕作者は単に利用権を有するに過ぎないものとされていた。国有とは言っても事実上は全国土が国王の私有地と言うべき関係にあり、すなわち王有であったのである。耕作者の中でも農民にはただの利用権が、王侯、貴族等の封建的諸侯には土地私有が古くから存在していたと言うが、当時人口に比較して土地が相対的に過大であったため、耕作者の土地私有の観念は発達せず、所有関係は曖昧であった(2、28)。それでは以下においてもう少し具体的に中世時代の土地制度について述べよう。その前に農民の地位から明らかにしておきたい。

農民は自由民と奴隷にわかれた。自由民に軍事・民事の賦役 (Corvée) が課された。その期は年に3カ月であるが、この他に必要に応じて臨時労働も課された。これらはまったくの無償奉仕で、食糧も宿舎も提供されなかった。自由民は賦役の他に耕地に対しては直接税 (物納) を支払い、またその他に諸種の間接税を納めた。奴隷はチャックリー王朝の初期には人口の3分の1を構成したといわれ、こ

れには完全奴隷と負債奴隷の2種があり、後者は借金を返済することによって自らを請け出すことができた。これら奴隷の多くは王族や貴族の広大な所有地の耕地に従事した。

土地制度の原則は前にも述べたごとく、すべての土地が王の所有地(=国有地)たることであり、その利用権=保有権ないし用益権のみを自由民、官吏、貴族に対してその身分、階級に応じて下付するという制度であった。土地の保有者はその土地を売却することも抵当に入れることもできたから、保有権は実質的には所有権に近いものであった。しかし王は、公共目的に必要な場合、及び保有者が3カ年間耕作を放棄した場合には土地を取り上げることができた。下付される面積は自由民の場合は25ライ(4ヘクタール) — 1ライ=1,655反である — を限度とし、前述した通り土地保有農民は王及び庇護者に対して現物税と賦役労働を提供しなければならなかった。王族、貴族、官吏に対しては1万ライ(1,600ヘクタール)を限度として階級に応じた面積が下付されたが、これは奴隷労働と自由民の賦役労働によって耕作されていた。このようにして、19世紀半ばまでのタイ国では小規模の農村保有を主力とし、部分的に大土地所有が行われていたようである(78)。

19世紀の中葉に国王貿易独占制が廃止されてからは、貿易の発展とともに米が輸出商品となり、国内に商品経済が浸透してくるにつれ、土地私有制度も漸次発達してきた。旧来の土地制度はラーマ5世によって改革され近代化された。王は1901年に課税のために、土地測量に基づく土地台帳の作成事業の必要を感じ、同年土地測量及び土地台帳の作成を命じた。そして測量された土地は台帳に登録され、それに対して1909年の「ラタナコーシン暦127年地券下付法」(Land Title Deed Act R. S. 127)に基づいて地券が交付され、その土地が耕地であればこれによってその者の私的所有権が確立された。クレドナーによれば、1929年までに中部シャムの大部分の土地及びその他重要米作地に対して65万の地券が作成交付されたという。その後のこの事業の実施事情は不明であるが、考えられる限りでは、土地台帳作成事業は継続し、耕地に対する所有関係の発生変更、抵当権の設定のための法的基礎の確立の努力は続けられたであろうと言われている。要するにこの事業は継続されたものと考えられ、それは1937年の新地券交付法に引き継がれたのである(44、79)。

1909年の「地券下付法」はその後の1937年4月12日公布の「仏暦2479年地券下付法」(法律第6号)によって修正された。1901年から手がけられてきたタイ国の土地の官民有区分は、この法律によって完成するのである。この法律は17条から成り(45)、これによって従来占有関係にあった土地には所有権が認められ、その他の土地はすべて国有とされた。そして国有地については国民の申請によって土地の占有権が下付され、一定年月間に開発または利用することによって所有権が認められることになった(29)。上記のことをもっと詳しく述べると、従来事実上の占有利用関係にあった土地は届出により地券が下付されるが、そうでない場合には国有地となる。荒蕪地またはその他の国有地は、希望者の申請により占有権を与えられたが、その許可限度は50ライまでは郡長、百ライまでは県長が行う。占有者は開発証書受領の日より2年以内に、または占有証書受領の日より3年以内に利用を開始しない時は占有権を取り消され、開発または利用した部分についてのみ所有権を与えられた(3)。なお、事実として占有関係の成立している土地(無断入耕地)は主務大臣の定める一定期間内にその事実を届け出なければならない。この他政府には特定条件の下で土地を下付する権限が与えられている。だが、こうして下付された土地に対しては管理権は認められるが所有権は与えられない。

1937年の新地券交付法の特色は、それによって土地の官民有区分が完全に実施されたということであるが、その他に国有地保有限度を100ライに定めたこと、及び一定期間未耕地のまま放置すれば所有権は認められず占有権は消滅するということを定めたことである。国有地払下げの限度が百ライであるため、大規模な農業経営、例えばプランテーション農業経営を行うことは困難であった。100ライという保有限度は旧制度における自由民への下付限度25ライより大きい、貴族や官吏に認められた最高限度1万ライよりはるかに小さい。したがって1937年土地法は明らかに大土地所有の成

立を防止する効果を持ったと見なければならぬ。事実、同法により所有権を獲得した者は比較的  
小土地所有者が多かった。但し、地券発行における申請主義の採用は無知文盲の民にとっては不利で、  
かなりの不正も行われたであろうと考えられている(80)。

同法の下における農民の土地所有関係の状況を見ると、それは農業の発展と商品経済の浸透の如何  
によって地方的に著しい相違がある。すなわち土地所有関係は第13表に示すごとく農村経済の顕著に  
発達した中部メナム流域平野と他の北部、北東部、南部地方とはかなり懸隔ある特徴が見られる。中

第13表 土地所有関係 (%)

地 方	地 主	自 作 農	小 作 農	計
中 部	26	45	29	100
北 部	11	78	11	100
北 東 部	5	90	5	100
南 部	17	66	17	100

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、524頁より作成。

部では百戸のうち45戸が自作農で、他の55戸はそれぞれ地主・小作農に転化している。この地方は  
商品生産の進捗により土地に対する競争も激しく、貴族や資力ある華僑等の金貨階級が何より土地に  
投資することを得策と考えたからである。またそれだけに小農の土地が大地主に包摂されて行く過程  
が看取されるのである。中部地方に対し商品経済の発達の弱い北部、東北部、南部地方においては、  
自作農はそれぞれ78、90、66戸と多く、地主、小作農は少ない。

つぎに第14表から農民の土地所有関係を明らかにしよう。1農家の土地所有面積は中部地方で28ラ

第14表 耕地面積及び賃貸借関係 (1農家当り)

地 方	所有面積	賃借面積	賃貸面積	総耕作面積	土地無所有者
中 部	28.35	9.07	6.14	24.14 <sup>ライ</sup>	36 <sup>%</sup>
北 部	9.56	1.22	0.22	10.14	28
北 東 部	5.83	0.39	0.06	6.80	18
南 部	7.55	0.94	0.94	6.20	15

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、524頁より作成。

イであるのに対して北部、東北部、南部地方では10ライ以下である。表の土地所有面積は、すべて各  
農家の平均を出したもので、実際の土地所有者の所有面積はこれよりはるかに大であり、したがって  
土地所有者と土地無所有者との懸隔はより大であると考えられる。土地無所有者は中部地方において  
は百戸のうち36戸を占め、賃貸借関係も激烈に行われている。これに対して北部、東北部、南部等の  
農村では大多数の農民は零細なる土地所有者であり、自給自足を主とする関係上、地主、自作農、小  
作農、農業労働者という分化の過程も極めて緩慢である。このように中部地方は、メナム河に沿う最  
も肥沃な米作地で、農産物の商品化、生産技術の進展に伴い、農業経営規模は漸次拡大され、農村経  
済は次第に自給自足の領域から離脱し、家内工業は優秀廉価な外国商品によって駆逐され、米作単一

作の傾向を辿ることになった(30、65)。

要するにタイ国農村を土地関係より見ると、中部地方では地主への土地集中化傾向と自作農の小作農への転化、さらには小作農の農業労働者への転落過程が促進されつつあり、耕地面積は他のどこよりも多いが、その経済的地位は日々に下降し、小作料は単に封建地代のみでなく、一部分農業利潤としても収奪を受けた。そして地価の騰貴は小作料をますます高率化せしめて小作農を一層苦しませかつ日々の農業経営を困難ならしめた。他方ではまた農民の半数に近い者が自作農として零細な所有地にしがみついて飢餓に近い生活を営んでいた。ところが北東、南部及び北部では封建的零細自作農が年々単純再生産を繰り返していた(4、31)。

それではつぎにイギリスのタイ国半植民地における土地政策はどのようなものであったかを示そう。欧米帝国主義諸国の植民地化した自余の東南アジア各地では、彼等資本の欲望を充足するために、土地共有制、農業共同体等々の旧い東洋的遺制の一切の桎梏を破壊し、土地諸関係の資本制的再編成をなし遂げることが、植民活動の第1のプログラムとして取り上げられた。なぜなら、資本のあくなき拡大再生産の欲望を果たすためには、土地の獲得が植民地活動の根本的基礎の一つであるからである。しかしながらタイ国半植民地ではそれとは全く異った外来資本活動——主としてイギリス資本であるが——の様相を見るのである。メナム・チャオ・プラーヤを中心として拡大する土地が、相互に鋭く対立する英仏資本の緩衝地帯として設定されたことは、他の領域におけるような資本の活動対象の自由なる選択を抑制した。したがって農業部門に関する限り、外来資本は生産そのものに食い入ることをせず、生産に寄生し商品の流通過程において利潤を得るところの純粹に商業＝高利貸資本の形態をとることを余儀なくされた。だから外来資本の要請に基づく東洋的・封建的土地所有の欧州的・資本制的私有への変革＝近代的土地制度への改革は、何等強行されることなく、もっぱらタイ国自体の生産の内面的力の成長発展に委ねられたのである(46)。そういうわけでとくに農業や土地制度の分野は外国人が直接進出するいちばん少ない分野となり、旧来の体制がいちばんよく温存された(81)。このように土地制度の中にもイギリスの半植民地的間接統治形態が現われているのである。

## 第2節 国家的林野所有の形成

前節においてタイ国の土地制度の推移について見てきたが、該国の土地制度は1855年の英泰条約以前の中世時代においてはすべての土地は国有＝王有であったが、その条約を契機とする国王貿易独占廃止後、土地制度は重要な意義を有した。実はこの土地制度によってタイ国の国家的林野所有も形成されたのである。その具体的形成は言うまでもなく1937年土地法によってであったのである。その土地法によって形成された森林面積は31,250千haで、それは国土面積52,231千haの約60%に相当する。その森林面積のうちにはわずかの私有林があり、それを除くと他はすべて山林局の管理する国有林である(35)。

タイ国林業はこの国有林を舞台に行われたのである。該国の林業と言えばチーク林業である。それは第1章第1節の半植民地経済のところでも述べたごとく、チーク材が4大輸出商品の一つとなっていることからわかる。タイ国のチーク材はその生産量の約50%が輸出されて、世界各地で艦船材、車輛材となり、あるいは家具材、建築材等となってその貴重性を重宝され、その材の名声を海外に普及せしめることに大きく貢献した。第15表の主要林産物生産量とその産額にも示すごとくチーク林業の生産額は全生産額の41%も占めており、そのことからチーク林業がタイ国林業の中で最も重要な位置にあることがわかるのである。そういったことから該国の林政はチーク林を中心として計画実施され、生産、販売、輸出等に関する法規、施設等もまたすべてチーク林が主体となっていた(112)。

第15表 主要林産物生産量とその額

(1936~37年)

産物名	生産高 (m <sup>3</sup> )	見積額	
		パート	%
用材	671,644	12,360,000	73
チーク	320,644	6,960,000	41
その他	351,000	5,400,000	32
薪・木炭	997,000	2,730,000	16
竹	12,854,000 (本)	520,000	3
その他		1,350,000	8
計		16,960,000	100

注： 高山慶太郎・チークの話、20頁より作成。

したがって第3章の林野制度の展開においてもチーク林制度を中心にして述べることにする。

チーク林は5つの森林型、すなわち湿生落葉林（モンスーン林）、常緑潤葉樹林、乾燥樹林、湿性植物群落、紅樹林（マングローブ）のうちビルマと同様に前者の湿生落葉林に存している。この林型はタイ国の北部、西部に広がっている(109)。チーク林帯は主として北緯17度から20度の間の北部地域一帯にあるが、該林帯の全面積はほぼ107千平方軒（41千方哩）で、そのうちチーク林を産する面積は27千平方軒（約1万平方哩）とされている(134)。常緑潤葉樹林は南部の雨量豊富な地域を占め、そこには龍腦香料（二葉柿科）に属するものが優勢である。乾燥地林は乾燥地植物群落ともいわれ湿性落葉林型であるが、薪炭材を産する以外利用価値は少ない。紅樹林は一名海岸植物群落と呼ばれ、いわゆるマングローブ林であり、優秀な薪炭資源を形成している。その他山岳地帯の高所には松柏科林もあるが、交通不便のため詳しい調査はまだであり、あまり利用されていない。

### 第3章 国有林におけるチーク林管理経営制度の展開

#### 第1節 チーク林管理経営機構

われわれは第1章・第2節のところで、タイ国半植民地の法治主義的間接統治政策の特質が英仏人顧問制、とりわけ英人顧問制の採用にあることを知った。それではこの顧問制が林野管理経営制度の中にどのように活用されているかを以下において明らかにしたい。

##### 1. ラオ土侯のチーク林支配とイギリス資本の出現

タイ国が、国王専制による封鎖経済から近代的開放経済に移行する19世紀中葉以前には、北部一帯に産するチーク林は、竹やその他の林産物とともに原住民の共同利用の下に置かれ、自家消費のために開放されていた。ところが、国内需要の高まりや、近隣諸国との貿易拡大によって、林産物の商品

化が進むにつれ、チーク材の商業的優位性が段々と諸外国に認められるようになった。そのため、原住民によるチーク林の共同利用は、ラオ土侯——主として北部タイに定住——に抑圧され、その支配権は彼の手に移った。そして、その後チーク林はラオ土侯の重要な世襲財産となったのである。当時の需要は主に住宅、宮殿、寺院などの建築用材に向けられていた。

はじめ隣国の需要者であるビルマ人、ラオス人、支那人などの商人は、ラオ土侯から特許(借林権)を得てチーク材を生産するようになり、市場拡大に伴ってチーク材の商品的価値が世界市場に広まるにつれ、欧人商人の注目を引くようになった。そのため北部タイのチーク林は、一方では経済的利用の対象であると同時に土侯収入の源泉になり、他方では商人相互間の特許権獲得闘争の中心舞台でもあった。チーク材市価の高騰で略奪的採取が進められるようになった。

チークは大径木であり、広域にわたって疎立することから、その伐採、搬出に技術的困難が伴い、必然的に大資本による伐出経営を生じせしめる要因を内包していた。タイ国では国家資本及び民族資本の貧弱なため、チーク林の開発利用は常に大資本を有する外国商社の掌握の危機にさらされるようになっていた。当時、すでにタイ国の豊富なチーク林資源に注目していた国はイギリスであった。イギリスはインド領有と同時に、インドのチーク林を伐採して多大な利潤をあげていたが、まもなく植民地ビルマに移り、さらに東漸してタイのチーク林に独占資本の摩手を伸ばし始めていたのである(138)。

## 2. イギリス資本のチーク林乱伐と英人山林顧問による山林局設置

ヨーロッパ、とくにイギリス資本によるチーク林開発が、本格的に行われたのは1855年の英泰条約以降のことである。この条約を背景にして、首都バンコックで貿易業に従事していたイギリス商社と数個の他の欧州会社(フランス、デンマーク)(97、135)は、1880年の終りから1890年の初葉にかけて北部タイのチーク産業に着目し、近代資本によるチーク林経営に進出し始めたのである。しかし、チーク林の支配管理権はラオ土侯にあるため、彼等から借林権を得て伐採搬出するという制度は以前となんら異なるところはなかった。当時、世界的な造船業の勃興期に当たり、チーク材の造船用材としての優位性は世界的に高く評価されていたため、その需要の著しい増加に伴う市価の奔騰で、伐採量は急激な増大を見せた。その結果、チーク林伐採権獲得のために欧人会社相互間に激しい競争が起こり、土侯による借林権の乱発がもたらされ、1地区に数人の権利者ができたりして、伐採は競争となり、はなはだしい乱伐時代が出現した。

政府は1883年、チーク林の乱伐を防止する目的で、1855年の英泰条約の中に、英国民に対し「正當に登録されたる許可を有せずしてチーク林を伐採することを禁ずる。」旨の条項を付加規定し、他方ラオ土侯には「同一森林に対して1人以上の者に特許を重発せぬよう。(98)」との訓令を発して、これらのことを徹底して守らせようとした。しかし、その企図は守られず、土侯と契約した英人商人のチーク林乱伐はやまなかった。イギリスは同年、英タイ条約中に既存英国商社の伐採権益を逆に承認せしめることになったのである。

このようなイギリス資本による無統制、無秩序なチーク林の独占的伐採利用は、伐採量の急増と、盗伐、乱伐の激増をもたらし、将来を保証する幼樹への配慮もなく伐倒された。この期間に年4~5万本のチーク樹がバンコックに搬出されて、外国に輸出されたという。このような状態で造林の考慮もなかったため、チーク資源の枯渇危機さえ予想されるようになった(47)。伐採許可も形式的なもので、これには伐採量の制限もなく、ただ伐木税を支払うだけでした。この伐木税はラオ土侯の任命する吏員が雑然と現状で徴収し、その半分を政府に納入する制度になっていましたが、それも確実に守られず、そのほとんどはラオ土侯の懐中に落ちた。このようにラオ土侯の管理経営するチーク林は、イ

ギリス資本のあくなき乱伐を受けると同時に、その利益はイギリス資本とラオ土侯の私腹をこやし、タイ政府や原住民の利益に貢献するところは少なかった。

しかし、後になって、このような非近代的生産関係は、イギリス資本にとって、伐木許可数、伐木税、伐採木の所有権などの点においてあまりにも不安定であり、また、合理的経営のためにも非常な桎梏となってきた。他方、タイ国政府にとっても、ラオ土侯の重要財源であるチーク徴税権を政府に回収移管することは、国家の財政危機を解決する意味からも大切であり、また借林権の国家管理は、チーク林資源の枯渇危機を回復する上からも重要な措置であったのである。このことは、チャクラー王朝の政治的統一の基礎が確立するにつれ、実現化の方向に動き出した。このようにチーク材生産における非近代的生産関係にはいろいろの矛盾があり、かかる矛盾の清算は時間の問題でもあったわけである。

タイ国政府はラオ土侯のチーク林管理下で、イギリス資本の自由きままな大量伐採によるチーク林資源の枯渇現象をおそれ、チーク林の危機を救済するために、その掠奪的採取林業の抑制と育成林業を図る林政の確立が必要となった。そこで全土侯のチーク林管理権を相当な報酬を支払って、政府の下に回収し、林政確立の準備に着手しはじめたのである。一方、イギリス資本にとっても前述したごとく従来の土侯の慣習的チーク林制度にはチーク林の資本制的開発を行う上においていろいろと障害となる問題をかかえていたため、イギリス資本の目的に合致しかつ法治主義的考えに基づいた近代的チーク林管理経営制度の確立をどうしても実現化しなければならないと思っていたのである。タイ国はイギリスの強固な半植民地体制下にあるため、英資本の利益に反する林野制度の制定は許されず、つねに英資本の要求にそう形での林野制度を制定しなければならなかった。このような林野制度の近代的改革情勢の中で、政府はついにイギリス資本の要求——イギリス資本の再生産のための新しい経済的・法律的機構を作出すること——を受け入れ、1896年に英領ビルマよりビルマ政庁山林官スレード(H. A. Slade)氏を山林顧問として招き、彼の勧告によって内務省内に山林局を創設することとなり、最初の近代的林政機関としての山林局をタイ北部のチェンマイに設置したのである(48)。山林局設置とともに収税所も強化され、1898年には収税所をチャイナトよりパクナムポー(バンコックから約150哩上流)に移転し、欧人商社からパクナムポーにおいて林区税、丸太税を徴収——但し、タイ人は山元において林区税を納入する——、さらに1899年にはサルウィン河のカドー(ビルマのモールメンの北方約千哩の地点)に収税所を設置した(1)。

実は英人山林顧問スレード氏をタイ国政府の山林行政部門に進出せしめたことこそがイギリスの該国山林における法治主義的間接統治政策の最も端的な現われである。その顧問の手によってタイ国の山林経営制度はイギリス資本のチーク林開発に支障のない形で改革されたのである。そのことは後に詳しく述べることにする。スレード氏は山林局の設立とともに将来の所管事業の拡張に伴い増員を行うことを決め、当初は僅少の山林常務員を置き、同時に林務官吏の補給に備えて教育あるタイ人青年を海外に派遣して林学教育を修めせしめた(99)。そうした中で資本寄りの早急なる林野制度の近代化を望むイギリス資本は、タイ国政府に対して高給をもってイギリス官吏の山林局採用を強要し、その結果、スレード氏は10余人の部下を引き連れて山林局顧問の地位を一層強化したのである(32)。彼が山林局長の地位についていたようである。1899年3月末の山林局の人事構成は、英人10人とタイ人7名の山林官から成り、1903～04年以降からは前記の海外留学生が帰朝して同局に執務するようになった。

山林局創設の当初、同局は禁止樹または閉鎖林の盗伐及びその他反則の防止、借林の境界及び伐材の所有権に関する係争の解決、山林の測量及び踏査等、諸般の業務が輻輳して繁忙を極めたが、着々と山林管理経営制度の基礎を固めて行き、チーク林を数多の林区及び小林区に分けて管理を便利にし、借林契約を改組しては漸次チーク林の保護を徹底せしめ、それによって収入の増加と安定も図られた

のである。1910年頃からは従来等閑に付していたチーク以外の有用林産物にも保護を拡大し、1913～14年の山林法ならびに山林法則の漸次的施行につれて、有用なる他材を有する諸地にも次第に林区または小林区の設置を見るに至った。山林局は農業との関係が密接であるため、1921年4月7日、内務省の所属から農務省に移管された。従来同局は欧人の指令下であり、1922年にはなお英人約6名を算したが、ようやくタイ人に適当なる資格者が見つかることになり、英人山林顧問のロイド(W. F. Lloyd)氏の局長辞任を最後にその地位はタイ人に譲渡されるようになった(100)。イギリスは1896～1922年の間に自国山林顧問を通じてタイ国のチーク林を含めた山林管理経営権を完全に掌握し、自国資本の利益に合致した山林制度を確立・整備したのである。

山林局の設立後、同局の機構はイギリス資本のチーク林開発の拡大に伴って、整備・拡充されて行き、1930年頃の同局の機構を示すとつぎの通りである。まず山林局の物的管理経営組織から述べると、それは秘書室(登記・林務養成・統計の3係)と6課、すなわち会計課、保林課、施業案及び造林課、山林開発課(局営チーク林業及び監視の2係)、巻枯課、調査課(山林利用・植物・動物の3係)から構成された(95)。その他に森林行政単位としての林区を全国に18林区設け、その林区はほとんど地方行政区画の州と境界を同じくするが、1州を2、3の林区に分割したのも2、3あり、また2州を合わせて1林区に包括したのも1、2ある。林区はさらに分かれて68の小林区となる他、162の林税支所を所有し、小林区はさらに数多の小区域に分割するが、それは職員不足のため完成していない。各林区及び小林区にはそれぞれ林区主事及び小林区主事が置かれて林政を分掌した。以上の林区→小林区・林税支所→小区域の他に、全林区というのもあり、それは全国を北部、東部、及び南部の3保林区に分割し、各保林区に対しては専属の保林官各1名を本局に置くが、そのうち北部保林官は当時は山林局長がそれを兼務していた。

つぎに山林局の人的組織を示すと、同局には局長(Chief Conservator of Forests タイ人)1名の下に保林官(Conservator of F. タイ人)2名、山林検査官(Inspector of F. 英人)2名、副保林官(Deputy Conservator of F. タイ人)1名、林区主事(Divisional F. Officer)10名——うち2名は本部付、9林区は林区主事補が代理——、林区主事補(Asst. Divisional F. Officer)18名、小林区主事(Sub-divisional F. Officer)17名、監視(F. Ranger)59名、林務手(Forester)90名、見張(F. Gurad)172名等があり、その他に山林の保護監督に直接従事しない者に書記85名、検材手、測材、番人、水夫等149名等がある、以上の職員を合計すると全職員は606人となる(101)。この人事組織の中で、イギリスの間接統治政策としてとくに注目されるのは、山林顧問としての2名の英人山林検査官の存在である。彼達英人顧問の山林管理経営に対する発言権は相当なものであったと考えられ、彼達の山林管理行政面からのテコ入れによってイギリス資本のチーク林開発は一層有利に展開したのである。

山林局は立憲革命の起こった1932年に一旦内務省に復帰したが、すぐに農務省とともに経済省に移り、農務省の独立後再び同省の所管の下に置かれた(96)。1940年頃の山林管理経営機構を示すとつぎの通りである。山林局の組織は、秘書課(統計、記録)、会計課(会計)、教育課(林務官養成)、保存林課(保存林並びに保護樹種の監督)、計画課(チーク林業の官営、チーク林業の監督、その他に巻枯、造林の係あり)、森林開発課(森林の利用開発並びに調査)、林政課(森林行政の管理)の計7課から成り、その組織を1930年頃のものと比較して見た場合最も特徴的なものと言えるところは、チーク林の管理経営が計画課で集中的に行われていることである。その他にも組織の編成が生じている。このような山林組織の再編成も英人顧問の手によって行われたものであり、イギリスのチーク林開発資本の目的に対応した一種の合理化政策の現われである。その再編成はつぎに述べる林区の中にも生じている。林区は17を数え、林区には各一個の営林署が存在し営林署の所在地はつぎの通りである。カドー、メサリエン、チェンマイ、チェンライ、ランパン、ブレ、ターク、ピサヌローク、ナンンサ



ワン（以上はチーク林の産地）、ナコンラチャシマ、プラーチン、チチャンタブリー、バンホーン、スレード、シンゴラ、バタニー、カンタン、などである。林区には68の小林区があり、その他に分担区とも称せられる林税支所——林税区署ともいう——が158ある。つぎに山林局の人事組織を見ると、局長1名、上級官吏2名、中級官吏21名、小級官吏52名、下級官吏500名、官雇30名、合計606人となって(39、113)1930年頃の人数と同じである。その官吏の中にはイギリスの山林における間接統治政策推進の主役である英人山林顧問もいることを忘れてはならない。

## 第2節 スレード氏によるチーク林管理経営のための法制確立

前述したごとくタイ国の林業はほとんどチークによって占められて、その沿革もチークによって発達したものであるため、該国の森林法もまたチークのためのものであった(110)。初めて森林に関する法律が制定されたのは、スレード氏の山林局設置10年前の1887年(独立暦1249年・仏暦2430年)で、その時の法律は9条から成る「チーク材取引保護に関する法律」(チーク材保護法)であった。その法律の制定主旨を見るとつぎの通りである。「晩近チーク材の取引改善せられ、価格騰貴し、需要益々多きを加えたる結果、木材窃盗犯人続出し、之が取締に官吏を派遣して一時は鎮定を見たる次第なるも、未だ木材取引保護に関する明確なる規定存せず、犯人の処罰は旧来の習慣によれるところ、拘束力無きを楯に右の如き習慣の存在を知らずと強弁する者さえあり、即ち茲に右習慣を法律として公布を見たる次第なり。」となっている。すなわち、その法律は従来からあった慣習的制度を成文化したものである。つぎに公布された法律は、1892年(盤谷暦111年・仏暦2435年)3月1日付の7章93条よりなる国内税法中の一部にチーク税とその他材の税が定められた。それから1895年(仏暦2438年)1月17日にはチーク材の所有者を標示する印標抹消の禁止、重複印標を刻した材に対する取戻要求権の審査、調停に関する勅令が定められ、それは11条から成っていた(76)。以上の3つの法律は内容的にはいずれも木材取引保護についての法律である。それらの法律はほとんど遵守されず、木材取引の秩序は非常に乱れていた。

タイ国の森林法がはじめて効力ある森林法として出発したのは、1896年に英人顧問スレード氏の山林局設置に伴う彼自ら制定した森林法からである。言うまでもなく山林局が開設された当初の森林法はチーク林のみを対象としたものであった。山林局の発足によって、チーク林の法律的整理方策はスレード氏の意志通りに動かされることになり(33)、イギリス資本を抑制しようとする政府の意図は実現せず、逆にますますイギリス資本のチーク独占化を有利ならしめることになった。

スレード氏は1896年1月に着任して、山林局を設立すると同時に、①無駄の多い伐木及び造材により、由々しい損失が存続しつつあること、②造船又は建築用材としての盗伐が盛んに行われつつあること、③過小材が伐採され、チーク林に甚だしい損害を与えていること、などの点を指摘した報告書をタイ政府に提出したのである。そしてチーク林救済のために①それ以上借林権を下付しないこと、②現存借林の伐木を減少すること、③正規の借林権のない森林の伐採を許さぬこと、④過小材の伐出を可及的迅速に停止すること、などの諸方策を策定し、政府に採用せしめた。

政府は、旧制度が甚だしい無秩序をきたし、収入に多大な損失を招いていたため、スレード氏の勧告に従って、①将来チーク借林権はタイ政府のみが発行すること、②借林権の発行を簡易にし、所要費を減少すること、③各森林の開閉に関するタイ政府の意向は、出来る限り早く明確に告示すること、④借林権の現行形式を改変し、借林権者には煩瑣を省き、しかも森林には保護を一層充分ならしめるようにすること、⑤ラオ土侯の任命した吏員を廃止し、タイ政府の任命した職員を代置すること、後者は出来る限り弊害を抑え、同時に借林権者に関する諸事項、とくに伐木税支払いの付印及び同税の

徴収に関する事項は、なお一層規則的にすること、などの政策手段を講ずることとした(102)。

以上の提言は翌年の1897年からつぎに述べる諸勅令の公布施行となって法律的外装を整えることになったのである(37、49、103)。

①1897年1月7日の勅令第1号。それは11条から成り内容としては、所有者を表示する標識抹消の禁止、他人の所有材を自己の所有のごとく欺瞞して重複標識を付した材に対する取戻要求権の審査、調停に関する規定である。本令は最も必要とするところで、当時所有権係争中のチーク丸太はいたるところ山積されていた。原所有者の印標を抹消し、その上に虚偽の印標を付印するといったあらゆる工夫がこらされ、当時林務官はこのような丸太の所有権係争の調停に忙殺されていた。勅令第1号の全文を示すと以下の通りである。

第1条 チャイナート(Chainat) 1 税務署及其ノ他内務大臣指定ノ官庁ニ木材カ到達シタルトキハ木材ニ政府ノ極印ノ有無ヲ調べ極印ナキモノ又ハ変化セシモノハ官有ノモノトシテ之ヲ留置ス(山林官ハ伐採認可ト共ニ極印ヲ捺ス)

第2条 第1条ニ依リ留置セラレタル木材ニ就テハ其ノ詳細ニツキ毎月1日ニ之ヲ公表シ異議アルモノハ公表ノ日ヨリ3箇月以内ニ申請ヲ要ス

第3条 毎年2月及8月ノ1日ニ前条ニヨリ申請ナキモノニツキ公告シ之ニ対シ申請スルモノアリテ正当ト認メタルトキハ留置シタル木材ヲ返戻ス

第4条 前条ニ依ルモ尚ホ所有者ノ定ラサルトキハ直ニ留置セラレタル木材ヲ盤谷市ニ筏流シテ留置セラレタル箇所ノ裁判所ニテ所有者ヲ決定スルマテ留置ス但シ極印ノ全然ナキモノハ此ノ限ニ非ス

第5条 留置セラレタル木材ハ最初ノ公告ノ日ヨリ所有者未定ノママ12箇月ヲ経過スレハ之ヲ完全ニ官有ノモノト見做ス

第6条 木材留置ノタメ生シタル諸損害及留置中ニ生スル木材ノ損傷ハ官吏ノ故意ニ因ル場合ノ外其ノ責ニ任セス

第7条 留置セラレタル木材ヲ受け取ルモノハ諸税及留置費(丸太1本ニツキ1日3「サルン」)ヲ支払ハサルヘカラス又第4条ニヨリ留置材ヲ盤谷市マテ筏流シタルトキハ其ノ費用ヲ支払ハサルヘカラス

第8条 故意ニ木材又ハ立木ノ極印ヲ焼失シ又ハ変化セシメタルモノハ1箇年以内ノ禁錮又ハ千銖以内ノ罰金ニ処ス

第9条 立木又ハ木材ノ所有者カ自己ノ立木又ハ木材ノ極印ヲ消失又は変化セラレタルコトヲ知ルモ税務署ニ申告セサトシトキハ百銖以内ノ罰金ニ処セラル

第10条 立木又は木材ノ所有者カ自己ノ立木又ハ木材ノ極印ノ消失又ハ変化セラレタルトキ自己カ其ノ所有者ナリト謂フ明ナル証拠ナキトモ五百銖以内ノ罰金ニ処セラル

第11条 本勅令ノ実行ハ内務大臣ヲ以テ之ヲ当ラシム

②1897年9月9日の勅令第2号。それは6条から成り、内容としては規定樹周以下のチークの巻枯し及び伐採の禁止、本令施行前巻枯しまたは伐採したチークに対する伐木税率増徴に関する規定である。全条文を示すと以下の通りである。

第1条 地上3「ソーク」(Sok 51cm)ノ「所」ノ周囲5「カーム」(Kam 21cm)(最近10「カーム」ト改正セラル)以下ノ「チーク」木ヲ伐採又ハ巻枯スルコトヲ堅ク禁止ス

第2条 已ニ巻枯ヲナセル小「チーク」木ハ之ヲ家庭用農業用及慈善事業用ニ供スルコトヲ許可シ又諸税ヲ免ス

第3条 前条ニ依テ得タル「チーク」材ヲ売却スルコトヲ許サス但シ1「ピカット」(Pikat)ヨリ小キ丸太1本ニツク2銖ノ税ヲ納ムレハ此ノ限ニ非ス

第4条 前条ニ依ル租税ヲ納入セシ後税務署ハ木材ニ極印ヲ捺ス但シ便宜上納税ハ材木ノ税務署所

在地ニ到着セシ後ニテモ差支ナシ

第5条 1898年4月1日ヨリ1「ピカット」以下ノ小丸太ハ第3条ノ納税ヲ了セサレハ税務署ヲ通スルコトヲ許サス

第6条 本勅令ニ規定シタル大サ以下ノ小木ヲ卷枯シ又ハ伐採セシモノ並其ノ小丸太ヲ売却シ又ハ無税ニテ税務署ヲ通過セシメント企テタルモノハ3箇月以内ノ禁錮又ハ4百銖以下ノ罰金ニ処セラレ該丸太ハ没収セラル

③ 1897年12月1日の勅令第3号。それは正規の借林権又は何か政府の成文認可なくして、チークの巻枯し及び伐採を禁止する規定である。規定文を見ると、今後政府又は特に指定したる林務官の許可なくして「チーク」立木を伐採したるものは各1本の立木につき20銖以内の罰金を課せられ伐採木は没収せらる又勅令の実行は内務大臣を以て之に当らしむ、となっている。

④ 1899年2月23日の勅令第4号。それは4条から成り、所有関係の不明確なる丸太に刻印を禁じる規定である。全条文はつぎの通りである。

第1条 此ノ勅令ハ木材業者保護令ト称ス

第2条 真ノ所有者以外ハ私用極印ヲ丸太ニ捺スヘカラス

第3条 本勅令ニ違反スルモノハ各1本ノ丸太ニツキ百銖以内ノ罰金又ハ3箇月以内ノ禁錮ニ処セラル

第4条 本勅令ノ実行ハ内務大臣ヲ以テ之当ラシム

⑤ 1899年7月9日の勅令第5号。それは7条から成り、伐木税支払済証印の打刻及びその納付前にチークの搬出移動を禁止する規定である。全条文を示すと以下の通りである。

第1条 本勅令ハ政府ノ極印ヲ捺ササル立木ノ伐採ヲ禁止スルモノナリ

第2条 伐採セラレタル丸太ハ納税ヲ了シ政府ノ極印ヲ付セサル前ニ森林外ニ之ヲ運搬スルコトヲ得ス

第3条 前条ニ違反シ丸太ヲ運搬シタルモノハ各1本ノ丸太ニツキ50銖以内ノ罰金又ハ6箇月以内ノ禁錮ニ処セラレ該丸太ハ没収セラル

第4条 政府ノ極印ナキ丸太ヲ外国ニ輸出シタルモノハ各1本ノ丸太ニツキ百銖以内ノ罰金又ハ1箇年以内ノ禁錮ニ処セラレ該丸太ハ没収セラル

第5条 前条ノ場合ニ於テ丸太ニ登録セル私用極印アレハ其ノ極印ノ所有者又スル極印ナキモノハ其ノ立木所有者ヲ不正輸出者ト見做シテ処罰ス

第6条 丸太ニ政府ノ極印ナキモ予メ許可ヲ得タル場合ハ丸太ヲ搬出スルモ差支ナシ

第7条 本勅令ノ実行ハ内務大臣ヲ以テ之ニ当ラシム

以上のチーク林に関する5つの勅令で明らかなくとく、スレード氏のチーク林行政は、借林区の許可制限、伐採量の限定、小径木の伐採禁止、借林区以外の森林伐採禁止などの新制度を施行し、また借林権の発行者は政府のみに限り、適当な林区税を課し、借林権者に対しては形式を簡潔にし、山林保護に常に注意を払い、山林区の監督官も在来の官吏を一掃して新規に任命し、山積した弊風を打破するに至った。さらに従来所有者不明の材に刻印を打っていた弊風を改め、かつチーク材の刻印改ざん抹消を禁止したのである。こうしてチーク林はタイ国政府の実質的国有財産となり、政府の統制下に収められ、北部の土侯はただその利益の一部をあずかるのみとなった。

山林局の発足によって一応非近代的生産関係は解消されることになったのであるが、林政の実権を握ったスレード氏は、伐木税の直接政府収受を好餌として、イギリス資本の発展に好都合な経済的法律的基礎を樹立した(114)。いわゆる、林政改革の究極の目的を、自国資本のチーク林独占化の方向に改めたのである。それがいわゆる山林局設置によるチーク林払下制度としての借林区法の公布及びその改正であった。その具体的説明は次節にすることにし、つぎのチーク林以外の森林法について触れ

ておこう。

山林局が設置されたのはもっぱらチークの管理を対象としたものであったが、1910年頃からチーク以外の貴重材、有用材の保護にも着手するようになり、1913年(仏暦2456年)には森林保存法—森林保護法とも言う—が制定され、チーク以外の樹種中からも最も貴重な樹種及び普通有用樹種を規定し、普通有用樹種以上のものの採取利用に際しては山林局の許可を受けて、林区税を支払って着手するように定められた。その許可を受けるための出願手続はチークの場合と同様である(115)。

森林保存法の制定主旨を見るとつぎのように書いてある。「一般に雑種木と称せられ居るもの及、木材以外の林産物例えば、コパイバ、カッチ等に対する課税はその税率、課税方法等区々にして、納税者及び徴税官の不便少なからず。加うるに近年チークを除く他の諸木材の商品価値の増加に伴い、木材を濫伐する者生じ、山林の被害日を追って増大せんとする傾向あるに鑑み、今して、相当の保護を加えるに非ざれば、貿易品として価値ある木材の欠乏を告ぐるに至り不日貿易に障害を来するとあるを慮る、嘗てラーマ5世に於てチーク林保護法制定せられ、爾後チーク産業は著しく改善せられたる好結果に倣ひ茲に同主旨のもとに本法の制定を見たり。(77)」とある。それによるとチーク材以外の材の商品化も段々に行われてきているため、その材を保護するための法律を制定しなければならないと述べている。今、その法律の総則的の部分を略して森林保護の方法について抜粋した規定をかかげるとつぎの通りである。

① 林木を非保存林及び保存林の2種に区別し、前者は何人もこれを伐採利用することはできるが、火入は許されない。後者は本法による免許を取得しなければ何人もこれを巻枯、伐採及び採取を許されない。② 保存林木は、(a)最貴重なる林木(全然採取を禁ずるもの)、(b)貴重林木、(c)普通林木、の3種に類別され、山林局長はこの類別、伐採木の周囲の大きさの制限及び税率を決定する。③ (a)類の林木はこれを巻枯及び伐採できない。④ (b)及び(c)両類の林木は免許を得て納税をした後に伐採をすることができる。但し、これを慈善的事業、家屋建築、漁業あるいは農事に用いる場合は無税である。⑤ 前項において(b)類林木を免税で伐採許可を受ける場合、1箇年につき1家に対し4林木以上を超えることはできない、(c)類木については大臣の許可を得たる時はこの限りでない(36)。

以上のごとくであるが、その森林法は1936年及び1938年の両年に部分的に改正された。森林保存法以外の森林法としては、1922年に「タキエンに関する規則」(タキエンは樹種名)、1937年に「松造材に関する規則」等が制定公布されたが、ともにチークには直接関係のないものばかりであった(116)。

### 第3節 チーク林私下政策

スレード氏はチーク林を最も重点とした保護取締法及びその他材の保護取締法を制定して、従来からラオ土侯の手にあったチーク林の管理権を実質的にタイ国政府に移行せしめることに成功したのであるが、彼が林政改革で最も力点を注いだのは自国資本を対象としたチーク林私下制度の確立であった。その私下制度というのが前述した借林区法の制定である。彼はこの制度の確立によって自国資本のチーク林独占支配を可能にしたのである。そのことについて福原一雄氏も著書「南方林業経済論」の中でつぎのように述べている。「従来泰国のチークは、主としてビルマ人及び泰国人が土侯より特許を得て、地方的にこれを出材して自給し来たものであるが、チーク材が世界造船国の貴重材となるに及んでから甚だ濫伐の傾向を辿って来た。そこで泰国内を半植民地的に支配し、そのチーク材に最も利害関係を感じている英国は、泰国に占むる自己の勢力を利用して、遂に1896年に森林局を設けて林政改革を行わしめるに成功した。かくて従来の地方土侯の割拠的林政を根絶してこれを中央政府に集中せしめたが、これに依って英国は自己の戦略材であるチーク資源を確保し、借林の形式をとっ

て、実質上同国の林業支配権を掌握するに至った。(12)」と述べ、借林区法によるイギリス資本のチーク林支配の実情を明らかにしている。

林木払下方法には借林区法に基づく独占伐採権の許可とそれから小口許可の2種がある。チーク林を主対象とする前者の独占伐採権の許可というのは、借林区として特定の地域を定め入札によって特定人(欧人、とりわけイギリス人)にそれを許可した場合、それを独占伐採権の許可あるいは借林区契約(コンセッション)と言うのである。山林局が借林区契約=独占伐採権の許可をする場合には同局においてその許可すべき林区の伐採許可本数の調査及び巻枯しを完了して、そして林区税を定めてそれを入札に付する。入札に際しては林区税にプレミアム(Premium, 手数料)がついて落札されるのが通例となっているが、その落札者を政府が事業遂行上適当と認めた場合に、はじめて借林区の契約をするのである。つぎに小口許可というのは、特定の人に許可するものではなくてそれ以外の者に一定地域内の小数の有用樹種についてその伐採権を与えることを言い、それには開墾等のために出願する場合が多い(117)。要するに小口許可は地元民を対象にしたものである。以上の伐出形態の他に山林局自らも国家財政を充実せしめるために直営生産を1912年から開始している。

それではスレード氏が自国資本によるチーク林の独占的開発体制を確立するために最も力を注いだ借林区法の制定とその改正過程について以下詳述することにする。借林区法は1897年に6年間の借林契約として始まったのであるが、チーク林事業はとくに資本の回転が遅いため、資本の長期固定化が必要となり、本契約は1903年に更新されて、12年に延長され、さらに1910年には30年(ビルマのブランディス法採用)に延長された(69)。この借林契約の延長は企業の集中化を強力に促進せしめることになり、小林区の整理、小経営の没落を速めさせ、イギリス独占資本をますます有利に展開せしめたのである。

「タイ国森林地帯紀行」の著者である英人ノエル・ウィニヤード氏は、英国の定めたチーク林政について自負して、「タイ国に於ては極く最近まで森林は全然保護されていなかった。以前では森林伐採権を得た者は森林に自由に手をつけることを許されていたのである。そこで売物となる総ての森林は裸にされてしまった。樹木培養については少しも考慮を払っていなかったため、その成長を非常に妨げたのである。漸くこの事に気付いたタイ国政府は、この森林の危機を救うべく、森林省の公債を印度政府に乞はねばならなかった。その後数年間英国が森林省の先頭になって仕事をし、近頃ではかかる弊害は全く退けられて、今やタイ国の管理役人に依って、一般的水準にまで高められつつあるのである。(118)」と言っている。しかし、英国のとった林政改革の本質は実はタイ国チーク林の荒廃を救うためのものではなく、自国資本をチーク林へいかに有利に浸透せしめて、独占利潤を得るかに最大の目的があったのである。イギリスはチーク林政協力のチャンスを利用して自国資本のチーク林進出独占化の基礎を完全に整えたのである。

ところでスレード氏の指導の下で作成されたタイ国のチーク林伐採に関する借林権契約は前にも少し触れたが、歴史的に2期に分かれる。すなわち1897年より始まった第1回6カ年借林契約とそれを更改整理して同年に実施した第2回2×6カ年借林契約が第1期であり、この12年契約の満期終了後、1910年に更新締結された2×15カ年借林契約が第2期となる。そしてこの両期を通じて一貫する過程は欧人大資本によるチーク企業の独占化の過程であった(50)。それでは各借林契約の成立過程とそれらの内容について述べよう。

## 1. 第1期借林契約

### (1) 6カ年借林契約

この契約はチーク事業の管理を容易にするため、作成されたもので、新伐採契約はすべてこの

形式によることにし、旧来の借林権者も出来るだけ多く勧誘して成立を見たのである。その主要規定はつぎに示す通りである。

- ①借林契約期限を6カ年とする。
- ②伐木税は第16表に示すごとくであるが、欧州会社は2、3の例外を除いたものである。

第16表 1 本 当 り 伐 木 税

単位：ルピー

徑 級	ヨ ー ロ ッ パ 会 社	地 方 借 林 権 者
中央の樹周4呎3吋以上の丸太又は長さ10呎6吋以上の丸太	4.25	4.25～6.25
上記以外の小丸太	1.25	1.25
チーク以外の丸太	2	1.25～3

注： 台湾総督官房調査課編・暹羅の森林、212頁より作成。

- ③伐木税及び内地税を納入しない間は、木材を変換し得ない。
- ④借林契約満期前12カ月間は切廻し（巻枯し）を許さぬ。
- ⑤地上54吋通り樹周6呎4 $\frac{1}{2}$ 吋に充たない樹木の切廻しを許さぬ。この可伐樹周は場合によっては7呎1吋に引き上げる（従来の樹周制限は4呎3吋）。
- ⑥樹木は凡て伐採の2カ年前に切廻しを行うこと。
- ⑦付近に結実した他樹の存せぬ限り切廻しを行うことを得ぬ。
- ⑧伐採中森林に与える損害、伐採及び造材中材木に与える損害、森林中及び輸送中焼却した丸太等に対しては課罰する。
- ⑨丸太は凡て溪流に搬入前、所有者を示す極印を打印しなければならない。
- ⑩借林権者によりペケ材として除捨てられた丸太は、已納の諸税を払い戻した後森林局に於て之を譲受して処分するか、又は借林権者に之を返戻する。後の場合に於ては借林権者は之に対して納税を要し、爾後それを変換し得る。
- ⑪内務大臣は必要と思ふ時は、借林区の全地又は一部に対し、切廻しを停止せしめる権能を有し、又切廻しは凡て林務官の監視下に行うことを命じ得る。普通の場合切廻しは借林権者がそれを行う。
- ⑫借林権者は、一人以上の者に自己の借林区の全部又は一部に対する伐採の下請をなかしめる権利を有する。但し前記下請は一々正当に登記するを要し、その登記料は300留比（ルピー）である(104)。

しかし、この第1回契約は独占資本の圧力により修正されねばならなかった。その理由はチーク林業が資本の回転速度が遅く、資本の固定性が特別に大きいため、契約期間6カ年は短すぎたからである。そのためイギリス独占資本はスレード氏の手を通じて伐採期間を12カ年とする新契約を成立せしめることに成功したのである。

(2) 12ケ年借林契約

その契約の主要条項を示すとつぎの通りである。

- ①借林契約期間を12カ年とする。
- ②伐木税率は、欧州会社（2、3の例外を除き）に対しては、3ピカト以上のもの10留比、同以下のもの6留比とし、地方借林権者に対しては、夫々12留比及び8留比とする（3ピカトの材積は約38立方呎）。内地税率は、上記夫々3.26銖（パート）及び0.8銖とする。

- ③借林区内又は搬出中に於て火災により材を無為に焼却又は損傷せしめる時は課罰する。
- ④森林局の極印なき丸太は溪流に搬入し得ぬこと。
- ⑤借林権者の搬出を欲せざる伐木はペケ材の極印を付し、林務当局に届出ねばならぬ。後者はそれを売り払い又は移転することを得る。
- ⑥森林局の要求ある時は、借林権者は輸出価格によって定める一定の率にて、木材を同局に提供しなければならない。
- ⑦伐採に関する主要な取締規則を示せば次の如くである。(a)切廻し置きたるもの又は自然に枯死したるもの以外のチークを伐採したる時は課罰する。既説の如く、爾後大部分の借林区にて本条は変更された。(b) 地上3呎以上高より伐採したる時は課罰する。但し空洞ある場合は此限りではない。(c)伐採中森林に傷害を与えぬこと。(d)最大材積を産出するよう造材すること。
- ⑧借林権は、それを他人に売却し又は抵当に入れることを禁ず。然し借林権者は1人以上の者に対し合意の条件の下に借林区の伐採を下請せしめる権利を有する。但しこの際一口毎に300留比の登記料を要する(105)。

この新契約は各借林区を2つに分割し、その一半を6カ年間に伐了してつぎに移り、それをさらに6カ年間に伐採することとした。したがって森林全区の伐採周期、すなわち林役権の継続期間は12カ年に延長されたのである。巻枯しについては最初は林務官自身または林務官の立ち合いの下で会社にさせる予定で、1903~05年にわたる短期間は計画通り実施した。しかし山林局は増業に伴う増員を行わなかったため、1905~06年以降は巻枯し事業はすべて欧州会社に委譲し、欧州会社の責任で巻枯しを行うという旧制にもどり、山林局はその監督に当たることになったのである。欧州会社自身で巻枯しすることにすれば、鋸の使い難い樹木の基底部を避けて比較的上部から伐採するので、政府はそれだけ収入減となった。

新契約に示す通り税率もピカト建となって、欧州会社に対して3ピカト(約38立呎)以上のもの10留比、同以下のもの6留比とし、地方借林権者に対してはそれぞれ12留比、及び8留比となったが、第1回契約における伐木税率とほとんど同じ程度に止まった。要するに第2回契約は表面上はともかく、その内容においては第1回契約の期間延長による利益が資本家に与えられたのみである。その林政改革は本質的にはヨーロッパ資本の要請と援助に基づいて、なし遂げられたと言っても疑問の余地はなからう(51)。

## 2. 第2期借林契約

12カ年の新契約を実施したにもかかわらず、なお諸欧州会社の企業経営には幾多の不合理な問題が存していた。最も苦痛とした不合理な諸点は、所有林区の相互の離隔散在のため伐出上不経済であること、伐採周期の過短、巻枯し許可樹数の生産能力にとっての過少、等(52)であるため、欧州会社の借林区改正の主要な狙いも小林区の整理と借林契約期間の再延長に置かれたのである。スレード氏は自国資本のこの借林期間再延長の要請を受け入れ、その改正をタイ国政府に強力に働きかけた。その結果、政府はその改正に着手せざるをえなくなり、こうして成立を見たのがいわゆる第2期借林契約(30年)である。政府は新借林制度の改正に当たってつぎの計画をたて実施した。

- ①借林権者間に森林の交換を行い、閉鎖していた森林の多くを開放して、多数の散在していた小借林区を合併して少数の隣接した大借林区とすること。
- ②借林区は略々均等なる産材力を有する二半に分割し、一半を閉鎖して他半を15カ年に伐了する。即ち全借林区の伐採周期を以前の12カ年から30カ年に延長すること。
- ③所定の大きさ(3ピカト)以上の伐木税を本当り10留比より12録に引き上げること(106)。

以上の計画によってこれまで乱雑な状態にあった借林権の地域は再編成され、借林者間の林区の交換（ある場合には強制的に）が行われるようになり、多くの閉鎖森林は開放され、散在していた多数の小借林区は合併されて隣接した小数の大借林区に整理されたのである。この整理によって借林権者には経費の節減と将来を見越した確実な収支の見積もりが立つようになり、チーク林の独占的支配は強化された。一方政府側でも伐木税の増収、森林行政の簡易化、費用節減の便益を得た。

前述借林区の伐採周期の計算にはビルマの英人ブランディス (Sir Dietrich Brandis) 氏によって創案されたブランディス選定法 (Brandis Selection System) が適用されることになり、それによって契約期間も30年に延長されたのである。英領植民地ビルマで立案施行されたブランディス法とは、伐採される借林区を毎木調査してチーク樹数を知り、胸高周囲 (第17表) によって等級区分 (第1級～第5級まで) をする。そしてチーク樹を等級別、とくに1、2、3等別の樹数に分類し、

第17表 胸高周囲による階級区分

等級別	胸高周囲
第1級	7フィート以上
" 2 "	7フィート～6フィート
" 3 "	6フィート～4フィート6インチ
" 4 "	4フィート6インチ～3フィート
" 5 "	3フィート以下

注： 会田貞助・南方の木材、60頁より作成。

2等樹の最小樹が1等樹に成長する平均年数を算出して、2等樹が1等樹に成長する期間を伐採周期と称し、ビルマではこれを30年と規定している。この30年周期内に全1等樹数を年々30分の1ずつ伐出（但し結実用その他造林上の保存に必要な母樹を除く）して行くのである。そうすると伐採周期の終末には2等樹は全部成長して1等樹になる。要するに本施業の目的は当年におけるチーク林の成長量分、すなわち利子のみを伐採して行くことによって、チーク林の規則的施業ならびに産材の調節をはかり、チーク林の保続収穫を得ることにある。

タイ国各地の立地条件にあるチーク樹400本の年輪を調査して、各等級へ達する期間の年数を算出した結果、3等樹は42年、2等樹は32年と決定された。すなわち2等樹は32年たてば伐採可能の1等樹に達するのである。そこでタイにおいても伐採周期を30年と定めたのです。

上記伐採周期の伐採方法 (第18表) は伐採可能チーク林を有する借林区を2分して、その各半を15カ年の期限で伐採することとし、この場合さらに各半を3つに細分して1等樹を4～6年で伐採して行き、全林区の伐採終了までには30年を要することになる。その伐採に際して規則に定められたチーク樹は母樹として残して置くようになっている。このブランディス選定法は実際問題として理想的にすぎ、それに該当するチーク林は容易にありえず、タイ国におけるチークの自然林は第1級木が大部分

第18表 ブランディス選定法 (全林区伐採期間30年)

第II地域 (16～30年)	第3地区 (分区)	第26～30年
	第2地区	第21～25年
	第1地区	第16～20年
第I地域 (1～15年)	第3地区	第11～15年
	第2地区	第6～10年
	第1地区	第1～5年

注： 能登志雄・タイ国地誌、271頁より転記



で第2級木以下のチーク林は少ないと言われている。

伐採樹の規定樹周は第1期6カ年契約で決めた6呎4吋半（地方借林権者＝タイ人業者の借林区では7呎）とし、結果上その他の造林上の目的に保存されるものを除き、会社借林区の選定及び巻枯し、伐採は会社自ら山林局の一般監視下で行い、地方権者の借林区では直接林務官がそれに当たることになった。

第2期からは伐木税の通貨も幣制の統一が進むにつれ北部タイの流通貨幣であったこれまでの留比（ルピー）から銖貨（パート）に改められた。当時の伐木税を示すと第19表の通りで、この税額は諸会社に通重の負担を与えるものではなかった。

第19表 第2期 第1回（1910～25年）伐木税

材 積（丸太）	長 さ	伐 木 税（銖）
3ピカト以上（約38立方呎）	?	12
“ 以下	?	6
?	11ソク（17呎10 $\frac{1}{2}$ 吋）	4
2ピカト以下	“	2

注： 台湾総督官房調査編・暹羅の森林、22頁より作成。

1918年から第2期第2回目の新15カ年借林契約に関する審議がはじめられ、その結果として巻枯しの政府直営、可伐樹周の引き上げ、税率及び課税法の改正（第20表）、保存樹の増加、地区伐採法

第20表 第2期 第2回（1925年以降）伐木税

材 積	等 級	長 さ	伐 木 税（銖）	
			立方トン当り	立方米当り
40立方呎(1.13 m <sup>3</sup> )以上	1	18 呎 (5.49 m)	12.50	8.83
“ 以下	2	“	8.00	5.65
“ 以下	3	“ 以下	5.00	3.53

注： 台湾総督官房調査課編・暹羅の森林、225頁より作成。

の採用（第18表）、チーク事業へのメートル制（第20表）の採用等諸種の改善をすることが決められ、1925年6月1日より新15カ年契約が実施に入ったのである。1911～26年の過去15年間に各主要河川ごとに徴収したチーク丸太1本当りの平均伐木税及び内地税は第21表の通りである

第21表 チーク丸太1本当り平均伐木税及び内地税（1911～26年）

単位：パート

主 要 河 川	伐 木 税	内 地 税
メナム・チャオプィアーの流材	9.99	3.0
サルウィン	11.19	不 課
メ コ ン	9.78	0.19

注： 台湾総督官房調査課編・暹羅の森林、233頁より作成。

巻枯しの政府直営によって山林局内に巻枯し課 (Girdling Division) なる課が特設され、借林権者は政府の巻枯しに対して毎樹1銖の料金を納入しなけりならなくなった。可伐樹周については欧州会社の最低可伐樹周を従来の6呎4吋半から平均6呎8吋半に引き上げ、伐木税については1本当り幾何として課税されていた制度は廃されて、丸太の材積及び等級に応じて徴収し、内地税は廃された。保存樹の増加については結実用樹その他の造林用樹の他、2、3等級の過少に備えて、さらに1等樹中最も健全な樹6%を選定して保存した。

### 3. 借林区法の公布・改正に伴うイギリス独占資本の優位と土着資本の衰退

スレード氏による1896年の山林局設置によって成立施行された借林権法は資本と生産の集積・集中を一層促進させ、そのため土着資本の衰退と欧人大資本のチーク林独占化を出現させた。

政府が前記英人顧問の手によってチーク林の支配権を確立、すなわちチーク林政の確立をして以来、地方借林権者の借林区は次第に減少し、それに反比例して欧人木材会社のそれは漸次増大した。このような現象を見るに至った所以は、地方借林権者が第1に営業費及び伐木税を支払う資金(象以外の)に欠乏するようになったこと、第2に伐木を迅速に売りさばく確実な市場を有しないこと等の致命的な欠陥によるものである。それでヨーロッパ会社は地方借林権者の伐材の廉価買占め、伐採権の譲受などの手段を通じて次第にチークの生産・流通過程から彼等を駆逐して行った(107)。

このように大資本のチーク林支配力は第2期借林権成立以降ますます強化され、小林区の整理は一層活発化し、小林区の整理→小営業の駆逐→企業の集中化は促進され、1909年まで、105~83区を数えた借林権の口数は1928~35年頃には40区に減少し、1938年4月現在ではそれは39区——その他に紫檀1区、その他3区があった——となり、さらに大東亜戦争直前には28区に縮小した(119)。チーク林地帯の最大最良部分は主にイギリス独占資本に掌握され、1928~35年頃における借林権40区の総面積のうち外国企業は88%(106)、タイ人資本7%、山林局5%(70)であったが、後の借林権28区の総面積におけるその比率はイギリス、フランス、デンマークの欧州資本の6社が85%、タイ人資本14%、山林局1%の直営となったのである(68、71)。

こういった欧州資本の圧力による借林区の整理統合が促進されればされるほど、大資本を有するイギリス借林権者には経費の節約と将来を見越した確実な収支の見積もりが立つようになり、チークの独占的支配は一段と強められたのである。一方政府山林局側でも伐木税の増収、森林行政の簡易化、費用節減の便益を得ることになった(108)。

このような欧州資本、なかでもイギリス資本のチーク林独占化過程の中で、英人のチーク林独占開発を阻止しタイ国人自らによるその開発を行おうとする動きもあった。1932年6月の立憲革命以来、タイ国政府はイギリス勢力を駆逐してタイ人のためのタイ経済の建設を目的としていた。そこで同政府は同国憲法の条項中に宣言された6大政綱によって独立を保持し、経済的自主権を回復して、国民自らの力による国内産業の振興と資源の開発をしようとする理想に向って邁進したのである。こういう政府の方針は当然林業行政にもあらわれ、タイ国の重要な産業の一つに数えられるチーク業においても、これをタイ人自身の経営にしようとする意向が著しくなってきた。

1936年7月5日発行のPramman Man氏は、山林局が1939~40年に更新されるチーク伐採契約をいったん解除すると同時に、伐採林の40%の国営化を断行し、40%を外国企業家に、20%を国内資本家に振り当てる案を計画中である、と伝えている(21)。しかし、ヨーロッパ人会社(主としてイギリス)の占めるチーク事業は、表面的には56%、タイ人(国営も含む)は44%の状態にあったが、資本力にまさったヨーロッパ人会社の活躍は裏面においては衰えず、前述したごとくチーク林の

面積所有においても極めて優位に立ち、またタイ人の出材したチーク材は山元でヨーロッパ人会社に吸収される傾向にあり、その取り扱い数量の大半は後に詳しく明らかにするが、依然としてヨーロッパ人に占有されるという実状にあった(120)。結局は立憲革命後においてもタイ国が依然として半植民地であるため欧人資本のチーク林支配を阻止しようとする努力は何の効果もなかったのである。

#### 第4節 イギリス独占資本のチーク林生産の実態

英人山林顧問のスレード氏は1896年の山林局設置以来、すでに前節で述べたごとくタイ国の山林行政の一切を掌握するとともに、借林権の改正等を通じて、チーク林地帯におけるイギリスの勢力を拡大し、タイ国政府の勢力を減殺し、漸次伐採権を自国資本に吸収してしまったのである。欧人チーク独占商社のうち最大の商社はイギリスのボンベイ・ビルマ会社(The Bombay Burma Trading, Ltd.)で、この会社は一時チーク林の約40%の面積におよぶ伐採権を有して、毎年3万本近くのチーク丸太を各国に輸出していたのである(34)。チーク林伐採に従事する外国人会社を示すと第22表の通りである。その表による外国人会社はイギリス系4社、フランス系1社、デンマーク系1社、支那系2社となっており、イギリス系会社は数においてもまさっている。このようにチーク林開発にイギ

第22表 チーク林伐出経営の外国人会社

所属団	会社名	内容
イギリス系	Bombay Burma Trading Corporation, Ltd.	北部タイの3分の1に近い面積の伐採権を所有。1カ月の製材能力2,000~3,000トン。毎年平均2万本以上のチーク材輸出。ヨーロッパ人幹部数最も多く、1929年に16人
	Borneo Company, Ltd.	最古の会社で借林区はメ・ファーン流域。ヨーロッパ人幹部12人
	Anglo-Siam Corporation, Ltd.	ヨーロッパ人幹部7人
	L. T. Leonowens, Ltd.	所有林以外に支那人経営の製材会社の製材を引き受け欧米に輸出。チュラロンコーンの師レオネーヴェン女史一族の設立
フランス系	Compagnie Est-Asiatique Francsise	所有林はメー・コック及びメー・インの流域。木材の流搬路としてメー・コーンを独占的利用
デンマーク系	Dänische Ostasien-Gesellschaft	主林区の所在地プレー。ヨーロッパ人幹部6人
支那系 (華僑)	Lam San	借林所在地はクロン・スマンマーク、ホエーイエ。
	Kun Tshamnong Tsinarak	借林所在地はクロン・ウタラディト

注： 中島宗一・シャム、317~320頁より作成。

第23表 28借林区の借林権者別及び借林区所在地別チーク  
伐採許可樹数及び借林権者別投資額(1926~41年)

所属国	借林権者名	借林所在地	伐採許可数(本)	投資額(バート)		
イギリス	ボンベイ・ビルマ社 (1926~41年)	メーコン	5,000	1,000万	43	
		メーピン	60,000			
		メチャング	70,000			
		メスロイ	30,000			
		パナムヘン	20,000			
		メルアング	10,000			
		小計	195,000	19		
	アングロ・タイ社 (1936~41年)	メチャング	100,000	500万	21	
		メガオ	120,000			
		小計	220,000	22		
	ボルネオ商社 (1936~41年)	メーピン	50,000	500万	21	
		メトイ	60,000			
		メートン	30,000			
		小計	140,000	14		
レオネノウエンス商会 (1936~41年)	メヨング	30,000	100万	4		
	メモック	20,000				
	メヨム	50,000				
	小計	100,000	10			
合計		14	655,000	652,100万	89	
フランス	Compagine Est-Asiatique Francsise	メー・パイ	20,000	50万	2	
		メー・チャム	60,000			
	小計	2	80,000	8		
デンマーク	Ostasien-Gesellschaft	メー・ヨム	70,000	7	100万	4
華僑	Lam Sam	クローン・スアンマーク	15,000	50万	2	
		ホエイエ	10,000			
	Kun Tshamnong Tsinarak	クローン・ウタラデット	20,000	45,000	4	
		小計	3			
土着資本経営 直営	ラオ土侯	ムアン・ロン	25,000	60万	3	
		メー・ター	35,000			
		メー・サイカム	10,000			
		ホエポートン	10,000			
		チャオ・ブリー及びチャオ・ラーチャオンス	?			12,000
	小計	5	92,000	9		
タイ官吏	ルアン・プラサール	メー・サク	15,000	2		
その他	?	?	30,000	3		
直営	政府保有林	政府山林局	?	15,000	2	
合計		28	1,002,000	1002,360万	100	

注： 所属国、借林権者名、借林所在地は中島宗・シャム、318~320頁、宮原武雄・南方経済資源総覧(第5巻・タイの経済資源)、257~260頁、等より作成。投資額は樋口弘・南方に於ける資本関係、105~152頁より作成。

リスばかりでなくフランス、デンマークなどが進出しているということは、タイ国林業における半植民地的性格を物語るものである。

20世紀の初頭までチーク林の伐採に従事する会社は数百を超えたが、1910年の第2期30年借林契約以降、小経営の林区は第22表に示すヨーロッパ会社6社（主にイギリス）に合併され、それによって企業者数も漸減し、チーク林は次第に大資本を有するヨーロッパ資本の支配下に置かれたのである。なおこれらのヨーロッパ伐出会社は巨額の資本によって、チーク業の大規模経営のみでなく、鉱業（主に錫）、工業等の諸企業にも進出しており、さらに南亜ないし東南アジアの各国には輸出入代理店を有して(136)、生産・流通の両過程で独占的利潤を享受していた。

以上のヨーロッパ人経営の伐採会社の他に、華僑経営及び第23表で示してあるタイ人経営（ラオ土侯5社、タイ人官吏1社、その他）の伐採会社があり、これら会社の経営規模及び資本額は小さく、ヨーロッパ資本に打ち打ちできなかった。タイ国系のチーク経営には前記した民間会社の他に1912年から開始された山林局のチーク直営経営があるが、それは弱体であり、低度の択伐作業のみが割合順調に進められているに過ぎなかった(123)。山林局は1938年には第24表で示すごとく4箇所のチーク直営地において年産1万本近くを出材するに至り、その後もさらに直営事業を拡大する方針をとった(111)。

第24表 山林局のチーク直営地と設備

山林名	着手年度	象	労働者	牛車	トラック
ホームオン	1912	7	26	20	—
ブラチャムラック	1918	2	34	20	—
メタ	1929	81	421	127	—
ムアンロン	1929	38	204	7	2
計		127	684	174	2

注：高山慶太郎・南洋の林業、79～80頁より作成

前述の第23表からチーク林に対する投資額について見ると、全投資額2,360万バートのうち華僑を含めた外国人投資額は97%を占め、そのうち89%までがイギリス系4社で占められており、そのことはまさしくイギリス資本によるチーク林独占化を意味している。タイ国系の投資割合はわずかに3%にすぎない。それではつぎに同表に示してある借林区の生産主体者別伐採許可数について明らかにすることにする。ここでは資料の制約で借林区は太平洋戦争直前の28借林区、そのチーク伐採数量は1926～41年に至る15カ年間に許可された数量であることを断わっておく。まず28借林区の各生産者による占有関係を見ると、外国系会社の借林区は20区で、そのうちイギリス系が14区となって全体の半分を占めており、タイ国系は8区である。つぎに生産主体者別のチーク伐採許可数量について述べると、総可伐数100万2千本のうち外国系会社は84%で、そのうち65%はイギリス系、8%はフランス系、7%はデンマーク系、4%は華僑系となって、イギリス資本のチーク林独占支配の事情がうかがえるのである。タイ国系の占める割合はわずかに14%にすぎない。

また別の資料によると1925年以降の新时期伐採契約で巻枯し用として選定した樹数は第25表の通りである。可伐総数は117万3千本の占有比はヨーロッパ系資本71%、そのうちイギリスは58%、フランス7%、デンマーク6%となり、タイと華僑資本を合わせた比は29%となっている(137)。以上述べてきたことからタイ国におけるチーク林の大部分がヨーロッパ系資本、そのうちとくにイギリス資

第25表 主要河川の排水流域別チーク巻枯し用選定樹数

排水施設	チーク樹数	密度(本/1平方軒)
メー ヨム	411,000	139
メー ワン	250,000	67
メー ピン	238,000	33
メー コン	161,000	32
サルウイン	91,000	-
メー ナン	22,000	10
合計	1,173,000	-

注： 吉田栄太郎・泰国資源経済論、167～168頁より作成。

本によって独占されていたことがわかるであろう。

### 第5節 山林局のチーク林収入

われわれは第1章第2節のタイ国一般財政の説明のところ、山林収入(主にチーク林収入)が該国の財政に大きく寄与していることを知ったし、さらに第3章第3節ではチーク林払下政策、及び第4節ではその払下政策の結果としてのチーク林生産の実態について明らかにした。山林収入の内容は、チーク林払下政策のところでも述べたごとく、独占伐採権=借林区契約ならびに小口許可による林区税=伐木税、入札によるプレミアム(手数料)及び検材による収税等(121)から成るが、山林収入の主体は主として欧人会社に与えられたチーク林独占伐採権によって生ずる林区税=伐木税であったのである。チーク林からの収入には小口許可による伐木税収入はほとんど存していなかったと考えられる。しかしチーク林以外の材には小口許可による伐木税収入は相当あったものと思える。チーク伐木税の基準は第3章第3節のチーク林払下政策のところ、説明した通りである。なお山林局の山林収入の獲得方法には以上に述べたものの他に同局自らによるチーク林直営生産の方法もある。それについても後に明らかにすることにする。チーク材への課税所は前述したごとく欧人の場合は収税所で、土着民は山元であった。前者の水路搬出されたチーク材はナコンサワンを中心とする諸検査所、すなわち森林税関=収税所——それは主にパクナムポーにある——に到着し、検査を受けて課税された。

それではまず第26表で歳入の中に占める山林収入の状況について説明しよう。資料的制約から1929年からしかかかげることができないけれども、表を見る限り歳入に占める山林収入の割合は平均して約4%を占めており、そのことから山林収入が国営鉄道、阿片専売、錫鉱を主とする鉱山収入等とともにタイ国歳入の重要部分を占めていることがわかるのである。

つぎに第27表によって山林局の具体的な収入・支出の状況について述べよう。まず収入から見ると、それは1896年に英人山林顧問のスレード氏によってチーク林政が確立された後は、一躍25倍にも増加(72)したという。1896～97年の収入は約73万バートであったのが、1901～02年には約145万バート、1916～17年には約256万バート、1921～22年には約311万バートとなり、さらに1929～30年には約503万バートに増加し、その増加率を1896年を基準にして見ると約7倍の伸びである。

第26表 歳入の中に占める山林収入

単位：パート

年 度	歳 入	山 林 収 入	歳入に対する山林収入比(%)
1929～30	107,117,933	5,073,306	5
30～31	96,322,219	4,680,902	5
31～32	78,948,232	3,258,282	4
32～33	79,644,675	2,494,061	3
33～34	72,428,424	3,015,000	4
34～35	74,467,008	2,515,000	3
35～36 (4～3月)	94,004,763	3,618,421	4
38～39 (4～3月)	117,711,966	3,775,362	3
1939 (4～9月)	59,337,851	1,290,805	2
39～40 (10～12月)	175,645,880	5,368,002	3
41 (1～12月)	137,968,768	5,958,748	4
42 (1～12月)	125,862,000	4,225,000	3

注： 1929～35年は台湾総督官房外事課編・南洋年鑑(第3回版)、594～596頁、1935～42年は南方年鑑刊行編・南方年鑑(昭和18年版)、513～514頁、等より作成。

その後は漸減して1932～33年には約248万パートまで減少しているが、減少の主な理由は1929年の世界大恐慌の影響によるものと考えられる。1934～35年には収入も約322万パートに増え、1936～37年には約427万パートにもなっている。1896～1939年までの43年間の収入を合計すると、約10,642万パートとなり、その年平均額は約247万パートである。

収入の内訳を見ると、チークがその大半を占めていることがわかる。チーク林収入の大部分は、前述したごとく、チーク林区の貸付によって得られた収入、すなわち欧人借林区から生ずる伐木税によるものである。1896～01年の5年平均のチーク収入の総収入に占める割合を見ると、94%と極めて高いが、その後は他材及び雑等の収入増加で、収入自体は増加しているが比率は減少傾向にある。1930～31年のチーク収入は308万パート、それを1896年の収入と比較すると約5倍の伸びである。1932～33年には総収入に占めるチーク収入の割合は53%と低下しているが、その理由は総収入の動向のところでも説明した通り、世界的不況の影響によるものである。1933～34年以降の収入は増加傾向にある。

チーク収入でもうひとつ注目すべき点は、山林局の直営収入がわりと大きいことである。1912年から山林局のチーク直営事業は始められているのであるが、ここでは資料的制約から各年次ごとに明らかにできないけれども、入手資料の範囲内で示すとつぎの通りである。1928～33年の各年平均純収入は556,000パート — 同年間の収入4,338,327パート、支出1,557,825パート、純益2,780,502パート — で、この金額はチーク林区の貸付によって収納される政府収入のおよそ20%に相当した。政府有林面積が全借林面積の5%にすぎないことを考えると、直営事業の収益率がいかに大きいかかわるのである(55)。なお表に示してある1935～39年の年平均の直営収入を見ると、約20%近くに達している。

1896～1939年までの43年間のチーク収入の合計は約7,183万パートで、それを年平均額にすると

第27表 山林局の収入・支出状況

単位：バード

年次	収入					支出		超過収入	
	チーク		他材	雑	計	支出	収入比(%)	超収	収入比(%)
	チーク	収入比(%)							
1896~97 } 5年	686,190	94	20,944	21,162	728,296	390,285	54	338,011	46
1900~01 } 平均									
01~02 } 5年	1,268,551	87	118,512	72,481	1,454,110	636,176	44	817,974	56
05~06 } 平均									
06~07 } 5年	1,392,183	83	235,647	44,107	1,671,937	337,857	20	1,334,280	80
10~11 } 平均									
11~12 } 5年	1,311,836	84	223,961	27,983	1,563,387	393,613	25	1,170,169	75
15~16 } 平均									
16~17 } 5年	1,790,758	70	718,437	51,044	2,560,239	556,022	22	2,004,217	78
20~21 } 平均									
1921~22	2,019,371	65	1,036,690	57,754	3,113,815	710,394	23	2,403,421	77
22~23	1,730,699	60	1,139,122	62,149	2,931,970	749,394	26	2,182,575	74
23~24	2,393,163	65	1,172,765	75,106	3,661,035	850,206	23	2,810,829	77
24~25	1,840,557	56	1,360,421	86,146	3,287,124	1,051,537	32	2,235,587	68
25~26	1,838,595	55	1,410,390	95,897	3,344,882	758,380	23	2,586,502	77
26~27	1,994,793	54	1,539,886	165,542	3,700,221	723,832	20	2,976,389	80
27~28	2,558,079	58	1,749,274	141,470	4,448,823	690,275	16	3,758,348	84
28~29	2,548,289	55	1,960,601	166,401	4,675,291	851,194	18	3,824,097	82
29~30	3,015,467	60	1,858,907	163,929	5,033,303	958,372	19	4,074,931	81
30~31	3,080,104	66	1,415,248	170,897	4,666,249	1,000,250	21	3,665,999	79
31~32	1,873,410	58	1,257,975	117,397	3,248,782	1,019,766	31	2,229,016	69
32~33	1,306,774	53	1,049,243	126,513	2,482,530	812,523	33	1,670,007	67
33~34	1,631,119	58	1,079,660	118,861	2,829,640	837,102	30	1,992,538	70
34~35	1,948,120	60	1,127,553	146,148	3,221,821	799,091	25	2,422,730	75
35~36	2,185,376 (651,787)	61 (18)	1,275,548	141,832	3,602,756	不明	不明	不明	不明
36~37	2,627,025 (750,524)	62 (18)	1,432,474	205,697	4,265,196				
37~38	2,660,306 (712,377)	63 (17)	1,421,175	162,043	4,243,524				
38~39	2,334,218 (498,079)	62 (13)	1,257,048	182,183	3,773,917				

注： 1896~1929年は台湾総督官房調査課編・暹羅の森林、232頁、1925~35年は台湾総督官房外事課編・南洋年鑑(第3回版)、687頁、1935~39年は台湾総督府外事部編・南洋年鑑(上)、732頁、等より作成。( )内は山林局の直営収入。1935~39年の各年の「チーク」収入には伐木税、税、政府売上等が含まれ、「他材」にはその他木材、薪炭、ステッキ、樹皮、油及び樹脂、その他等、「雑」にはジャングル物産売上等、雑収入等が含まれる。以上の各項目は1935年以前の各年次にあてはまるものと考えられる。但し、1912年以前のチーク収入には山林局の直営収入は含まれないと考えられる。



167万バートとなり、それは先に示した総収入年平均額247万バートの約68%を占めている。支出面はどうかというと、1896～01年の5年平均支出の収入に占める割合は54%となり、その後は大幅に減少しており、1927～28年には16%まで下がっている。1896～35年までの39年間の年平均支出の収入に占める割合は30%と少なく、逆に超過収入が70%と高い比率にある。そのことからタイ国の山林収入、とりわけチーク林収入が該国の国家財政に大きく寄与していることがわかるのである。

## 第6節 チーク資源の保続政策

前節において山林局の森林収入、なかでもチーク林収入が相当なものであったことを知ったが、それではその収入に基づいたチーク造林事業はどの程度進められたかを以下において明らかにしよう。山林局の計画課はその管轄事業としてチーク林事業の監督、巻枯し作業の他、造林もその重要な事業としていた。タイ国のチーク造林方法にはビルマ植民地と同様に天然更新と人工造林とがあったが、該国においても造林費節約の意味から前者の天然更新が重要視されていたようである。

まず天然更新について述べることにする。1896年の山林局発足当時から、スレード氏によってもたらされた一種の森林保続作業法であるビルマのブランディス択伐作業法が形を多少かえてチーク林の保続経営のため採用されたけれども、技術者と財源が不足のためにみるべき系統立ったチーク林の造林作業と改良作業は行われなかった。但し、ツル切りだけは実行され、さらに残存幼令木、保留木、母樹は完全に保護撫育された(84)という。天然更新の助成を目的とした撫育林地はまだ極めて規模が小さく、全チーク林地に対する造林撫育地の面積の歩合は言うに足りない程僅少なものであった。タイ国の天然更新においては幼樹が竹の繁茂で生育を阻害されているとのことであるが、隣国ビルマがこの混生した竹の性質を利用して造林に成功しているのにくらべると、まだ研究、経験において劣っていたのではないかと考えられる。

つぎに人工造林について見よう。タイ国は天然性チークの産地としてはその数量においても産出材の質においてもビルマとともに代表的であるが、人工造林ではジャワ、ビルマ程に達していない(122)。タイ国における最初の人工造林は1906年以来タイ北部のブレエ地方で試験的に行われ、1910年からは実際のチーク造林が開始された。チークの造林は政府の林業政策から決定的に生まれたものでなかったから(85)、その造林事業はいかなる予算の援助も受けることなく、ほとんど山林官の率先によって実行された(90)。そのために初期のチーク造林作業は範囲も狭くかつ中断しがちであった。1931年頃には300エーカー(約120ha)のチーク造林が行われた(38)。主なるチーク造林地は北部ではブラエ地方、南部ではパタニー地方であったが、その造林地は第28表からもわかるごとくほとんど北部タイに存した。

チーク造林が毎年規則的に行われるようになったのは1939年以後にすぎなく(86)、正確にはそれよりも少し遅れた1941年以降であり、同年になってはじめてチーク林やその他の樹種の造林に若干の予算が割り当てられ、その時以来、造林は年々増加した(91)。1910年からのチーク造林面積を示すと第28表の通りである。この表を見ると、造林面積に戦後の1954年までのものが混在していて、戦前についてははっきりした数字がつかめないが、以上において述べたことから判断すると、チーク造林面積2,156haの半分以上は戦後に行われたものと考えられる。戦前に実施された造林面積は至って少なかったのである。チーク造林地の大部分は、インドのニラムブールの苗木植栽方法とビルマのタウンヤ作業法の形式にしたがって植栽された(87)。

以上において説明してきたようにタイ国半植民地におけるチーク造林事業は極めて停滞的であったのである。その理由は何と言ってもイギリスの間接統治政策に基づくものである。すなわちタイ国政

第28表 チーク造林面積

単位：ha

地 方	年 代	面 積
メ ホ ン ソ ル ン	1919~34	40
チ エ ン マ イ	31~54	144
ラ ム パ ン	31~54	610
チ ェ ン グ ラ イ	40~41	16
プ ラ エ	10~54	899
ナ ン	31~43	87
ピ ス ヌ ロ ー ク	44~52	34
ス コ サ イ	13~54	326
計		2,156

注： 林野庁・熱帯林業特集(II)、海外林業事情調査資料(1960. 8)、13頁より作成。

府の財政権はイギリスが掌握しているため、造林行為という非常に金にならない事業に対しては財政支出を極力しぶったのである。

引 用 文 献

1. 会田貞助 1951 南方の木材、58、東京、丸善株式会社
2. 明石二郎・関嘉彦 1942 泰国農村経済論、15、東京、中央公論社
3. ———— 前掲書、15
4. ———— 前掲書、21
5. 秋永 肇 1943 南方統治の諸問題、153、東京、日光書院
6. ———— 前掲書、154~155
7. ———— 前掲書、155~176
8. ———— 前掲書、170~177
9. アジア協会編 1957 東南アジア政治経済総覧(上)、597~598、東京、ダイヤモンド社
10. ———— 前掲書、599~602
11. ———— 前掲書、598~599
12. 福原一雄 1942 南方林業経済論、156、東京、霞ヶ関書房
13. 飯本信之・佐藤弘 1942 南洋地理大系(タイ・仏印) 3 : 157~203、東京、ダイヤモンド社
14. ———— 前掲書、157
15. ———— 前掲書、158~203
16. ———— 前掲書、159~210
17. ———— 前掲書、161~162

18. ————— 前掲書、210
19. ————— 前掲書、210~211
20. 小西干比古 1942 南洋木材資源概要、137、東京、南洋経済研究所出版部
21. ————— 前掲書、136~137
22. 松尾 弘 1943 泰の経済、107~108、東京、朝日新聞
23. ————— 前掲書、108
24. ————— 前掲書、108
25. 宮原武雄 1943 南方経済資源総覧(タイの経済資源) 5:379、東京、東亜政経社
26. ————— 前掲書、379
27. ————— 前掲書、379
28. ————— 前掲書、90~91
29. ————— 前掲書、91
30. ————— 前掲書、91~94
31. ————— 前掲書、95
32. ————— 前掲書、242
33. ————— 前掲書、242
34. ————— 前掲書、257
35. 森 三郎 1944 南方の木材林業、179~186、東京、河出書房
36. ————— 前掲書、189~190
37. 森 三郎 1931.5 暹羅の林業並林政、山林彙報、46~49
38. ————— 前掲書、50
39. ————— 前掲書、185~186
40. 中島宗一 1943 シャム・南洋叢書4:62~63、東京、慶応書房
41. ————— 前掲書、569
42. ————— 前掲書、123~125
43. ————— 前掲書、134~135
44. ————— 前掲書、202~203
45. ————— 前掲書、575~577
46. ————— 前掲書、201~202
47. ————— 前掲書、310
48. ————— 前掲書、311
49. ————— 前掲書、311~312
50. ————— 前掲書、312
51. ————— 前掲書、313~314
52. ————— 前掲書、314~315
53. ————— 前掲書、55~56
54. ————— 前掲書、55~57
55. ————— 前掲書、339
56. 南方年鑑刊行会編 1943 南方年鑑(昭和18年版)、509、東京、東邦社
57. ————— 前掲書、509
58. ————— 前掲書、484~486
59. ————— 前掲書、486

60. ————— 前掲書、486 -
61. ————— 前掲書、488～502
62. ————— 前掲書、123～125
63. ————— 前掲書、512
64. ————— 前掲書、512～516
65. ————— 前掲書、524
66. 南洋団体連合会 1942 大南洋年鑑、520、東京、南洋団体連合会
67. ————— 前掲書、521
68. 日本タイ協会 1940 タイ国概観、80、東京、日本タイ協会
69. ノエル・ウィニヤード(紫田賢一訳) 1942 タイ国森林地帯記行、281～282、大阪、葛城書店
70. ————— 前掲書、290
71. ————— 前掲書、282
72. ————— 前掲書、289
73. 大形太郎 1943 南方圏経済論、67～68、東京、東都書籍株式会社
74. ————— 前掲書、76
75. ————— 前掲書、129
76. 奥野金三郎 1939. 4 暹羅林業の現状並に林業関係法規 南支南洋、116～123
77. ————— 前掲書、125
78. 大和田啓気編 1963 アジアの土地改革Ⅰ、69～99、東京、アジア経済研究所
79. ————— 前掲書、100
80. ————— 前掲書、100～101
81. ————— 前掲書、63
82. ————— 前掲書、73
83. ————— 前掲書、64～65
84. 林野庁 1960. 8 熱帯林業特集(II) 海外林業事情調査資料75:12 東京、林野庁
85. ————— 前掲書、12～13
86. ————— 前掲書、13
87. ————— 前掲書、13
88. 塩谷勉編 1969 東南アジア林業の展開、101、東京、地球出版株式会社
89. ————— 前掲書、101
90. ————— 前掲書、123
91. ————— 前掲書、123
92. 台湾総督官房外事課編 1937 南洋年鑑(第3回版)、571、東京、南洋協会台湾支部
93. ————— 前掲書、572
94. ————— 前掲書、597
95. ————— 前掲書、686
96. ————— 前掲書、686
97. 台湾総督官房調査課編 1931 暹羅の森林、207、台湾、南洋協会台湾支部
98. ————— 前掲書、207
99. ————— 前掲書、229
100. ————— 前掲書、229～230

- 
101. ————— 前掲書、230~231
  102. ————— 前掲書、208~210
  103. ————— 前掲書、210~211
  104. ————— 前掲書、211~213
  105. ————— 前掲書、214~215
  106. ————— 前掲書、218
  107. ————— 前掲書、217
  108. ————— 前掲書、219
  109. 高山慶太郎 1942 南洋の林業、56、東京、豊国社
  110. ————— 前掲書 64~65
  111. ————— 前掲書、79
  112. 高山慶太郎 1943 チークの話、19~20、東京、木材経済研究所
  113. ————— 前掲書、25~27
  114. ————— 前掲書、196
  115. ————— 前掲書、27~35
  116. ————— 前掲書、35
  117. ————— 前掲書、27~28
  118. ————— 前掲書、197~198
  119. ————— 前掲書、27~199
  120. ————— 前掲書、45~46
  121. ————— 前掲書、32~33
  122. ————— 前掲書、135~136
  123. ————— 前掲書、45
  124. 吉田栄太郎 1942 泰国資源経済論、28~51、東京、三笠書房
  125. ————— 前掲書、51~52
  126. ————— 前掲書、52~53
  127. ————— 前掲書、54~80
  128. ————— 前掲書、55~73
  129. ————— 前掲書、66~81
  130. ————— 前掲書、74~75
  131. ————— 前掲書、53
  132. ————— 前掲書、70
  133. ————— 前掲書、25~84
  134. ————— 前掲書、164
  135. ————— 前掲書、165
  136. ————— 前掲書、148~170
  137. ————— 前掲書、168
  138. ————— 前掲書、164

## 第6編 アメリカ帝国主義下のフィリピン 植民地林野制度

### 第1章 間接統治政策の特質

#### 第1節 植民地化過程と植民地経済の特徴

##### 1. 植民地化過程

フィリピンは、16世紀中葉から19世紀末まで、約350年間にわたってスペインの植民地支配下に置かれ、その後アメリカの植民地支配を太平洋戦争直前まで受けることになったため、ここでの叙述の順序もまずスペイン植民地期について説明し、その後アメリカ植民地期について述べることにする。

##### 1) スペイン植民地期

近世植民地政策の先駆者であったスペインは、15世紀の喜望峯迂回に成功して新大陸を発見し、それ以来イギリス、オランダ、ポルトガルなどが相ついで植民地を発見した。この時代のスペインの植民地領有政策の基本は重商主義政策にあった。すなわち封建的領主または個人による金、銀などの貴金属の獲得または珍奇な熱帯産物の収奪が植民地領有の最大の関心事であった。スペインはこのような重商主義的目的を達成するためにフィリピンの植民地化を実現したのである。したがってスペインのフィリピンにおける植民地政策は、移民植民地ではなく、もっぱら原住民農民の収奪政策にあった(34)。

植民地主義者は、スペイン絶対君主、貴族、フィリピンに派遣された総督・官吏、特権商人、それにカトリック各派の教団(Friary)・教団僧(修道僧Friar)からなっていた。彼らのフィリピン支配は、政治的には、土着民に対する侮蔑政策、分割支配、教団僧の反動的干渉、植民地官吏の腐敗、そして土着民の政治的自由の剥奪、彼らに対する仮借のない弾圧などの点できわだち、統治の性格は間接統治であった。また経済的には土着民に対する残酷な搾取と外国貿易の独占・制限によって特徴づけられた(143)。

スペインのフィリピン植民地化は、1519年スペイン国王の援助を受けたマゼランが世界一周への航海途中、1521年フィリピンのセブ(Cebu)島に上陸したことに始まる。マゼランはセブ島上陸直後、マクタン島の酋長との戦いで戦死したが、彼のこの歴史的航海によりヨーロッパから西航してもアジアに達することが明らかとなった。これによってスペインはもとよりヨーロッパ諸国のアジアに対する植民地獲得熱が急激に高まった。当時、スペインを含めた西欧諸国の東洋進出の目的は、重商主義思想を背景にした香料産地獲得・カトリック布教に置かれ、マゼランの周航はこういう重商主義的目的達成を容易にした。

しかし、スペインのフィリピン植民地化の根源は、マゼランの上陸自体にはない。当時の強国であったスペインとポルトガルの植民地分割協定であるトルデシラス条約(1494年6月締結)に根ざしている。植民地主義者はその本質をむきだしにし、ヴァート岬島の西300哩子午線から西方の半球内の異教国をスペイン領、それより東方をポルトガル領とした。こうしてスペインは1565年からフィリピンの永久植民地化に乗り出し、1571年にはマニラ建設を始めたのである(12)。そこでつぎにスペインのフィリピンに対する本格的植民地化の過程を明らかにしよう。

1564年11月、スペイン国王フィリップ2世(Philipp II)は、自国の植民地メキシコを基地として、レガスピー(Legazpi)を長とする遠征隊をフィリピンに派遣した。彼は1565年4月にセブ島を占拠し、セブ島の酋長トパス(Jupas)と正式協定を結び、スペインの主権を認めさせ、そこにスペイン最初の植民地を築いた。1569年レガスピーが最初の総督になると、彼はセブ島を根拠地として次々と領土を拡大して1570年にはルソン島のマニラに達し、翌年総督府をマニラに移した。1576年までにはフィリピンの全群島はほとんどスペインの統治下に置かれたのである。

ところでフィリピン植民地化当初、そこには全種族、全国民を包括した単一の中央集権的統治機構をもつ国家、つまり統一的政治機構としての土侯国家はなかった。当時の人口もスペイン統治期に入って間もない1591年の調査によると約70万人にすぎず、それを種族別に見ると、ネグリート種、インドネシア人種、マライ人種、支那人からなり、このうちの大多数はマライ人であった。このように統一国家がなくしかも人口が少ないということが少数のスペイン人による征服を容易にした。土着民は、政治・経済・社会的統一体としての村落(Barangay)——バリオ(Bárrio)とも言う——を中心に生活していた。この村落は血族を中心とする集団からなり、それは各島に互に独立して多数散在し、時には敵対関係になって戦う場合もあった。一村の規模は、大小種々であったが、一般には30~100家族ぐらいで構成された。そのなかでは、原始共同体が崩れ、封建的諸関係が発生しかけていた。土着民の社会階級は、酋長(datu)、自由民、農奴、奴隷に分かれていた(62)。酋長は村落内部で絶対的な影響力と特権を有し、最高権力者として立法・行政・司法の3権を一身に集めて住民を家畜のごとく酷使できた。酋長以外の住民は、彼らに対して貢納や労役の義務を負った。酋長のつぎには自由民が位し、彼らは村落の一般人で酋長と同様、村落共有地(=総有地)の分配にあずかり、貢納の義務はなく、収穫物は自由に処分できた。しかし、酋長の命令によっては無償で労働力を提供したり、戦争などの時はその指揮にしたがった。社会の最下層部には農奴と奴隷がいた。農奴は自分の家族と家屋をもち、耕地からの収穫物の半分は主人に渡すことになっていた。農繁期になると主人に奉仕した。奴隷は農奴よりも地位が低く、主人の屋敷内に生活し、主人の身体的束縛を受けて売買の対象にされた。

スペインのフィリピンにおける植民地体制は、このような原住民社会を基礎とし、間接統治の立場からとくに酋長の強力な権力を利用して樹立されていた。フィリピン支配が確立したのは侵略初期の1565~1600年の35年間であった。この期間にはスペイン統治期で達成された軍事、探險面の驚異的成果が見られる。この期に露骨な支配制度となったエンコミエンダ(Encomienda)や総督による地方統治制度(=州制)が成立している。スペイン支配者のもちこんだエンコミエンダ制は、スペインの封建的搾取制度であり、それは酋長利用を基礎にしていた。この制度は一種の徴税請負制度であり、また土地収奪制度でもあった。その特権はスペイン国王からフィリピン征服・支配に功績があったスペイン人に与えられた。とくに教団僧はこの制度により相当広大な土地を獲得した。エンコミエンダ制は時がたつにつれて土着民に対するあまりにも激しい支配収奪制度となったため、土着民から非常な反発を買うことになり、その結果17世紀初めにスペイン支配者はその機能を停止せざるをえなかった。

そこでこれに代る搾取制度として総督制の一層の整備による支配の強化がもたらされた。それは総督制下における州制の施行であった。各州には総督任命の知事が置かれた。各州の末端行政単位を町(Pueblo)とし、町は若干の村落(バラングイ)によって構成された。州知事にはスペイン人がなり、その当時の州知事は16名であったが、後に州は漸次増加して行った。町長及び村役員には酋長出身の土着民がついた。要するにフィリピンの行政機構は総督→州知事→町→村落の順で行われた。エンコミエンダ制廃止後はこういう行政機構の強化によって、土着民から税金や労役の収奪を行った。租税には直接税の所得税、間接税の専売税、宝くじ税などがあり、その他に40

日間の公共事業(Polos)のための強制労働が土着民各自に課せられた。この労役制は、スペイン統治末期の1884年にとられた税制改革で廃止となり、それに代る課税制度として人頭税(cedula)が18歳以上のすべての住民に課せられるようになったが、土着民の税負担度は以前と同様であった。たださえ貧困である土着民の生活は、人頭税やその他課税の重荷によって、一層貧困化したのである。他方、教団所有のエステートに住む農民の苦痛は、こうした重税にとどまらず、さらに封建的大地主としての教団・修道僧の強欲な搾取を受けた。こうして徴税された租税は、その大部分が本国にもって行かれ、戦費とか植民地関係官庁の費用、官吏の俸給・年金、教会維持などに費やされ、かんじんなフィリピンの経済開発や土着民の福祉には使われなかったのである(144)。

このようなスペインの支配によって植民地化当初のフィリピン土着民社会は、次第に変化してきたが、その変容の過程は19世紀初めまで極めて緩慢で、土着の新しい社会階級、つまり民族ブルジョアジーや小ブルジョアジー、労働者階級を生み出すまでには至らなかった。その主なる理由として、スペインがフィリピンを支配するに当り、土着民のおくれた伝統的社会関係を政治的に温存・利用することに努め、フィリピンの経済開発・資本主義的發展を無視し、かつ外交的には2世紀間に亘る対外貿易の束縛によって、フィリピン経済の發展を阻害したこと。以上の事実からフィリピンの商品生産・貨幣経済の発達がおくれ、土着民社会の分解があまり進行しなかった訳である。このような拘束的重商主義の植民地政策により19世紀初めまでのフィリピン経済開発は著しく遅れていた。だが19世紀の30年代からは植民地政策の変化により経済開発もとられるようになった。すなわちフィリピン植民地にもヨーロッパの産業資本主義が導入されるようになったのである。

以上において見たごとくスペインの長年にわたるフィリピン間接統治は旧式の搾取植民の典型であった。このような虐政の植民地支配の中で、フィリピン民族はスペイン権力者の言うままに牛馬のごとく無抵抗で生存していたわけではなかった。フィリピン人民は、スペイン植民地主義の苛酷な支配に抗して、しばしば反乱・一揆を引き起こした。こうした反乱は枚挙にいとまがなく、17世紀の主要な反乱・一揆だけでも、1660年のパンプンガ州の反乱をはじめ15件を超えている。しかしながら、1896年に革命的民族主義に指導された蜂起がおこるまで、フィリピン人の反乱・一揆は、厳格な意味での近代民族主義の性格をもたなかった。もとより、それらは、残虐な植民地支配に対する勇敢な反抗には間違いなく、1896年以前においても、19世紀の暴動のなかには、当然発生しつつあった民族主義や自由主義にある程度刺激されたものであったけれども、いずれも地方的・地域的なものにとどまり、近代民族国家や近代社会へのヴィジョンを持つものではなかった。これら反乱の多くは、植民地主義者の残酷な搾取・抑圧や差別に対する土着民(主として農民)の自然発生的反抗であるか、あるいは植民地権力によって伝統的特権を侵害された酋長の復古的反抗であるか、もしくは両者の結合したものであった。このような反抗は、正確な指導や強固な団結や組織に欠け、植民地権力の軍事力や政治的分裂工作などによって、多くの犠牲を出して鎮圧されてしまった。

しかしながら、19世紀に入って土着のブルジョアジーやインテリゲンチヤが生まれると、まず彼らの間から民族主義が芽生えるようになった。土着ブルジョアジーは、フィリピンの開港に伴う経済・社会的変化のなかから発生したのであるが、彼らは、苛酷な植民地支配に対し不満を持ち、自己の發展のために、いろいろな植民地ブルジョアジーと同様に、彼らは植民地主義的桎梏を断ち切って独立のブルジョア民族国家を樹立し、その国家の支配権を握ることを最高の理想としていたことは想像に難くない。インテリゲンチヤは、ブルジョア知識分子と小ブルジョア革命家に大別することができた。前者は、主として有産階級の出身であって、その階級の意味・利益を代弁し、改良的民族主義の担い手となった。後者は、知識階級のなかの急進的部分であって、比較的下層階級の出身者に多く、猛威を振る植民地権力の前に改良的民族主義の無力を痛感し、革命的民族主義の推



進者となった。彼らは、基本的にはブルジョア体制を否定したわけではなかったが、革命的手段による民族独立の達成を望んでいた。フィリピン民族独立運動史上、最初に民族運動の指導権を握ったのは改良的民族主義であったが、スペイン権力の仮借ない弾圧によってそれが挫折したとき、革命的民族主義が台頭し、民族独立運動を指導するようになった(145)。

1892年頃にはカティプナン (Katipunan) と称する反スペイン革命団体が結成された。この団体は熱烈なフィリピン国家主義運動を展開した。カティプナンは、1896年8月に革命運動への手はじめとしてスペイン支配のシンボルである「人頭税票」(Cedulas) を破棄し、自由に殉ずる決意を表明して、「フィリピン独立万才」を叫んだ。それは、フィリピン人民による独立のための最初の民族的武装蜂起の決議であり、革命への最初の叫びであったのである。1897年3月22日にはカティプナンが廃止されて、代って「革命政府」が樹立され、選挙の結果、「共和国大統領」にアギナルドが選ばれ、独立運動は本格的となった。このような緊迫した政治情勢の中で、1898年に地球の裏側では、アメリカ合衆国とスペインとの間に戦争(米西戦争)が勃発した(146)。この戦争によって、スペインのフィリピン支配にもいよいよ終止符がうたれる時がきた。欧米資本主義が、1873年の世界恐慌を契機として帝国主義段階に突入し、その結果植民地分割のための闘争が展開されると、スペインのフィリピン植民地も、1898年には米西戦争の結果アメリカの支配下に置かれるようになったのである。

## 2) アメリカ植民地期

### (1) アメリカ資本主義の発達と対外進出

アメリカが帝国主義経済へ移行したのは、米西戦争の起きた年の1898年であった。その時はじめてアメリカは海を越えて他国の領土を獲得したのである。すでに19世紀中葉にアメリカはカリブ海及び太平洋への発展について、相当な関心を示していた。1854年の「オステンド宣言」(Ostend Manifesto)、1852年のペリー提督の遠征は、その顕著な一例である。しかしながら1861～65年の南北戦争による北部の勝利とそれに続く急速な産業の発達ならびに極西部の開発は、しばらくの間はアメリカ国民の発展的精力を北米大陸にとどめるのに十分であった。農業の急速な成長と拡大は、発展過程に入った工業のために比類のない国内市場の増大をもたらし、鉄道運輸の急速な発達に保障された大市場が開かれたのである。ロッキー山脈以西地方は開発され、国内は鉄道でおおわれ、そして発達する産業の生産物に対する販路は供給され、これに関連するいろいろな出来事は極めて重大であったので、最も野心ある人々でさえも外国に踏み入ることなく、その征服の夢を満すことができたのである。

このような国内経済の事情でアメリカは南北戦争後しばらくの間は、なお従来の孤立主義(モンロー主義)の伝統から完全に離脱しなかったのである(44)。だが、1898年4月、キューバ問題をめぐってアメリカとスペインの間に戦争(=米西戦争)が起こった。当時、世界の先進資本主義国は帝国主義の段階に突入し、これら帝国主義諸国の間では、植民地分割獲得のための闘争が激化の一途にあった。米西戦争はアメリカがスペイン植民地を奪取しようとして引き起こした帝国主義戦争であった(147)。アメリカはこの米西戦争を契機として急速なる対外発展を開始し、キューバを自国の支配下に置き、フィリピン、グアム、プエルトリコを併合し、ハワイ群島を合併して、続いてサモアをドイツと分割し、政治的財政的策謀によってパナマ運河の建設を自国の独占的支配下に置き、パナマ運河地帯を完全に掌握したのである。そしてそれ以後、ラテン・アメリカ、とくにカリブ諸島ならびに中央アメリカに対して積極的な進出政策を展開したのである。

この対外政策における急激な変化は何によって生じたかといえば、それは言うまでもなく経済的動機によってである。この変化の劇的な原因は、1880年以後のアメリカにおける先例のない

急速な産業の革命的発展に基づいている。同じころアメリカは、たぐいまれな急速な産業の発展の過程にあったのである。この期間を通じてアメリカは、その比類のない天然資源、熟練ならびに不熟練労働の莫大な資源、さらにまた発見と組織の天分をもって、世界にかけて見られなかったほど最もよく装備され、かつ最も生産力ある工業経済を発達させた。厳重な保護関税に育成され、その金属・繊維・器具・衣料・家具及びその他の製造工業は、わずか1世代の間にまたたく間に揺籃期から完全な成熟へと飛躍し、ヨーロッパの最も先進的な工業諸国においてさえ、獲得されなかった高度の生産力を獲得したのである。

この産業発展の結果、アメリカは19世紀末葉を転機として、1890年まで移住辺境地が消滅し、国内市場の外延の拡大が停止されたことと相まってその経済活動が自給自足的であった段階を通り過ぎ、工業国へ転換しはじめたのである。そしてその工業力は、西漸運動によってもたらされた国内市場の需要の拡大をも超過するほど急速に増大する徴候を示し、その余剰生産物ならびに余剰資本のための市場を海外へ要求するようになったのである。これこそが、1898年以降のアメリカ帝国主義の最大の推進的要因とみなされている(45)。アメリカのフィリピン植民地化の狙いもこうしたアメリカ帝国主義の資本の要請にそうものであった。

## (2) アメリカ植民地期

アメリカ帝国主義は、1898年4月の米西戦争の勝利によって、スペイン領フィリピンを支配することになった。アメリカ帝国主義はフィリピンを自国資本にとっての良き資本輸出・製品販売・原料供給市場として位置づけたばかりでなく、該領を中国市場へ進出するための重要な拠点としても高く評価していた。その帝国主義的真意をアメリカ上院議員のベヴェリッジ氏(Senator Albert J. Beveridge)が米国議会でつぎのように発言している。「フィリピンは、永久にわれわれのものだ。フィリピンの彼方には、かぎりない中国市場が開けている。われわれはこの2つのいずれからも後退してはならない。……われわれの余剰生産物のハケ口をどこに求めたらよいのか?……したがって、太平洋を制する列強は、世界を制する。そして、その列強はフィリピンとともにあり、それは永久にアメリカ合衆国である。(148)」と。結局、米西戦争によるアメリカの勝利は、太平洋地域におけるアメリカ帝国主義の強力な台頭をもたらすことになったのである。以下において米西戦争を契機とするアメリカのフィリピン侵略の状況を概観することにする。

この戦争が起こると、アメリカ政府はただちに、フィリピン攻略のためすでに香港で待機していたデューイ(George W. Dewey)提督の指揮下のアメリカ太平洋艦隊をフィリピンに派遣した。アメリカ艦隊は、1898年5月1日、マニラ港で、モントヨ(Patricio Montojo)提督の率いるスペイン艦隊を撃破した。マニラ港海戦におけるアメリカの勝利は、太平洋における帝国主義列強としてのアメリカの台頭、フィリピン民族独立闘争の発展、アジアにおけるスペイン植民帝国の崩壊を告げる警鐘であった。しかしながら、スペイン艦隊の壊滅は、直ちにはフィリピンにおけるスペイン軍の降伏を意味しなかった。フィリピンを征服するためには、海軍のほかに陸軍兵力をも投入せねばならなかった。それに、太平洋を越えてアメリカ本土から援軍を送りこむには相当な日数を要した。そこでアメリカ政府は、広範なフィリピン人民の支持をもつアギナルドらのフィリピン民族主義指導者を抱きこんでデューイ提督に協力させ、フィリピン人民の革命的エネルギーを利用して、米軍の犠牲を最小限にいとめながらスペイン軍を撃破しようとした。アメリカ政府の指令を受けたデューイ提督が、当時香港に亡命中のアギナルドに対し、アメリカの「同情」と「援助」を表明した。

アギナルドら民族主義指導者は、アメリカの帝国主義的深謀遠慮を看破することができなかった。彼らは、アメリカがフィリピン人を利用しながらスペインの支配にとって代ろうとしていることに気付かなかった。アギナルドは1898年5月24日、帰国後最初の声明を発表し、「救世主」

としての「強大な北アメリカが、この国（フィリピン）の解放を実現するための努力に対して、無私の援助をあたえるためにやってきた。」と述べるとともに、立憲共和政治を行うのに適当な時期が来るまで、暫定的に「独裁政府」を樹立することを明らかにした。そして、5月30日を期して一斉武装蜂起に立ち上るよう人民によびかけた。彼のよびかけは、全国津々浦々にこたえました。一方、スペイン植民地権力の危機は、まことに深刻であった。ビアクナバト協約にもかかわらず、フィリピン人民の解放闘争は、衰えを見せないばかりか、米西戦争の勃発によって、フィリピンへのアメリカの進攻が必至となり、すでにマニラ湾海戦ではスペイン艦隊が大敗北を喫していた。このような状況のなかで、アギナルド政府は、1898年6月12日、フィリピンの独立宣言を行い、同月23日には従来の独裁政治を廃止して、新たに「革命政府」と「革命議会」を樹立した。そして同年8月1日に開催された全国市町長会議は、フィリピンの独立宣言を厳かに批准し、革命政府を承認した。

マニラは、1898年8月13日に米比軍によって陥落した。その時から、アメリカ軍は、革命政府の意図を無視して、アメリカ軍事政府を樹立したのである。革命政府は、米軍とスペイン当局の密約や、フィリピン軍のマニラ入城に対する米軍の否定的・挑戦的態度によって、ようやくアメリカのフィリピンに対する本心を疑いはじめるようになった。同政府は翌年の1月21日、フィリピン共和国憲法としてのマロロス (Malolos) 憲法を発布し、ついで同月24日にその憲法に基づいて、アギナルドを大統領とするフィリピン共和国を正式に発足した。それは、アジアにおいてアジア人によって樹立された最初の近代的独立共和国であった。

このようなフィリピン民族政府が確立するなかで、フィリピンの植民地化を狙うアメリカ帝国主義は、米西戦争の結末をつける1898年12月10日のパリ講和条約によってスペインからフィリピンの実質的支配権を獲得した。そしてその条約の中にはフィリピン民族の立場もフィリピン革命政権の存在も認めなかった。締結された条約の要点は、大まかに言うところのごとくである。①スペインは、フィリピン、グアムおよびプエルトリコをアメリカ合衆国へ譲渡する、②アメリカは、スペインに対し2千万ドルを支払う、③スペインは、キューバの支配権を放棄する、④譲渡された領土の住民の市民的、政治的地位は、アメリカ議会によって決められる、などである。この条約によって、アメリカの支配領としてのフィリピン植民地が誕生したのである。もちろんアメリカは、スペインから獲得したフィリピンをフィリピン人に返還する意思はまったくなかった。それどころか、マッキンレー (William McKinley) 大統領は、1898年12月21日、「慈善同化宣言」(Benevolent Assimilation Proclamation) を発表し、その中で、アメリカ人が「侵略者や征服者としてではなく、友人として」、フィリピンにやってきたと述べる反面、アメリカが該領にとどまり、その独立を認めないこと、力の政策によってアメリカの主権を該領に拡大することを明らかにした。

フィリピン革命政府のアメリカに対する期待は、完全に裏切られた。そのために1899年2月4日アメリカ軍とフィリピン革命軍との間に大規模な戦闘が勃発した。それは、アメリカ帝国主義の仕掛けた植民地戦争であり、フィリピン共和国にとって死活の独立戦争であった。ついにこの戦争も米軍の強力な軍事力によって革命政府側の敗北に終り、1902年5月6日、米軍に投降してきたバタンガス州の司令官マルヴァル (Minguel Malval) 将軍によって戦争の終結が宣言された。その後も人民の抵抗運動は部分的には続けられたが、大勢は決まった。合衆国フィリピン委員会は、1902年9月8日、アメリカ合衆国大統領に対し、「全面完全平和の状態が樹立された」ことを報告した。こうして、フィリピン民族革命は、強大なアメリカ帝国主義によって無残におし潰されてしまった。かつては自由・平等を掲げてイギリス植民地主義に挑戦し、独立を達成したアメリカも、いまや自己の利益のためには他民族の自由・独立を抑圧してはばからない帝国主義的下手人になり代っていた。

フィリピンの革命勢力は、人民大衆を指導して、アメリカにフィリピンの即時独立を認めさせるか、あるいは、一時的にはアメリカの主権を受諾しても将来における独立を承認させることを目指して戦った。しかし、闘争は、彼我の軍事力の差があまりにも開きすぎていたこと、アギナルド大統領をはじめ革命指導者がつぎつぎに捕虜となったことなどにより、中途にして敗れ去った。こうしてフィリピン民族革命は、スペインから獲得した独立を守り通すことができず、再び外国植民地主義の支配に道を譲らねばならなかったが、革命的民族主義に貫かれた革命闘争の歴史的意義は極めて大きかった。第1に、アジアで最初の、アジア人によるアジア人の独立民主共和国が樹立された。この共和国は、アメリカの侵略がなかったならば、強固で安定した民主的発展を遂げたにちがいない。第2に、民族革命は、フィリピン人民に民族の自由・尊厳の精神をたたきこみ、その後のアメリカ支配下における民族独立運動の精神的支柱となった。そして第3に、革命闘争は、独立・自由に対するフィリピン人民の決意をアメリカに知らせ、その後におけるアメリカの支配政策を慎重ならしめる要素となった(149)。おそらくアメリカのフィリピン統治政策が自治主義的間接統治政策となったのは、フィリピン民族に根強い独立闘争心が存していたことも大きく影響しているものと考えられる。

アメリカは1898年8月から軍政をしき、1901年7月以降からは民政へ移行した。アメリカの植民地政策は、産業資本の未成熟なスペイン時代における消極的な植民地政策と異なり、産業開発をかなり推進した。植民地主義の枠内ではあるが、経済開発が必要であったからである。だが、その枠は本国本位を修正したものであった。農民を基盤とする革命軍の革命的な性格を除去するためには民族的な要求も取り入れざるをえず、また19世紀末から20世紀にかけての国際経済の発展と独占段階における激しい植民地獲得競争が、完全な本国経済中心を許さなかったからである。したがって帝国主義国家ではあるが、懐柔策として宗教休制を基盤とするスペイン領有時代の政治を転換し、民主政治と独立への展望をフィリピン人に与えた(13)。すなわちアメリカのフィリピンに対してとった統治政策は自治主義的間接統治であったのである。それはアメリカがフィリピン植民地支配に残した大きな特徴の一つである。

アメリカは1902年にはフィリピン統治法を制定し、ついで1916年にはフィリピン自治法としてのジョーンズ法(Janes Act)を制定して、フィリピンに独立許与を約束した。このフィリピン独立問題は、その後の世界恐慌とその深刻化に伴い、また米国の内政問題と関連して急激に解決された。フィリピン独立法案としては、1932年のヘーア法(Hare Act)、1933年のヘーア・ホース・カッピング法(Hare-Howes-Cutting Act)が相ついで米国議会に上提され、これは米国大統領の拒否により、あるいはフィリピン議会の拒否により葬り去られたが、1934年米国議会を通過したタイディングス・マクダフィ法(Tydings-McDuffie Act)はフィリピン議会の受諾するところとなった。この法律に基づいて1935年5月、フィリピン憲法が制定され、9月17日にフィリピン正・副大統領及び国会議員選挙が行われ、11月15日をもって、独立準備政府たるフィリピン・コモンウェルス(The Commonwealth of the Philippines)の成立となった。タイディングス・マクダフィ法によれば、1946年7月4日をもってフィリピンは完全な独立国となり、独立宣言によって、フィリピン共和国(The Republic of the Philippines)となるべく定められていた。こうしてアメリカは1898年7月のルソン島占領から、太平洋戦争で日本軍の進攻を受けて撤退するまでの約40年間も、フィリピンを直接支配したのである(63)。日本軍は1941年12月8日、フィリピンへ侵入し米比連合軍との間に激しい戦争を展開した。3年間の日本軍占領下の困難な状況下にあってもフィリピン国民は頑強なゲリラ戦で抵抗した(1)。

(注) 彼は1897年12月スペインとの間に締結した休戦協定である「ピアクナバト協約」に基づ

いて国外に亡命した。亡命の大きな目的は諸外国にフィリピンの現状を知らしめることにあった。香港では独立のための武器購入に専念していたという。

## 2. 植民地経済の特徴

### 1) スペイン植民地期

スペイン植民地期のフィリピンの政治・経済上の支配権は、完全に封建的スペイン国王に掌握され、フィリピン土着民は彼の圧制下で呻吟していた。スペイン支配者はフィリピンにおいて近代に見られる資本主義的植民地政策をほとんど行わず、ただ19世紀初頭にかけて重商主義による商業利潤の獲得を目的に、フィリピン貿易の独占を強化してきた。そのためにフィリピンの全産業、すなわち原始産業の農業は、封建的スペイン植民地主義者の貪欲な収奪によって破壊され、原住民の経済生活は悪化していた。そのみならず、彼らは宗教的圧迫によって原住民への支配を一層強化した。このような植民地収奪政策によりスペイン領有時代のフィリピン経済には近代社会への発展的諸萌芽などほとんどなかったのである(35)。

スペイン植民地主義者は、フィリピンの植民地化とともに、土着の封建勢力をうまく利用しながら、フィリピン土着農民に仮借のない搾取・収奪をほしきままに行う一方では、長期間にわたりフィリピンの外国貿易を独占して、フィリピンの経済発展を著しく阻害した。彼らは、17世紀初めから18世紀末の約200年間も、フィリピン対外貿易をただ政府独占事業によるフィリピンのマニラとメキシコのアカプルコ(Acapulco)間の大帆船(Galleon)貿易にのみ限定し、自由貿易を厳禁した。その間は、まさに束縛の時代となり、貿易抑制政策は、スペイン重商主義の反映であった。その主な狙いとしては、①メキシコおよび南アメリカの銀をフィリピン、中国など東洋諸国に流出させないこと、②低廉な東洋商品をスペイン製品と競争させないようにフィリピン貿易を制限すること、③スペイン製品のハケ口として南北アメリカ市場の確保(150)、などが指摘される。大帆船貿易は政府官吏の管理下において、大帆船の船荷券を持った者、つまり総督、官吏、功労のあった退職官吏・軍人・教団、それに非合法的であるが、大商人などのみが貿易に参加でき、莫大な利潤を保障された。貿易品は、主に中国・インド産の絹布・綿布・黄金細工品やフィリピンの香料、獣皮などからなり、これがスペインやヨーロッパ諸国で売られると、相当な利潤となった。しかし、大帆船貿易・貿易制限政策では、ただ一部の特権者のみが、利益を得るにとどまり、スペイン産業の没落を救えなかった。しかも、その政策はフィリピン土着民の移動の禁止・制限政策とあいまって、フィリピン経済、とくに農業や商業の発展を著しく阻害したのである。

ところが、フィリピンにおけるスペインのこういう重商主義的経済政策の状態は、19世紀に入ると段々と変ってきた。というのはスペインのフィリピン経済政策に変化が生じたからである。その変化のはじまりは、18世紀末に政府がフィリピンの経済開発に関心を示すようになってからのことである。1762年、北米・インドの植民地争奪戦をめぐる英国と仏・西国の戦争中、一時的ではあるが、マニラはイギリスの占領下に置かれ、イギリスはフィリピンの経済的価値に着目しはじめていた。そのことがスペイン政府の経済政策を動かす有力な要因となった。その頃、ヨーロッパの自由思想の影響を受けて、フィリピンの通商にも新しい方向が開かれた。政府は従来からの政策方針であったメキシコ経由によるフィリピン・スペイン間の間接的交通方法を廃止して、直接交通による両地域の直接貿易の発展とスペイン経済、とくに農業の開発を目ざして、1785年総督バスコ(Basco)によって王立フィリピン会社が設立され、その会社は政府の特別保護と特権を受けていた。主なる株主は、スペイン国王、商人、サン・カルロル国民銀行、セヴィリヤとハバナの貿易会社、マニラのスペイン商人などから構成されていた。同会社はフィリピンの絹、藍、砂糖、棉花、香料

などの農産物の増産につとめるとともに、絹、麻などを基礎とした繊維工業の発展をも図り、フィリピンの輸出農業の発達に大きく寄与した。しかし、フィリピン在住のスペイン商人が利潤の多いアカプルコ貿易（大帆船貿易）に関心をそそぎ王立会社の事業には消極的であったこととか、会社が利潤の多い食糧品や酒類の輸入に手を出さなかったこと、それに儲けの多いアカプルコ貿易をさせたこと、などのために次第におとろえて行き、しまいには特権をとりあげられてしまった。

スペイン政府は、王立フィリピン会社の特権廃止と同時に200年間の貿易束縛政策に終止符を打ち、フィリピンの門戸開放にふみきった。このことはスペインの植民地政策が商人資本の利益を追求する重商主義的なものから産業資本の利潤追求にそう自由主義的なものへと転化したことを物語っている。1837年にはマニラ港が開港した。1855年になるとスール(Sual)、イロイロ(Iloilo)、ザンボアंगा(Zamboanga)の3港があいついで開港し、1863年にはさらにセブ(Cebu)も外国商船に開放された。この門戸開放政策の背景には①17世紀後半にヨーロッパにおいて自由主義的経済思想が台頭した、②スペインに侵入したナポレオン軍によって自由主義思想がスペインに伝播した、③南北アメリカにおけるスペイン植民地やイギリス植民地があいついで独立したことに対する反省があった、④フィリピン市場の開放を求める英・米資本の圧力などによって、スペイン政府が従来の排他的・独占的貿易政策を維持できなくなった という事情などがあつた。フィリピンの開港は、フィリピン経済に大きな影響をもたらした。それはとくに輸出を目的とした農業生産を活性化し、あるものは世界的な商品となった。すなわちフィリピンの農産物として世界的商品となった砂糖、マニラ麻、タバコ、コーヒー、ココナッツなどの生産・輸出が飛躍的に増大した。砂糖の輸出高は1782年にわずか約3万ピクルであったのが、1840年になると14万4,461ピクルに増加、1857年には71万4,059ピクルに増大し、1840年の5倍増となった。マニラ麻は19世紀初め世界市場に出たばかりであったが、1840年には8万3,790ピクル、1850年には12万3,410ピクル、1858年には41万2,502ピクルと輸出は飛躍的に拡大した。さらにフィリピンとヨーロッパの通商関係は、1869年のスエズ運河の開通によって一層活発になったのである。

対外貿易の発展は、フィリピン社会の商品生産と貨幣経済の発展を促進させずにはおこななかった。生産のなかではとくに輸出農業の発展が著しかったことは言うまでもない。南北カマリネス州、アルバイ州、ソルソゴン州等ではマニラ麻とココナッツ、パンプンガ州とネグロス島では砂糖、カガセン、イロコス州ではタバコ、バタンガス州ではコーヒーの栽培がそれぞれ急速に発達した。これら作物の栽培は、大地主や富農の農園で数多くの農業労働者や小作人を雇用して大規模に行われた。国内商業も盛んとなり、マニラにはスペインの商館をはじめ、英・米・仏などの商館も設立された。商品の生産・流通を促進させるための交通・通信手段も整備された。経済の発展に伴い人口も増加し、18世紀末の人口が約152万人であったのに対し、1845年には約348万人となり、2倍以上に増加した。

このような資本主義的商品生産・貨幣経済の発展によって土着民社会の分解も急速に進行した。土着民社会の階級分化が進み、土地・農民問題が激化する一方では、土着の資本家や労働者が発生した。資本家は農村や地主および地主を兼ねた商人、都市の商人、手工業主、マニラの混血商人などからなっていた。土着の資本家は主に輸出農産物栽培に進出したが、スペイン人資本家や華僑資本家は商業や製造業などの分野にほとんど進出した。労働者は主として没落した農民とか手工業者によって占められていた。労働者を多量に雇用する近代工業が存立していなかったため、大部分の労働者は農業労働者として農園に働いた(151)。

このようにスペイン植民地主義者のフィリピン経済支配は、19世紀初葉までは土着民農業に対する残酷な搾取と外国貿易の独占・制限によって特徴づけられている。だが、19世紀中葉からの門戸開放によって商品経済が全島に波及するようになると、輸出のための農業生産の発達をはじめとし

て諸産業の発達をもたらされるようになったのである。スペイン支配下のフィリピン経済の中心は依然として農業であったが、こういう農業の発展に伴う林業の発展は、極めて停滞的であった。その理由は、スペイン支配者の目的が農民収奪に集中し、林業開発に対しては極めて消極的であったからである(14)。

## 2) アメリカ植民地期

フィリピンが1898年にアメリカの領有となってからは、フィリピン経済はアメリカの近代的植民地政策によって顕著な発達をした。しかしそれは、フィリピンの幸福や生活向上をはかるという道義的意図から出たものではなく、あくまでもアメリカ自身の利益のためであった。アメリカとフィリピン植民地との経済関係は、スペインのそれとは本質的に異なっていたので、その植民地経済政策も自ら変化している。すなわちかつてのスペイン植民地主義のごとき原住民の経済生活を破壊するような収奪政策は、アメリカ資本にとっては何の利益にもならないのである。なぜならそうした収奪政策はフィリピン経済の再生産を破壊し、原料供給地としての役割を果たさなくなるのみならず、本国製品の販売市場としての機能を喪失することになるからである。そのためアメリカはできる限り、最大限の利潤を自国にもたらす政策を講じながら、フィリピン原住民の産業の発展と、生活のある程度の保証を与えたのである。

そこでまず、スペインの封建的収奪本位の植民地政策を止揚して、本国の工業製品を販売せしめる必要から、自給自足を目的とする封建的農村の自然経済を解体せしめて、商品経済の促進を必要としたのである。そのためには、アメリカはフィリピン原住民の農業生産物が商品化される流通過程の近代化のみに満足せず、その基本産業たる砂糖、麻、木材などの生産過程に直接干渉し、本国の技術と資本とをもって能率的な農林業の経営を行い、それによって植民地の富を可能な限り収奪せんとする欲求から、農林業部門にエステート農業(栽培農業)の型で進出した。この型は甘蔗栽培に多く、その栽植農業の近くには、製糖工場を設立して、生産から加工までの一貫作業を支配し、高い交換価値の実現をめざした。

しかし、アメリカは自国資本の安全を守るためにフィリピン産業の近代化には常に一定の限界を設けたのである。かくして、フィリピン経済構造の基本をなす農業関係には、依然として前期的遺制が強く残存した。アメリカの産業政策は母国の不足品である砂糖、麻、コプラなどを植栽せしめ、フィリピン原住民の自主的農産物である棉花及び米などの生産の助長を抑制して、フィリピン経済を完全にアメリカに依存せしめたのである。

このように、フィリピンは永い間、封建的スペインの領有に引続いて、アメリカの植民地として開発されたために、豊富な資源を有しているにもかかわらず、その産業は極度に偏倚的な発展形態をとっている。そのためにフィリピン人の経済的危機は、単に世界恐慌と戦争などに由来する単純なものではなく、実にフィリピン経済の植民地型としてのそれ自身の内にひそんでいる脆弱性に起因していたのである(36)。

以下アメリカの経済的支配過程をやや具体的に示そう。アメリカ政府は、フィリピン間接統治面で自治主義という比較的寛大な態度でのぞんだが、その狙いとするところは、前述したようにフィリピンに対するアメリカ資本の経済目的、つまりフィリピンを彼らの製品販売・原料獲得・投資市場とすることによってそこから最大限の利潤を円滑に引き出すための政治環境を作ることにあつた。彼らは、フィリピンにおける反植民主義や民族主義を鎮静するためフィリピンへ大幅な自治を許容する一方、経済的にはフィリピンに少しの自由をも与えず、アメリカ資本の利益本位の経済政策をとった。

アメリカ占領時代の最初の10年間、すなわち1909年まではフィリピン革命及びアメリカの軍事行動の破壊的な影響などによって、フィリピンの経済状態は沈滞的であった。しかし、1909年か

らは米西条約に規定されたフィリピンにおける米西両国からの輸入商品に対する同一待遇期間の終了を機として、アメリカのフィリピンに対する経済的進出の要求は急激に高まった。その最初の重要な法的措置が、1909年の「ペイン・アードリッチ関税法」(Paine-Aldrich Tariff Act. 以下「ペ・ア法」と略す)であった。この法律は、アメリカの対比自由貿易を規定したもので、それによると、アメリカ商品のフィリピンへの輸出は無制限かつ無関税であるのに、米を除く砂糖・煙草などのフィリピン商品のアメリカへの輸出には、一定の割当制がとられた。こういうアメリカ側の一方的な自由貿易に対して、フィリピン議会は、満場一致で反対し、ペ・ア法の成立を見送るよう米国議会に請願したが、認められなかった。

自由貿易の確立によって、フィリピンの生産は促進され、貿易も質・量ともに高まった。それに伴い政府収入も増加し、道路、橋、病院、学校などの公共施設も作れるようになった。だが、自由貿易によって生じたこのような繁栄は、みせかけのものにすぎなかった。その理由としては第1に第1表でも示すごとく、フィリピンは輸出入貿易の面で完全に米国に依存させられ、フィリピンの

第1表 フィリピンの対外貿易額に占めるアメリカの占有比率(%)

年次	対外貿易額に占める対米貿易額比	輸出額に占める対米輸出額比	輸入額に占める対米輸入額比
1900	11	13	9
05	32	44	19
10	41	42	40
15	48	44	53
20	66	70	62
25	66	73	58
30	72	79	64
35	72	80	64
40	75	75	74

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、1079頁より作成。

輸出の大部分はアメリカ向けで、輸入の大半がアメリカからであった。例えば、1940年にはフィリピンの全輸出の75%がアメリカ向けとなり、輸入も74%がアメリカ商品であった。フィリピンからのアメリカ向け輸出品はほとんどが一次生産物であるのに対し輸入されるアメリカ商品は工業製品で占められていた。米国は、フィリピンからの輸入産物などあてにせず経済発展をとげたが、フィリピンは、米国市場なくしては経済の維持は不可能であった。

第2に、輸出入貿易の対米依存は、フィリピンにおける特定産物の偏重を招いた。アメリカの需要が主として砂糖、ココナッツ、タバコ、麻など若干の農産物に集中したので、フィリピンの地主、ブルジョアジーや外国資本はもうけの多い、こうした輸出作物の生産に競ってあたった。フィリピン人口の3名に1名が、何らかの形で対米輸出作物に依存するようになった。ここで第2表から1929~39年のフィリピンにおける輸出商品構成について見ると、5大輸出商品といわれるものなかには、砂糖・コブラ・マニラ麻・ココヤシ・煙草などがあり、それはすべて輸出農業商品である。それ以外にわずかに刺しゅう品と木材があるのみである。最大の輸出商品は砂糖で、それはつ



第2表 フィリピンの輸出商品構成

単位：%

年次	砂糖	コプラ	マニラ麻	ココヤシ油	煙草	刺しゅう品	ココヤシ菓	木材	その他	総金額
1929	32.4	9.5	17.3	17.7	5.3	3.7	2.1	2.2	9.8	328,894 <sup>千ペソ</sup>
30	39.2	10.1	13.8	14.4	5.9	2.7	2.2	2.2	9.6	266,334
31	48.0	8.8	8.6	14.5	7.1	2.5	1.8	1.8	6.9	207,944
32	62.7	5.4	5.3	8.0	6.7	3.5	1.7	0.9	5.8	190,676
33	60.8	8.5	6.5	8.7	4.9	1.8	1.6	1.2	6.0	211,542
34	59.3	7.8	7.9	6.2	4.7	2.4	2.0	2.0	7.7	220,807
35	35.0	11.6	12.2	13.0	6.4	5.4	4.2	2.7	9.5	188,491
36	45.4	11.0	12.5	10.1	3.9	3.1	3.2	2.3	8.5	272,896
37	38.2	10.6	14.3	13.5	3.3	2.4	4.2	2.6	10.9	302,533
38	43.2	10.6	8.8	9.2	4.3	5.3	3.3	2.4	12.9	231,591
39	49.5	11.1	9.8	7.6	6.0	4.4	3.6	2.6	5.4	242,452

注：萩野敏雄・南洋経済史論、122頁より転記。

ねに輸出総金額の30%以上を占め、恐慌時には60%にも達している。木材は1930年以降はいつも第8位にある。こういう輸出作物が重視された反面、もうけの少ない米・トウモロコシなどの食糧は軽視された。おくれた耕作方法や不備な灌漑施設などのため、食糧の生産力は著しく低かった。米の平均収穫高は、ビルマ・タイの約3分の1以下にすぎなかった。フィリピンは、食糧を自給できず、不足分を他の東南アジア諸国に仰いだ。

第3に、自由貿易によって、アメリカの無関税商品が大量に流れこんできたため、フィリピン工業の発展が妨げられた。フィリピン工業の抑制は、米国商品と競争するような工業をフィリピンに樹立させないという、アメリカ大資本や政府の意向と合致していた。1939年にフィリピン人口の4%が製造工業に雇われたが、これら工業の大部分は、農業労働者をパート・タイマーとして使用する小規模の手工業と輸出向け農・鉱業品の生産・加工を行う工業（砂糖製造業、ココナッツ製油業、タバコ製造業、索条工場など）からなっていた。

このようにフィリピン経済は、自由貿易の結果、アメリカの意のままの状態に置かれ、その重要部門は、アメリカ資本及びその他外資によって支配された。太平洋戦争直前の状態について言えば以下の通りである。すなわち、砂糖生産はフィリピン経済の中枢をなし、全人口の12%にあたる2百万人がそれに依存していた。砂糖生産のために土地・工場に投資した投資総額は2億8,900万ドルに達し、そのうち50%がフィリピン、30%以上がアメリカ、15%がスペインの各資本であった。砂糖工場への投資9,300万ドルの大部分は、アメリカ資本によって占められた。ココナッツ産業を見ても、栽培地の投資額では、アメリカ資本が優位に立ち、米資本550万ドルに対し、フィリピン資本は90万ドルにすぎない状態であった。

1938年の製造業関係資産は、1億7,820万ドルとなり、このうち35%がフィリピン、19%がアメリカ、14%がスペイン、7%が華僑の各資本であった。電燈・電力への投資額は2,820万ドルで、そのうちアメリカ資本が73%を占め、フィリピン資本は20%にすぎなかった。鉱業への投資総額は約1億ドルとなり、そのうちの48%がフィリピン、38%がアメリカ、6%がイギリスの各資本で

あった。商業に対する投資は、2億9,380万ドルに達したが、そのうち35%をフィリピン、21%をアメリカ、25%を華僑の各資本が占めていた(152)。林業の投資(1932年)について見ると、1,346万4千ドルとなり、比率にしてアメリカが48%とトップに立ち、ついで支那が40%、スペイン6%、日本3%、フィリピン2%、その他1%という順である(37)。以上の投資内訳から林業を含めた各種産業全般にわたりアメリカ資本の優勢がうかがわれる。

最後に第3表からフィリピンの産業別の国民所得を見ると、該領が依然として農業国であることが明瞭であり、林業は年所得額の5.33%を占めている。そのことから、また前述した林業の投資

第3表 フィリピンの産業別国民所得(1940年頃)

単位：千米ドル

区 分	年 所 得 額	割 合 (%)
農 業	178,500	56.80
牧 畜 業	5,500	1.75
製 造 工 業	45,000	14.50
漁 業	42,000	13.35
鉱 業	26,000	8.27
林 業	16,750	5.33
計	314,250	100.00

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、1080頁より作成。

状況から考えても、アメリカがフィリピン植民地の林業開発を極めて重要視していたことがわかる。製造業はやや発達したとはいえ、全体としてはアメリカの植民地の地位を脱却し得たものではなかった(64)。

## 第2節 間接統治政策の特質

### 1. 自治主義的間接統治政策

アメリカのフィリピンに対する間接統治政策は、自治主義的間接統治政策であった。アメリカのこの統治政策はヨーロッパの古い植民諸国英・蘭・仏などの植民地政策とは異なった、より進歩的な、植民地統治に成功しようとする諸民族のむしろ準拠すべき、道徳的性格を担うものとして認められ、アメリカ人によって自負されていた。だが、この統治もイギリス、オランダやフランスの植民地が、何十年か後に必然的に到達すべき段階を持つところのものであるから、本質的にヨーロッパ一般の植民地統治と異なるところはない。いわゆるヨーロッパの間接統治の到達する恐らくは最高の段階を呈示したものがアメリカのフィリピン統治であったのである。アメリカはフィリピン人に立法権を形式的に完全に手渡したばかりでなく、後にはコモンウェルス(自治政府)をも与えた。もちろんフィリピン・コモンウェルスは完全に衆民主義的共和国である。けれども、これは現実的には独裁制に他ならない。初期には下院議長たるオスメニャ、後には大統領ケソン、この2人の人間をアメリカは直接統治対象と見なしてきた。ケソンはヨーロッパ植民地のサルタンとあらゆる意味で比較された。アメリ

カが衆民主義の形態をフィリピンに付与することによって、最も進歩的な制度の恩恵を与えたと言うけれども、その実は独裁であったことは、あたかも南米諸国に対するそれと等しいものがある。モンロー主義はその原理の一つとして南米諸国を自由なる共和国として保持すると言うが、そこには興亡常なき軍事的独裁政府が存したのである(2)。以下、フィリピン植民地におけるアメリカの自治主義的間接統治政策について具体的に説明しよう。

アメリカのフィリピン間接統治の大きな特徴の一つは、当初におけるフィリピン民族主義への弾圧の時期を経て、次第にフィリピンの自治を拡大して行ったことであった。この「自治原則」(Principle of Self-government)を基調とする植民地政策を推進した背景には、いろいろな要因が働いているが、アメリカの建国の歴史と伝統もその一つの大きな要因である。すなわちアメリカのフィリピン統治は、アメリカ建国精神の表明とも言うべき1776年の独立宣言、アメリカ憲法精神ならびにその対外政策としてのアメリカ大陸の自主性を宣言した1823年のモンロー主義にともかくも矛盾しない政策に依存した点において、イギリス、オランダのごとき歴史的諸段階をその植民政策上経てきた国とは異なる性格を持つのである(3, 41)。

しかし、自治主義をもたらした要因はそればかりではない。その他にスペインの圧制の中できつきあげられたフィリピン民族主義も存するのである。そのことについて秋永肇氏は著書「南方統治の諸問題」の中でつぎのように論じている。「吾々がフィリピン共和国政府について以上若干の叙述を与えたのはアメリカ統治の楨杆たる自治と教育——いかにもアメリカの愛他的理想主義に基づいてアメリカがフィリピン人に恩恵的に与えたかの如き印象を受くところの——が本質的には決してアメリカの発意ではなくして、フィリピン人がその時まで持っている民族的・社会的・政治的条件の基礎につくり上げられたものだということを露呈せんがためであった。すなわち自治と教育とは絶対にアメリカ統治がそれから出発しそれに依存しなければならなかったところのフィリピン民族の財産だったのである。もしアメリカ統治にして成功だというのがあれば、この民族的諸条件に忠実に適応し、これを基盤としてフィリピン民族主義をかのアングロ・サクソンのデモクラシーによって完全に腐敗せしめたことであらう。

フィリピンに関するアメリカの文献は、アンティ・フィリピン派とプロ・フィリピン派との対立の故に両者とも可成り事実の歪曲、解釈の相違があって客観的判断に困難を感ずるのであるが、フィリピン人が民族的統一を有するや否やに関する問題の如きその最も鋭き表現であらう。フィリピン・コモンウェルス成立は、それがアメリカ国内の経済的利益を確保するための利己的(アメリカ人の好んで用いる利他的なる言葉はここでは通用しない)契機に基づくものなることは衆知の事実であるといえ、フィリピンの民族的統一が存在しなければこのような形ではその負担がフィリピンに転嫁されはしなかったであらう。従ってこのこと自体がすでにフィリピンにおける民族の存在を肯定するのである。(4)」と。この文節からもフィリピンの民族主義が、アメリカの間接統治政策を自治主義的政策に変革せしめることに大きな力となっていたことがわかるのである。

ところでフィリピン統治は4つの段界に区分される。

第1段階は軍政期にして、スペイン軍の降伏により1898年8月12日停戦協定成立して翌13日アメリカ軍のマニラ進駐に続いて、14日よりフィリピンに対するアメリカ軍政が布かれた。この期は統制ならびに権威がアメリカの手にあった限り、フィリピン統治は完全にアメリカ的であると言われる。

第2段階は1901年7月4日に始まる文治期にして、形態的には、委員会統治(Commission Government)への時代である。初代の総督としての民政長官(Civil Governor)タフト(William H. Taft)の政策がこの期を通じて浸透していたため、タフト・レジームとも言われたのであるが、この期の統治の特徴はフィリピン人によって援助されたアメリカ人の統治である。タフト以下歴代の統治者名を示すと第4表の通りである。

第4表 アメリカ統治下の歴代フィリピン統治者名

歴代	氏名	統治年	
(民政長官) 総督	第1代	ウイリアム・タフト (William H. Taft)	1901~04
	" 2 "	リューク・ライト (Luke E. Wright)	04~05
	" 3 "	ヘンリー・クレイ・アイルド (Henry Clary Ide)	05~06
	" 4 "	ジェームス・スミス (James Francis Smith)	06~09
	" 5 "	ウィリアム・フォーブス (William Cameron Forbes)	10~13
	" 6 "	フランシス・ハリソン (Francis Burton Harrison)	13~21
	" 7 "	レオナルド・ウッド (Leonard Wood)	21~27
	" 8 "	ヘンリー・スチムソン (Henry L. Stimson)	27~29
	" 9 "	ドワイト・デーヴィス (Dwight F. Davis)	29~32
	" 10 "	セオドル・ルーズヴェルト (Theodore Roosevelt)	32~33
	" 11 "	フランク・マーフィ (Frank Murphy)	33~35
高等弁務官	第1代	フランク・マーフィ	35~37
	" 2 "	ポール・マクナット (Paul McNutt)	37~38
	" 3 "	フランシス・セーキー (Francis B. Sayre)	39~41

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、1061~1062頁より作成。

第3段階は1916年のジョーンズ法 (Jones Law) のアメリカ議会通過によってフィリピン人にある程度の自治権が賦与された時期である。この時代の統治は、アメリカ人によって援助されたフィリピン人統治と規定された。

第4段階は1934年3月24日に成立したフィリピン・コモンウェルス及び独立法 (The Philippine Commonwealth and Independence Law)、いわゆるタイディング・マクダフィ法に基づいて形成されたフィリピン・コモンウェルスの時期であって、1946年完全独立に至るまでの準備期である。この時代においてはフィリピン統治はフィリピン人自らによるフィリピン民衆のための統治へ歩を進めた。

以上のようなフィリピン統治の時代区分は、あたかも理論的にフィリピン統治が独立へと発展しているかのように見えるが、たしかに形態的にはこのような発展を否定することはできないであろう。アメリカのフィリピン統治政策の枢軸は自治と教育であって、この2つを中心にその統治は展開されてきた。そして、教育がアメリカ的民主政ならびに一般にアメリカニズムに重点が置かれていた限りにおいて、それは自治の発展のための不可欠な役割を持っていたと解しうるだろうし、このように解する時には、フィリピン統治は限られた地方自治から、民族的自治への発展であったと言えよう。事実、フィリピン・コモンウェルスにおけるフィリピン政府は一つの自治政府以外のものではなかった(5)。

まず第1段階の軍政期における統治と自治主義の実情について明らかにしよう。フィリピンは1901年7月4日、タフトが民政長官に任命されるまで、米国比島遠征軍最高指揮官メリット将軍 (Wesley Merrit)、オーティス少将 (Elwell S. Otis)、及びマックアーサー少将 (Arthur Mac Arthur)

によって統治された(65)。1898年8月14日の軍政開始後、軍政部の任務はフィリピン全島に対する全統治機構の再組織であった。そして、1900年6月30日までの約2年の間に軍政部はつぎのごとき機関を整備した。司法部、税関税務、郵便部、マニラ港監督課、財務部、会計検査部、市政府、文部部、マニラ港修築を含む土木部、特許課、鉱業局、山林局、刑務所などがそれである(6)。

フィリピン占領当時の米国大統領は共和党のマッキンレーで、彼は米国の比島領有に関し、当時つぎのごとく声明した。「莫大な国帑と人命を失って樹立せる星条旗は容易に撤退し得ざるものであると同時に、スペインの暴政より救い出したフィリピンをこのまま放任することは決して米西戦争の目的を徹底せしむる所以でないこと、恰も継母の苛酷より救い得たる幼児を路傍に抛棄するわけに行かぬのと同様である。基督教化の便宜もあり、知能の発達未だ独立自治の能力なきを以て、その時期の至るまで伝育の任に当るは米国の義務である。(66)」[「比律賓は今は米国領ではあるが、吾々は此の地に利己的目的を以て乗込んで来たものではなく、比律賓人を発達させ、開花させ、教育して自治の訓練をなすために来たものである。(59)」と宣言し、彼はアメリカが将来においてフィリピン住民に自治権を付与する意志のあることを公言した。

軍政時代にはマッキンレー大統領はフィリピン委員会(Philippine Commission)を任命して米国比島遠征軍最高指揮官を補佐せしめた。最初の同委員会は1899年1月に任命され、コーネル大学総長シャーマン(Jacob G. Schurman)が委員長となったのでシャーマン委員会(Schurman Commission)、または第1フィリピン委員会と呼ばれている(67)。同意委員会の主な任務は、米国主権の最も平和的で効果的な拡張を促進することを目的とし、米国政府のフィリピン政策を実施するとともに、フィリピンの状況を調査し、大統領に報告することにあつた。委員会は、4月4日、政府の対フィリピン統治政策の基本原則なる最初の権威ある布告を発表し、フィリピン人民が自治の範囲内において、「安寧・幸福・繁栄を保障」されるであろうと述べた(153)。布告の主なる内容はつぎの11点であった。①米国勢力を島内に浸透せしめること、②フィリピン人に自治政府を与えること、③フィリピン人の公民権を保証すること、④フィリピン人の福祉を増進すること、⑤フィリピン人を官吏に起用すること、⑥健全なる課税を行うこと、⑦有効迅速なる司法行政を確立すること、⑧道路、鉄道等を建設すること、⑨内外通商を促進すること、⑩初等教育を創始すること、⑪政府各部門を刷新すること、等からなっていた(7、68)。この布告を見てもアメリカがフィリピン統治のはじめから該領に自治権を与える考えであったことがわかるのである。しかし、その自治も、アメリカ国務長官ヘイ(John Hay)のシャーマン委員会への5月5日付訓令によれば、総督(米人)の絶対的拒否権を前提とした制限付自治であった(154)。

1901年7月に入って軍政が廃され、統治は、同月4日から第2段階の文治期に入った。統治の形態は委員会統治であったが、実態は民政長官制(1901～05年)及び総督制(1905年～)であった。委員会統治の形態は、1916年8月29日、フィリピンの憲法たる地位を持つところの、いわゆるジョーンズ法として知られている「フィリピン人民の未来の政治的地位に関する合衆国人民の目的を宣言し、より自治的統治を供出すべき法律」の発布に基づいて委員会統治形態が廃棄されるまで約15年間アメリカのフィリピン統治の形態として存続した。委員会統治の形態が採用された理由として2つある。その1つは、大統領マッキンレーが調査委員会の効力を高く評価していたため、これを立法行政の分野に適應せしめることを意図し、すでにフィリピンに派遣された第1回のシャーマン委員会をモデルとして統治のための委員会を任命したということ、他は、軍政より民政へ移行する過渡段階に予想される軍部と文官との摩擦を克服して、その任務を遂行するためには、文官にある種の権威を持たしめる必要があり、そのためには個人より数人一体として行動する委員会が適当と推断されたこと、などである。

7月4日、第2フィリピン委員会委員長タフトが民政長官に就任し、立法、行政の両権を完全に賦

与された。そして彼は副総督制を採用して副長官を任命し、かつ中央行政機構の編成に当たって4局、すなわち通商警務局、内務局、財政司法局、文教局を設置して従来の4名の委員が任命された。委員会は立法の分野において、その合議制的性格は変えなかったけれども行政権行使の範囲では、民政長官の監督的性格が実質的に現われている。1902年7月1日米国議会を通過したフィリピン統治法もまた暗黙に行政各局に対する一般的監督権を民政長官に与えている。民政長官はフィリピン委員会の同意を経て官吏の任命権を有する。民政長官はフィリピン委員会の一員であり、事実上議長であって行政・立法に参与する権限を持つが、法律上、委員長が同時に民政長官たる規定はない。事実上この慣例は存続した。

各局長は委員会の委員、民政長官、副民政長官と同様大統領の任命にかかるものであるが、1902年の法律によって委員会を上院とし、フィリピン議会を下院とする立法部が1907年10月16日に創設されて以来、各局長は同時に立法部に席を持つこととなった。1905年2月6日には民政長官は総督(General Governor)と改称された。立法機関の創設とともに委員会は全部フィリピン人によって構成されるフィリピン議会と立法権を分かたねばならなくなった。フィリピン委員会には4名のフィリピン人が任命され、したがって5名の委員よりなるアメリカ人との差は1名である。けれども、総督の有する極めて広汎なる権限とアメリカ人を多数包有する上院をもつことによって、アメリカはフィリピンの議会ならびに行政分野における政治的参与を、文字通りアメリカの助力者としての統治たらしめ得たのである(8)。

ところで、タフトは初めて「フィリピン人のためのフィリピン」(The Philippines for the Filipinos)を強調し、フィリピン人同化政策を標榜した人である。タフトの在任中に成立したフィリピン統治法は、ジョーンズ法制定前における基礎法であった。また、1902年11月10日までに37州の組織が完了した。なおタフトの功績の一つとしては、教団所有地の買上げもある。タフトは1903年12月、米国陸軍長官に就任してフィリピンを去ったが、彼は1908年つぎのごとく声明して、米国の比島政策は、「島民の福祉向上のためにフィリピンを統治し、漸次自治政府を与えるにある。吾等の政策中に強調すべき点はフィリピン人を人民自治政府(Popular Self-Government)のために訓練せんと欲することである。これはマッキンレー大統領の訓令及び声明等に於て明白なことである。フィリピン人が人民自治政府を統轄するに適當なること、且つ秩序を維持し、貧富の懸隔なく平等に法律及び市民権の保護を与うることが証せられる場合、フィリピンが完全独立を欲するに於ては、これを与うるであろう。」と言った。

以上において述べたマッキンレーの言葉、フィリピン委員会のかかげた統治原則及びタフトの言葉等に示されているように、アメリカ政府はフィリピンに対し、該領が独立自治の能力を備えるに至るまでこれを保育すること、及び漸次これに自治を与え、独立を許すべきことを約したが、アメリカ政府はその約束に従い、フィリピンに対して米国流の自治を許して行った。その最初は1905年12月に行った町村選挙であり、翌年2月には州知事選挙を行った。町村選挙はフィリピン人の異常な関心をそそった。また州知事選挙では、32州のうちカピテ、サマール、イサベラの3州知事が総督によって任命された以外は、29州で知事の公選が行われ、しかも選出された29人の知事のうち米国人は1人に過ぎず、残りの28人はフィリピン人であった(69)。アメリカのフィリピン民族主義に対する弾圧政策は、人民の武力抵抗が一部に残っていたことを理由として、1906年まで続いたが、その間も以上において見たごとく、アメリカはフィリピン人にわずかの自治を認めていた。

ところが、1907年以後になると、事態は大きく変った。民族主義に対する弾圧政策に代って、個人の政治的自由が大幅に認められ、統治面における「フィリピン化」、つまり土着民の政治参与がどしどし進められるようになった。その背景には、つぎのような事情があった。すなわち、①米比戦争におけるフィリピン人民の果敢な抵抗、②アメリカの統治下における彼らの独立意識の根強い存続、

③フィリピン領有に対する米国人民の不满、④反米武装抵抗の全面的平定(1906年)による治安・秩序の確立、などである。このような条件の下で、米政府が、フィリピン人に一定の自治や政治参与を許すことによって、彼らを自分の側に引きつけることを策す一方、他方では反植民地主義的米国民の不满をそらそうとはかったこと。そして、アメリカ人よりも安上がりの土着官吏を採用して、統治の経済化をはかろうとしたことなど、がそれである(155)。

フィリピン化の最も重要なことは、1902年の暫定的性質を持つところの統治法によって、1907年10月16日開会されたフィリピン議会である。前述したように統治法により、フィリピンの立法機関は上院、すなわちフィリピン委員会及び下院、すなわち国会(National Assembly)より成ると定められていたが、1907年1月9日、フィリピン委員会は新選挙法を制定し、これに基づいて下院議員の選挙が行われた。選挙は不完全選挙で、選出されたフィリピン人議員は80名であった(70)。議会は、米人総督及び立法機関としてのフィリピン委員会の下位に置かれたが、フィリピンの自治拡大や独立を要求し、土着民の自治能力を養成する場となった。こうしてフィリピン人は地方自治より進んで自己の選挙した代表を中央政治の舞台に送って、立法権に参与するに至り、初めて自治を与えられたのである。この自治は、総督の強大なる権限と、アメリカ人を主とし、かつ総督によって解職されるフィリピン人委員よりなる上院の大きな制約を受けて、真のフィリピン人による立法権の行使とは言いがたいことは言うまでもないが、ともかくもフィリピン民衆を代表する議員のみが一個の立法機関を有することは、決して単にアメリカが恩恵的に賦与した賜ではなく、背後にはフィリピン民族主義が働いていたのである(9)。また1908年には、総督府の財務部と司法部の各長官に土着民が任命された。最高裁判所長官にも、フィリピン人が就任した。

こうしたフィリピン化の過程は、1913年以降さらに進んだ。その要因として、①アメリカのフィリピン領有に反対し、フィリピンの早期独立を主張してきた米国民民主党が、1912年の大統領選挙に勝利し、ウイルソン(Woodrow Wilson)が、大統領に選ばれたこと、②彼らの意を体したハリソン(Francis Burton Harrison)が、1913年にフィリピン総督として赴任してきたこと、③第1次大戦への米国の参戦に伴い、フィリピンの協力を必要としたこと、④フィリピン人が議会その他の統治機関において、すでに自治能力を実証してきたこと、などを指摘することができる(156)。公式に自治から独立(independence)という用語を明示したのは、1913年12月2日のウイルソン大統領の教書であった。その基本方針が、後のジョーンズ法、ヘーア・ホース・カッチング法、そしてついにフィリピン独立法として知られるタイディングス・マクダフィ法の中に明確に規定された(42)。フィリピン化の進展に伴い、行政部門では、フィリピン人が多くの高職に就くとともに、土着官吏の数も大幅に増加し、1919年までに官吏全体の95%近くを占めるようになった。

しかも1916年には統治の第3段階を規定するジョーンズ法が米国議会を通過・制定され、フィリピンの自治は一層拡大された。この法律は、一般に“フィリピン自治法”とも呼ばれ、フィリピン人に国内問題処理の機会をできるだけ多く与えて彼らの自治能力を養い、将来、安定した自治政府ができ次第、フィリピンの独立を承認することを目的としていた。法律は前文に「フィリピンに安固なる政府樹立されるに及べば、米国々民はフィリピンに対する主権を撤退し、その独立を認むべき意思ある。」ことを表明しており、米国のフィリピン統治史上において重要な一道標をなすものであった。ジョーンズ法の発効に伴い、いろいろな政治改革が行われたが、その中で最も重要なものは、立法部門における2院制の開設であった。すなわち従来の任命制によるフィリピン委員会と国会を廃止し、これに代るものとして、米国制度をまねた、ほぼ完全に近い立法機関としての上院(Senate)及び下院(House of Representatives)の2院制を設けた。上院は24名の議院からなり、そのうち22名は選出議員、2名は総督による任命議員で、フィリピン委員会の任務をうけついで。下院は、フィリピン議会を発展させたもので、議員定員は93名であり、そのうち84名は選出議員、9名は総督による

任命議員であった(71)。新立法機関の樹立によって、立法部門は完全にフィリピン人の手に握られた。新議会は、1916年10月16日に発足し、新しい政治の始まりをしるした(157)。

ジョーンズ法は行政制度についても改革を行った。総督は従来はフィリピン委員会の一員として立法にも参与したが、ジョーンズ法によって総督は純然たる行政上の長官となった。しかし、総督は米国大統領によって任命され、全行政権力を持つもので、フィリピン議会の制定する法律に拒否権を持ち、また米国大統領は、フィリピン議会の制定する法律のうち関税、通貨、移民、公有地に関するものにつき拒否権を有していた。したがってフィリピン議会の持つ立法権は完全なものと言えないが、少なくとも形式上は完全に近い立法権がフィリピンに与えられたわけである。また、すべての官吏任命の実権は上院に属するものとし、ただ副総督、会計検査院長及び最高裁判官のみ米国大統領に留保した。その結果、中央行政組織は責任内閣制の形式を備えるに至った。

ジョーンズ法に基づいてフィリピン議会は行政改革に関する法律を通過し、中央行政機関を文部、財務、司法、内務、商務交通、農務資源の6省とし、各省に次官を置いたが、文部省長官を米国人たる副大統領が兼ねる以外は、各省長官にはすべてフィリピン人が、総督によって任命され、その他の官吏もまた米国人に代ってフィリピン人が任用された。ジョーンズ法制定当時の総督はフランシス・ハリソンであったが、ハリソンはまた行政命令によって國務院(Council of State)と監督院(Board of Control)を設けた。両院とも総督及び上院議長(比島人オスマニア Osmania)と下院議長(比島人ケソン Manuel Quezon)よりなり、前者は総督の諮問機関、後者は各政府部門の政策を決定する機関であった。以上のようにして、ジョーンズ法ならびにハリソン総督の政策に基づき、フィリピンの政治は著しく「フィリピン化」された(72)。

しかしながら、1921年から33年までの間、フィリピンの自治拡大はストップし、ジョーンズ法は空文化した。フィリピンに対する自治拡大や独立付与に反対であった米国共和党が、執政権を握ったからである。ハーディング(Warren G. Harding)、クーリッジ(Calvin Coolidge)、フーヴァー(Herbert Hoover)の各大統領に率いられた共和党政府は、独立の確定日付を求めるフィリピン議会の決議をそのたびに拒否した。しかし、1930年代に入ると、フィリピン自治の拡大にとって好都合な状況が生じた。第1に、世界経済恐慌のため苦境に立った米国内の砂糖、酪農、麻綱等の各企業が、フィリピンを独立させることによって、そこからのこうした競争製品の輸入を制限しようとして圧力をかけた。第2に、米国の労働組合連合(AFL)も、反帝国主義感情に加うるに、フィリピンその他アジア諸国からの低賃金労働者の移民を防ぐ目的で、フィリピンの独立を支持した。第3に、1933年3月、民主党のルーズヴェルト(Franklin D. Roosevelt)大統領が政権の座についた。そして第4に、世界経済恐慌の影響を受けて、フィリピンにおける労農勢力の民族解放運動も強まりつつあった(158)。

こうした要因に押されて自治問題がとりあげられるようになったのであるが、実質的な自治はルーズベルトが大統領に就任するまで進展しなかった。彼の就任までフィリピンの統治は、該領の自治を否定した1921年のフォース(W. Cameron Forbes)及びウッド(Leonard Wood)調査報告と1926年のトムソン(Carmi A. Thompson)調査報告に基づいてなされていたからである。しかし、1932年からは自治の問題が米国議会においても具体的に論議され始めた。同年4月、8年後に比島の完全なる独立を許容しようとしたヘーヤ法案は、圧倒的多数で米国下院を通過したが、上院は通過しなかった。さらに12月にはヘーヤ法案を修正したヘーヤ・ホース・カッティング法(以下「ヘ・ホ・カ法」と略す)が米国上下院を通過し、フーヴァー大統領(共和党)がフィリピンの独立は時期尚早であるとしてこれを拒否したにもかかわらず、1933年1月、上下両院ともこれを再通過せしめて大統領の拒否権をくつがえした。ヘ・ホ・カ法がヘーヤ法と相違する主な点は、前者においては独立までの過渡期間を10年としたこと、比島移民ならびに経済条項に関する制限を幾分緩和したこと



にある。

これより先、1929年末、フィリピン上院議長代理オスメニア、下院議長ロハス等は独立獲得使節として渡米していたが、彼ら一行が米国議会を再度通過したヘ・ホ・カ法を携えて帰国するや、反対派の首領たる上院議長ケソンは同法排撃の先頭に立ち「本法は独立賛成者と反対論者との妥協的産物で、キューバ糖に利害関係を持つ米国資本家が利己の目的のために通過させたものである。」と見なし、フィリピン議会をして同法の受諾を否決せしめてしまった。今度はケソン自ら米国に渡り、新大統領ルーズベルト等と種々折衝した。

その結果、比島統治の第4段階を規定する最も画期的なタイディングス・マクダッフィ法（以下「タ・マ法」と略す）が1934年3月24日、米国議会を通過し、米国大統領の署名裁可を経て成立することとなった。タ・マ法は10年後に独立を認めることを規定したもので、それはジョーンズ法の発展にはかならなかった。フィリピン上下両院も1934年5月1日、全会一致でタ・マ法を可決し、同法は同年11月15日をもって実施された。タ・マ法は全文17条よりなり、その主要な内要を示すと、①フィリピン新政府樹立の日より10年の期間を経過した後、米国はフィリピンの独立承認と米国主権の撤退を行うこと、②米国はフィリピン憲法の制定を要求し、その憲法は形態において共和政体たるべきこと、③またその憲法は、米国主権の最終かつ完全なる撤退の行われるまでは、「フィリピン全市民は米国に忠誠の義務を負う」等々の条項を含むを要すること、④完全独立までの米国との政治・経済関係、⑤完全独立後の米比関係、などを規定したものである。

この法律の規定するところから従って、1934年7月30日よりマニラの下院議事堂においてフィリピン憲法制定の会議が開かれ、6ヵ月の日子と57万比の国費を費した結果、1935年2月8日、憲法草案は同会議で可決された。フィリピン代表はこれを携えて米国に赴き、同年3月23日、ルーズベルト大統領の裁可を経て、5月14日フィリピン全群島において行われた一般投票によりフィリピン市民の受諾するところとなって、ここにフィリピン憲法が制定された(73)。憲法は17章よりなり、各章の項目を説明するとつぎの通りである。第1章「国土」(第1条)、第2章「原則ノ宣言」(第1～5条)、第3章「権利章程」(第1～2条)、第4章「市民権」(第1～2条)、第5章「選挙権」(第1条)、第6章「立法部」(第1～16条)、第7章「行政部」(第1～12条)、第8章「司法部」(第1～13条)、第9章「弾劾」(第1～4条)、第10章「会計検査院」(第1～4条)、第11章「官吏服務規定」(第1～4条)、第12章「天然資源ノ保存及利用」(第1～6条)、第13章「一般規定」(第1～10条)、第14章「憲法ノ修正」(第1条)、第15条「暫定規定」(第1～6条)、第16章「比律賓ノ独立公布ト公ニ効力ヲ発生スヘキ特別規定」(第1条)、第17章「コモンウェルス政府ト共和国トノ関係」、等から成立している。本憲法の他にアメリカの該領統治事項、すなわちコモンウェルス政府の政治・経済に対するアメリカの干渉事項を規定した「憲法付属法令」(第1～3条)もある(60)。

この憲法に基づいて9月17日大統領選挙が行われ、大統領にはフィリピン民族主義の指導者ケソンが、副大統領にはオスメニアが当選し、11月15日、マニラにおいて大統領就任式が挙行され、ここに独立までの期間、フィリピン・コモンウェルス(The Philippine Commonwealth)と呼ばれる暫定的自治政府<sup>(注)</sup>が樹立された(74)。コモンウェルスにおけるケソンの地位は、決してアメリカより離脱せんとしない、最も完成された独裁者以外のものではなく、アメリカ人によって祭り上げられたアメリカのペットとしての存在でしかなかったのである。こうしてフィリピン人は、自分自身の憲法を制定し、大統領を選び、議会を運営し、政府を作ることができた。このような事態は、フィリピン自治の大きさを示すもので、当時他の植民地には見られない特異な現象であった。

このようにしてフィリピンは一応の独立を獲得し、アメリカの総督政治は廃止された。しかし、完全独立の日に至るまでは第4表でも示すようにアメリカの高等弁務官(High Commissioner)によってその政治が監視されるばかりでなく、その主権は米国によって種々な制限を受けた。すなわちフ

フィリピンの自治には常に限界があったのである。憲法付属法令により外交問題は、米国政府の直接的監督と統制の下に置かれ、通貨、輸出入貿易、移民の各問題は、米大統領の承認を必要とした。司法上の特別問題についても、米国最高裁判所が権限を持った。また、コモンウェルス憲法の改正には、米大統領の承認が要件とされた。さらに、フィリピンの自治は、こうした対米的制約に加うるに、著しい社会的限界を持っていた。与えられた自治や政治的自由を十分に享受し得た者は、人口のなかのごく一部分を占める有産階級（地主・ブルジョア層）だけであって、人口の大部分を占める貧困階級（農民・労働者層）は疎外された。有産階級は、彼らに有利な制限選挙を利用してコモンウェルス体制を支配し、権力機関を動員して労農大衆を抑圧することができた。

しかしそれにもかかわらず、アメリカがフィリピンに許した自治主義的間接統治政策は、他国の植民地統治政策には見ることができなかつたので、アメリカの統治政策は他の国のそれとは本質的に異なるという幻想を、フィリピン内外にまきちらした。それは、フィリピン人の民族主義感情の中から、強烈な反西欧感情を鈍らせるのに役立ったのである(159)。

以上において自治主義的間接統治政策の成立過程について述べてきたが、最後にこの政策を推進せしめるのに大きな役割を果たしたアメリカの教育政策について明らかにしておきたい。秋永肇氏は著書「南方統治の諸問題」の中でフィリピン植民地における自治と教育の関係は密接不可分の関係にあるとつぎのように説明している。「フィリピンにおけるアメリカの統治原理の2大楨杆をなせるものは自治と教育であった。アメリカがあんなにもフィリピンにおけるその教育政策と成果を誇ったのは、それが一般の大衆の教育を中心としたからであった。成る程それまで、イギリスや、オランダや、フランスの植民地においては、選ばれた少数の者に高等教育を与えることが教育事業を支配した観念であった。大衆はただこの教育された現住民指導者に依存すればよい、いな、おおよそ大衆は停滞と貧困と無知のままに放置されてきたのである。アメリカはその政治的伝統と理論に基づいて——わたくしは更に民族主義をかってさうしたやうにここでも付加する。アメリカ人は意識的にか無意識的にかこの契機が自己の政策を規定したことを黙殺するけれども——窮極の目標を自由にして独立なる民主国家におくところの衆民的統治形態をフィリピンに組織することを決意したのだから、教育の目標は必然的に、かつての植民政策の如く少数指導層の教育にあるのではなくて、普通の人民の全大衆の教育でなければならなかつた。すなわち民主政・自治と民衆教育とは不可離的な関係を持つのである。(10)」と。

要するに自治を育成するためには教育が必要であったのである。そのことをふえんすると、フィリピンにおけるアメリカ植民地政策の基本方針は、フィリピン人による民族自治を最終目標とし、これに到達するまでの期間、アメリカ民主主義の理念と制度を移植し、やがて自らの手で管理運営をなすうためのもっぱら教育と訓練による自治育成主義であった。教育政策にそそがれた熱意と努力には異常なものがあり、フィリピン民族の政治的進歩と自治国民への育成の唯一の楨杆は、民主主義的教育にあるとされた。教育は主として初等、中等の公教育に集中され、1900年初頭の政府支出の5分の1は教育費に当てられた。約700人のアメリカ人教師が島内300以上の町村にある公立学校に派遣され、3,000人以上のフィリピン人教師が約2,000の公立学校に就職した。こうしてアメリカ民主主義教育の一大キャンペーンが始まったのである。アメリカの教育制度は全面的にフィリピンに移植され、教授用語として英語が強制された(43)。

アメリカのフィリピン教育政策は相当に熱のこもった徹底的な自治教育政策であったが、1930年の就学率は35.66パーセントと低く、6割以上の子供がまったく教育を受けずに放置された。義務教育制に対する要望は常に存在したが、実現されるに至らなかつた。領有初期にあつては、革命的民族主義を転向せしめることが教育の重要な課題であったが、第1次大戦後になると、フィリピンにおける教育政策は政治的安全とともに経済的要素の優位性へと、その資本主義的發展に応じて変化し、実

業教育的要素が小学校、中学校を通じて、教育の重点となってきた。また実業学校の創設ともなった。フィリピン民衆は今やアメリカナイズされた弁護士を氾濫せしめる教育ではなくして、生産的勤労に進む教育を与えられるに至った。その教育の狙いは、単純なる機械生産、農業、家政、家内工業の技術的教育によって、民衆の生活そのものに教育を役立て、終局には、フィリピンのアメリカ資本による資本主義的発展の線に沿わせしめんとするものであった(11)。

(注) 憲法第17章ではコモンウェルス政府と共和国との関係をつぎのように規定している。「第1条 本憲法ニ基キ創設セラレタル政府ハ比律賓コモンウェルスト称ス、米国主権ノ最終且完全ナル撤退行ハレ比律賓独立ノ公布セララルト共ニ比律賓コモンウェルスハ爾後比律賓共和国ト称セラレヘシ。(61)」とある。

## 2. 間接統治機構

間接統治機構を見る前に第5表の国籍別人口からアメリカ支配者のフィリピン全人口に占める割合を示しておこう。アメリカ人の割合は1903年には0.11%、1936年、1939年がともに0.05%で、人

第5表 国籍別人口

国籍	1903年		1936年		1939年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合
フィリピン	7,579,288	99.27	13,155,725	99.16	15,833,649	98.96
日本	921	0.01	20,641	0.16	29,057	0.18
米国	8,135	0.11	6,078	0.05	8,709	0.05
英国	667	—	640	—	1,053	0.01
支那	41,035	0.54	76,456	0.58	117,487	0.73
スペイン	3,888	0.05	4,647	0.03	4,627	0.03
その他	1,492	0.02	2,513	0.02	5,721	0.04
計	7,635,426	100.00	13,266,700	100.00	16,000,303	100.00

注： 1903年と1936年の数字は中島宗一・比律賓（南洋叢書第5巻）、9～12頁、1939年は南方年鑑刊行会編・南方年鑑（昭和18年版）、1036頁、等より作成。米国人の中には陸海軍人は含まれない。

数にすると6千から9千人の範囲にある。この数字には米国陸海軍人は含まれず、それを加えると割合はもう少し高くなるであろうが、いずれにせよアメリカのフィリピン支配の実態は、ひとにぎりの米人による寡頭支配であったことは事実である。1939年の統計による外国人の大部分は、都市及びダヴァオ(Davao)に集中し、とくにマニラ及びこれに隣接する地域に外国人総数の3分の1以上が居住した。日本人を除けば各人ともその大多数は、商業に従事していた。日本人の分布を見ると、その6割以上がダヴァオを中心に居住し、そのうちの7割以上は麻栽培等の農業に従事する者とその家族であった(75)。

つぎに第6表から行政部門における米・比人官吏数の変遷を明らかにしよう。1903年の官吏数は5,474人で、そのうち米人は51%、比人は49%を占め、ジョーンズ法成立当時の1916年においては官吏数は10,455人で、そのうち米人17%、比人83%となっている。さらに1929年を見ると官吏数

第6表 米・比人官吏数の変遷

年次	米人官吏		比人官吏		計	
	人	%	人	%	人	%
1903	2,777	51	2,697	49	5,474	100
05	3,307	45	4,023	55	7,330	100
07	2,616	40	3,902	60	6,518	100
09	2,659	43	4,397	57	7,056	100
11	2,633	37	4,981	63	7,614	100
13	2,623	29	6,363	71	8,986	100
14	2,148	23	7,283	77	9,431	100
15	1,935	20	7,881	80	9,816	100
16	1,730	17	8,725	83	10,455	100
17	1,310	12	9,859	88	11,169	100
18	948	8	10,866	92	11,814	100
19	760	6	12,047	94	12,897	100
20	582	4	12,651	96	13,143	100
21	614	4	13,240	96	13,854	100
23	562	4	14,167	96	14,729	100
25	506	3	16,339	97	16,845	100
27	484	2	19,165	98	19,649	100
29	494	2	19,606	98	20,100	100
31	459	2	20,035	98	20,494	100
33	407	2	22,843	98	23,250	100
37	459	2	20,035	98	20,494	100
38	407	2	22,843	98	23,250	100
39	407	2	22,843	98	23,250	100

注： 1931、33年の数字は中島宗一・比律賓（南洋叢書第5巻）、94頁、1939年は南方年鑑刊行会編・南方年鑑（昭和18年版）、1072頁、以上の数字以外は法貴三郎・鈴木修二・神宮司瑞郎・比律賓統計書、28頁、等より作成。

20,100人のうち米人は2%、比人は98%となっており、コモンウェルス政府成立後の1938年では官吏23,250人のうち米人は2%、比人98%である。以上見てきたように統治初期においては米人官吏が多かったが、時の経過とともに官吏のほとんどは比人によって占められた。そのことはアメリカの自治主義的間接統治政策の現われである。アメリカは1927年以降、わずか2%の自国官吏によってフィリピンの政治過程を独占的に支配したのである。

つぎに間接統治機構について、自治主義的間接統治政策の最も集中的表現である1935年11月15日発足のコモンウェルス政府の行政権、立法権を中心に見てみよう。

①行政権。これは、憲法の規定に基づきフィリピン大統領 (President) に委任されていた。大統領は米国の場合と同様、元首である。大統領はフィリピン市民の直接投票によって選挙されるが、選挙権者の資格は国民議会の場合と同じである。大統領の被選挙資格は、フィリピン市民にして選挙権をもち、年齢40歳以上にして、選挙直前少なくとも10年以上フィリピンに居住するものとされていた。1935年制定の憲法では任期6年、再選を許さぬこととされていたが、1940年の憲法改正により、任期4年、再選を許し、2期(8年)以上は再選を許さぬことに改められた。この修正に基づいて1941年11月大統領選挙が行われ、ケソン大統領が再選された。大統領は職務遂行上の補佐役として副大統領を置いている。憲法の規定する大統領の権限及び職務はつきのごとくである。

(a)大統領は一切の行政各省、局または事務所を統轄し、法律の規定するところにしたがい、一切の地方政庁に対し一般的監督権を行使し、かつ法律が忠実に施行されるように注意する。(b)大統領はフィリピンの一切の軍隊の総司令官であって、必要ある場合には、不法なる暴行、侵略、反乱、謀叛、または前記の場合により差し迫った危険が生じた場合、及び公の安寧上必要な場合には、人身保護令の特権を停止し、もしくはフィリピンの全部または一部に戒厳令を布くことができる。(c)大統領は国民議会の任命委員会の同意をえて、各省及び局の長官、陸軍においては中佐級以上の将校、海軍及び空軍においては艦長、司令官以上、その他法律の定める官吏、及び法律により大統領の指令に委任された官吏を任命することができる。但し国民議会は法律をもって、下級官吏の任命を大統領、裁判所または各省その他の行政機関の長官に帰属せしめることができる。(d)大統領は毎議会中、時々議会に対し教書をもって国家の情勢を報告し、かつ必要または便宜と認める施策を議会に提示し、かつその審議を懲慥しなければならない。(e)大統領はその適当と認める条件あるいは制限の下に弾劾の場合を除き、一切の犯罪に対して執行猶予、減刑、赦免、罰金及び没収の免除をなす権限を有する。大統領は議会の協賛を得て大赦をなす権限を有する。(f)大統領は議会の協賛をえて条約を締結する権限を有する。また任命委員会の同意をえて、公使及び領事を任命する権限を有する。また大統領はフィリピン政府に対し信任状を捧呈した国の大使、公使及び領事の駐在を許可する。(g)大統領はまた法律案及び予算案を裁可し、あるいは拒否する権限を有する。また大統領は責任を問うべき国事犯、贈収賄もしくはその他の重大犯罪に関して議会の弾劾を受け、または有罪と決したときは、その職を免ぜられる。大統領は官邸をもち、議会が特別の規定を設けなければ、年額3万比の俸給を与えられる。

つきに大統領と米国の関係を説明すると、フィリピン大統領はフィリピン行政権を掌握するが、しかし米国の主権が最終かつ完全に撤退されるまでは、タ・マ法及び憲法付属法令により、フィリピンの主権、したがってフィリピン大統領の権限はつきのごとき制限を受けなければならなかった。

(a)フィリピンの一切の市民は米国に対し忠順の義務を負う。(b)コモンウェルスの官吏は、米国の最高権威を承認、受諾し、これに対し忠誠を誓わねばならぬ。(c)米国所有の財産、墓地、教会及び教会付属の牧師住宅、または修道院ならびに宗教、慈善あるいは教育の目的にもっぱら使用せられる一切の土地、建築物ならびにその設備に対しては免税せねばならぬ。(d)米国とフィリピンとの通商関係は、タ・マ法第6条の規定に基づいて行われねばならない。(e)コモンウェルス政府及びその従属機関の公債は、米国議会により定められている範囲、あるいは将来定められるべき範囲を超過することはできない。かつ米国大統領の裁可なくしては、外国で借款を起すことはできない。(f)コモンウェルス政府は、米国の総督治下におけるフィリピン政府、州、市町村その他の公債及び債務を引き継ぎ、これを支払わなければならない。(g)コモンウェルス政府は、主として英語により授業する「適当なる」公立学校制度を施設し、維持しなければならない。(h)外交事務は米国の直接の監督及び統制下に属する。(i)フィリピンは、米国がフィリピンにおいて公用として財産を収用し、軍用その他の保有地ならびに軍隊を維持する権利を認めなければならない。また米国大統領の命令ある場合には、コモンウェルス政府の編成する軍隊は米国軍隊に編入せられる(フィリピン大統領はフィリピン軍隊の総司令官で

あるにもかかわらず、その総司令官としての権限は放棄され、フィリピン軍隊は米国軍に編成されたが、それはこの規定に基づくものであった。(j)会計検査院長の決定に対する訴願は、これを米国大統領に提出することができる。(k)米国はコモンウェルス政府を保持し、フィリピン憲法中に規定された政府を維持するため、また生命財産及び個人の自由を保護し、ならびに憲法の規定に従い政府の義務を履行するため、大統領布告をもって干渉する権限を行使し得る。(l)米国大統領は上院の勧告及び同意を得て、コモンウェルス政府に対し米国高等弁務官 (High Commissioner) を任命する。該弁務官は、フィリピンにおける米国大統領の代表者であり、コモンウェルス政府、米国陸軍々司令官及び在比米国文官により、承認されなければならない。該弁務官はフィリピン政府あるいは従属機関の有する総ての記録を検閲し、フィリピン大統領からその必要とする資料の提供を受ける。(m)米国の市民または法人は、コモンウェルスにおいて、フィリピン市民及び法人の享受する一切の市民権を享受する。コモンウェルス大統領は、コモンウェルス政府の活動及び運用に関し、米国大統領及び議会に対し年次報告を行わねばならない。また米国大統領もしくは米国議会の要求に応じ、その他の報告を提出しなければならない(76)。

以上において明らかにした大統領とアメリカとの関係を見ると、コモンウェルス政府の行政がいかにアメリカのきびしい監督下にあったかがわかるであろう。このようにコモンウェルス政府は完全な自治政府とは言いえなかったが、ともかく一応の自治政府としての形態をそなえていた。その中央行政組織はつぎのごとくである。

中央行政組織は大統領府 (Office of the President) と各省で構成されている。各省の組織はコモンウェルス発足当初は7省であった。すなわち内務省 (Department of the Interior)、大蔵省 (Department of Finance)、司法省 (Department of Justice)、農商務省 (Department of Agriculture and Commerce) (畜産局、山林局、土地局、科学局、商務局、農産局、測候局など)、工務通信省 (Department of Public Works and Communications)、文部省 (Department of Public Instruction)、労働省 (Department of Labour) である(31)。1936年以降には国防省 (Department of National Defence) と厚生省 (Department of Public Welfare) が新設されて、中央官府は9省となった。各省長官は、大統領が議会の任命委員会の同意をえて任命する。各省長官はその所管事務を統轄し、所属官署を指揮、監督した。

なお地方行政組織はつぎの通りである。フィリピン全島を分けて8つの特別市と49州とし、特別市には市長、州には州知事を置き市政あるいは州政を司らしめた。特別市 (1939年) と言うのは、マニラ (Manila)、セブ (Cebu)、イロイロ (Iloilo)、ザンボアンガ (Zamboanga)、バコロド (Bacolod)、ダヴァオ (Davao)、バギオ (Bagio)、タガイタイ (Tagaitai) の8市である。特別市は内務長官に直属し、市長はフィリピン大統領が国民議会の任命委員会の議を経て任命し、任期は3年であった。

州 (Province) は内務省地方局長の下に統轄された。州知事は特別州を除き州民の投票によって選ばれ、任期は3年である。特別州は山岳州 (マウンテン州)、ヌエバ・ビスカス州 (以上ルソン島)、及びミンダナオ島、スールー島のごとき未開地方に設けられたもので、これらの州の住民はまだ選挙権を行使する資格のないものと認められて、これらの州知事は、フィリピン大統領がこれを任命した。49州の島嶼別内訳 (1939年) は、ルソン島が24州、ミンダナオ島及びスールー島10州、中部フィリピン14州、北部列島1州となっている。

州はさらに町村 (Municipality) に分かれる。町村は収入によって1等級、2等級、3等級、4等級、5等級に区分された。町村長は町村民の選挙により任期を3年とし、町村参事会議長を兼務した。また町村はこれを分けて区 (バリオ Barrio) とした。町村参事会員は各一区づつを受け持ち、各自区長を任命して区務に当らしめた。なお普通の町村を設置することができず、遠隔の地に散在するものに対してはとくにタウンシップ (Township) を設け、州知事の任命にかかる吏員がその任務を処理し、住民の安寧秩序を図った。

②立法権。憲法は立法権が国民議会 (National Assembly) に存すると規定している。1935年制定のフィリピン憲法による国民議会は、一院制を採用したが、1940年に憲法が改正され、上院と下院の2院制を採用することになった。以下の説明は1940年の憲法改正後の制度である。

国民議会の構成は、上院が議員24名、下院は議員120名以内よりなる。上院議員は一般投票によらず、特別の法律によって規定された選挙人により選挙された。上院の任期は6年である。下院議員は一般投票によって選挙され、各州は少なくとも1名の議員を選出することを要した。下院議員の任期は3年である。選挙権はフィリピン市民たる満21歳以上の男女にして、読み書きができ、かつフィリピンに一年以上居住し、その投票区内に選挙前少なくとも6カ月居住した者によって行使された。被選挙資格については、国民議会議員は、フィリピン市民たること5年以上に及び、年齢30歳以上にして、選挙の当時選挙資格を有し、その選挙される州に1年以上の居住を必要とした。

議会の権限を見ると、議会は法律の制定、予算案の協賛権、その他の権限を有した。まず前者の法律の制定から述べよう。法律はまず法案を議会に提出し、審議の上通貨したものを大統領が裁可し、公布して始めて効力を発生する。大統領は議会を通貨した法案を拒否する権限を有したが、一旦拒否されても、議会在改めて3分の2以上の多数をもって再通過した法案に対しては、大統領が20日以内に拒否の態度をとらず、議会に回付しない場合には、大統領が署名したと同様、法律として成立する。但し、議会在閉会したために法案の議会への回付が妨げられるときにはこの限りでない。その場合には、議会在閉会后30日以内に大統領によって拒否されない限り、法律として成立した。

つぎに予算の協賛について説明すると、大統領は、歳出予算案中特定の項目または諸項目を拒否する権限、及び歳入法案もしくは関税法中特定の項目または数項目を拒否する権限をもつが、その場合においても、法律案の場合と同様の方法により、議会在これを再通過せしめた場合には、それらの予算案ないし関税法案は効力を発生した。但し、拒否された予算案の項目または数項が前年度総予算額の一割を超えるものである場合、または公債増発に関するものである場合には、議員総数の4分の3以上の多数をもって再通過せしめるのでなければ、その予算案の効力は発生しなかった。

その他の権限は、つぎの(a)~(e)点からなる。(a)国民議会在法律をもって大統領に対し、議会在の定める制限の下に一定範囲内において関税々率、輸出入割当、噸税及び埠頭使用料を定める権限を大統領に賦与することができる。(b)議員総数の3分の2の同意により宣戦布告を行う権限を有する。宣戦布告の権限は大統領にはなく、もっぱら国民議会在に存した。(c)戦時もしくは他の国家非常の時ににおいては、国民議会在は法律をもって、大統領に対し、一定期間及び国民議会在の定める制度の下に、宣言せられたる国策遂行のために必要な法令を公布する権限を賦与することができる。(d)国民議会在は弾劾を行う権限を有する。弾劾は議会在の弾劾委員会委員の3分の2の投票により弾劾委員会がもっぱらこれを行う権限を持ち、一切の弾劾の審理は、議会在がもっぱらこれを行う権限を有する。大統領、副大統領、大審院判事及び会計検査院長は責任を問うべき国事犯、贈収賄もしくは他の重大犯罪に関し弾劾を受け、または有罪と判決された場合にはその職を免ぜられる。(e)議会在の選出する任命委員会の同意がなければ、大統領は行政各省及び各局長官、大審院判事及び下級裁判所の判事、会計検査院長等の高級官吏を任命することはできない。

ではつぎに議会在と米国の関係は、どのような状態にあるかについて言及しよう。前述したように国民議会在は憲法の規定するところにしたがい、コモンウェルス政府の立法権を掌握していた。しかしながら「フィリピンに対する米国主権の最終且つ完全な撤退の行われるまで」、すなわちタ・マ法によれば1946年7月4日までの期間においては、タ・マ法及びフィリピン憲法付属法令の規定により、フィリピンの立法権はつぎのように制約されていた。

(a)コモンウェルス議会在により制定された法律は、米国議会在に報告することを要した。(b)貨幣、鑄貨、輸出入及び移民に関する法律は、米国大統領により裁可されるまでは法律としての効力を発生しない。

(c)憲法に関し合法的に採択された修正は、その裁可を受けるため米国大統領に提出しなければならない。米国大統領がこれを裁可した場合、あるいは米国大統領に提示されて6カ月以内に米国大統領がこれを拒否しない場合において、はじて上記の修正は憲法の一部として効力を発生する。1940年のフィリピン憲法の修正の場合においても、もちろんこの手続を履んでその修正が実現したのである。(d)さらに、米国大統領は、フィリピン政府のいかなる法律、契約また行政命令といえども、つぎの場合には、これが効力発生もしくは実施を中止する権限を有した。すなわちフィリピン政府がその契約を履行し、公債の元利払ないし減債基金の設定を行うこと不可能なりと認められた場合、またはフィリピン通貨の保証準備を毀損するおそれありと認められた場合、あるいは米国の国際義務に違反すると認められた場合においては、米国大統領はこれらの法律、契約または行政命令に対し、その効力発生もしくは実施を中止できた。(e)他方において、フィリピン上院及び下院はそれぞれ1名の駐米委員(Resident Commissioner)を選び、これを米国ワシントンに駐在せしめた。該委員は米国議会ならびに米国民の前にフィリピンを代表するものとして米国議会上に席を有し、米国々会議員同様の特権を付与され、米国議会内における発言権をもっていたが、議決権は賦与されなかった。

最後に地方議会制度について簡単に述べておこう。特別市においては市の立法機関として市参事会が置かれ、その他の州には州参事会(Provincial Board)が、また町村には町村参事会(Municipal Board)が置かれた。

③司法権。これは大審院(Supreme Court)ならびに法律によって設置された下級裁判所、すなわち控訴院(Court of Appeals)、始審裁判所(Court of First Instans)及び治安裁判所に委任された。裁判所と米国との関係を述べると、フィリピンの司法権はフィリピンの大審院及びその下級裁判所に存するが、米国の主権が完全かつ最終的に撤退されるまでは、タ・マ法及び憲法付属法令により、フィリピン裁判所の裁判は米国大審院の再審を受けることあるべしとされていた。この再審は、フィリピン憲法に付帯するすべての事件に適用された。したがって司法権の点においても、フィリピンはまだ米国から完全に独立するに至っていなかったのである(77)。

以上でアメリカの自治主義的間接統治下におけるフィリピン・コモンウェルス政府の行政権、立法権を重点に、司法権についても明らかにした。フィリピン政府に与えられた自治は、アメリカ資本の利益を十分保障できる範囲の自治にすぎなかったのである。すなわち許容された自治は、主権国家としての自治ではなく、アメリカ流の植民地自治であった。

### 3. 財政事情

アメリカ領有後のフィリピン植民地政府及びコモンウェルス政府の財政の状況は第7表-1の通りである。アメリカ占領下の比島中央政府の財政状態は大体において健全財政であったといわれている。事実、タフトが初代の文官総督として就任した翌年の1901~02年度においては約46万ペソの赤字を出したほかは、1928~29年度までほとんど毎年収支のバランスは剰余を生じていた。しかし、1929年秋から始まった世界経済恐慌の影響で1929~30年度以降数年にわたり赤字を出した。だが、1933年にはマーフィの総督就任とともに極度の財政緊縮が断行された結果、同年以降は再び従来通りのいわゆる健全性を回復し、コモンウェルス政府となってからも、1938年の赤字財政を除くと、当面それは維持されたのである。

アメリカの属領としての比島政府には従来国防及び外交上の権限はなく、それは米国政府の所管に属し、したがってそのための支出を必要としなかったため、これがフィリピン財政のいわゆる健全化をもたらした主なる原因と推定される。1936年には国防法が制定され、フィリピン軍が創設された結果、同年以降においては、国防費の計上を見たのであるが、東亜情勢の緊迫から国防関係費の増大



第7表-1 歳入・歳出の状況

年 度	歳 入	歳 出	過(+)・不足(-)	備 考
1901	27,452	27,908	(-) 456	決 算
29	84,495	95,828	(-) 11,333	"
32	74,717	79,697	(-) 4,980	"
33	58,047	56,631	(+) 1,416	"
35	82,839	75,933	(+) 6,906	"
36	66,134	64,732	(+) 1,402	予 算
37	65,817	64,767	(+) 1,050	"
38	79,300	79,800	(-) 500	"
39	97,062	91,520	(+) 5,452	"
40	91,178	89,149	(+) 2,029	"
41	163,886	163,001	(+) 885	"

注： 1901～33年の数字は平山敬三・最近の比律賓、141～142頁、1936～37年は中島宗一・比律賓（南洋叢書第5巻）、110～115頁、1935、38～41年は南方年鑑刊行会編・南方年鑑（昭和18年版）、1081～1082頁、等より作成。

が不可避となると、その結果1941年の予算は第8表に示すように歳入に公債約2千万ペソを組むという赤字予算となった。

ここで第7表-1との関連で第7表-2において歳入に占める国有林収入の状況を明らかにしよう。国有林収入は歳入費目の中では臨時収入の中で取り扱われている。国有林収入と言うのは、同林から

第7表-2 歳入に占める国有林収入

単位：千ペソ

年 度	歳 入 (A)	国 有 林 収 入 (B)	(B)/(A)×100
1927	83,503	1,388	2
32	74,717	1,268	2
36	66,134	2,000	3
37	65,817	2,440	4
38	79,300	2,416	3
39(1～6月)	48,610	1,249	3

注： 1927～32年の公有林収入は平山敬三・最近の比律賓、147～148頁、1936年は中島宗一・比律賓（南洋叢書第5巻）、110～111頁、1937～39年は台湾総督府外事部編・南洋年鑑（下巻）、159頁、等より作成。

伐採される場合に課される伐木税収入のことである。1927年の歳入83,503千ペソに対し国有林収入の割合は2%、1936年は歳入66,134千ペソに対し、その割合は3%、翌年は歳入65,817千ペソに対

し、それは4%となっており、国家財政に占める山林収入の意義は大きい。そのことからフィリピン森林におけるアメリカ資本の採取的林業開発の規模が相当なものであったことが察知できるのである。

つぎに第8表で歳入の内訳(1941年)について説明しよう。表の米国公債振替金、公債及び椰子油消費税戻り金は特別収入と見なされて、第9表の歳出における特別支出に見合うものと推測され、小

第8表 歳入の内訳(1941年)

単位：千ペソ

費 目	金 額	割 合 (%)	
		(A)に対する比	(B)に対する比
課 税 収 入	82,310	82	50
剰 余 金	5,672	6	4
官業収入及び債権その他収入	12,343	12	8
小 計 (A)	100,325	100	62
米 国 公 債 振 替 金	10,000		6
公 債	20,000		12
椰 子 油 消 費 税 戻 り 金	33,561		20
総 計 (B)	163,886		100

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、1081頁より作成。

計(A)が大体経常的な歳入と考えられている。歳入の中の重要項目は課税収入で、それは経常的な歳入(小計A)の82%、歳入全体の50%を占めている。課税収入の主体は消費税(関税も含む)であって、いわゆる植民地財政の型を脱していない。

つぎに第9表で歳出の内訳(1941年)について示す。歳出の主たる項目は教育省費と国防省費である。1941年予算においては教育省費が38,361千ペソで経常的歳出の42%(1936年が29%、37年29%、32年32%)、国防省費18,481千ペソで20%(1936年が25%、37年も25%)となっている。教育、なかんずく英語教育の尊重は、すでに述べたようにアメリカのフィリピンにおける自治主義的間接統治政策の極めて重要な政策の一つであった。太平洋戦争がさげばれている時節に、国防省よりも教育省費の方が多額に上ったのは注目される(78)。山林局費等の含まれる農商務省費は、4,494千ペソで、その経常歳出に占める割合は、5%にすぎない。

## 第2章 土地制度の推移と国家的林野所有の形成

アメリカ統治期におけるフィリピン植民地の国家的林野所有は、スペイン統治期にすでに形成されたものであるため、本章においてはまずスペイン統治期の土地制度と国家的林野所有形成の関係について明らかにして置くことにする。そしてその後アメリカ統治期の国家的林野所有について述べる。

第9表 歳出の内訳 (1941年)

単位：千ペソ

費 目	金 額	割 合 (%)	
		(A)に対する比	(B)に対する比
上 院 費	300	—	—
国 民 議 会 費	1,732	2	1
大 統 領 直 属 費	2,575	3	2
内 務 省 費	279	—	—
財 務 省 費	4,645	5	3
司 法 省 費	6,276	7	4
農 商 務 省 費	4,494	5	3
国 防 省 費	18,481	20	11
厚 生 省 費	5,312	6	3
フィリピン大学費	1,334	1	1
選 挙 委 員 会 費	109	—	—
大 審 院 費	289	—	—
控 訴 院 費	357	—	—
会計検査院費予備金その他	1,674	2	1
土 木 交 通 省 費	5,141	6	3
教 育 省 費	38,361	42	24
労 働 省 費	481	1	—
小 計 (A)	91,840	100	56
特 別 支 出	71,161		44
総 計 (B)	163,001		100

注： 南方年鑑刊行会編・南方年鑑(昭和18年版)、1082頁より作成。

## 第1節 スペイン統治期の土地制度の推移と国家的林野所有の形成

## 1. 土地制度の推移

スペイン植民地化当初におけるフィリピン封建社会の土地制度について見ると、フィリピン土着民の間にはすでに土地私有制が行われていた。土地は個人の私有と総有からなり、村落の酋長と自由民は自分の土地を所有し、子供に相続させた。一般に山腹の地(=山林)は、わが国の入会林野に似た村落全体の総有とされた(79、95)。

このような土地制度の上にスペイン支配者の土地制度が打ちたてられたのである。スペイン国王フィリップ2世は、1569年からのフィリピン植民地化とともにこの植民地をスペイン国王の所有と宣言

し、インド法の下に置いた(96)。この国有地宣言により全国土の国有(=公有)地化が制度的に実現することになり、広大な林野も国有林として支配されることになった。そして同時に時のスペイン国王は軍人・教団層などがフィリピンに定住することを奨励するため、土地の発見・征服に貢献した者に対して、群島内の土地を無料払下げするように総督に訓令を発した。それがスペイン特有の土地収奪払下制度としてのエンコミエンダ(Encomienda)の適用である。この制度により土地を取得した者は、4年間ひき続きそれを占有することにより絶対的所有権を与えられた。その後の1754年10月15日の勅令は、1700年以降ひき続き王領地(=国有地)の一部を占有することを許された者に対し、申し出によってその所有権を与えることとした。さらに1797年9月21日の勅令では土着民といえども4年間にわたり土地の耕作をした者にはその土地の占有権が与えられるばかりでなく、その付近の無主の国有地を保有し得る権利も賦与された(55、89)。

ところで1600年頃のフィリピンでは、パラワン島及びモロ族の居住地を除く総ての大島はエンコミエンダに分割され、小島もほとんどの制度の下に置かれた。エンコミエンダでは、原住民はスペイン人に貢納の義務を負い、カトリックの信仰をした。1591年の記録によると、当時フィリピンに存在したエンコミエンダの数は267あり、そのうち31は国王所有、他はスペイン人の私的所有であった(80)。エンコミエンダ内の主権者であるエンコミエンデロは、自分のエンコミエンダ内の土地・住民を支配し、貢納・税金を徴収する権利を有したが、徴税額の20%を国庫に納入し、かつ自分の領域の宣教師の布教を支援して領域内の秩序と平和を維持する義務を担っていた。彼らのこのような苛酷な支配・収奪は、土着民の反抗的となり、1580年頃からはあるが、重税及び強制労働に反対する暴動・一揆が組織的でないにしても各地で頻々として起こった。そのため前述したエンコミエンダ制はしだいに統治、搾取の機能を果たせなくなり、17世紀初頭になって廃止されるに至った。その後は、植民地総督によって直接支配されることになり、その頃から土着民の土地占有権も広く認められてきたのである。

しかし、エンコミエンダ制が廃止になったとはいえ、教団などの土地収奪はやまなかった。スペイン国王は、教団・修道僧がフィリピン植民地化当初から土着民をカトリック教へ改宗するのに大成功し、治安維持面にも積極的役割を果たしてきた功績に報いるため、地味豊かで広大な旧エンコミエンダやその他王領地を寄進した。その結果、彼らはますます封建的大地主となった。後に明らかになったことであるが、教団所有地(Friar land)は、当時の既耕地の約10分の1にあたる40.6万エーカーという膨大な面積にのぼっていた。しかもそれらの大部分は、マニラ周辺的最優地であり、質的に見たフィリピン農地の大部分は教団所有地であった。しかも、たえず経済外的強制によって拡大がはかられた。

教団について地主階級のしあがったのは土着民権力者の酋長であった。スペインは、その植民地支配の末端に在来の社会構造を利用すべく、酋長の村落内での支配権を認めた。初期の王の布告は、村落内の住民が酋長の統制に服し、酋長の収穫や家屋の改築を助けることを義務づけている。スペイン植民地主義者はこうして法的に地位・権力の保護された村落の酋長をカシケ(Cacique)と呼び、彼らを植民地支配の道具として活用したのである。酋長は植民地支配初期のエンコミエンダ時代には、エンコミエンデロから徴税権を委任され、その後の地方行政改革では町長や村役人となって、植民地官吏の指図に基づいて租税徴収の代行に従事した。これによってカシケは、蓄財や土地兼併の機会を取得したのである。彼らは、こうした地位や高利貸、あるいは自分の権力、農民の無知などを利用して農民の占有地の収奪を試み、所有地を漸次増大して行き大地主となった。18世紀にはカシケや教団僧による悪たつな土地収奪が激しくなり、そのため各地で農民の反乱が発生し、それはとくに中部ルソンで激しかった。このような社会の中では、まだ土着の資本家階級も労働者も生まれていなかった(161)。

このように重商主義政策下ではエンコミエンダ制・教団土地所有制・カシケ制といった一種の国有地私下制度でもありかつ農民の土地収奪制度でもある土地制度によって国有地(=国有地林)の私有化が実現した。そこでの農業生産は、農民の再生産をも不可能におとし入れるほどの搾取があったので、18世紀末までのフィリピン農業は、植民地経済の歴史の中では、極めて消極的な役割しか果たさなかった。その原因として他にフィリピンの対外貿易が制限され、しかもそれが重商主義政策下の総督府と特権商人によって独占されて、貿易の拡大がほとんどなされなかったことにもよる。したがって、この時期には、フィリピンの農業はほとんど発展するところがなかったのである。

その後、19世紀に入ってスペインの植民地政策が重商主義政策から積極的な産業振興の産業資本主義政策へと変化してくると、砂糖などの輸出部門の農業生産は一層活発となり、大経営も現われはじめた。とくにマニユ段階の精糖技術を基礎とした比較的大きな甘蔗園経営がルソンやビザヤ諸島で大きな展開をとげた。このようにスペインがフィリピンの経済開発を進め、原料・製品の市場とするため積極的政策を取りはじめるのは、18世紀末から19世紀にかけての時期である。そしてフィリピンにおいて地主的土地所有が展開するのは、この19世紀からの商品生産の発展期だったと考えられる。後述するスペインの地券発行の意味も、この動きの中でとらえるべきであろう(97)。

こういった農業開発に対して近代的な土地私下政策も次第にとられる形勢になってきた。スペイン支配者は、19世紀末の1880年と1894年に、土地所有権の確認(=地券整理)を試みている。すなわち、スペイン政府の法律は、不十分ながらも登録された地券を有しない土地はすべて国有地、一方地券を有する土地は私有地と見なすと規定し、国有地・私有地の所有区分をやや明確化するようになってきた(81)。その背景には、19世紀に入ってスペインの植民地政策が重商主義から自由主義へと変化したため、植民地開発のための土地整理が必要になったことが指摘される。1880年6月26日の勅令には王領地(=国有地)の一部を10年以上継続して占有した者に対してはその土地の所有者であることを認めた。しかしこのように十分な証明書を与えられない場合でもその土地が耕作されておれば、20年あるいは30年の占有を認めた。

だが、せっかく法令を作ったものの、この法令に基づいて土地所有者の取得を申請した者は少なかったという。その主なる理由としては島内官憲の職権濫用及び法令自身の欠陥によるものであった。さらに統治末期の1894年2月13日にはマウラ(Maura)法として知られる法令を整理統一し、別に土地の私下げやその他の手続を定めた。この時から、所有権の確認に先立ち測地と所有権取得に関する公告をする慣例が始まっている(90)。これら一連の土地所有権の確認手続は、土地所有権の無料確認申請の機会を農民に与えたものであったが、かえって慣行に基づく農民の土地がカシケによって登記され強奪されてしまう例も多かったという。かくして農民の土地喪失はいつそう進められることになったのである。この土地所有確認行政は、産業資本主義下におけるスペインでの地租改正の動き、及びフィリピンの農業生産の発展状況に対応したものとして理解すべきであろう(98)。

著しい農業発展の過程は、いってみれば国有林(林)の農地化(=脱林地化)の過程でもあった。スペインは、この国有地(林)の農業的開発を契機として植民地支配の強化のために制度上から土地利用区分の明確化をせざるをえなくなり、そのために林野所有の整備問題が必然性をもって生起することになった。

(注) インド法　これにイギリスがインドに行なった土地制度の基礎をなす土地法である。その内容を簡単に言うとインド各地の土地所有形態を租税賦課のできる形態に解体し、植民地経営を土着民からの租税収奪により最大限に行おうとしたことにある。

## 2. 国家的林野所有の形成

林野所有の形成は、16世紀中葉の植民地化とともに国有林野としてはじまっているが、その当時の国有林の利用区分、つまり林野資源の調査は、スペインの重商主義的植民地収奪政策による社会経済、とくに農業の全般的な遅れを反映してほとんど手をつけられていなかった。

ところが、19世紀末の積極的な植民地経済開発、とくに農業開発の伸展に対応して土地所有権確認のための地券整理がとられるようになると、国有地、私有地の所有区分が明確化されるはこびとなり、それにより国有林・私有林が制度的にもはっきりと形成されるようになったのである。この頃の土地調査は不十分であったが、1876年の調査によると国・私有林を合わせた山林面積は5,153万エーカー(=20,612千ha)となっており、また1890年にフェルナンド・カストロ氏の調査によると4,811万エーカー(=19,244千ha)となっている。国有林区域は全島面積の4分の1ないし2分の1を占め、面積にすると、2千万(=800万ha)以上4千万エーカー(=1,600万ha)以下にあり、私有林は1千万エーカー(=400万ha)を超えない範囲にあるとされ、その私有林のうち教団の所有林が約40万エーカー(=16万ha)を占めていたという(82)。

スペインの農民収奪という限界性から、法制上の詳細な調査に基づく近代的な国家的林野所有の整備は、スペイン統治下では実現せず、それは後の支配者アメリカの手によって実現することになったのである。

### 第2節 アメリカ統治期の土地制度の推移と国家的林野所有の継承・確立

#### 1. 土地制度の推移

##### 1) 旧地主制度の温存

スペイン領有時代には、本来の農業開発の促進手段としての土地処分政策は存在せず、逆に支配層による土地取り上げ政策がとられたのであるが、処分政策が登場したのは、アメリカが新母国となった1899年からである(15)。アメリカは、スペイン支配の下での地主階級(カシケ)を植民地支配の道具として温存した(162)。そのため土地制度はアメリカ領になってからも基本的には変革されることがなかったのである。地主は、輸出向け原料生産のための担い手として、植民地農業のなかくみこまれた。そして加工過程を除けば、農業部門に対するアメリカの投資は大きなものではなかった。

だが、そのアメリカも地主制度の矛盾の激化の前には、前進的土地政策をとらざるをえなかった。その一つが教団所有地の買収と再配分である。教団所有地は、フィリピンの土地制度の主要な矛盾の一つをなしていた。そこでフィリピン革命の際、革命政府は全教団所有農園(friar estates)の没収を定めたのである。

しかし、パリ条約は教団の財産利権保護を定めていたから、アメリカ政府は、このフィリピン人の革命政府の方針をそのまま引き継ぐことはできなかった。とはいえ、教団所有地(friar land)が農業での騒動の重大な要因であることは明らかである。例えば、タフト総督(1901~04年)が大統領へ報告したところによると、ドミンコ派、アウグスチン派、リコレクト派の占める教団所有地の総面積は、42万5千エーカーにおよび、うち7万5千エーカーはマニラ市の近辺にあり、その小作人数は6~7万人もいた。このような小作関係を一扫するためフィリピン革命において、教団

のすべての所有地がフィリピン共和国政府によって国有化されることになったのも、農民の宿願に  
 応えるためであった。しかし、革命政府の土地国有化とはうらはらにフィリピンがアメリカ統治下  
 に入り裁判制度が確立されると、教団はさっそくその制度を利用して提訴を行い、借地人に対し、  
 1896年以降の滞納者地料請求権、滞納者に対する立退請求権を獲得した。そのために騒擾の激化  
 は必然的となり、アメリカの植民地政府は、重大な困難に直面したのである。

こういう社会不安に注視したアメリカは土地所有の近代化をはかるため、統治が軍政期から民政  
 期に入った翌年の1902年に圧制の経済的基礎であった教団僧地を買収し、耕作農民に売却・貸与  
 するという自作農創出の方策をおしすすめた。タフト総督は、バチカンとの交渉の結果、教団所有  
 エステートの買収の協定に成功し、1903～05年にかけて、23エステート・16万5千haの農園を買  
 収した。この土地の小作人数は6万人以上と見られている。土地は大部分従来の小作人に売却さ  
 れた。しかし、その政策も実際は教団側の引き延ばしのため、完全に実施されなかった。そればかり  
 でなく、小作人に融資された土地代金の利息（支払期間25年、年8分）が高く、貧乏な彼らには  
 その支払い能力がなかったので、土地は再び教団やその他大地主の手にわたってしまった。しかも買  
 収が行われたのは教団所有地の一部分にとどまり、教会の所有地は残された。しかもその後、教団  
 は再び土地を獲得し、最大の地主の一つになったのである。

要するにこの教団所有地の買収と分割とは、政治・社会問題の緩和という作用は果たしたが、土  
 地問題それ自体の解決にはならなかった(99)。中世的農奴制からの全面的解放は、このようなアメ  
 リカの妥協的な土地処分政策では実現できなかったのである。それではスペイン時代からの国有地  
 は制度的にどのようにとりあつかわれたのか。それをつぎに見よう。

## 2) 国有地法成立に伴う旧国有地の継承・確立と国有地利用の法的規制

パリ条約の結果、フィリピンの植民地化にふみきったアメリカは、さっそくスペイン統治期から  
 国有地とされたフィリピンの広大な森林・原野を再び国有地として継承・温存し(100)、その開発利  
 用を1902年7月1日成立のフィリピン統治法(Philippine Bill)によって法的に規制した。

統治法は、国有地資源の利用区分の明確化を指摘して、フィリピンの国有地全体をその農業上の  
 性質ならびに生産状況及び森林の樹木などにより分類し、かつ国有地の貸下、払下、その他の処分  
 に関する規定を制定するように要求している。それを受けて公布を見たのが、1903年10月7日  
 の法律第926号、国有地法である(91)。この国有地法の目的とするところは、資本の土地集中防止と  
 自作農育成の2つからなり、さらに同法は国有地取得資格者をフィリピン市民及びアメリカならび  
 にその属領の市民としている。まず前者の土地集中防止は、フィリピン人の利益のために、大資本  
 による大土地独占を防ぐことを目的として、租借によって会社法人が取得しうる面積を1,024 ha以  
 下と定めている。後者の自作農育成は、耕作農民に40エーカー(=16ヘクタール)以下の国有地所  
 有を認めている。それについて国有地法はつぎのように述べている。

〔1〕比律賓若くは米国の市民にして満21歳以上の者又は一家の戸主は、5ケ年間の開墾、2ケ年  
 間の占有、金10比の支払いによって、40エーカーのホームステッド(Homestead 自作農園)を獲  
 得することが出来ること。

(2)比律賓出生者にして彼自身若くは其の祖先が1898年8月1日以後において、政府保有地に非  
 ざる農業国有地を開墾して占有する場合、又は1898年8月1日以前より3ケ年間引き続き開墾  
 し、1902年7月4日以来本国有地法の日に至る迄之を占有したる場合には、その者に対して40エ  
 ーカーを限り該土地のフリー・パテントを与え得ること。(127)。

もちろん、借地条項は存していた。農業開発のために国有林を伐採する際は、農業開発の有利性  
 と国土保安上に支障を与えないことを前提に山林局長が承認し、ついで最終的に農林大臣が払下げ  
 を許可した。その時から農業開発圏と林業開発圏との接点は、かなり明確化していた。それでは国

有地開発の成果はどうであったか。国有地で小農制(=自作農)を創設しようとした農民の期待は完全に裏切られた。その理由として、第1に部落社会機構を、手数料徴収などを伴った居住条件をつけて近代社会に改変するというホームステッド制度(=自作農園制度)自体に無理があり、しかも予定地の多くは商品生産に必要な交通手段のない劣等地であるうえに、農民が必要な開発資金を保持していなかったこと。第2は、地主階級の抵抗が指摘できる。それらの要因が、植民地経済の基礎を小農制に置こうとしたアメリカの意図に反して、第1次世界大戦以後における階級分化進展の基礎となった。零細農民の一部は、豊富な自分の土地をすててアメリカ移民せざるをえなかった(16)。

このように小農制による国有地開発の企図は完全に失敗したが、国有地に対する法的規制は一層きびしくなってきた。それはアメリカ資本の安全と利益とが目的であった。最初の国有地法公布から16年たった1919年に改正国有地法が成立を見ている。

ここで国有地法による土地行政に伴う土地行政機構について明らかにしておこう。1901年9月2日に法律第218号ができ、それは内務省管下に国有土地局(Insular Bureau of Public Lands)の設置を規定した。1904年に国有土地局へ国有土地課が新設され、前年制定の法律第926号により激増する諸種の出願を処理した。1906年の法律第1407号により、国有土地局は土地局(Bureau of Lands)と改称された。これは同局の管掌範囲が国有地の処分のみならず鉱区、寺領、政府所有地等にわたり調査、統制、測量、処分等にまで及ぶ関係からであるとされる。1916年11月18日には法律第2666号が成立し、土地局は内務省より当時の農務資源省、後の農商務省へ移管した(94)。

つぎに改正国有地法について見る。1916年8月29日にフィリピンの独立を目的とした自治主義的間接統治政策の最初の法的表現であるジョーンズ法が成立することになったが、それはフィリピン立法府に対し国有地及び森林地、鉱区の処分ならびに配分に関する法律制定の権限を与えている。そのため旧国有地法は、ジョーンズ法の影響により本質的に変化を見るようになった。その改正法が、1919年11月29日に法律第2874号・国有地法としてフィリピン議会を通過し成立した(92)。この法律の直接の狙いは、いわゆるダバオ問題——ダバオにおける日本人農園開拓の進出阻止——を契機に外国人の土地所有を禁止しようとするもので、その目標は日本人にあったといわれる(128)。この法律のホームステッド条項について見ると、「第12条 満18歳以上又ハ一家ノ戸主タル比律賓市民ニシテ比律賓ニ於テ2千ヘクタール以上ノ土地ヲ所有セサル者、又ハ合衆国ノ比律賓領有以来2千ヘクタール以上ノ無償分配ヲ受ケタルコトナキ者ハ2千ヘクタールヲ超エサル範囲に於テ農業国有地ノホームステットヲ出願スルコトヲ得。」と規定され、自作農の制限を2千haとし、外国人の出願はそれ以後不可能となった。払下・租借も同様である。だが抜け道として、フィリピンやアメリカ資本との合併・名目的合法化(名義)などの手段で払下・租借を受けるという方法があった。これについてさらに付言しよう。国有地取得には、①ホームステッドの設定、②払下、③租借、④不完全な地券の追認、の4方法があったが、1919年の改正法によって、日本人には②と③のみが可能となった。だがそれにも制限があり、フィリピンの法律の下で、フィリピン市民あるいはアメリカ市民が資本金の60%以上を出資する会社かまたは組合を設立する必要があった。もちろん面積や借地年限にも一定の制限があった。農業国有地におけるその要点を示すと、①会社の払下げまたは租借面積の限度は1,024ha(牧畜用は3千ha)、②組合の場合、各組合員は144ha——法律2874号で払下制限100haまで増加、さらに法律3219号で144haまで引き上げ——まで取得できるが、その総面積は1,024haまで、③租借年限は25年を限度とするが、租借地上に重要な工作物を設けた時は、さらに1回だけ25年以内延長できる。④払下・租借ともに入札する、などである。それらの合法的手段で日本企業は存続した(17)。



以上を見ると、1919年の国有地法は、自作農場のための国有地面積限度を24ha (1903年・16ha) に、各組合員への国有地の私下限度を144ha (1903年・16ha) に引き上げている。しかし、組合法人が取得しうる面積は1903年の国有地法では1,024haとなっているが、この改正法においても同様となり、土地私下げの上限ははずされなかった。これがアメリカ人の農業投資の意欲を低下させることになったという。そしてこのような規制は、近代的大農園経営の設立を、ひいてはフィリピンの急速な経済発展を阻げるものとして、ウースターのフィリピン委員会以来、歴代の総督ルーズベルト (第10代目・1931~33年) とマーフィー (第11代目・1933~35年) を除く総督をはじめとする植民地在住のアメリカ人の激しい反対を招くことになった。

このような国有地私下制限は、実は、パリ条約の批准以来、共和党のフィリピン政策に反対しつづけた民主党によって主張され、同時にボストンの反帝国主義同盟によっても、さらにはフィリピンの安い労働上の上に近代的大経営の成立がもたらすであろう競争を恐れたアメリカ国内の甘蔗・ビート資本によっても、強く支持されたのである。萩永肇氏は著書「南方統治の諸問題」の中で、国有地私下げ制限の最も主要な原因は、比島の資本主義開発に反対であったアメリカの製糖資本であると指摘している。

このことはアメリカ資本による大規模プランテーションが、パイナップルを除けば、フィリピンではそれほど展開をとげなかったことの主要な原因となった。ゴム資本は、ミンダナオの小数例を除くと、フィリピンに定着することなく、マラヤ、スマトラ、アフリカなどへと進出したのであり、砂糖、コブラ、アバカなどの商品生産も、在来の数百haの規模の土地所有にその基礎を求めたのであった。事実、農業への投資関係を見ても、加工過程を除くと、農業土地部門に対するアメリカの投資は大きくなかった。

そして、国有地の分割が厳しく制限されたことは、大プランテーションの展開を阻んだと同時に、広大な可耕地を国有のまま残す結果となったのである(101)。このことは極めて特徴的な事実である。土地処分政策の基調 (= 自作農主義) が1903年にはじまり、1919年に強化されてアメリカ資本の栽植農業の発展を抑制し、かつ国有地保持をもたらしたことは、アメリカのフィリピン植民地政策に基づくものであり、そのことはアメリカ総資本の利益に合致するものであった。

1919年の国有地法は、後に数次の改正を経ることになった。その結果、新しい国有地法がコモンウェルス憲法 (1935年) の下で成立したコモンウェルス議会によって、1936年11月7日にフィリピン連邦法律第141号として裁可公布されたのである。その内容の要点は、大体アメリカ総督府時代の土地法及び同改正法をおりこんだ上に、その不備なところを補足修正したものである。この法律の背景にはフィリピン・コモンウェルス憲法があることから、この国有地法を論ずる場合は、フィリピン憲法との関連において見て行かなくてはならない。まず財産所有権の前提となる市民権の資格について、フィリピン憲法「第4章 市民権・第1条」と憲法付属法令の「第1条 第1項と17項」はつぎのように規定している。

フィリピン憲法第4章 市民権「第1条1)本憲法採択の時に比律賓市民たるもの。(2)本憲法採択以前に比律賓に於て公職に選任せられたる外国人を父母として、比律賓群島内に出生したるもの。(3)比律賓市民を父とするもの。(4)母が比律賓市民にして、成長に達したる際比律賓市民たることを選択したるもの。(5)法律に準拠して帰化したるもの。(129)」。

この条文はフィリピン土着民を基本においた市民権の規定であり、そこには支配者アメリカのフィリピン市民としての規定はない。しかし、つぎの憲法付属法令第1条の(1)項と(17)項にはアメリカ支配者の地位が明確に規定されている。

フィリピン憲法付属法令「第1条・上記憲法の条項に拘らず比律賓に対する米国主権の最終かつ完全なる撤退が行われるまで、(1)比律賓の一切の市民は米国に対し忠順の義務を負うべし。……

(17)米国の市民及法人は比律賓コモンウェルスに於て各比律賓の市民及法人の一切の市民権を享有するものとする。(56)」と定めており、フィリピン市民権者にアメリカ人も入るものとして、市民権の範囲を強化明示している。フィリピンではこの市民権保有者たることと土地取得との間に、すこぶる密接な関係がある。市民権の有資格者に対して比律賓憲法第12章「天然資源の保存及利用」により、天然資源を利用する権利が法的に明文化された形で与えられている。この憲法第12章によって、農業地・森林の処分・採取等は、それ以後他の天然資源とともに明確な規制を受けることになった。第12章のうち国有地利用面でとくに重要と思われる第1、2条について示すとつぎのごとくである。

フィリピン憲法第12章「第1条 比律賓の国有に属する一切の農業地、森林、鉱業用地、水、諸鉱物、石炭、石油及其他の鉱油、電力及一切の動力並に其他の天然資源は国家に属し、其の処分、採取、開発利用は比律賓市民又は比律賓市民に依り資本の60%以上を所有せらるる会社又は組合に限らる。但し、本憲法に基づく政府の創設せらるる時に現存する一切の権利、許可、租借又は特許に準拠する国有農業地以外の天然資源は譲渡すべからず、且一切の天然資源の採取、開発利用に関する免許、特許又は租借は25年を越ゆる期間に亘り許可することを得ざるも別に25ヶ年間更新することを得べし、但し灌漑、給水、漁業又は水力開発以上の工業的用途に対する水利権に関しては此限に非ず、此場合に於ては之が有利なる使用を許可の標準及限度とす。

第2条 如何なる私立会社又は組合と雖も1,024 陌を越ゆる国有農業地を獲得、租借及保有することを得ず、又如何なる個人と雖も国有農業地を144 陌以上購買し若くは1,024 陌以上を租借し或は24 陌以上をホームステッドとして獲得することを得ず、2,000 陌を超えざる牧畜用地は之を個人、私立会社又は組合に租借せしむることを得。(57)」。

この条文は、とくに土地取得面から注目されるものである。第1条においては、森林を含む一切の天然資源は国有と決定され、その受益権はフィリピン市民にあると規定している。そして国有農業地以外の森林などの天然資源の譲渡はしてはならないと定めたが、その開発利用には25年以内の免許、特許または租借を許している。第2条は国有農業地処分の基本方針の規定であり、それによると、会社・組合の土地所有の上限は1,024 ha、但し、牧畜用地としては2,000 haまでを認め、自作農園地としては24 haまでとしている。これらの規定は、フィリピンの経済発展と農業・林業開発がいかに密着しているかを物語るものである。

そこでつぎにフィリピン憲法第12章との関連において成立したフィリピン国有地法のうちとくに農林業に関係する重要な条項を取りあげて見よう。本法は2篇7章44条からなっている。

フィリピン国有地法(1936年11月7日公布)「第1篇 本法の名称及適用

第1章 本法の略称、本法の適用を受くる土地、及本法施行の任に当る官吏。

第1条 本法の略称を国有地法とす。

第2条 本法の規定は国有の土地に適用す、但し森林地及び鉱地は特別法により規定せられるべし、且本法の規定は通常僧侶の寺領地と称せらるる土地及私有地にして、比律賓コモンウェルスに返還せられ又は其の所有となれる土地の管理及処分を変更し又は修正するものにあらずして、此両者の土地の管理及処分に就ては現行の法律又は今後制定せらるべき法律により規定せられるべし。

第3条 農商務長官は土地局長を通して本法の規定を実施する責任を有する行政官にして土地局は其直後の支配の下に代理行動するものとする。

第2章 コンセッションの為の国有地の分類、区画決定及測量

第6条 大統領は農商務長官の進言に基づき国有地を随時下の如く分類すべし。

(イ)譲渡又は処分し得る土地、(ロ)森林地、(ハ)鉱地

而して之等国有地の管理及処分のため何時たりとも同様の方法により一の分類より他の分類に移

すことを得。

第8条 処分又はコンセッションを許可せらるべき土地は政府が正式に画定を定め分類をなし、可能なる時は測量をなしたるものにして、公用又は準公用として保留せられず、如何なる形態に於ても私有財産とならず、本法により権利を認められず、その他何等有効なる法律の権利主張せられず、又従来保留又は利用せられたることもありとするも今は然らざるものに限る。但し大統領は公益を理由として国有の土地を其の境界決定又は測量前に処分すべき旨布告することを得、又同じ理由により正当なる手続を経て公表せられたる布告又は国民議会の制定せる法律により該土地のコンセッション又は処分に付せらるる旨の再布告ある迄其のコンセッション又は処分を停止することを得。

第9条 管理及処分のため譲渡又は処分し得べき国有の土地は其の土地の結局の用途又は目的により下の如く分類す。

(イ)農業用地、(ロ)住居用・商業用・工業又は同様生産目的用地、(ハ)教育・慈善又は同様目的用地、  
(ニ)都市建設及公用並に準公用のための保留地。

大統領は農商務長官の進言により随時本条の規定に従い分類をなすを要す、而して何時と雖も同様手段により土地の分類移動をなすことを得。

第10条 本法中に使用せらるる譲渡・処分又はコンセッションなる語は森林地又は鉱地以外の国有地の取得・租借・使用又は利用に関し本法により認められたる方法を意味す。

## 第2篇 農業国有地

### 第3章 農業用地コンセッションの形式

第11条 農業の目的に適する国有地は次の方法による外他の如何なる方法によるも処分することを得ず。

(1)ホームステッド設定のため、(2)払下、(3)租借、(4)不完全又は不備なる土地所有権の確認 —(イ)裁判手続による確認、(ロ)行政上の手続による確認(フリー・パテント)

### 第4章 ホームステッド

第12条 満18歳に達したるか又は一家の戸主たる比律賓市民にして比律賓に於て24陌以上の土地を所有せざる者又は合衆国の比律賓領有以来24陌以上の土地の無償配分の利益に浴したることなき者は24陌を越えざる範囲に於て農業国有地のホームステッドを出願することを得。

### 第5章 払下

第22条 法定年齢に達したる比律賓市民及法定年齢に達せざるも一家の戸主たる比律賓市民及比律賓法律により組織設定せられたる会社又は商社にして其資本金又は該資本金出資高の60%以上が完全に比律賓市民に属するもの及比律賓法人認許条例の下に比律賓に於て組織せられたる法人は本法により、個人の場合は144陌を越えざる範囲に於て、会社又は商社の場合にありては1,024陌を越えざる範囲に於て、本法に依り処分し得る農業国有地を本章規定の手続を得て購入することを得。

尚組合にありては組合員1名につき144陌以内の土地の購入を許さる。但し其の総面積は本条により商社及会社に認められたる1,024陌を超ゆるを許さず。

### 第6章 租借

第33条 法定年齢に達したる比律賓市民及比律賓の下に組織設立せられたる会社又は商社にして資本金又は該資本金の出資額の60%以上が完全に比律賓市民に属するものは本法の規定に基づき農業国有地を租借することを得。但し総面積1,024陌を越えざるを要す、若し右租借地が牧畜に適し且牧畜の目的に専用せらるる場合は2,000陌迄の面積を許可すぬことを得。(中略)

第38条 租借の期間は25ヶ年以内とす、但し租借人が租借の更新を正当とするに足る重要工作物を設けたる場合には農商務長官の裁量により更に期間を25年間1回を限り更新することを得。

租借期間の最終満期に於ては借用人、其の相続人、遺言執行人、遺産管理人、継承者又は譲受人が施設したる建物、其の他永久的工作物は総て政府の有に帰し、土地は工作物と共に本法第5章の規定に従ひ処分す。

第40条 借用人は農商務長官の同意なくして自己の権利を譲渡し抵当とし又は転貸するを得ず、而して本条件に違反したる場合該契約は棄却す、又如何なる場合と雖も投機の目的を以て譲渡、抵当、転貸を許さず、且つ本条規約は本法により国有地租借の資格なき個人、会社、商社又は組合に対し本法又は旧法律により租借せられたる土地の譲渡、抵当又は転貸を許すものと了解又は解釈すべからず。

#### 第7章 フリー・パテント

第44章 比律賓出生の市民にして24<sup>1</sup>/<sub>100</sub>以上の土地を所有せず、且つ1926年7月24日以来若くはそれ以前より、自ら若くは先代を通して処分可能の農業有地を引続き占有し耕作したる者、又は該土地が他の者により占有せられずして自ら其土地に対する地租を納付したる者は、本章の規定により24<sup>1</sup>/<sub>100</sub>を超えざる範囲に於て斯から土地に対しフリー・パテントの発給を受けたる権利を有す。(58、130)」。]

この国有地法では、農業開発・林業開発の領域が、法律手続上かなり明確化するに至った。すなわち、同法第6条においては、大統領が農商務長官の進言に基づき、国有地を、(1)譲渡・処分できる土地、(2)森林地、(3)鉱区、に3区分し、しかも国有地の管理・処分のためにいつでも他の分類に移し得ると規定した。そこでの管理・処分は、第10条の規定により、森林地・鉱区には適用されていない。

ところでフィリピン農業開発の発展段階を制度的に示す国有地法も、十分な土地調査の上に立ったものではなかった。土地政策の方針はあったが、それを具体化させる諸施策が著しく遅れていた。国有地処分の放漫性は地券にも現われている。1918年の国勢調査からの結果からすると、全農地の58%はどのような形の地券も存せず、また残りの大部分も私証書であり、1929年までに地籍調査を終えた町村は、1,197町村のうちわずか28町村にすぎない状態であった。本格的な土地調査は、今次世界大戦後までまたねばならなかった(18)。

終りに国有地の管理・処分手続上の行政について述べることにする。国有地法によるとつぎのように規定されている。国有地のうち森林地及び鉱区を除いた総ての土地は土地局が管理し、かつ土地の貸下、払下、その他の処分は土地局長の権限に属する。国有地は、①処分可能地、②森林地、③鉱区の3つに分かれるが、森林地と処分可能地とを分類し森林と農地の区別を決定するのは山林局長の権限である。山林局長は土地利用区分の証明を土地局長に送致し、土地局長はその処分可能地につき測量を行い、同局長及び農商務長官の具申に基づいて、大統領が該地域の貸下及び払下げを布告する(93)。

## 2. 国家的林野所有の継承・確立

アメリカ統治下の国有地＝国家的林野所有は、すでに述べた「スペイン統治期の土地制度の推移と国家的林野所有の形成」の項で明らかにしたように、スペイン経済のとくに産業資本主義段階において形成されたものであった。それがアメリカのフィリピン占領後もそのまま継承されたのである。アメリカはフィリピンの植民地化後、1903年の国有地法、ジョーンズ法下の1919年国有地法、さらにコモンウェルス憲法下の1936年の国有地法によって、国有林の近代的な法的整備と確立を完了した。

ここでアメリカ本国の国有林確立とそれがフィリピンに与えた影響について若干述べておこう。1898年、フィリピンがアメリカの領有に帰したころは、宗主国アメリカにおいては森林保存運動の

高まりを見せていた時代であった。すなわち、入植開拓を急ぐあまりの土地政策の放漫によって引き起こされた森林資源の浪費を防止するため、不毛地開墾と森林保存を目的とした遠大な科学的計画が課題となっていた。1878年にはエール大学にはじめて林学科が設けられた。1888年には灌漑調査が始まった。1891年には最初の保存林 (Forest Reserves) が設立されて資源保存の萌芽がひらき始めた。保存林は、後の1900年に国有林 (National Forest) と改称され、今日のアメリカ合衆国国有林制度の端緒が開かれることとなった。

そうした気運の中にフィリピンを領有することになったアメリカは、農業開発についてはすでに述べた国有地法の公布によって本国と類似した自作農場、ホームステッド (Homestead) の創設を図った。しかし、林業開発については、本国における資源保存運動興隆の影響もあったが、それよりもむしろ植民地政策上からフィリピンにおける資本の安全及び利潤の増大を保障するため森林を国家の手に掌握しておく必要が強かったために、アメリカは林業開発のため国有林を処分しなかったのである。後に制定されたフィリピン・コモンウェルス憲法においても「公有農業地以外の天然資源は処分すべからず」としている。したがって、開墾適地の森林伐倒跡地を農業地として譲渡または払下げするのでもない限り、森林をそのまま私有に帰す場合はありえなかった(123)。このように林業開発のための国有林地はアメリカの植民地国家権力の手によって強力に保存されたのである。

萩野敏雄氏も著書「南洋材経済史論」の中で、アメリカがフィリピンの国有林を保持する必要性について具体的につぎのように論じている。アメリカは「農業にたいしては小農制を基軸とする土地私有化策をとったが、林業については私有林化策をまったくとらなかった。フィリピン財政の一給源であり、しかも量的農業開発 (外延的發展) を国家の手でにぎっておく必要があったからである。したがってアメリカは、農業開発にたいしては積極的な処分政策をとったが、林業開発にたいしては植民地的木材採取に国家的制約をくわえた。また本国では、鉄道・製材資本等に国有地 — したがって森林 — を大規模に売却したにもかかわらず、フィリピンでは利権資本からの保持政策をとった。(30)」。すなわちアメリカ植民地権力による該領国有林の保持は、該領植民地化の強化ならびに自国資本の安全と利潤の保障を狙いとするものであったのである。

ここで国家的林野所有の状況について示すと第10表の通りである。1938年フィリピン山林局の発

第10表 林 野 所 有 の 状 況

単位 : ha

所 有 別	1938 年		1939 年	
	面 積	割 合 (%)	面 積	割 合 (%)
国 有 林	17,651,354.22	99.4	16,817,305	97.5
私 有 林	105,645.78	0.6	431,213	2.5
計	17,757,000.00	100.0	17,248,518	100.0

注： 1938年は庄田作輔・比律賓の林業、5頁、1939年は森三郎・南方の木材林業、19頁、等より作成。

表による森林面積1,775万7千haは、国土総面積29,629,600haの59.9%を占めており、残りは農業地その他となっている(126)。森林面積のうち国有林が99.4%、私有林は0.6%を占めるにすぎない。また1939年におけるフィリピン山林局発表の森林面積17,248,518haは、前年のものより若干減少しているが、国土総面積に占める割合は58.2%である。森林面積のうち国有林が97.5%、私有林はわずか2.5%である。以上の説明からも明らかのように、フィリピンの林野所有は国家的林野所有を基本に

している。

つぎに第11表でフィリピン島嶼別森林面積を示す中で、森林資源の実情を明らかにしよう。全森林

第11表 フィリピン島嶼別森林面積(1930年調査)

単位：千ha

島名	有用材森林	雑木森林	合計
ルソン	5,006	1,217	6,223 (33)
ミンダナオ	6,850	973	7,823 (42)
ネグロス	635	49	685 (4)
パナイ	117	165	282 (2)
ミンドロ	499	136	635 (3)
ボホール	85	16	101 (1)
セブ	23	34	57
レイテ	388	47	435 (2)
スール	70	6	76
ロンブロン	62	5	67
バダネス	2	4	6
小計	13,737	2,652	16,389 (87)
その他	2,168	262	2,430 (13)
合計	15,905	2,914	18,819 (100)

注： 森三郎・南方の木材林業、19頁より作成。( )内は割合(%)。

のうちミンダナオの森林の占める割合は42%、ルソンは33%、ネグロス、ミンドロ、レイテ、パナイ、ボホールの5島で12%で、残りは他の島嶼に分布している。とくにミンダナオとルソンの2島を合わせた森林は75%にも達し、蓄積多く、有用材に富んでいる。両島のうちでもミンダナオのアグサン河奥地帯、東ミサミス及びダバオの両州、ザンボアング半島の南部一帯、ネグロスの南半分、ルソンの東北部一帯の森林はとくに蓄積が豊富であり、これら地域における1ha当りの用材蓄積は200~250m<sup>3</sup>に達し、そこでは伐採事業、製材事業が発達していた(51)。

森林の総蓄積は109,651万m<sup>3</sup>と概算され、また経済林のみの蓄積は95,846万3千m<sup>3</sup>、その年生長量は約196万m<sup>3</sup>におよぶという。全群島原生林の主要最多樹種は、タンギール、赤・白ラワン、アピトン、マヤピス、アルモン、パロサピスなどのラワン科で、全森林面積の約75%、総材積の約90%を占めている。その他は堅材のヤカール、イピール、キラベ、ナーラ等のナーラ科及び松、マングローブの雑木などである(38、138)。

このようにフィリピンは、林野所有も資本の利益を保障しやすい国有林を基本にして成立し、かつその森林資源も豊富で資本の林業開発条件にめぐまれていた。こういう森林を舞台にしてフィリピンの資本主義的採取林業は展開したのである。

### 第3章 国有林における管理経営制度の展開

#### 第1節 林野管理経営機構

##### 1. 林野管理経営機構

アメリカのフィリピン統治政策は、自治主義的間接統治政策であった。この政策が、林野管理経営機構の中にどのように現出しているかを以下に明らかにしよう。

###### 1) 統治初期～ジョーンズ法成立前までの山林局組織

米西戦争の結果、1898年8月14日、フィリピンはアメリカ軍政の統治下に置かれた。その時からアメリカの軍政府当局が林業政策のうちで最も重要と認めたものは、国有林の管理行政であった。当時は山林局の創設時で山林管理についてはほとんど何等の法的秩序もそなえていなかった。1900年4月14日、当時の軍政総督オーティス (Otis) 陸軍少将は、軍令第50号を発して、山林局 (Forestry Bureau) を組織し、最初の山林局長にジョージ・P・アールン陸軍大尉 (George P. Ahern) を任命した(106)。彼には他に8名の助手も加わった。同年6月27日軍政総督の命令を以て森林法律が公布されている。

政体が軍政から民政に移行した翌年、行政改革によって山林局は内務省に所属することになった。すなわち、1901年7月4日、民政総督ウィリアム・エッチ・タフト氏は、行政部を4省とし、合衆国フィリピン委員会の決議をもって陸軍大臣の命により、それを公布することを宣言した。そこで合衆国フィリピン行政組織委員会は、同年9月6日法律第222号をもって行政部を公布することになった。この法律のうち山林局に関する条文をとり上げるとつぎのとおりである。

法律第222号「第1条 合衆国大統領ハ陸軍大臣ヲ経テ内務省、通商及警視省、大蔵及司法省並ニ文部省ノ4省ヲ設置スルヘキヲ命シ且ツ当該各省ノ長官ヲ任命セラレタリ依リ茲ニ法律ヲ制定スルコト左ノ如シ。

内務省ノ行政管轄ハ衛生局、海上衛生部、検疫署、山林局、鉱山局、農務局、水産局、気象局、偶像教及回々教種族事務局、官有土地事務局、官設衛生試験所並ニ特許及版權局等ナリトス。(83)。

以上のように軍政部が、内務省下に山林局を設置したことは、アメリカがフィリピンの林業開発を重視していたことの現われである。山林局の業務は、国有林の森林調査に重点が置かれ、まず森林の範囲や組成についての資料を得るために、森林調査班が作られた。調査班は樹種その他の植物区系を明らかにするため、植物標本を収集するとともに地況や伐木個所についての資料を集め、森林のうち農業に適する地区を選定したりした(115)。業務の詳しい内容はつぎの山林組織のところで述べることにする。山林局の部局は2部2施設からなっていた。

①監督部 (Division of Inspection)。これは林務担当における種々の業務について責任をもち、各担当の報告、監督官の出張により、各林務担当区官吏が国有林の産物を分類し評価し、また支払命令を発するなどの業務を監督管理した。各林務担当区は、同州の地方の関係業務を報告する義務を有した。各林区は監督業務と各官吏の技量を記録することに最も注意を払っている。各林務担当区はしばしば状況報告を出す外、毎月つぎの報告を出すことになっていた。(a)毎月の動作日誌、(b)産物の分類、評価、(c)支払命令及び州金庫よりの受取証明書類。

②林務部 (Division of Management)。これは森林の保護及び利用の事業を改善進歩せしめ、それから施業案を作り常に林地の改良と密閉とに注意し、将来の市場に高価な木材を供給できる経営をすることにあった。さらに同部にはつぎのことが義務づけられていた。各林区の林務官及び森

林監吏は管内における伐木地方を巡視し、特許人の伐採する樹木に標号を付し、かつその山林区域を調査すること。地方の樹種を調査し、林相の更新法を研究するのに多少の時日を費すこと。市場に搬出された樹種については特別の注意を払い、また将来市場に搬出される樹種に対しても同一の注意を払うこと。

③木材試験所及び工作場 (Timber Testing and workshop)。フィリピン群島における名称種族も明らかでない数多くの木材を何らかの用に供することは、最大急務で、また重要な問題であった。その材質利用の研究をするために、木材挫圧力、応圧力、応剪力、応張力などの試験を施し、標本を採取してそれを展覧室に陳列し、学術や実際上の参与に供するようにした。工作場は第807号条例の規定によってはじめて設置されたもので、当時はもっぱら器械据え付け中で、その結果はまだ出ていなかった。山林局長はフィリピン群島における商業用として、指物及びそれに関連する美術及び美麗なる家具を作るために、木材の適当なる利用を増進する目的で、家具及び木製品を製作した。そしてそれらを販売する場合には正当なる代価を徴し、その収入は雑収入として島金庫に預けられ、該金の使用は監督官によって命ぜられかつ保管されることとした。

④養樹園及び山林学校設置予定。1902年12月27日の第490号施行条例により、農務局植物学者は山林局の植物学者を兼ねることになったが、1903年7月の修正条例により植物学者は労働局に移された。1903年4月4日の条例第734号により、山林局において6人の学校教師をその休暇中に使用することが許可された。山林局は、彼らに1カ月75ドル(金貨)及び演習費を給して地方に派遣したが、2人の外は満足すべき結果をもたらさなかった。同年12月28日合衆国で採用した林産物専門官バーカー・テー・バーネス氏が到着し、すぐに演習地に赴き良き効果をもたらしたので、彼の指揮の下に働く多数の人員が得られることになったという。

林務官、副監督官及び10人の土着民よりなる野外演習班は、バターン州のラマオ河畔にある養樹園、すなわち将来の山林学校敷地を準備してもっぱらラマオ流域にある樹木を研究中であった。教育政策は、アメリカのフィリピンにおける自治主義的間接統治政策を進めて行く上で、極めて重要な楨杆であったし、この山林学校設置の動きも、その政策の現われである。山林教育については後に詳しく述べることにする。

フィリピン山林局の中央組織は、以上の通りで逐年拡張の方針にあったのである。その他に林区(District)と担当区(Forest Station)がある。林区と称するのは、区域を示したもので、それを管理経営する責任官吏は、事務を取り扱うのではなく、各担当区を巡回監督するだけであった。担当区の森林監吏がその事務を行ったのである。1902年9月1日には群島を通じて42の林区があり、その後5区を廃して2区を転置し、新たに18林区を設けて55林区に増加した。各担当区には1名もしくはそれ以上の森林監吏を置き、「イロイロ」林務担当区には監督官1名、監督官補1名、森林監吏7名の計9名が駐在した。

森林監吏に十分事務を任せられるときは、つぎの箇所に新たに担当区を設置することになっていた。ダエト、ラゴノイ、パサカオ(マリヌス)、ユニオン(タエバス)、パルマン(ミンドロ)、ピナマラン(ミンドロ)、ダグピラン(ボホール)。そして監督官、監督官補が事務に充分習熟したときは、つぎの各林区に長として1人を配置することになっていた。ダクパン、ザンパレス、ミンドロ、タヘバス、中部「ヴィサヤス」及び「ミンダナオジョロ」。

アメリカ統治初期の山林局組織は、以上の通りであるが、つぎにその人事組織について明らかにしよう。当時、山林局は林務官に欠け、そこで旧スペイン時代に職を山林に奉じていた者は、希望により採用する趣旨を發表したが、それら官吏の多くはすでに本国または他の地方に去ってしまい、僅少の人が残ったに過ぎなかった。スペイン政府時代に上級林務官の大部分は本国人が任命され、下級の森林監吏の如きは主に土着民が任命された。これはアメリカ占領当初についても同様であ



る。その土着民は、平和が回復すると多少は森林監吏として復帰したが、スペイン人は実に僅少の人員となり、如えて枢要の地位についた者がいなかったということで、スペイン政府時代の山林組織や管理歴史などの経過について知ることは、非常に困難を極めたという。こういう事情の下にアールン山林局長は軍人であったが、良くその職責を尽し、漸次山林局の拡充を図って行った。1901年の山林局人員は84名、1902年に125名、1903年に224名と年々増加した(84)。

1914年11月、1900年4月以来山林局長官の職にあったアールン氏は、オスマナヤ法によって退職した。これは氏が、山林局長官よりも収入の多い中国山林局に林業顧問および理事として就任を受諾したことによる。彼の後任として米人の山林局次長が長官となり、1915年1月1日から1917年1月26日まで在職した。

ところでアメリカは、フィリピン植民地山林の資本主義的管理経営を強力に推進せしめる意図から、該領の植民地化当初から林業教育を極めて重要視した。林業教育の導入は、アメリカの該領における自治主義的間接統治政策に基づくものであった。1901年にアールン山林局長はフィリピン総督府に対し、林業学校の設立を強く勧告した。また同様の勧告が、1902年に合衆国のギフォード・ピンチョット(Gifford Pinchot)山林長官からも重ねてなされた。さらに1907年、ラグナのロス・パノスに農業大学が開設された時にも、林業技術者会議から同様の勧告が出されている。当時のアメリカ林業家も、山林局職員に技術的教育を与える必要を痛感していた。こういう勧告・資本の要求に基づいて、ようやく1910年にジェームス・ジ・ド・ヴェラ(Jaime G. de Veyra)議員の提案した法案、つまりフィリピン農業大学の一部として林業学校を創設するという法案が、法律第1989号として成立した(107)。そして同年6月13日に2カ年修了の担当区員教育学校としての林業学校が開校したのである(119)。このような林業学校設立は、アメリカがフィリピン植民地の資本主義的林業開発に領有開始から、相当な関心を示していたことを物語るものである。

## 2) ジョーンズ法成立～コモンウェルス政府期の山林局組織

1915年以前におけるフィリピンの山林管理経営組織は以上のごとくであるが、1916年8月29日に該領へ大幅な自治を容認したジョーンズ法の成立によって、山林局の上部組織は改革され、その運営もフィリピン人の手で独自に行えるような情勢になった。すなわち、ジョーンズ法に基づいてフィリピン人からなるフィリピン議会は、行政改革に関する法律を通過させ、中央行政機関を6省とし、そのうちの農務資源省(Department of Agricultural Resources)の下に従来内務省内にあった農務局(Bureau of Agriculture)、山林局(Bureau of Forestry)、土地局(Bureau of Lands)、気象局(Bureau of Weather)を移行し、さらに学術試験場(Bureau of Science)をも同省に設置した。農務資源省長官は、総督によって任命されたフィリピン人であったが、山林局長は、アールン山林局長時代の米人次長であった。ジョーンズ法の成立当時は、米国人の技師(Forester)は12名いて、フィリピン人は1人もいなかった。1917年1月27日には米人のアーサー・F・フィッシャー(Arthur F. Fischer)氏が山林局長に就任した。山林局長以下の山林官吏は大部分フィリピン人となった。ジョーンズ法成立後の山林行政の「フィリピン化」は、一層前進することになったのである。

1920年代に入ってから、アメリカ資本による林業開発の本格的発展期であり、その情勢に対応して林政組織も一段と拡充された。すなわち、山林本局は1924年4月より6課(Division)・2係となった。その内容はつぎの通りである。①行政課(Administration)……林区署(営林署)の監督、林産物の払下げ、土地区分、保安林、森林分布及び土地調査に関する事務を掌る。②調査課(Investigation)……山林局における各種計画及び実行に関する一切の研究調査及び山林学校の監督の事務を掌る。③地図課(Lands and Maps)……一般地図及び林相図ならびに山林統計図表の作製に従事する。④製材所課(Saw mill and Utilization)……製材その他の森林利用

に関する事務を掌る。⑤庶務課……庶務会計に関する事務を掌る。⑥施業課 (Management)……森林施業及び政策ならびに造林に関する一切の事務を掌る。以上の6課と森林博物林産物係及び印刷係の2係である。2係は山林局長に直屬し、なかでも林産物係は主として、木材鑑定及び工芸的性能試験その他副産物に関する試験及び調査を担当した。

当時はルソン島のみならず各地は、まだ国有林の利用開発のみに力を注いでいて、造林時代に入っていなかった。このような状態なのでフィリピンも他の東南アジア植民地と同様、林産物及び土地の払下げ、また貸下げが山林局関係の大部分の仕事となっていた。したがって林区署の仕事は、森林測量、保安林の調査、森林原野の貸下げ及び払下げに関する執務だけであった。加うるに林区署の担当区域が非常に広大であったので、その管理事務ははなはだお粗末であった。全森林の大部分が国有林という状態の中で、林区署の数はわずか9つにすぎなかったのである(46、49)。

つぎに山林局の人事組織について説明しよう。各課には課長と2～3名の技術補及び監吏がいた。ジョーンズ法の成立当時、米国人の技師は12名いて、フィリピン人は1人もいなかったが、この法律の成立後、行政の「フィリピン化」の進展によって1924年年当時になると米国人は山林局長のフィッシャー氏のみとなり、地図課長のスペイン人以外は皆フィリピン人で、フィッシャー氏もその後まもなく退職し、行政課長の比人アル・ジェー・アルバレット (R. J. Alvarez) 氏が局長候補として最有力となった。

今フィリピン人山林官の階級と員数及び月給(米国人のものは比人よりも3倍と見て差し支えない)を示すとつぎのごとくである。山林技師補 (Assistant Forester) は、1等森林監吏の中より選抜しわずかに1名で、月給は200～250ペソであった。1等森林監吏 (Forest Supervision) は、主として2等森林監吏の中より選抜し、人数は11名で月給は150～200ペソであった。2等森林監吏 (Ranger) は主としてフィリピン農業大学の林業学校卒業生から採用し、人数は177名で月給は70～149ペソであった。書記または雇員に該当する者は1等より3等まであり、人数は86名で月給は1等が60ペソ以上、2等40～150ペソ、3等は30～60ペソとなっている。他に1名の森林測量師 (Forest Surveyor) がいた(50)。以上の山林職員を合計すると292名となる。このようにジョーンズ法後は、山林行政機構の人事にフィリピン人が次第に起用され、アメリカの山林行政における自治主義的間接統治政策は進行して行った。

ところでその後の一層の経済発展・林業開発の進展に伴い、林政組織も1924年4月～1934年12月の間に行われた一般行政の改革とともに改革され、これまでよりも整備、強化されることになった。ここではタ・マ法成立後の1934年12月31日現在の山林行政組織について述べるとつぎの通りである。

当時の一般行政改革によって従来の農務資源省は、農商務省 (Department of Agriculture and Commerce) と変り、その下に総務部、農務部 (Agricultural Industries)、商工部 (Commercial and Industrial Production)、天然資源部 (Natural Resources) の4部が置かれ、後者の天然資源部は水産局、鉱山局、土地局、山林局 (Bureau of Forestry) の4局に分かれた。したがって山林局は天然資源部に所属して、全島の林務行政を統轄した。山林本局には局長 (Director) 及び次長 (Assistant Director) がいて、さらにその下に官房と4課が置かれている。

山林局の各機構について説明するとつぎの通りである。①局長官房 (Office of Director、秘書課)……他課に属しない事項、その他一般庶務を行う。②調査研究課 (Forest Studies and Research)……国立公園の管理、種子の採取分配、植物研究及び実験、林産物利用研究、資料収集等の事項を管掌する。③森林管理課 (Forest and Rangement)……森林経営の立案計画、土地問題、国有林の払下げ、不法伐採の取締、伐採許可に関する制限、数量の決定及び伐採規定の発

布（森林租借課と連帯して）等の事項を管掌する。④森林租借課（Forest concessions）……伐採許可及び払下げその他の事項、森林監視員の監督指揮、伐採作業の研究、林産物の市価及び需給関係調査、林産物の輸出入関税及び運賃の統計、資料収集等の事項を管掌する。⑤森林区画整理課（Forest Delimitation and Improvement）……国有林の区画等級決定、国有土地法による整理、森林道路の調査、地図の作成、その他一般森林調査等の事項を管掌する。

なお以上の本局の外に、森林現業部（Field Service）としての林区（Forest Districts）と担当区（Forest Stations）があって、各林区には営林署（District Forests）が置かれ、さらにその林区には広狭に応じて4～11の担当区が設置された。各営林署の署長は山林局長（フィリピン人）の指揮命令に従い山林行政の実施運営に当たり、また各担当区の官吏は森林巡視、その他保護業務の実施に従事した(131、139)。いま各林区（営林署）とその管理州の所在地及び担当区数を示すと第12表の通りである。それによる全群島の林区と担当区の数、前者が14、後者が84となっている。

第12表 林区（営林署）・管理州の所在地及び担当区数

林区（営林署）	管 理 州	担当区数
第1区・アパリ（Aparri）	バタネス、カガヤン、イサベラ、ヌエバ、ビスカヤ（ピナパガン村）	5
第2区・ヴィガン（Vigan）	アブラ、イロコス・ノルテ、イロコス・スール	5
第3区・バギオ（Baguio）	ラ・ウニオン、マウンテン	6
第4区・カバナアン（Cabantuan）	ヌエバ・エシハ、ヌエバ・ビスカヤ（第1区に包含されざるすべての地域）	4
第5区・マニラ（Manila）	バターン、バタネス、ブラカン、カピテ、ラグーナ、パムパムガ、ルサール、サムパレス	6
第6区・ルセナ（Lucena）	マリンドウケ、ミンドロ、タヤバス	10
第7区・ナガ（Naga）	アルバイ、カマリネス・ノルテ、カマリネス・スール、マスバテ、ソルソゴン	11
第8区・タクロバン（Tacloban）	レイテ、サマール	6
第9区・イロイロ（Iloilo）	マンティケ、カピス、イロイロ、オクシデンタル・ネグロス、ロムブロン	4
第10区・マニラ（Manila）	パラワン	5
第11区・セブ（Cebu）	ボホール、セブー、オリエンタル・ネグロス	6
第12区・カバセン（Cagayan）	アグサン、ブキトノン、ラナオ（第14区、オクシデンタル・ミサミス、オリエンタル・ミサミス、スリガオに包含されざるすべての地域）	10
第13区・ダバオ（Davao）	ダバオ	2
第14区・ザンボアング（Zamboanga）	コタバト、スールー、ザンボアング	10

注：台湾総督府官房外事課編・南洋年鑑（昭和12年）、113頁、矢部立志郎・比律賓の森林と木材伐採企業、大日本山林会（昭和10年6月）、67頁、等より作成。

1934年当時の山林局の全職員は、590人——蘭印内領（ジャワ・マヅラ）は、事務・製図者を除いても1,892人の林務職員がいた——にすぎなかった。ジャワの林務職員1人当り森林面積は

1,270ha、マレー連邦13,598haであったが、フィリピンはそれらよりはるかに多い42,808haであった。このように本格的森林開発の段階に入っても林野管理機構の水準は極めて低かったのである(19)。

以上の林政組織を見ると、林業開発資本の目的にそった形での国有林の管理経営体制が制度的にできあがっていることがうかがえる。それは森林租借課を一つとって見ても言えることである。

ところでアメリカの与えた自治主義的間接統治政策の最も典型的なものとしてのフィリピン・コモンウェルス政府が、1935年5月14日制定のフィリピン憲法に基づいて、同年11月15日に成立すると、その時から従前の山林管理経営機構は、同政府の農商務省天然資源部の下で、フィリピン人独自の手によって運営されることになったのである。そのことは山林管理経営機構における自治主義的間接統治政策の最も端的な現われである。コモンウェルス政府下の林務行政機構も農商務省天然資源部→山林局→林区(営林署)→担当区という行政系統には変わりなかった。ただ、改革されたところと言えば、本局の組織が従前の4課から3課・4係に整理され、森林管理経営の再編と合理化がもたらされたことである。

組織内容について説明するとつぎの通りである。山林局長の下に①管理課……森林経営の立案計画に関する事項、特売、払下げに関する事項、割当地及び取締に関する事項を掌る。管理課は(i)放牧及び未開地係——放牧及び未開地更生に関する事項を掌る、(ii)開墾及び試験係——植林及び林業試験に関する事項、造林組合に関する事項を掌る、の2係にわかれる。②林務課……庶務に関する事項、登録に関する事項、所有権に関する事項、法令に関する事項を掌る。③業務課……営林及び撫育に関する事項、林産物の生産に関する事項、保護に関する事項を掌る。業務課は(i)土木係——国有林区画、等級査定に関する事項、測量及び地図の作成に関する事項、土地法による整理改革、国立公園に関する事項、統計に関する事項を掌る。(ii)租借係——製材工場及び規格に関する事項、伐採その他認可に関する事項、森林監視員の監督指導に関する事項(資産目録作成)を掌る。なお本局の外にある森林現業部としての林区(営林署)と担当区の内容は、1934年の林政組織と同様である。

1937年1月現在の山林局長はフィリピン人のフロレンシオ・タメシス(Florencio Tamesis)氏であった。本局と営林署の職員数について述べると、本局の職員は常勤275名、非常勤92名からなっていた。営林署職員は常勤573名、非常勤185名であった(39)。結局、常勤職員は848名、非常勤職員は277名、両者合わせると1,125名となり、コモンウェルス政府になって山林局の人事組織は一層充実することになったのである。

つぎに林業における自治主義的間接統治政策の非常に重要なテコであった林業教育について説明しておこう。1910年に設立された林業学校は、1916年に至り、山林局長が校長となって、農業大学に直属する独立学校となった。この学校は、1929年、4カ年修了の専門学校に昇格し、卒業後の学生は林業におけるバチェラ・オブ・サイエンス(学士号)の称号を与えられることになった(120)。ところで当時の風潮として、林業という職業はフィリピン青年達の間には人気なかった。そこで政府は高等学校の卒業生を給費生として林業学校に招かなければならない有様であった。なお成績優秀な卒業生には、幹部職員または林業学校教授に必要な資格を得させるため、これらの卒業生を給費生としてアメリカに留学させたりした。後にその林業学校は、上院議員ゲロニマ・T・ペリソン(Geronima T. Pecson)氏が提案して可決された1949年6月4日の共和国法律第352号により、林業大学(College of Forestry)となった(108)。

## 2. 林野管理経営区分

アメリカはフィリピン占領とともに国有林管理経営行政の確立のため山林行政組織を整備し、かつ国有林に対して具体的な管理経営方針を打ち出した。それが国有林の利用面における管理経営区分である。すなわち国有林は管理経営面から第13表に示すごとく、経済林 (Timber or Forest land) — これは商業林とか供用林とも言う — と保存林 (Forest reserves) — これは非商業林とか非経済林とも言う — に区分された。全土地面積における経済林の割合は45.6%、保存林は12.6%とな

第13表 土地 利用 区分

単位: ha

区 分	面 積	割 合 (%)
森 林	17,248,518	58.2
経 済 林	13,525,058	45.6
保 存 林	3,723,460	12.6
湿 地	608,893	2.1
草 原	5,270,805	17.8
農 耕 地	6,501,384	21.9
計	29,629,600	100.0

注: 森三郎・南方の木材林業、18頁より作成。

り、森林面積を100とした場合の両者の割合は、前者が78%、後者が22%となって、森林は大部分が経済林であった。

両森林の設定は1904年森林法第1148号によっているが、ここでの両林の定義の説明は1926年9月2日公布の森林法において、明確に規定されているものを用いることにする。この法律の第1条によるとつぎのように規定してある。

①国有林とは、特別の指示の無い限り、マングローブ及びニパ沼沢地を始め、すべての経済林ならびに保存林を全部含むものである。

②この取締規則及び内国歳入法の用語たる「林産物」は、粗材、支柱、薪、樹皮、梢、樹脂、護膜、桐油、蜜ロウ、ニパ、籐、ルンバン実、ブリ繊維、その他の林産物の外に、非鉞区たる森林より採取される岩石、土砂、鳥糞石をも含む。

③保存林とは、森林用途にのみその土地を利用する特定国有林にして、森林及び鉞地取締の諸法規による外は、如何なる方法によっても、それを処分しえないものである。

④経済林とは、森林用途に必要なものとして、画定、分類、認証されたる国有林であって、その性質は伐木もしくは土壌状態の如何によりあるいは一時的あるいは永続的なものである。その目的とするところは、この如き土地より、将来国有地法によって、私下処分し得る土地 (伐木後) として認証されるものを除外した後、それを永久的保存林たらしめようとするにある。

⑤国有保存林及び経済林より林産物を伐採、採取、搬出することに対して、許可証 (License) が下付される。そして両林に対する許可証の監督は、山林局官吏によって直接かつ不断に行われる (136)。

以上のように定められた。すなわち経済林と言うのは、主として林産物を生産する林地であり、主

要木材供給の源泉であって、伐木業の行われる地域のほとんど全部を占めていた。また同林は大樹木が優勢を占め、まだ伐木が行われていない森林で、かつ林相もととのった森林である。同林は各州及び比較的大なる島に見られる。これらの面積は種々様々であって、わずかに926haを有するラ・ユニオン州より1,063,961haのダバオ、1,282,525haのパラワン、1,320,233haのザムボアンガ及び1,960,530haのコタバト州もある。つぎに保存林についてふえんすると、同林は資源保続上とくに重要なもの、農業その他産業の保持ならびに発達に必要なもの、水源涵養、荒廃防止、治水の見地より森林としての維持を必要とするもの、などを指す。すなわち、国土保全上の機能を主として有する森林である。また同林は、その性質上商品として取り扱い得る成長樹木をほとんど有せず、その森林は製材に適する樹木を生産しないか、それとも伐材が苛酷に行われたため、もはや伐採を行って商業上の利益を得ることはできない状態にある森林である。広大なる面積の保存林がダバオ、サマル、マエヴァ・エシハ、タヤバス及びミンドロにある(122、137)。

いうまでもなく山林局の山林管理経営行政は、伐出資本の対象である経済林に集中し、このような森林を管理経営するための法制も資本の目的に対応した形で成立することになったのである。

## 第2節 林野管理経営のための法制

### 1. 統治初期～ジョーンズ法成立前までの山林法制

アメリカのフィリピン植民地における最初の森林法律は1900年6月27日付布達第92号をもって発布され、当時軍政時代にあっただけで十分実際の状況を知らず、法律の根源をスペイン政府の施行したものに準拠した。もとよりスペイン政府の森林法は、すこぶる実際に適しほとんど完備に近いものであったといわれるが、せつかくの良法もスペインの弊習の久しき官吏腐敗のため、その実施ができなかったという(85)。布達92号は、アメリカがフィリピン群島で出した最初の森林規則で、その内容はだまかに言うと、①伐採、輸送、国有林で生産される林産物に対する森林税(チャージ)の支払い、②個人的用途に供するため伐採された木材に対しては森林税を免除するが、このためには地方自治体長の交付する証明書によって保証された免許状(Licence)に従って伐採すべきこと、などからなっていた(124)。

当時、アメリカ軍部は復興用材の必要に迫られていたが、製材業はまだあまり発達していなかったため、その用材を本国から輸入しなければならなかった。伐採事業が一事業として営まれるまでにはそれから若干の歳月を要した。伐採業の発達が遅れたのは森林法の内容にも原因があったといわれる。すなわち、1901年3月11日付でアメリカ合衆国議会を通過した軍費支出に関する法律に、いわゆるスプーナ・アmendメント(Spooner Amendment)と呼ばれる補則がつけられ、その中に「フィリピンにおける国有地、またはその立木、または鉱山権の売却またはその他処分は民政樹立まで一切これを禁ずる。」との規定をしていたからである(125)。

その他にも同補則にはつぎのような伐採制限の規定がされていた。①国有地、国有林および国有鉱業用地を売り払い、賃貸借または処分してはならない。②一州内で与えられる伐採権の許可件数は30を超えてはならない。いかなる会社も10万ft<sup>3</sup>以上、いかなる個人も1万ft<sup>3</sup>以上の伐採量は許されない。③伐採許可は1カ年かぎりとする(102)。これらの伐採制限規定は、さっそく森林法第92号に追加された。

アメリカ軍政府山林局はこれらのきびしい制限規定を受けながらも営林作業に着手し、林業生産を高めるためにつぎにかがける作業項目を達成することにつとめた。①平和と安定が得られなければ、

いかなる事業も成就することはできないから、フィリピンの治安を確保すること。②フィリピンにおける木材産業に対し、アメリカその他諸外国の投資を誘う必要があるので、ミズリー州セント・ルイスに開催される万国博覧会に展示すべき100種類の樹種、主としてディプトロカープ(二羽柿科)を選定すること。③商業用樹種の強度調査。④各種木材の利用適性の調査。⑤フィリピンの森林地帯調査(109)。

以上の各作業の主たる狙いは、フィリピンへのアメリカ林業資本の誘致にあった。山林局は、これらの作業を完遂するため、エール大学林学部長ヘンリー・S・グレーヴス(Henry・S・Gravas)氏や「アメリカ林業の父」と呼ばれるピンチョット(Pinchot)山林長官、その他著名なるアメリカ林業家の助力を受けることができた。

統治が文治期に入った後の1902年になって合衆国本局の山林局長ギッフォード・ピンチョット氏が群島を視察した際、1900年度法律第92号についての改正案を協議研究した結果、同年5月に改正法律を發布した。その改正中最も著しい点は、従来から検討されてきた問題であり、特許人に従来の法律では1カ年の期限をもって許可してきたものを改正して長期、すなわち5カ年または10カ年に延長することにし、そのことによって木材及び製造工業会社の勃興を誘導し、もしくはその規模を大ならしめることができるとしており、またマニラから遠隔の地方で木材の多い所または木材選択を要する地方においては林産物税の徴収を軽減するとしたこと、等である(86)。ここでの伐採権の延長に伴う税の遠隔地軽減の提言は、将来に向けてのアメリカ木材伐出資本の誘致が目的であったことは言うまでもない。

このような森林規定改正の気運の中で、スペイン森林法の継承である森林法律第92号は、1902年7月1日付のフィリピン議会、すなわちフィリピン委員会議案第18項の規定により、その存続を確定することになった(103)。しかし、法律の施行過程で当局者は着々と効果を収めてはいたが、なおその施行における法律の不備については終始研究調査して追加した。その主なものが1902年11月19日に通過した法律第527号条例である。この条例には不法伐採及び軍事上保存木の損傷に関する罰則が定められ、その罰は5百ドルを超えない罰金または12カ月を超えない禁固に処するかまたは両者を合わせて科するものとした(87)。

だが、やがて政治・経済の安定化を図るために、林業開発の積極化が必要となり、フィリピン林政は、1904年から第2段階に入った。すなわち、1904年5月7日にフィリピンにおけるアメリカ独自の最初の森林法(Forest Act)として知られる法令第1148号が、フィリピン委員会によって制定され、林業開発・国土保全に関する政策が確立したのである。同法は1148条にのぼる膨大なものであった。その頃、アメリカが林業開発のための木材資本輸入策をとったので、森林法の内容も資本の要請にそうものでなければならなかった。この法律によって林政はスペイン林政からアメリカ林政へと転換した。この森林法は、林地の区画、農耕地の境界画定、保存林の設定などについての規定を設けた。また林産物の測定単位にメートル法を採用したほか、森林の重要度に従い州を数段階に区分し、森林蓄積の少ない州または林地が荒廃している州では伐採税を2倍に定めた(104、110)。

1148条にのぼる膨大な同法には、重要な改正点が2つあった。その第1は林木処分政策の転換である。これについては次節の林木処分政策のところの説明にすることにする。そしてもうひとつの林政転換は、森林保護の起点としてであった。要するにこの森林法の基調は、林業開発と国土保全の2つであったのである。しかし、当時は、スペイン林政期の遺産が皆無であったので、フィリピン林政推進のためには現地調査の第1歩からはじめることになり、各種の林業調査が行われ、ラワン材に関する調査結果の発表を見たのもこのころである。外国林政としては、英印・蘭印が研究された(20)。

この1904年森林法は、後に度々部分的な改正を受けたが、その基調(=林業開発・国土保全)は変らなかった。1905年10月26日付の法令第1407号は、いわゆる再編成法(Reorganization Act)と

称せられ、その第9条b)項において、個人用に供する林木の自由伐採権を認め、(c)項において、林産物の分類及び測定と森林関係諸税の取立てを山林局から財務局(Bureau of International Revenue)に移すことを規定している。前者はともかく、後者は山林局に大打撃を与え、局員の減少と森林関係歳入の激減を招き、山林局機能を甚しく沈滞させたという。

1906年12月14日には法令第1375号が公布され、1904年の法律で決められた森林の重要度による州の階層区分が修正された。さらに同法は、許可の種類、各種許可の最長有効期間を明記し、個人用もしくは公共用に後生樹や幼令木を自由伐採する権利に対し制限を加えることになった。ところで1904年の森林法は、以上で見たごとく、その後度々改正されたが、その大きな改正はフィリピン立法部による1916年7月1日付法令第2637号の公布によってなされた(105)。この森林法の内容は、従前の森林法よりも一層伐出資本の目的にそうものであった。

## 2. ジョーンズ法成立～コモンウェルス政府期の山林法制

フィリピン自治法とも呼ばれるジョーンズ法が、1916年8月29日に成立したことによって、これまで米人の介在していたフィリピン委員会の立法権は、その時から新立法機関のフィリピン人議会に掌握されることになった。同議会の立法権は、つねにアメリカ権力者総督の厳しい監視を受けることが大前提であった。したがってそこで審議される法律はすべてアメリカの利益を反映するものでなければならなかった。そのことはもちろん森林法についても同様である。

ところで1916年森林法は翌年の1917年3月10日にフィリピン人議会の手によって公布された「改正管理法」(Revised Administration Code)の名で知られる法令2711号によって、部分的に改正された(111)。この法令によって森林管理は、近代資本の漸次的進出に対応して強化されるにいった。さらにその後の1926年9月2日にはフィリピン立法部によって、1916年森林法を骨子とした新しい改正森林法(Forest Regulations)が公布された。この森林法は34条から成立していた。その内容は、いうまでもなく近代的伐出資本の目的に十分対応したものであったのである。以下においては条文の内容を略述することにする。

条文の冒頭において「山林局は国民の利益のために国有林を管掌する義務を法律により負はされて居る。」と規定し、その義務を果たすためには「山林局は森林の保続を図り、森林の利用を奨励振興することを目的とすべし。」と定め、国土保全と林業開発を森林法の基調としていた。森林法の大まかな条文内容としては、「保存林の設定、土地区分、林産物の利用、並びに商業、工業、自家用その他の目的のためにする森林の占有又は使用。」に関して規定してある。

第1条は山林局の権限を規定するもので、国有林の境界査定、保護管理、更新造林、占有ならびに林産物の採取に関する許可などに関する事項は、山林局がそれを管掌すべきことを規定した。第2条は主として語句を定義したもので、国有林(Public forest)・林産物(Forest Products)・保存林・経済林などに関する意義を定めている。さらに伐採許可証(License)についても規定している。(以上は第3章第1節の林野管理経営区分のところで説明した)。

第3条は土地の区分及び測定に関する規定。第4条は保存林の設定条件規定。その条件はつぎの通りである。①農業その他産業の保持ならびに発達のため木材の確実な供給を必要とする場合、②森林の保続を確保するため、ならびに森林の重要性を要求する地方における木材の保存を擁護し、または強度の利用に対してとるべき必要な工作物を保護する場合、③水源涵養ならびに治水上必要な場合、④森林の荒廃が貴重なる資源の損耗を招来し、または不毛のコゴン草原(Kogonai)発生を促進する惧ある場合、⑤天然または人工造林により生産状況を回復する必要がある場合、などである。

第5条は境界査定に関する規定、第6条私有林地の登記に関する事項の規定、第7条ライセンスな



らびにその許可に関する規定、第8条長期採取権に関する規定、第9条短期採取権に関する規定、第10条無料採取権に関する規定、第11条鉱業用材採取権に関する規定、第12条個人ならびに地方用薪材採取に関する規定、第13条副産物採取に関する規定、第14条特殊目的用林地貸与に関する一般の条項、第15条牧畜用地許可に関する規定、第16条鹹水沼沢地、湖沼、河川利用に関する規定、第17条その他特殊利用許可に関する規定、第18条農業用となすべき土地開墾に関する規定。

第19～26条は森林に対する危害または犯罪についての取締および罰則である。第27～28条は金員徴収に関する規定、第29条林務官憲の権限規定、第30条狩猟ならびに漁猟に関する規定、第31条国有林ならびに林産物に関する使用人の給与規定、第32条市町有林に関する規定、第33条刑罰に関する規定、第34条本則に関係ある諸規定の参照及び経過的規定(132)。

以上が同森林法の概略である。その後の1935年11月15日に、アメリカのフィリピンにおける自治主義的間接統治政策の最も端的な現われである独立準備政府としてのコモンウェルス政府が、フィリピン憲法に基づいて発足すると、同政府の森林法として1926年森林法が国民議会によってそのまま認められ存続した。そしてこの森林法は、コモンウェルス森林法(Commonwealth Forestry Acts)と称された(140)。この森林法を国有地法との関連で見ると、それは前述した1936年成立の国有地法第2条に「但し森林地及び鉱地は特別法により規定せられるべし。」と明示されたものに該当する(133)。コモンウェルス政府は駐比高等弁務官と憲法付属法令等によって完全にアメリカの鎖につながれており、同政府はアメリカ資本と植民地権力の代弁者および良き協力者になりえてもそれらにさからうことは一切できなかったのである。このような意味でコモンウェルス森林法もアメリカ伐出資本の発展のために大いに貢献したのである。同森林法の存在そのものは、山林行政におけるアメリカの自治主義的間接統治政策の現われとみなせる。

### 第3節 林木払下政策

#### 1. 統治初期～ジョーンズ法成立前までの林木払下政策

森林法に基づく林木処分政策はどのような形で展開したかを以下において明らかにしよう。軍政から民政移行にかけての過渡期の森林法となった1900年6月27日の森林法律92号による林木払下上の重要な条例、および内規を総括的に列記するとつぎの通りである。

「①樹木伐採出願許可ノ順序ハ、第1目的物件所在地ノ公民ニシテ従来特許権ヲ有スルモノ、第2目的物件所在地ニ住スル新出願者、第3目的物件所在地以外ノ公民ニシテ従来特許ヲ有スルモノ、第4公民権ヲ有セス且ツ目的物件以外ノ者ニ許可ス。

②特許ハ3種類ニ区分セラレ、第1普通ノ木材、第2輕微産物、第3無料採取之ナリ。普通木材ノ特許ハ個人ナレハ1人付1万立方呎以内ニシテ1州ニ30ヶ所団体ナレハ10万立方呎以内ニシテ1州3ヶ所ヲ超ヘサルモノトス。輕微産物ノ目下採取ヲ許可スヘキモノハ薪材、炭材、染料林、鞣皮用樹皮、護謨、樹脂、樹油、藤蓼蘭屬、魚杆、蜜、ロウ、ノ各種ニシテ採取量ハ制限ナシ。無料採取ハ公共用材又ハ市住民自家建築材若クハ犁其他ノ農具製作用材ニ向テ之ヲ許可シ家屋建築ニ大部分竹材ヲ使用スル地方ニ在テハ五百立方呎ヲ超ユルコトヲ得サルモノトス。

③木材伐採ノ特許ハ之ヲ他人ニ讓与又ハ売渡スコトヲ得ス。若シ之ニ違反スルトキハ政府ノ定メタル価格ヲ償ハサルヘカラス。

④特許ノ有効期限ハ総テ其年度ノ6月30日限リトス。但シ住民自家用無料採取ノ許可ハ許可日付以後6ヶ月間有効ナリ。然レトモ如何ナル場合ニ於テモ其年度ノ6月30日ヲ超ユルコトナシ。

⑤薪材ハ林務官、監督官、監督官補ノ責任ヲ有スル各林区ニ於テハ其許可ヲ受ケ其他ノ地方ニ於テハ中央本局之ヲ許可ス。

⑥伐採規則トシテハ左ノ事項ハ凡テノ作業ニ適用スルモノトス

①総テ目標ヲ付シタル樹林ハ伐採スヘカラストノ十分ナル理由アルニ非サレハ伐採スヘカラス。②目標ナキ樹木ハ之ヲ伐ルヘキ充分ナル理由アルニ非サレハ之ヲ伐採スヘカラス。③伐倒シタル木材ハ完全ナルモノハ必ス之ヲ利用スヘシ。④伐採シタル完全ナル木材ハ直径10「インチ」ノ部分迄利用スヘシ完全ナル丸太ヲ森林内に放棄スヘカラス。⑤優等及第1等ノ木材ハ挺木、抵衝防具、楨杆、足代等ノ類ニ使用スヘカラス。⑥明白ナル支根アルニ非サレハ如何ナル樹木ノ切断点モ極印ヨリ6寸以上高カルヘカラス支根アルトキハ本幹ト支根ノ上方定限トノ中央ニテ切断スヘシ。⑦森林ニテ作業スルモノハ常ニ其傭主特許者ヨリ証明書ヲ得テ之ヲ携帯シ森林官ノ諮問ヲ受クルトキ之ヲ示スヘシ若シ此証明書ヲ携帯セサルモノニ伐採セラレタル木材ハ詐欺行為ト認メラレ政府ノ評価及料料ヲ徴セラルヘシ。⑧1903年1月23日内務省布告比律賓群島ノ合衆国陸軍司令官ノ要求ニ於ケル陸兵ニ依リ施サルヘキ当群島ノ事業ニ必要ナル木材ハ任意ニ伐採スルノ許可ヲ与ヘシム使用シタル木材ノ報告ハ伐採後事業監督官吏ヨリ通知スルノミ。此場合ニ於ケル木材伐採ノ請負人ハ事業監督官吏ノ代理ト看做スモノトス。⑨火災或ハ暴風等ノ損害アリタル都邑ハ隨時特許ヲ要求スルコトヲ得、敏速ニ許可セラルルモノトス。而シテ監督官又ハ他ノ森林官吏ハ其都邑ニ出張シ状況ヲ調査シ何時ト雖モ必要ナル認可ヲ発スルノ權ヲ与ヘラレタリ。(88)」。]

以下の林木払下規定を見ると、公民権を有する者は誰でも林産物採取のための特許権を受ける資格があり、特許は普通木材採取権、軽微産物採取権、無料採取権の3種類となっていて、普通材及び公共用・自家用としての無料材の採取には採取量の限度がそれぞれついた。特許権の期限は1年となっている。米軍の木材調達の場合にはいつでも自由に採取できる特権が与えられていた。民間による普通木材・軽微産物の採取は有料であり、すなわちこれら材の特許権取得者に対しては伐採税が課されたのである。木材等級別伐採税について示すと第14表の通りである。当時、フィリピン群島における

第14表 木材等級別伐採税

等 級	立 方 呎	政府徴収価格
優 等 級	1	14 セント
第 1 等 級	1	10
“ 2 “	1	8
“ 3 “	1	3
“ 4 “	1	2
“ 5 “	1	1

注： 農務省山林局清国及比律賓群島森林視察復命書、120頁より作成。

樹種は650種余発見されていたが、調査の進むにしたがって1千種以上に達する見込みといわれた。森林法の規定により、表のように樹種を6等級に区分し、各等級に対して政府の徴収課税価格を定めている。3、4、5等級に属する樹木は薪材用に供されるのみであった。

つぎに1904年5月26日制定の法令第1148号における林木払下政策は、どうであったかについて明らかにしよう。同法には2つの重要な改正点があり、その一つとして林木処分政策の転換があった。これには2点あり、第1点は、伐採許可期間の延長である。旧法では、前述したように1カ年であっ

たが、本法では5~10年に延長し、木材資本(伐出・第1次加工)の誘致・強化をはかった。第2点は、森林税(伐採税)の一律課税をやめ、各地への木材資本進出を図るため、マニラを起点として、遠隔地へは軽減したことである(21)。伐採税額については資料の制約上不明である。これらの主要な改正点は、すでに1902年に来島したアメリカの山林局長ピンチョット氏によって準備されたものである。

つぎに1916年7月1日公布の森林法(法令第2637号)による林木払下政策について触れよう。この森林法によって、資本制的林業開発を促進せしめるための林木払下政策は、ほぼ完成を見ることになった。林産物の払下許可に関しては、払下げを受けようとする者が、内務省山林局に出願して、その特許を得ることになっていた。特許獲得にはわずかながら供託金(=保証金)が必要であった。開墾目的をもって国有林の伐採を許可する場合でも、土地法によって希望者は土地局長に出願したのである。もし、山林局長が不許可の時は、主務大臣はそれを許可することができない。山林局長が、開墾は利益となり、しかも国土保全上に差し支えないと確認しなければそれを承認できなかった。

国有林の木材、薪材、ゴム、樹脂及びその他の林産物利用の許可は、山林局長の承認により主務大臣の許可を要した。これには5種類がある。①独占的払下げ、②通常払下げ、③無償払下げ、④鉦山用木材の払下げ、⑤放牧・養魚・切替畑・その他特殊利用に対する払下げ、などである。これら払下規定の内容について説明するとつぎの通りである。

①独占的払下げ。これは通常払下げよりも大きい面積の国有林より木材を伐出し、またはその他の林産物の採取を行うための租借権であり、許可期限は20年を限度とする。これは一般にコンセッション(Concession)と称された。この場合の林木払下げは、山林局長が主務大臣の認可を受け、官報に公告して許可を与えている。その許可条件としては、木材伐採量の最小限度、木材伐採料金、伐採搬出の方法、従業員の責任、公課などが指定されていた。また許可後年産額が少ない時は、山林局長は適宜その面積を減少することがある。

②通常払下げ。これは立木伐採権に関する最も普通の許可方式であって、山林局の規定する払下価格にしたがって、一定の面積より一定の樹種の払下げを受けるもので、もし同一地域において他樹種の払下げを受けようとするれば、別に許可を受けなければならなかった。この払下げの期間は、普通1年を原則としていたが、延長は自由にできた。これを普通にライセンス(Licence)と言っている。

③無償払下げ。国有林内の林木の伐採及び林産物の採取を無償で行うことができるもので、一定地域における自家用、公共工事用、ならびに鉦山及び学校建築にのみ供されるものに限られ、かつ産出量その他において制限及び条件を付せられている。但し、伐採木の上端のみは、山林局長の意見により用途の如何をとわず、払下げを受けることができた。しかし、一等材を自家用にしようとするれば、地方長官から真の住民であることの証明書を要し、その量は30m<sup>3</sup>を超えることができない。また国有林の2等材以下の木材及びその他の林産物は、その地方の住民の自家用に限り無許可で下付された。なお、公共工事及び学校の建物にはこれを入用なだけ無税で払下げできる。

④鉦山用木材の払下げ。鉦山に必要な木材及び燃材に限り山林局規定の払下価格の半額で払下げた。但し、願書には地域及び樹種の指定が必要とされ、規定に違反する時は規定払下価格の倍額を徴収される。

⑤放牧・養魚・切替畑・その他特殊利用に対する払下げ。これは森林を害せず、河川をふさがず、火入れの延焼に留意すれば認可された。手続に誤りなく許可されれば、その許可森林は利用できた。ただ、特殊利用のうち製材敷地の許可について見ると、山林局長は主務大臣の認可を受け伐採認可を得た者に対し、10ha以上の製材所敷地に必要と認める土地を2年以下の期間で貸付できる。また製材所において旅館、住宅、入浴場、その他の計画のない場合は10ha以下の土地を貸付できた。

なお以上に述べた5つの採取契約規定の他に、それらと密接な関係をもつ重要な規定として、更新

問題をも重視した林産物採取に関する取締り規定があった。この規定は、許可外の森林より林産物を採取した場合、また選定された以外の林木を伐採した時は、無許可と見なして処罰した。伐採認可を得た者でも、最高の根張りの頂点の樹幹が用材で直径40 cm以下、燃材では25 cm以下の若木は伐採できない。山林局はこのような直径制限法で後継樹を保護したのである。とくに、1、2等材のものについては注意しないと、伐採した丸太から2倍の追徴税を徴収され、また伐採認可を取り消されることがある。実際に許可される1等材は直径60 cm、2等材は40 cm以上、3、4等材は無制限となっていた。いわゆる普通に言う南洋材は3、4等材であった。以上に見た伐採高・小径木伐採の制限も伐採資本保護政策から生ずる欠陥の穴埋策にすぎなかったのである。

また火を用いる時は注意を要した。樹木の梢端は、山林局長の許可されれば、搬出は自由である。運材設備に使用する木材は、原則として4等材とし、近傍にない時はそれ以上のものを使用できた。しかし、1、2等材は普通税率の倍を、3、4等材は普通の税率としている。木炭用は3、4等材以下とし、もし1、2等材を使用する時は2倍の追徴税を徴収されることになっていた。

つぎに山林局の財政拡充のために伐採税について定めた林産物払下価格に関する規定を説明しよう。この規定は、フィリピン大蔵省令のうち森林収入に関する規定にあるもので、そのうち林木の伐採税について示すと第15表の通りである。伐採税は山林官吏及び収税吏によって徴収された。表で見ると

第15表 樹種等級別課税額

単位：1 m<sup>3</sup>当り、比(ペソ)

等級	税額	樹種
1等材	2.50	ベチス、アクレ、バチクリン、イピール、カマゴン、エボニー、マンコノ、モラヴェ、ナラ、チングロー、セカール、アランガ、バカン、バサラギン、チーク、(外13種)
2等材	1.50	アルパグ、バナバ、ベヌヨ、カラマンサナイ、ズンゴン、ギボー、マラガヂオス、マラガチャプイ、アクレン・パラシ、アリンタトウ、アルパブ、アヌビン、ビタオダ、ボロン・エタ、アナフェスチラー(外29種)
3等材	1.00	アゴボ、アムギス、アピトン、バチノ、カルムピット、ダリンシ、マラック・マラック、マラソントル、マヤピス、ナトー、パロサピス、パナル、サカト、サントル、タンギール、赤ラワン、オーク、パイン、(外45種)
4等材	0.50	アルモン、白ラワン、黄ラワン、カランチーマンガシノロ
5等材	0.20 0.10	バカウアン、タンガル 他樹種(各等級材以外)

注： 倉持善三郎・南洋材、197～200頁より作成。

木材は5等級に分けられ、各級ごとに払下価格、つまり伐採税が定められていた。

各級の樹種は固定的なものではなく、当時の条件、例えば保護の必要、利用の拡大あるいは品質の発見などによって、等級が加減された。この等級作成では、硬木が高級材として取り扱われている。燃材を国有林から無鑑札で採取する場合は、長さ1.5 m、直径15 cmの3、4等材に限られた。以上の課

税は丸太の場合であるが、つぎのような時には別個の税率が必要であった。辺材を除去したエポニー(黒檀1等材)に対しては、4.50比の伐木税が必要とされたのである(47)。

## 2. ジョーンズ法成立～コモンウェルス政府期の林木払下政策

前述の林木払下政策は、1916年8月29日のジョーンズ法成立後に、その機能を実質的に開始することになった。同法の成立により山林行政機構が従前の内務省山林局からフィリピン人立法部設置の農務資源省山林局となると、その中で上記の払下政策はフィリピン人自らの手によって施行される運びとなった。払下政策の内容も近代的伐出資本の目的にマッチするものであった。

つぎに1916年森林法の継承である1924年森林法の林木処分政策について述べよう。この森林法の林産物採取ならびに利用に関する規定は、第7～18条であるが、この中で林産物払下政策について最も重要な規定をしているのは第7～12条である。同法により立木の伐採ならびにその他の林産物を採取しようとする者は、山林局長との間に契約を締結し、主務大臣の許可を要することになっていた。その手続は、前記森林法においても同じである。しかも一定数量までの契約は、林務官憲または地方官に委任された。同法の第7～12条に定められた林木払下政策というのはつぎの5規定である。①長期契約(独占的払下げ)採取権(License Agreement)、②短期許可(通常払下げ)採取権(Ordinary License)、③無償採取権(Gratuitous License)、④鉱山用木材採取権(Miner's License)、⑤特別許可採取権(Special Permit)、などである。これらの規定は1916年森林法における5つの林産物払下規定とほぼ同様の内容を有していた。

すなわち①の長期契約採取権は20年の許可年限であり、②短期許可採取権のそれは1年で、但し、政府でその持続性を認めた場合には、5年までの延長期間が許された。③の無償採取権は自家用や公共用のための林産物採取権であり、④鉱山用木材採取権は鉱業用に必要の用材及び燃料の採取権である。⑤の特別許可採取権は、1916年森林法の「放牧・養魚・切替畑・その他特殊利用に対する払下げ」と内容的に多少こととなっているので、その相違するところを説明しておくことにする。国有林が設定されていない地方では、その地方の住民に限り国有林での自家用燃料の無料採取を許可された。また未登記の私有林地から月額4m<sup>3</sup>以内の木材を伐採し、それを販売しようとする場合には許可ならびに伐採税を必要としないが、製糖工場、パン製造所その他商工業的企業用途に使用する場合は許可を要した。以上は国有林についての払下規定であるが、国有地法によって獲得された民有地または租借地内においても、森林の存在する箇所ではその伐採ならびに利用は、国有林払下規定に準じて行われることになっていた(134、141)。なお同法の林産物採取に関する取締り規定は、1916年森林法のものと同様である。

ところで1930年のフィリピン議会において、外国人の林業開発に対する林野取得制限案が提出されてその通過を見、ついに1931年7月7日該法案は米国大統領の認可するところとなり、法律第3674号として実施されることになった。この法律の意味するところは、フィリピンにおけるアメリカ伐出資本の安全と発展を大前提に、フィリピン人による林業開発を促進せしめることにあったのである。つまりこの法律の成立は、言ってみればアメリカの該領山林行政における自治主義的間接統治政策の産物であった。森林細則としての法律第3674号の影響を受けて、すでに述べた5契約採取権のうち長期契約採取権と短期許可採取権の2払下契約は、同年から正式に外国人には不許可の方針となった。

従来の森林法は国籍・個人・組合・会社などの取得資格を伴わず、かつ林木処分は極めてゆるく、伐出資本に対して極めて安価に林木を払下げていたが、同法によって外国人資本の排除がはじまることになり、米・比資本優先政策がとられるに至ったのである。一般ならびに日本人の伐出企業者は、

大部分1年の短期許可採取権を許可されることになった。当時は日本伐出資本の最盛期であったが、それ以後合併以外に新規進出の道は閉されるに至った。林野取得制限法の条文の主旨を述べるとつぎの通りである。

①フィリピン市民または米国市民を除く外国人に対しては、国有林の伐採ならびに林産物利用の許可「ライセンス」または「コンセッション」を与えない。但し、フィリピンにおいて適法に設立され、登記された株式会社または組合で、その株式の61%をフィリピン市民または米国市民が所有するものはこの限りでない。

②本法はその実施前にすでに国有林の伐採及び林産物利用の許可「ライセンス」または「コンセッション」を得た外国人、または外国人株式会社または組合に適用しない。但し、本法実施前またはその後において森林伐採あるいは林産物利用のライセンスを得た外国人、外国人株式会社または組合は、本法によりその持株を直接または間接にフィリピンにおいて、国有林の伐採権「ライセンス」を得る資格のない国民、またはその国民によって組織された株式会社あるいは組合に譲渡、売却または委託することはできない。もしそれを犯した時は、ライセンスまたはコンセッションを没収するものとした。株主または組合員がそれを行った時は、該会社の得たるライセンスまたはコンセッションを没収され、該株式の譲渡は無効となり、会社または組合の書類に登記することはできない。外国人の持つライセンスまたはコンセッションは、その期限が切れた時、農務資源大臣が適当と認めた場合に更新できる。すなわちライセンスまたはコンセッション所有者が、森林法及び細則ならびに本法に違反する行為のない時は、すでに得たライセンスまたはコンセッションの森林及び林産物を十分利用せしめるために、適当の期限を幾回にも更新することができるものとした。

林野取得制限法は以上のように、外国資本制限の方針を打ち出しているが、その施行状況について倉持善三郎氏は著書「南洋材」の中できつぎのように述べている。本法は「原則だけであって合法的にやればいくらかでもライセンスまたはコンセッションを得る事が出来るのである。市民権を得たもの即ち、外国人は其の第2世が、適法にやるか、或は米・比人に株を61%持たした名目上のものを先頭にして、其の産物を得る様に仕組むのである。合法的に或は、脱法的にいくらかでも出来る。邦人で比人を妻にして其の父をして名義人としてやっている者もある。一度びライセンス、コンセッションをとれば其後も引続くものである。ライセンスの如き普通1ケ年の期間であるが、山林局長に継続許可願いすれば継続出来るのであって、土地は国有であるから山林税だけは政府に払わねばならないが、伐採事業の進行に伴って払って行けばいいのであって、所謂、申告税なのである。(48)」。こう見てくると当時のこの法は、運用面においてそうきびしいものではなく、外国資本の森林開発の要求に対して、合併形式で主に短期の伐採許可権を与えていたことがわかる。

この外国伐出資本に対する林野取得制限は、1935年11月15日のコモンウェルス政府の発足後一層きびしくなった。それはフィリピンの山林行政における、アメリカの自治主義的間接統治政策の一層の強化の現われである。すなわちフィリピン人の自主的政治・経済をスローガンとして、米・比資本の利益を守るために成立した、同年のコモンウェルス憲法を受けて翌年に制定を見た国有地法の影響により、森林法の林産物払下規定も外国人に対して一段ときびしくなってきた。

土地法と林野取得制限の関係について福原一雄氏は著書「南方林業経済論」の中できつぎのように語っている。1936年の「土地制度なるものは、比律賓の総ての土地を国有とするのみならず、地上及び地下の天然資源をも総べて国有とし、其の処分、採取、開発利用等は、比律賓市民又は比律賓市民に依り総資本額の60%以上を所有している会社か又は組合に限って許可するようになっている。これ以外の外人に対しては、土地の開発利用、天然物採取の租借権を認めないのみならず、前記の規定によって組織せられた会社又は組合からその租借権の移譲、抵当、転貸をも完全に封じられている。この法規の直接の目的は、日本人を対象として制定せられたことは言うまでもないが、当該会社又は組

合に対する土地の払下げ面積を、個人の場合は144<sup>ア</sup>以下、会社又は商社の場合は1,024<sup>ア</sup>以下と規定し、租借面積も同様に総面積1,024<sup>ア</sup>以下で、その期間は25ヶ年以内に限定している。このように土着原住民の資本の発展と土地集中を制約し、もって米本国の権益を安定化せんとする巧妙なる法規であることは明瞭である。勿論該改正法が施行せられる以前、即ち1935年までに旧法によって正当に獲得した外国人の権益はこれを認めている。邦人木材関係者で租借権益を認められたものは、比律賓木材輸出会社、南国企業会社(三井物産)、古川拓殖会社の3社である。其の他の邦人企業は既に指摘した通り、日比合弁の形式で比島人の名義を借りて経営している。(40)」。

以上の国有地資源開発の主権者の中にはアメリカの立場が明らかでないが、アメリカのフィリピン市民としての法的地位はすでに述べたようにコモンウェルス政府成立後、同憲法付属法令第1条17項に明記されており、したがってアメリカ人もフィリピン市民と同等もしくは彼等以上の資格で、その開発に参加できたのである。国有地法制定後の長期契約採取権は、すでに過去において許可されたものが存続するのみで、新規許可を与えない方針であった。日本人伐出会社でこの採取権を認められたのは前述の3社であり、その伐採権は、ほとんどが短期伐採契約であった。

ここでコモンウェルス政府発足以降の外国人に対する林産物払下形式について日本人商社を例にして述べよう。フィリピンにおける日本人の出材企業は、その創業の時期およびこれを相関連するフィリピン森林法規の改正によって、つぎの4種に分類された。①直営(日本人名義にて伐採権を有し全額投資するもの)、②日比合弁、③フィリピン人名義による日本人の全額投資、④融・投資の形式によるもの。またこれら4つの他に全く出材企業に関係せず、単に契約によってフィリピン人及びその他

第16表 1935年11月以降の日本出伐企業

伐出形式	商社名	事業地島名	年間出材予定(石)	輸出者	備 考
① 直 営	フィリピン木材	ルソン	70,000	自 社	
	南国企業	ミンダナオ	150,000	三井物産	
	古川拓殖	"	880,000	三菱商社	
② 日 比 合 弁	日比興業	ルソン	116,580	自 社	{ 全額だが名義上 " 25" " 40" " 40" " 20" " 不明 " 30"         }         日比率 人投資
	安宅商会	{ ミンダナオ ミンドロ	{ 120,000 70,000	"	
	岩井商店	"	100,000	"	
	ボルネオ物産	{ バシラン ミンダナオ	{ 60,000 90,000	"	
	南国企業	"	90,000	三井物産	
	フィリピン木材	"	260,000	自 社	
③ フ ィ リ ピ ン 人 名 義 に よ る 全 額 投 資	南国企業	"	120,000	三井物産	
	キングー木材	"	130,000	自 社	
	住友商会	"	40,000	"	
	日比企業	ポリオ	84,000	"	
	安宅商会	ミンダナオ	30,000	"	
④ 融 ・ 投 資	キングー木材	バシラン	40,000	"	ドンキー、トラック、棧橋、貯水場等 軌 道 1.5万比 2万比         }         融内容 ・投資
	住友商会	ミンダナオ	20,000	"	
	ボルネオ物産	オルタンガ	30,000	"	
	安宅商会	ミンダナオ	20,000	"	

注： 森三郎・南方の木材林業、81～83頁より作成。

の者が出伐したものを、買材する日本人業者も存在した。今これら4種の日本人企業の商社名、事業地島名等を示すと第16表のごとくである。

①直営。これは主務大臣の裁可により、山林局長が許可する20年を限度とした国有林の長期契約伐採権を得るもので、日本人会社は表の3社である。これら会社はその規模経験において、フィリピンの日本人伐採企業を代表していた。だが、コモンウェルス政府成立以降、同政府は米・比人または米・比人の資本60%以上の法人でなければ、伐採権を許可しなかったために、同政府発足以前に許可を受けた3社以外には、完全なる直営事業は阻止されていた。また3社といえども表以外の生産拡張は他の方法による外はなかった。

②日比合併。前記理由により、日本人の全額投資下による事業に代って発達したのが、日比合併による出材企業である。日比合併による投資額の比率は、フィリピン人が60%以上と定まっていたから、法律上は日本人の投資は大体3分の1程度を出ていなかったが、事実は必ずしもそうでなく、表で見る通り全額出資が多い。

③フィリピン人名義による全額投資。この形式による投資は最も多く、なかんずく表に示すごとくフィリピン木材、南国企業と言った先進の出材企業者にその多くが見られた。

④融・投資の形式によるもの。この形式は、米国支配下における日本人の権益と言う見地から、企業の一形式と見なされていた(52)。

つぎに山林局の財政収入の基礎をなす、林産物伐採企業の伐採権に対する課税について説明しよう。これはフィリピン大蔵省令のうち、森林収入に関する規定にあたるもので、山林官吏及び収税吏によって徴収された。森林収入の主体は、言うまでもなく伐採税である。山林局は森林伐採権の許可を与える時は、長期採取契約または短期採取契約のいずれを問わず、資本の投機性を防ぐために一定の契約保証金(Bond)の納入を要求した。この金高は、契約または許可条件の如何によって多少は違うが、普通は1カ年の予定出材量に対して1㎡当り30仙と規定され、その保証金は米国債またはフィリピン政府銀行債に限られ、10万比(ペソ)までは保証状の形式によって提出することができた。伐採数量を追加する場合には、追加数量に対して、別に保証金を必要としないことになっていた。

保証金の納入後に伐採税(森林税 Forest Tax)が課され、それはいわゆる立木税=原木代(=地代)に該当するものである。フィリピンの森林がその99.4%まで国有林であったから、立木税は税金形態として伐採者に賦課されたのである。このような形態は、他の東南アジア諸地域の植民地のすべてに見られるが、このことは国有林が経営の対象でなく、単なる財政収入の対象としてとらえているにすぎない遅れを示している。後進国林業の大きな特質は、フィリピンにもそのまま現出している。

伐採税は、各樹種の使用価値(=利用価値・硬度など)によって、従来の5等級から第17表に示すごとく4等級に区分された。例えば日本市場向け輸出材のアピトン・赤ラワンは3等級材、白ラワンが4等級材であった。各等級の樹種は、絶対不変のものではなく山林局長が必要に応じて、その等級所属樹種の変更をすることができることになっていた。これら商品価値ある伐採木の課税は、その材の搬出の如何にかかわらず、すべて伐採現場で林務官の寸検を受け、伐採税を賦課されることを原則としていたが、それは立木に対してではなく、丸太に対してであった。このことは資源調査の遅れ・林務機構の不十分性を背景とした、伐出資本保護政策の現われにほかならないのである。

もし寸検前に伐採地点より搬出しようとする場合には、伐採税の半額に相当する金額を、搬出保証金(Removing and transportation Bond)として納入することを要した。但し、伐採現場における製材、または海岸における小規模の製材に対しては、企業者は自己の寸検を採用し得ることがある。また伐採税の納入以前に該木材を製材し、または輸出しようとする場合には、それぞれ製材保証金(Bond for Timber Cut)または輸出保証金(Exportation Bond)を支払うことを要し、その金額は大体伐採税額の半額であった。但し、それらの両保証金は、政府への業者の信用の程度に応じ



第17表 樹種等級別課税額

単位：1 m<sup>3</sup>当り、比(ペソ)

等級別	税額	樹種
1等材	2.50	アクル、イピール、カランタス、タムブリアン、モラベ、スーパー、ナーラ、パンサラギン、チンダロ、グイソク、ヤカール、カマゴン、エボニイ、マンコー、パチクリン、(外9種)
2等材	1.50	ドウンガン、リサク、ナリグ、マランゴ、グイジョ、キュービー、ターバ、ナレク、マンガチャプー、マルガイ、タンギリン、マニギス、チキン、(外35種)
3等材	1.00	アピトン、アガルー、バヤンチ、ラムバヤス、アラカーカ、ビンガス、パガトパット、アムギス、ブララ、パロサピス、アンチポロ、ダガン、パチノ、ダオ、赤ラワン、バンノー、タンギール、パラクパラク、サカト、サラマンギ、サントウル、タガトイ、タリサイ、(外約43種)
4等材	0.50	アルモン、白ラワン、黄ラワン、カランチー、マンガシロノ、その他

注： 1～3等材は高山慶太郎・南洋の林業、166～167頁、4等材は福原一雄・南方林業経済論、357頁、等より作成。

て、それを必要としない場合もある(135)。

なお、伐採税=森林税には他に、山林の伐採または出材に際しての搬出路の軌条、トラック道路の橋梁、枕木の設備費、集材の際の立木の損傷に対する山林税、伐根あるいは小径木等の制限違反の追徴金(300%)、等の諸掛がある。この追徴金は全山林税の6～9%に達した(53)。すなわち、追徴金は森林税の約1割という高率にあった。それを含めた原木代について太平洋戦争前の木材生産原価構成(第18表)の中で見ると、それは船積までの原価中のわずか16.7%しか占めていない。このことは伐出資本の利潤の大きさを物語るものである。

第18表 太平洋戦争前のフィリピン材生産原価構成

単位：ペソ

費目	金額	%	費目	金額	%
原木代	3.40	16.7	償却費	4.50	22.0
伐採費	0.18	0.9	筏組費	0.30	1.5
造材費	0.52	2.5	ランチ費	0.50	2.5
集材費	3.50	17.1	その他の雑費	4.50	22.1
搬出費	3.00	14.7	総計	20.40	100.0

注： 萩野敏雄・南洋材経済史論、62頁より転記。

ところで前記した第17表の「樹種等級別課税額」は、その後の太平洋戦争開始約2年前の1939年7月1日より施行された13編371条よりなるフィリピン内国税法(National Internal Revenue Code-Commonwealth Act No. 466)「第8編雑税第5章山林産物税(第262～第273条)(Charges for forest products)」規定によって、修正され少々増加された。山林産物税規定のうち

上表との関連で、とくに伐出業者を対象とした伐採税を定めている条項は、第264条「公有林ノ伐採材ニ賦課スル租税」であるが、原住民が薪を商品として生産する場合の課税条項は第265条「公有林ニ於テ伐採シタル薪ニ賦課スル租税」である。ここではこの2つの条項を示すことにし、他は条項の見出しのみを列記することにとどめたい。

第5章 山林産物税。第262条山林産物ノ量定及山林産物ニ付賦課スル租税ノ徴収。第263条材積ノ量定方法。

第264条 公有林ノ伐採材ニ賦課スル租税。

別段ノ規定アル場合ヲ除キ、搬出スルト否トヲ問ハズ、公有林、保安林ノ伐採材ニ付、1立方メートル毎ニ左ニ掲グル租税ヲ賦課ス。

(a)第1級品ノ材木(黒檀、カマゴン、モラヴヲ除ク)ハ白木質ヲ除キタル部分ニ付 3比50仙、(b)白木質ヲ除キタル黒檀 6比、(c)同カマゴン 5比、(d)同モラヴ 4比、(e)第2級品 2比 (f)第3級品(薪ヲ除ク) 1比25仙、(g)第4級品(薪ヲ除ク) 60仙

第265条 公有林ニ於テ伐採シタル薪ニ賦課スル租税

公有林、保安林ヨリ伐採シタル薪ニ付左ニ掲グル租税ヲ賦課ス。バカウアン及タンガル1立方メートル当20仙、其ノ他ノモノ1立方メートル当 10仙。

薪トシテ伐採シ得ル木材ハ第3級材及第4級材ニ限ル。但シ山林局長ノ裁量ニ依リ、第1級材及第2級材ハ薪トシテ使用スル為公有林トシテヨリ農地トシテ一層価値アル土地ヨリ之ヲ搬出スルコトヲ得。

第266条 未登記私有林ヨリ伐採スル木材ニ賦課スル租税。第267条山林産物ノ不法伐採、搬出及滞納ニ付賦課スル加重罰金。第268条鉞区ニ於テ使用スル目的ヲ以テ伐採スル材木ニ賦課スル租税。第269条樹脂、ゴム其ノ他ノ山林産物ニ賦課スル租税。第270条山林局所管内ノ土地ヨリ採取スル石、土、塩、海鳥糞ニ賦課スル租税。第271条無償許可ニ依リ適法ニ搬出スル産物ニ付租税ヲ賦課セザル場合。第272号財務省ノ規則ノ適用ヲ受クル無償ノ被許可者。第273条山林産物税ノ納税(33)。

ただこの山林産物税規定の効力は戦争のため、1941年12月までの約2カ年程度であったことをつけ加えて置く。

また以上において述べた伐採税の他に、森林収入の一部を構成するものとして林産物取引税がある。これは木材取引業者に課せられるものである。それにはつぎの①～⑥があった。①木材取引業者には特許税(Privilege Tax)として毎年2比のほか、地方税の若干が課された。②また彼らには売上税(Marchantale Tax)も課された。それには売上税と付加税とがあって、前者は売上高の1%、後者は売上高の0.5%、両者合わせて1.5%となり、普通それを販売税(Sale Tax)と称していた。③木材売買の仲介をした時は、その手数料として0.25%を課税した。④所得税は、総収入から必要経費、公課、償却金、配当金を控除した残額(=純収入)の3%を課される。⑤なお不動産税は建物、土地、棧橋税などに対して、その見積価格の0.812%が課された。⑥木材輸出入税もあった。輸出税は、1940年1月より棧橋税の名称で、輸出木材1m<sup>3</sup>につき60仙が賦課された。木材の輸入税は、輸入関税として課された。それは材種によって異なっていたが、従価の最高50%、最低10%の税率をもって賦課徴収されていた(142)。

## 第4節 生産の実態と山林局の収入

### 1. 生産の実態

スペイン支配下の採取的林業開発は、スペイン支配者が主として農民収奪に集中したので、極めて

停滞的であったが、アメリカ統治期に入ってから、資源の多い軟材のラワン類が市場性を持つようになり、採取的林業開発が大きく伸びた。アメリカ時代における林業発展の特徴は、製材工場の発達による採取的林業の発展である。製材業は伐出業を兼ねた一貫経営であった。フィリピン林業の発展段階は1)林業開発の初期発展期(アメリカ統治初期～1922年)、(2)林業開発の本格的発展期(1923～45年)の2期に分けられる(22)。この発展段階を念頭に置きながら、林木払下げに伴う生産の実態について明らかにしよう。

(1)アメリカ領になっても製材生産力は急には伸びず、1900年の軍政当時に、伐出企業まで加えてもわずか14社という状態であった。文治期後の1904年頃になっても、首都マニラの1日の製材能力は、機械製材工場366石、手挽製材工場190石、しかも機械制生産能力は、全能力の3分の2にすぎなかった。そのためアメリカ軍は、戦災復興用材さえ本国から輸入しなければならなかった。つづいて、行政機構の拡充に伴う建築需要が生じたので、1907年まではとくに輸入した。その年の輸出入はわずか2.1千石にすぎなかったが、輸入量は136千石に達し、実に輸出入量の約70倍にのぼっている。

首都マニラに起こった政府建築ブームは、必然的に民間建築にも波及するようになった。それはスペイン統治下で、かつて経験されたことがなく、アメリカ領になつてはじめて生じた高水準の近代的な一般消費であった。従来の小規模な生産・流通機構では、このように急上昇する消費量に対応しえなかった。たちまちにして木材価格は高騰して行った。

ところでそのような公共資本形成の急激化に伴う木材価格急騰という資本にとって好ましい条件は、過剰資本をかかえるアメリカにとって好適であった。ただちに木材資本が進出し、生産・流通の両分野にわたって、広範な投資が開始された。すなわち、1890年代には、中国人資本でアメリカ人経営のネグロス・フィリピン木材会社が設立されていたが、1905年にはフィリピン最大のアメリカ資本のインシュラー木材会社が設立された。アメリカ資本の進出を魅力ならしめた誘因として、フィリピン民族資本が貧困であったこと、製材生産力が低位であったこと、建築様式がアメリカ化傾向にあったこと、などがあげられている。この時からフィリピン林業は、アメリカ近代資本(=製材資本)の支配を受けはじめたのである。

フィリピン製材生産力の発展は、アメリカ資本によって創出された。前述したように、フィリピンがアメリカの植民地となった当初は、とくに国内製材生産力が低水準にあったため、行政機関の建築需要にすら対応しえず、多量の製材品を本国から輸入したのである。その時、アメリカは自国製の機械を輸入して、製材工場を設立するというアメリカ方式を押し進め、それによって旧製材様式の円鋸・手挽は、新様式の電力帯鋸・円鋸にかわって行った。アメリカの製材方式が、強靭に確立されるようになったのは、フィリピン材が米材と同じく長大材であること、そして採取的林業が展開できることと条件があったからである。

アメリカ製材資本は、同時に伐出の担い手ともなり、伐出から製材までの全生産過程を掌握していた。フィリピンが1916年から木材輸出国に転化した最大の要因は、この製材資本の伸長によるものである。だが、この時代の製材工場はまだ極めて少なく、第1次世界大戦末年の1917年でもわずか10工場、戦後になってから急増している。しかし、1922年でもまだ28工場にすぎず、その本格的展開は、つぎの時代からとなった(23)。

つぎに林木払下政策に伴う生産量の推移を見ると、1900年森林法92号の林木払下政策による生産の結果はつぎの通りである。第19表によると、1901～02年の特許総件数は1,414件、翌年は2,432件とかなり増加している。前者のうち有料の普通木材・軽微産物特許が1,154件を占め、後者のそれは1,845件となっている。要するに有料の特許は特許総件数のうちの大部分を占めている。

特許件数の総生産量を第20表で見ると、1901～02年は約50万石であったのが、1902～03年には52万石に増えている。生産材は森林の所有構造を反映して、ほとんど国有林から出され、私有林の伐

第19表 林産物特許件数

年 度	普通木 材特許	軽微産物特許					無料採取特許				件数 総数
	木材	薪炭	ゴム及 樹脂	染料材	木炭材	計	住民自 家用材	公共事 業用材	薪材	計	
1901~02	772	288	62	19	13	382	149	111	-	260	1,414
02~03	938	713	98	53	43	907	400	122	5	587	2,432

注： 農商務省山林局・清国及比律賓群島森林視察復命書、115頁より作成。

第20表 林産物生産量(1901~03年)

区 別		1901~02		1902~03	
国 有 地	特許払下	386,658.0	石 78	474,073.8	石 90
	無料伐採	89,440.5	18	15,302.9	3
私有地伐採		19,697.8	4	35,375.9	7
計		495,796.3	100	524,752.6	100

注： 農商務省山林局・清国及比律賓群島森林視察復命書、116頁より作成。1立方呎=0.1石として計算した。

採量は極めて少ない。1901年の総生産量のうち私有林はわずか4%にすぎず、1902年でも7%という状態である。国有林のうち、1901年の有料特許(普通木材特許・軽微産物特許)生産材の占める割合は81%で、翌年は97%に高まっているが、同林からの生産はほとんど企業の生産が主体で、無料伐採は少ない。つぎに等級課税規定による各等級別有料特許の生産量を示すと第21表の通りである。

第21表 各等級別特許生産量

等級区分	1901~02		1902~03	
	種類数	材 積	種類数	材 積
第 3 等	571	185,561.7 ( 48) 石	797	239,152.6 ( 51) 石
" 2 "	48	70,858.8 ( 18)	46	93,576.8 ( 20)
優 等	12	67,376.7 ( 17)	11	87,381.9 ( 18)
第 4 "	85	30,501.3 ( 8)	102	30,033.9 ( 6)
" 5 "	12	17,602.8 ( 5)	13	5,686.6 ( 1)
" 1 "	18	14,756.7 ( 4)	15	17,342.0 ( 4)
計	746	386,658.0 (100)	984	474,173.8 (100)

注： 農商務省山林局・清国及比律賓群島森林視察復命書、116~117頁より作成。( )内は割合。1立方呎=0.1石として計算した。

この表を見ると3等材樹種の生産量が最も多く商品化され、1901年の割合は全生産量の48%を占め、翌年は51%となっている。つぎに多い材は2等材、そのつぎは優等材の順である。3者の等級材を合わせると1901年は83%、1902年が89%となり、生産の大部分はこれら材種によって占められている。

第1次世界大戦中でも木材生産水準は低く、第22表によると、1915～17年の生産は99万～132万石にすぎず、1918年までは低滞的であった。1919年から急増しはじめ、21年になるとはじめて200

第22表 木 材 生 産 量 (1913～1938年)

単位：石

年 次	生 産 量	年 次	生 産 量
1913	997,816	1926	3,432,398
14	1,061,129	27	4,106,390
15	994,565	28	5,181,545
16	1,229,191	29	5,970,845
17	1,320,808	30	5,258,203
18	1,375,416	31	4,355,482
19	1,782,821	32	3,668,072
20	1,997,989	33	3,907,127
21	2,354,198	34	5,943,506
22	2,267,831	35	6,697,681
23	2,377,436	36	7,989,062
24	3,126,427	37	6,603,178
25	3,133,642	38	5,729,245

注： 萩野敏雄・南洋材経済史論、86～107頁より作成。

万石台を突破し、その増加率は1913年を基準にした指数からでは、236と倍増した。生産量の中で商品化されている樹種は、1918年の木材生産樹種内訳ではラワン28%、アピトン15%、タンギール6%、その他51%であったが、1922年にはラワン37%、アピトン20%、タンギール7%、その他36%となり、3、4等材のラワンの増加が目立つ。このことはラワン市場が拡大しつつあることを物語っている(24)。

(2) 1923年からは採取的林業開発の本格的展開期である。それは民族資本によってではなく、米国資本を中心とする外国資本によって押し進められた。だが、一方では植民地支配に反対するフィリピン人民の独立要求がますます強くなり、1935年のコモンウェルス政府発足後からは民族資本による自主的林業開発もより活発に進められることになった。ところで、本期を画期した最大の要因には、①近代資本による採取的林業生産の機械化、②木材生産量の増大、③木材輸出量の増大、の3つが指摘される。

アメリカ統治当初までの伐出手段は極めて原始的で、まったく人力と畜力に依存していたが、本期に入ると機械化が支配的となり、伐採から集材・運材に至るまで一貫して近代的生産方法がとられた。林業開発のための機械化はほとんどアメリカ製であった。それ以後、フィリピン林業生産は、アメ

リカ林業生産と同質化するようになった。

この機械化は、アメリカ企業が中心であったが、それはまた日本企業・華商企業でも見られた。近代資本によるフィリピン林業開発が、機械化を用いた大規模生産形態をとるようになった要因としては、①アメリカにおける主要林業開発地域である北米太平洋岸の方式が、アメリカ資本によってそのままもちこまれた、②労働力が少ない、しかも原住民の労働生産性が極めて低いことをカバーするために機械化した、③未開地開発は、大規模生産でないと不利である、の3点があげられている。したがって、開発地点は採取資本に最も利潤を保障する個所が選定された。

1930年当時の生産地点は、約30カ所であったが、それは良港のあるルソン、ミンダナオ、ネグロスの諸島に極度に集中していた。しかし、1939年当時においては主要資源地点は、ルソン島東部海岸、ミンドロ島西部、ミンダナオ島の大部分、パラワン島の全部、ネグロス島の大部分で、それらのうちでミンダナオ島北部が最も開発条件が良かったとのことである。早くも主要生産地点は移動するようになった。

だが、それらの生産を担う近代的伐出業者は、全体の1割にも達していない。1939年当時の伐採業者約1,900のうち、機械力を使用する伐採業者は110数軒のみで、全体のわずか6%にすぎず、他はフィリピン人による小規模原始的伐採業者である。例えば1933年において製材をもたない零細伐出業者は1,753名(伐出許可件数)であったが、その97%はフィリピン人であった。すなわち、フィリピン林業生産の構造は、本格的林業開発に入ってから完全に二重構造となり、一方の極にアメリカ資本を中心とする外国資本が位置し、他方の極には零細なフィリピン人伐出資本が位置したのである。それを伐採権別の投資構成から見ると、本開発期初めの1924年は、総投資額1,013万ペソのうち、近代的投資と見なされる長期(775万ペソ、76.5%)と短期(53万ペソ、15.1%)を合わせて91.6%になり、零細伐出企業は、ほとんど固定資本を投入していなかった(25)。

ここでコモンウェルス政府成立前(第23表-1)と成立後(第23表-2)における国籍別製材企業

第23表-1 国籍別製材企業の投資と伐採数量(1933年)

国籍別	製材工場	投資額(千比)	同比(%)	伐採数量(m <sup>3</sup> )	同比(%)	伐採税納付額(比)	同比(%)
米人	30	11,156	40.6	365,944	40.3	325,266	40.2
支那人	7	3,002	10.9	74,853	8.3	76,098	9.4
英人	4	2,058	7.5	48,448	5.3	40,491	5.0
日本人	4	1,052	3.8	66,626	7.4	44,291	5.5
西班牙人	2	255	0.9	5,500	0.6	6,207	0.8
支・米人	5	2,770	10.1	111,939	12.3	98,997	12.2
比・西人	2	480	1.8	59,881	6.6	52,339	6.5
米・比人	1	50	0.2	2,405	0.3	1,934	0.2
瑞・米・比人	1	1,000	3.6	24,574	2.7	20,477	2.5
支・比人	1	75	0.3	2,625	0.3	2,092	0.3
白耳義人	1	10	-	97	-	98	-
比島人	52	5,559	20.3	144,234	15.9	141,252	17.4
計	110	27,467	100.0	904,134	100.0	809,542	100.0

注： 福原一雄・南方林業経済論、294～295頁より作成。

第23表-2 国籍別製材企業の投資と伐採数量 (1938年)

国籍別	製材工場	投資額 (比)	同上 (%)	伐採数量 (m <sup>3</sup> )	同上 (%)	伐採税納付額 (比)	同上 (%)
米 人	36	12,710,400	41.9	883,658.69	46.3	773,010.61	44.3
比 人	88(イ)	9,135,700	30.1	415,297.00	21.8	448,811.91	25.7
支 那人	5	3,085,700	10.2	169,105.50	8.9	152,380.31	8.7
英 人	1	1,500,000	4.9	202,773.17	10.6	170,060.23	9.8
日 本 人	3	1,262,100	4.1	58,114.99	3.1	45,784.76	2.6
米 ・ 比	6	370,500	1.2	15,695.53	0.8	14,415.93	0.8
比 ・ 西	3	451,000	1.5	15,073.80	0.8	19,390.39	1.1
比 ・ 支	1	200,000	0.7	-	-	-	-
比 ・ 日	2(ロ)	531,000	1.7	44,396.64	2.3	33,427.65	1.9
比 ・ 瑞	1	1,000,000	3.3	81,645.43	4.3	68,636.51	3.9
米・比・独	2	120,000	0.4	21,651.19	1.1	19,923.96	1.2
計	148	30,366,500	100.0	1,907,411.94	100.0	1,745,842.27	100.0

注： 台湾総督府外事部・比律賓の林業概観、21頁より作成。(イ)6名は製材所を所有せず、(ロ)1名は製材所を所有せず しかし(イ)、(ロ)とも集材機を使用して伐採事業を行っている。

の投資と伐採数量について比較し、それぞれの特徴点を明らかにしておこう。第23表の製材工場は110あり、そのうち比島人が52と半数近くを占め、つぎは米人の30であるが、いうまでもなく比人のものは零細であり、米人のものは大規模である。米人のつぎは支那人、英人4、日本人4、西班牙人2、白耳義1、残りの11は1931年の林野取得制限法に基づく合弁形態である。投資額を見ると、総投資額2,746.7万比のうち米人は40.6%を占め、約半分に近く、つぎは比人の20.3%、そのつぎは支人の10.9%、英人7.5%、日本人3.8%、西人0.9%、残りの16%は合弁方式である。伐採数量は投資額にほぼ比例して、米人が総伐採数量904,134 m<sup>3</sup>の40.3%と最も多く、つぎに比人の15.9%である。支那人8.3%、日本人7.5%、英人5.3%、西人0.6%、残る22.2%は合弁方式である。伐採税納付額も伐採数量の多寡に対応しており、もちろん米人の40.2%が最も多く、つぎに比人の17.4%である。

表第23-2の製材工場数は実質141 (1939年152、うち比人92、米人35)で、そのうち比人所有が82で半数以上を占め、米人は36、支那人5、日本人3、英人1、その他14はコモンウェルス政府成立後に一層きびしくなった森林法の林野取得制限規定に基づく合弁方式である。つぎに投資額について見ると、総投資額30,366,500比 (1939年30,116千比、うち米人40.9%、比人33.5%)のうち米人は41.9%で第1位であり、第2位は比人の30.1%、つぎは支那人10.2%、英人4.9%、日本人4.1%、残る8.8%は合弁方式である。伐採数量も投資額にほぼ比例しており、総伐採量1,907,412 m<sup>3</sup>のうち、米人は46.3%、比人は21.8%、そのつぎは英人10.6%、支那人8.9%の順で、残る9.3%は合弁形態である。伐採税納付額も伐採数量に比例しており、米人の44.3%を最高に、つぎは比人の25.7%である。

以上の両表の説明から言える特徴の第1点は、まずフィリピンがアメリカの植民地であることを反映して、米人の製材工場数は第2位、但し、規模は第1位、そしてその投資額及び伐採数量におい

ては第1位の地位にある。このことからアメリカによる林業の生産過程支配の強力さがわかるであろう。特徴点の第2として、アメリカの自治主義的間接統治政策の影響によってフィリピン人の林業開発に対する地位が極めて高いということである。すなわち製材工場数は第1位であるが、その投資額及び伐採数量においてはともに第2位の地位にある。そのことはコモンウェルス政府の成立後一層強化されている。

つぎに企業生産である長期・短期の伐採権が実際の採取的林業開発面にどのような結果をもたらしたのか、について触れよう。どの種類も許可条件が一定であったわけではなく、長期契約採取権の獲得は、1931年以降、とりわけコモンウェルス政府発足後は極めて困難であった。すなわち、長期契約採取権の許可は国家的報償であり、短期許可採取権ですら5カ年の獲得は困難であった。しかし、長期契約採取権は、フィリピン材生産の最盛期以前に許可したので、そのころの生産比率は高い。例えば、1923年当時における生産量の伐採権構成は、短期許可採取権51%、長期契約採取権49%であった。だが、両者の商品化率には大きな差異があり、後者の木材はすべて市場に流通したが、前者の3分の2は事業用生産であった。

1930年における伐採権の国別構成をうかがうと、長期伐採権所有者は18あり、うち6は米国人ないしはその支配下にあるイギリス人、フィリピン人、支那人、スペイン人またはこれらの合弁出資により経営され、日本人ないしはその系統に属するものの所有は皆無の状態であった。短期許可採取権の与えられた者は、総数にして97におよび、最も多い。そのうち米国人ないしはその系統に属するものの所有が最も多く、つぎは支那人で、日本人またはその系統に属するものの数は第3位にある。その他はスペイン人・イギリス人・ベルギー人等の支配である。このように見てくると、長期・短期ともアメリカ資本が支配的で、民族資本は華僑資本よりも微弱であったことがわかる(26)。

ところがコモンウェルス政府における第24表の国籍別伐採許可数を見ると一見して、林木私下政策

第24表 国籍別伐採許可数(1939年)

国籍別	許可数
日本人	3
日・比合弁	4
比・米・独合弁	1
米国人	47 ( 3)
比島人	1,471 ( 95)
比・米合弁	10 ( 1)
比・西合弁	1
比・支合弁	2
米・西・諾合弁	1
米・西・瑞合弁	1
対・比・瑞・日合弁	1
計	1,542 (100)

注： 森三郎・南方の木材林業、61頁より作成。( )内は割合。

における自治主義的間接統治政策の現われがすぐわかる。すなわち伐採許可総数1,542(許可面積2,545,159ha)のうち1,471件(95%)がフィリピン人所有(そのうちには名儀だけがフィリピン人で投資は日本等の外国資本であるものも含まれる)で、その大部分を占めており、つぎはアメリカ人の47件(3%)である。アメリカ人以外の単独の外国資本では日本人の3件があるだけで、それは前節で述べた3社のもので生産数量に制限付きの長期契約採取権である。それ以外はすべて、合弁形式をとっている。そのことは、フィリピン憲法→同国有地法→森林法林木私下規定に基づいて、該領における天然資源(森林)をフィリピン人の手で自主的に開発しようとするものの現われであり、かつアメリカの該領に対する自治主義的間接統治政策の具体化である。

つぎに木材生産量の推移と第22表を見ながら説明すると、本格開発期初期の1923年には丸太生産量はわずか238万石であったが、その後は伐出の機械化・採取圏拡大によって漸増した。最初のピークは1929年の597万石(2.5倍)で、その年の



の終りに発生した恐慌のため、32年には367万石に縮少した。だが、豊富な資源量・人口・海外需要量などから見る限り、生産水準はまだ明らかに低いと言える。初期開発時代を含めた1910～34年平均の木材生産量は、わずか273万石にすぎない。植民地経済下の低所得が、国内木材消費量増大の最大の阻止要因になったと言える。そのため、生産量の最高の年である1936年でさえ約800万石にすぎない。

しかし、樹種構成には大きなかたよりが見られる。1923～33年の間の生産量においては、ラワン材（第4等材の白ラワン、第3等材の赤ラワン）はつねに40%台を占めて第1位にあり、つぎにアピトン（第3等材）の10%台、タンギール（第3等材）10%前後、これらラワン・アピトン類で毎年70%前後を占めるという少数樹種生産の集中化が見られる。1910～32年の生産量を見ても、ラワン類は48.5%（白ラワン28.1%、赤ラワン11.9%、タンギール8.8%）に達し、まさに極度に有用材中心の採取的林業開発であった(27)。なお、第25表の等級別出材数量について話すと、1928～33年の6年間の生産量の中で第3級材は50%台、第4級材は30%前後を占め、両者を算すると80%台となる。

第25表 等級別出材数量

単位：m<sup>3</sup>

等級区分	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年
第1級	142,218(10)	141,928(9)	145,476(10)	114,075(9)	99,087(10)	86,283(8)
“2”	74,156(5)	80,261(5)	75,116(5)	67,295(6)	51,865(5)	45,174(4)
“3”	810,543(56)	918,029(55)	776,727(53)	652,619(54)	543,497(53)	585,306(54)
“4”	412,303(29)	517,340(31)	463,333(32)	377,853(31)	324,463(32)	368,553(34)
計	1,439,220(100)	1,657,558(100)	1,460,652(100)	1,211,842(100)	1,018,912(100)	1,085,316(100)

注：森三郎・南方の木材林業、69～70頁より作成。( )内は割合。

すなわち、当時商品化のために出伐された材は、第3級と第4級材に集中していたのである。

生産構造上の特質は、国有林が支配的であるという林野所有を反映して、木材のほとんどが国有林からなり、私有林材はわずか数千m<sup>3</sup>にすぎなかった(54)。

## 2 山林局の収入

われわれは前項において山林局の伐出資本（＝製材資本）に対する林木払下政策の結果としての林木処分＝生産の実態について知った。ここでは林木処分の結果、得られた山林局の収入状況及び山林の管理経営によって生ずる支出について明らかにしたいと思う。

アメリカの手によって1900年4月14日、山林局が設置されて以来、広大な森林の管理経営がはじまったが、フィリピンは森林資源にめぐまれ、かつその開発への当局のテコ入れも大きかったので、採取的林業の発達も著しかった。その発達に伴い山林局収入も増加した。山林局は1901～34年に至る34年間に、森林総収入として、1,499万2,318比を得ている。それを1カ年平均で計算すると、44万950比の過剰利益となる(32)。山林局の森林収入は政府財源の重要部分を占め、伐採量の増加とともにそれも毎年増加した。森林収入の基本は、伐採税である。国家財政と森林収入の関係については、すでに第1章第2節の財政事情のところでも触れたように、例えば1927～39年の間の歳入に占める森林収入の割合は、2～4%となっていて、森林収入の国家財政に占める意義は大きいと言える。今、資料的制約から1915～40年の26年間にわたる山林局の収支状況について説明すると、第26表のど

とくである。

第26表 山林局の収支推移

単位：比(ペソ)

年次	収入(A)	支出(B)	純益(C)	$\frac{B}{A} \times 100$	$\frac{C}{A} \times 100$	年次	収入(A)	支出(B)	純益(C)	$\frac{B}{A} \times 100$	$\frac{C}{A} \times 100$
1915	425,817	274,176	151,641	64%	36%	1928	1,781,535	712,190	1,069,345	40%	60%
16	494,448	285,706	208,740	58	42	29	1,997,060	764,242	1,232,818	38	62
17	536,328	281,126	255,202	52	48	30	1,873,714	836,501	1,037,213	45	55
18	650,692	334,254	316,438	51	49	31	1,559,217	786,355	772,862	50	50
19	805,228	473,242	331,986	59	41	32	1,384,336	718,180	666,256	52	48
20	1,009,879	541,488	468,391	54	46	33	1,455,956	628,617	827,339	43	57
21	1,013,151	524,921	488,230	52	48	34	1,737,165	616,672	1,125,493	35	65
22	949,280	486,847	462,433	51	49	35	1,477,885	不明	"	"	"
23	1,062,437	515,212	547,225	48	52	36	1,696,772				
24	1,277,799	544,045	733,754	43	57	37	1,759,254				
25	1,260,370	586,153	674,217	47	53	38	1,711,173				
26	1,404,444	637,912	766,532	45	55	39	988,360	不明	"	"	"
27	1,533,057	674,830	858,227	44	56	40	2,580,174				

注： 1915～34年は平山敬三・最近の比律賓、199～200頁、1935～40年は福原一雄・南方林業経済論、358～359頁、等より作成。

林業開発の初期発展期にある1915年の森林収入は、約43万ペソで、それはその後の1921年まで増加したが、翌年には低下した。だが、本格的開発時代に入る初年の1923年から増加しはじめ、1929年には約200万比に達し、その後の32年までは恐慌の影響で減少している。翌年からは漸増し、1934年でもまだ29年の水準に達していないが、コモンウェルス政府成立後の1940年には約258万比と戦前の最高を記録している。支出は1915年に約27万比であったが、その後漸増し傾向的にはとくに本格的開発時代に入ってから増加しており、1930年には約84万比の最高となって、以後低下している。つぎに1915～40年における収入に対する支出の割合は、各年とも大幅な黒字となっている。1915年の収入に対する支出の割合は、64%で残る36%は純益である。その後は純益の占める率が増え、1923年になると収入に対する支出比は50%を割って48%となり、逆に純益比が52%となっている。その後の純益比は、1932年の恐慌の影響による落ち込みを除くと、1940年まで50%以上を占めるに至っている。このように森林収入は国家財政に大きく寄与したのである。

### 第5節 森林資源の保続政策

以上において見たごとく山林局の森林収入は、毎年支出を上まわる黒字財政であったが、このような財政事情の下における森林資源保続政策はどのようなものであったかを明らかにしよう。

米領のフィリピンに、造林が制度的に行われたのは、資本制的な農林業開発がある程度進展した

1910年代からである。1910年、ラグナのロス・バナスにあるフィリピン大学に林業学校が置かれると、すぐに苗畑が設けられ植栽に適する樹種を選定した。そして1914年までに約120の樹種を同学校の苗畑と造林地に試植し、1916年までには樹種は600種にふえた。同年から試験造林がはじまった。同年の2月24日にフィリピン委員会は、造林法として法律第2649号を制定し、広大な無立木地に対する造林費として1万ペソを計上した。その事業対象地は、農業開発の急激な進展によって土地問題の激化したセブ州の面積4,095haに対して、実施されることになった。山林局は、ただちにセブ造林計画(Cebu Reforestation Project)をたて、土地利用の最善なる方法を検討し、人工造林による荒地地等の防止に手がけた。要するに、この造林は森林資源再生を目的としたものではなく、土地保全のためであった。実際の造林は、造林作業着手の時に移動耕作者の立退問題発生や予算不足などで、予定面積の73%までしか達成できなかった。

1919年になると新たに3つの造林計画が実施された。造林費は1926年まで山林局の一般経費から支出されたが、この金額には制限があったため、作業は試験造林、小面積造林地の設定、種子の発芽促進に関する研究、造林に関する樹種の調査などに限定された。さらに1927年に造林事業を継続するため、ジョーンズ法で認められたフィリピン人立法部によるはじめての造林法としての法律第3238号が制定され、5万ペソの経費が支出されたので、同年ブキノドンにキナの造林地を設定した。また1931年までにさらに3つの造林事業がはじめられた。ついで1932~36年までの間に、造林費として31万ペソの支出があった。この金額は当時着手されていた作業を続けるだけの分しかなかったので、新規計画の実施をしなかったという(116)。

これまで述べてきた造林政策は、林業の再生産を問題としたと言うよりも、主として荒地地防止という国土保全的立場からのものであった。したがって木材資源保続問題に対する対策は、遅れていたのである。アメリカ製材工業の発達、採取的林業生産を強行し、森林鉄道が山火事を頻発させている事態に対する森林荒地防止策が、1933年頃から問題化した程度であった。保続的経営の原初的起点は森林調査であるが、フィリピン森林の組織的調査事業は、アメリカ領有7年目の1905年に開始された。だが調査進度は極めて遅く、当初の調査計画区数188区のうち、独立準備政府発足の年である1935年当時までの調査完了数は、30年経過後であるにもかかわらずわずかに47区にすぎず、その他調査中129区、調査計画破棄12区であった。

木材資源保続問題が制度面から一層具体的にとりくまれたのは、独立準備政府成立後においてである。すなわち同政府の下での天然資源開発は憲法に規定され、経済開発の最大のものとして重視されるに至ったのである(28)。採取的林業も同政府下で着々と発展しつづけ、投資額も林産物の生産量も増加した。この林業の進歩とともに、多数の重要な法律がフィリピン人議会によって制定されたが、そのうち森林資源保続問題について規定した重要なものにはつぎのようなものがある。森林資源保続策には造林政策面からのものと森林管理面からの2つがあり、まず前者から明らかにしよう。

①1937年に森林荒地防止策として法律第2149号が成立した。これにより流域、荒地地、疎開地、国有林内の砂丘、国立公園その他の林地に対する造林費として20万ペソが支出され、造林事業はさらに促進された(112)。その資金により37個所の造林試験地(総面積27,983ha)が設立されたが、林業開発の場である保存林にはわずか4個所にすぎず、特定目的をもつ森林(国立公園5個所・流域地26個所)が大部分を占めていた(121)。また同年に法律第245号が成立し、造林費として258,198ペソを支出している。造林費の増額に伴い作業量も増加したので、造林事業部を組織して、造林を必要とする区域を決定し、長期造林計画の立案に必要な資料を収集するため、広範囲にわたり綿密な造林調査を実施した(117)。

②1938年には造林法(Reforestation Law)として知られる法律第304号が制定した(113)。また同年、造林関係法令として法律第300号も制定されている。両造林法により造林費として総額

1,256,375ペソが支出された。そして、同年さらに12の造林計画が完成した。こうして造林事業は山林局の極めて重要な業務となったので、1938年に造林部は改組されて、開拓造林部として出発することになった。同年、なお5つの造林計画がまとまっている。

太平洋戦争が始まった1941年当時、主に①と②の造林法により、造林費として総額1,689,710ペソが支出された。ところで、造林事業着手の1916年から戦争勃発当時の1941年までの総造林費は、約380万ペソとなる。そのうちの10%に当たる37万ペソは総督政府の支出であり、残る90%に相当する343万ペソは、コモンウェルス政府の支出である。したがってつぎに説明する造林面積の大部分もコモンウェルス政府の下で行われたものと考えられる。

この資金による造林面積はわずか26,600haで、そのうち全面造林地がわずか5,200ha、一部造林地が16,500ha、その他4,960haとなっていた。主なる造林樹種としてはチーク、マホガニー、イピル・イピル、バンバン、バルサ、タリサイ、キナ等があった。造林木の本数は約6億8,700万本で、そのうち比較的需要の多いものが2,500万本、イピル・イピルが6億6,200万本であった。キナ育成専用の苗畑面積は51,570㎡、年間約100万本の苗木を育成することができた。戦争勃発当時のキナ造林地(全面造林)は344.26ha、造林木本数は120万本であった(118)。以上に述べた造林面積のうち全面造林地面積は、キナ造林地を含めても約5,600haと微々たるもので、育成的林業がフィリピン林業再生産構造の中で問題視されるほどのものではない。戦前の育成的林業はまだ試験造林段階の域を出ていない状態にあると言える。育成的林業生産の試みと言うのは、1916年造林法第2649号及び1937年造林法2149号の両法より考えても、木材資源再生産よりも土壌保全を主目的としていたことは明らかである。

つぎに森林管理面からの保続政策としてはつぎのようなものがある。

①1938年かその翌年に法律第347号が制定された。それは土地の分類・調査及び国有農耕地の細区分を内容としている。

②1939年5月31日に法律第436号が制定された。それは1938年の法律第304号(造林法)を改正したもので、森林管理の実施を目的として、林地の範囲、林分の蓄積及び構成を査定し、国有林地につき綿密な調査を行うために制定したものである。

③1939年6月8日にカイギン(Kaingin)法(=焼畑法)と称せられる法律第1447号が成立した。それは山林局長または局長から権限を与えられた代理者が、発行する許可書なしにみだりに国有林に立ち入り、あるいは国有林内において焼畑をする者を、不法行為者として処罰することを規定した法律である。またこの法律は森林に損害を与えた者に対しては刑罰を加重し、犯罪人を現地より立ち退かせ、現地に設けた工作物や設備を政府に引き渡すことを命ずるよう裁判所に要求することができるとしている(114)。

以上の他にすでに述べた小径木伐採禁止というのがある。その起こりは、機械化林業の跡地荒廃を放任できないと言うことで、採取的林業ではあるが、小径木の伐採禁止という形で森林保続が考えられていた。しかし、高度に機械化されたアメリカ式伐出生産方式と、乾燥期における山火事の頻発とは、そのような安易な森林再造成の道を許さなかったのである。

これまで述べてきた森林管理面からの各種保続政策を見ても、いずれも積極的な保続的経営への転換を意味するものではなく、採取的林業の基礎を固める前提的施策、つまり土地制度強化(国有林管理強化)であった(29)。

## 引 用 文 献

1. アジア協会 1957 東南アジア政治経済総覧(上)、15、東京、ダイヤモンド社
2. 秋永 肇 1943 南方統治の諸問題、24～25、東京、日光書院
3. ——— 前掲書、270
4. ——— 前掲書、231～232
5. ——— 前掲書、218～234
6. ——— 前掲書、237～238
7. ——— 前掲書、244～245
8. ——— 前掲書、267～269
9. ——— 前掲書、279
10. ——— 前掲書、308～309
11. ——— 前掲書、314～316
12. 萩野敏雄 1961 南洋材経済史論、71、東京、林野共済会
13. ——— 前掲書、72～73
14. ——— 前掲書、81
16. ——— 前掲書、55～56
17. ——— 前掲書、56～57
18. ——— 前掲書、57～58
19. ——— 前掲書、67
20. ——— 前掲書、82～83
21. ——— 前掲書、82～83
22. ——— 前掲書、70～88
23. ——— 前掲書、83～85
24. ——— 前掲書、85～87
25. ——— 前掲書、88～98
26. ——— 前掲書、61
27. ——— 前掲書、98～100
28. ——— 前掲書、67～68
29. ——— 前掲書、68
30. ——— 前掲書、59
31. 平山敬三 1936 最近の比律賓、91、東京、東亜経済調査局
32. ——— 前掲書、199
33. 藤井光太郎 1943 比律賓内国税法、180～185、東京、東亜研究所
34. 福原一雄 1942 南方林業経済論、257、東京、霞ヶ関書房
35. ——— 前掲書、256～257
36. ——— 前掲書、257～258
37. ——— 前掲書、262
38. ——— 前掲書、277
39. ——— 前掲書、359～360
40. ——— 前掲書、346
41. 板垣与一・山本登・川野重任・河部利夫編 1970 東南アジア・現代の世界 5 : 51、東京、

ダイヤモンド社

42. ————— 前掲書、52
43. ————— 前掲書、53
44. 川田 侃 1963 帝国主義と権力政治、117～120、東京、東京大学出版会
45. ————— 前掲書、120～122
46. 倉持善三郎 1934 南洋材、187～189、東京、東京材木通信社
47. ————— 前掲書、189～210
48. ————— 前掲書、191～193
49. 森 三郎 1931. 1 比律賓の森林に関する調査 山林彙報 1：73～74、東京、農商務省山林局
50. ————— 前掲書、74～75
51. 森 三郎 1944 南方の木材林業、19、東京、河出書房
52. ————— 前掲書、80～83
53. ————— 前掲書、66
54. ————— 前掲書、68
55. 中島宗一(満鉄東亜経済調査局) 1942 比律賓・南洋叢書 5：134～135、東京、慶応書房
56. ————— 前掲書、15～16 (付録)
57. ————— 前掲書、12
58. ————— 前掲書、64～69 (付録)
59. ————— 前掲書、62
60. ————— 前掲書、1～6
61. ————— 前掲書、15 (付録)
62. 南方年鑑刊行会編 1943 南方年鑑(昭和18年版)、1040～1041、東京、東邦社
63. ————— 前掲書、1061
64. ————— 前掲書、1080
65. ————— 前掲書、1062
66. ————— 前掲書、1062
67. ————— 前掲書、1062
68. ————— 前掲書、1062
69. ————— 前掲書、1062～1063
70. ————— 前掲書、69
71. ————— 前掲書、1063
72. ————— 前掲書、1063
73. ————— 前掲書、1063～1065
74. ————— 前掲書、1065
75. ————— 前掲書、1035～1036
76. ————— 前掲書、1067～1068
77. ————— 前掲書、1065～1074
78. ————— 前掲書、1080～1082
79. ————— 前掲書、1041
80. ————— 前掲書、1058～1059
81. 農商務省山林局 1905 清国及比律賓群島森林視察復命書、75～79、東京、農商務省山林局

82. ————— 前掲書、75～79
83. ————— 前掲書、84
84. ————— 前掲書、86～97
85. ————— 前掲書、108～109
86. ————— 前掲書、109～110
87. ————— 前掲書、109
88. ————— 前掲書、110～112
89. 大谷善光 1942 南方経済資源総覧(フィリピンの経済資源) 9: 87～88、東京、東亜政経社
90. ————— 前掲書、88～89
91. ————— 前掲書、89
92. ————— 前掲書、89
93. ————— 前掲書、91～92
94. ————— 前掲書、90～91
95. 大和田啓気編 1962 アジアの土地改革、294、東京、アジア経済研究所
96. ————— 前掲書、294
97. ————— 前掲書、295～301
98. ————— 前掲書、295
99. ————— 前掲書、301～304
100. ————— 前掲書、304
101. ————— 前掲書、304～305
102. 林野庁 1963.2 フィリピンにおける林業および木材産業の史的展望 海外林業事情調査資料 86: 235、東京、林野庁
103. ————— 前掲書、236
104. ————— 前掲書、236
105. ————— 前掲書、236～237
106. 林野庁 1959.1 フィリピンにおける林業および製材業の沿革 海外林業事情調査資料 65: 137、東京、林野庁
107. ————— 前掲書、139～140
108. ————— 前掲書、140
109. ————— 前掲書、138
110. ————— 前掲書、138
111. ————— 前掲書、139
112. ————— 前掲書、140
113. ————— 前掲書、141
114. ————— 前掲書、141
115. 林野庁 1962.8 フィリピンの森林資源調査 海外林業事情調査資料 83: 269、東京、林野庁
116. 林野庁 1962.1 フィリピンの造林事業 海外林業事情調査資料 81: 171～172、東京、林野庁
117. ————— 前掲書、172
118. ————— 前掲書、172～173

119. 林野庁 1955 東南アジアの林業事情、131、東京、林野庁  
 120. ——— 前掲書、131  
 121. ——— 前掲書、128  
 122. 島田錦蔵 1949 アメリカ林業発達史、176、東京、地球出版株式会社  
 123. 塩谷勉編 1969 東南アジア林業の展開、25～26、東京、地球出版株式会社  
 124. ——— 前掲書、24  
 125. ——— 前掲書、24  
 126. 庄田作輔 1941 比律賓の林業、78、東京、東亜研究所  
 127. ——— 前掲書、78  
 128. ——— 前掲書、78  
 129. ——— 前掲書、78～79  
 130. ——— 前掲書、79～83  
 131. ——— 前掲書、89  
 132. ——— 前掲書、84～86  
 133. ——— 前掲書、83～84  
 134. ——— 前掲書、86～88  
 135. ——— 前掲書、90～92  
 136. 鈴木源吾 1933 比律賓ノ天然資源並ニ労働事情ト商業界現況一斑、79、台北、南支南洋経済研究会  
 137. ——— 前掲書、71～74  
 138. 台湾総督府外事部 1944 比律賓の林業概観、3、台北、台湾総督府外事部  
 139. ——— 前掲書、59～60  
 140. ——— 前掲書、62  
 141. ——— 前掲書、62～65  
 142. ——— 前掲書、67  
 143. 谷川栄彦 1969 東南アジア民族解放運動史、297～300、東京、勁草書房  
 144. ——— 前掲書、304～305  
 145. ——— 前掲書、304～312  
 146. ——— 前掲書、330～338  
 147. ——— 前掲書、339  
 148. ——— 前掲書、339  
 149. ——— 前掲書、339～365  
 150. ——— 前掲書、300  
 151. ——— 前掲書、306～309  
 152. ——— 前掲書、370～372  
 153. ——— 前掲書、357  
 154. ——— 前掲書、357  
 155. ——— 前掲書、366～367  
 156. ——— 前掲書、367  
 157. ——— 前掲書、368  
 158. ——— 前掲書、369  
 159. ——— 前掲書、368～369



160. ——— 前掲書、293～299  
161. ——— 前掲書、305～306  
162. ——— 前掲書、372～373

## 結 論

以上において東南アジア諸国林野制度の歴史的展開過程を見る中で、各宗主国によって植民地でとられた間接統治政策の特質が、それぞれの林野制度をどのように規定し、性格づけているかを分析してきた。はじめに各宗主国植民地林野制度の異質性 (= 独自性) から論じ、つぎにそれを比較・検討して一般的性格 (= 共通性) を明らかにする。「欧米資本主義の東南アジア植民地間接統治政策と林野制度」の視点から追求した東南アジア各宗主国植民地林野制度の異質性は以下のごとくであろう。

①フランスのインドシナ植民地化は、その経済の産業資本主義段階から始められ、植民地化が具体的に確立したのは、帝国主義段階においてであった。統治政策の特質は、閉鎖的な同化政策を基調とする協同主義的間接統治政策となり、その統治政策は保護領に対して施行された。フランスは該領の植民地化とともに自国資本による林野の資本制的開発を促進せしめる意図から、その林野をすべて国有林として囲い込んだ。仏独占資本が植民地化当初から主に栽植農業の開発に集中したため、山林管理経営のための組織の整備は非常におくれている。だが、フランスは仏印における資本主義の発達に伴い、該領を長期にわたって自国資本のために安全に開発せしめる必要が生じてくると、膨大な国有林の管理を放置状態にして置くことができなくなってきた。その時から資本制的山林管理経営制度の整備が着手し始められたのである。フランスは山林局を各保護領にも設置したが、もちろんそれは保護領の支配者である仏人理事長官の監督下に置かれ、土着民行政組織からまったく遊離して存在した。すなわち閉鎖的な協同主義政策の下での行政・経済部門では、一般に土着民の立場は無視状態に置かれ、つねに仏人優先政策が強引に採用されるため、山林管理経営の一切は、土着の伝統的権力を利用することなく、フランス権力によって行われた。この場合、フランスは保護領の広大な山林を管理経営するために、自国官吏のみによる管理の立場をとらず、土着民をも山林官吏として起用したのである。だが、上級官吏はすべて仏人であり、下級の現場担当官吏は土着民であった。こうした山林局の人事機構には閉鎖的な協同主義政策の精神が非常に強く現出していたものと考えられる。フランスは下級官吏として土着民を山林官吏の業務につかせることを重視——またそのことは他の植民地においても同様のことであるが——した。なぜなら、自国官吏は高級であり、その多数の採用は植民地財政の圧迫に結びつき、財政の圧迫は植民地を資本のために統治する国家権力のつとめにそむくことになるからである。

また政府は資本の要求に答えて、人民の自由伐採制度を規制して森林を資本の側に組み込む山林法制を確立することになった。そしてその実施は保護領では理事長官が行った。なお資本の目的に対応した林木払下制度も確立したけれども、それは閉鎖的な間接統治政策の影響を強く受けて、保護領の採取的林業開発を保護領民に正式に認めているが、その開発から外国資本を排除している。しかし、仏資本も産業政策の偏倚性に規定されて、その開発に参加していない。結局、土着の零細資本のみが山林局から伐採権を取得し、かつ一定の森林税を納入して、採取的林業開発へ従事した。そのため該領の採取的林業開発は遅れることになったのである。山林局の森林収入は黒字基調となって、植民地財政の拡充に奉仕したが、一方育成的林業は進展を見なかった。

このように仏印の林野制度は、閉鎖的な間接統治政策の特質に強く規定されて、林野を自国資本のために包摂して行ったのである。

②オランダのインドネシア植民地化は、その経済の重商主義段階から始められたが、植民地化が具体的に確立したのは、産業資本主義段階から帝国主義段階にかけてであった。小国オランダの統治政策の特質は、土着権力活用主義的間接統治政策であった。その政策は内領と外領に存する直轄地と土侯自治領に適用されたが、それが最も典型的に現われたのは後者においてであった。直轄地は内領が代表し、自治領は主に外領に存した。オランダは該領の山林を自国資本に開発せしめるために、その山林のほとんどを国有林とした。国家的林野所有の実態も、間接統治政策の特質の影響を受けて、直轄地の国有林と自治領の自治領林から形成されていた。

内領には商品価値の高いチーク林が存したので、オランダはドイツ式の山林管理経営方式を積極的に導入して、チーク林を主体とする近代的山林管理経営制度を確立して行った。山林局人事組織においては上級官吏はほとんどオランダ人となり、下級官吏はすべて土着民であった。山林法制も資本の林業開発を促進せしめる形で整備されて行った。

内領森林の管理・処分の基本権は山林局にあったが、自治領での雑木林自由処分権及びチーク林収入の分収権を土侯に認めた。オランダはこのような恩典を土侯に与えることによって、彼らを権力の側にひきつけ、山林の安定的管理を図って行ったのである。またチーク造林を遂行する上においても、土着権力が活用された。

林木払下制度も一定の伐木税納入を前提に近代的伐出資本の採取的林業開発に対応して確立して行った。オランダはチーク林を植民地財政拡充の立場から、主に直営生産の下に置く方針をとった。内領ではチーク林があるため、採取的林業開発は活発であった。

外領自治領にはオランダの間接統治政策の特質が最も典型的に存したため、その政策の特質は、そのまま山林管理経営制度にも現出することになった。外領の場合、その直轄地の直轄林の管理経営は、内領と同様オランダ人官吏の直接的管理経営であったが、自治領の自治領林管理経営は、オランダ権力の監視の下に土侯を媒介としたものであり、すなわち土着権力を活用した間接的な山林管理経営体制であった。この制度は自治領林の管理権・管理機構・処分権・収入分収権の中に非常に強く生かされていた。

同じく外領の林木処分政策も一定の伐木税納入を原則に、資本の目的にそう形で整備された。だが、採取的林業開発は、外領の開発資本が主に栽植農業などへ集中し、また労働力が極めて乏しいことのために、非常に停滞的となっていた。

蘭印全体の森林収入は一般に黒字基調となって、植民地財政の拡充に寄与していたが、収入のほとんどは内領からのものであった。内領ではチーク林を主体とした育成的林業が発展していたが、外領のそれは極めて遅れていた。

こうしてオランダは土着権力をうまく林野の管理経営に結びつけることによって、広大な蘭印山林の近代的管理を可能にしたのである。オランダは政治・経済・軍事面で小国であったから、広大な該領の森林を自国資本のために治めるためには、土着権力を活用した近代的な山林管理経営制度を確立しなければならなかった。もし、このような土着権力を媒介とした山林管理体制を布かなかつたならば、小国オランダは広大な該領の山林を自国資本のために安定的に保持することはできなかつたであろう。このように林野制度も、間接統治政策の特質に強く規定されて、資本の山林開発を有利に展開できる条件を整えたのである。

③イギリスのマレー植民地化は、その経済の重商主義段階から始められたが、植民地化が具体的に確立したのは帝国主義段階においてであった。統治政策の特質は「法と秩序」を基調とする法治主義的理事官制型間接統治政策であった。間接統治政策の対象である保護国は、宗主国との条約上から形式的にも主権を有する植民地であった。イギリスは該領の植民地化とともにその森林の大部分を国有林として近代的開発資本のために囲い込んだ。イギリスは条約上から国有林の所有・管理経営権を、

土侯に属せしめているように見せかけ、その実質的所有権は海峡植民地総督、またその実質的管理経営権を各州の理事官・顧問に掌握せしめたのである。理事官・顧問は伝統的主権者である土侯の立場を尊重しつつ、自国資本の目的を山林の中に貫徹して行った。土侯の権威を尊重するということは、イギリスの山林管理経営が非常にしやすくなることを意味する。

イギリスのこの植民地の経済政策は、国際的ゴム景気の影響によって、独占資本が森林をとらえた時に、そこには木材生産を主目的とする生産形態ではなく、栽植農業を中心としたゴム開発に主力がそそがれ、そのため国有林は成立当初から農業開発資本と結合して独占利潤追求に奉仕するようになった。そこで山林管理経営制度の整備は、相当に遅れざるをえなかったのである。資本制的農業開発の進展によって荒廃の危機にひんする森林が続出するという問題が生じた時、はじめて山林管理の問題が登場することになった。この問題を放置しておくことは将来における原住民への木材供給の不安定性及び国土保全の悪化をもたらすことになり、そのことはひいては開発資本の生産活動に悪い影響を及ぼすことになる。

そういうことからイギリスは自国開発資本を有利に展開せしめる目的で、近代的山林管理機構の確立に着手したのである。山林の管理権者である理事官・顧問の監督下に設置された山林局の人事組織においては、上級官吏はすべて英人、下級官吏はほとんど土着民であった。こうした人事体制は理事官制度によって一層強化された。英人上級山林官の立場は、間接統治政策の建前から山林行政に関する助言者であり、彼らの行政権は理事官制度の保護の中で大いに発揮された。イギリスは資本の栽植農業開発を積極的に推進せしめるため、そのための広大な山林をわざわざ設定し、農業開発資本のための山林制度の基礎を作った。そういうことで設定された山林管理体制の意義も、農業開発資本のために存在したものであると言えよう。

森林法も農業開発の結果制定された。イギリスは自国資本の植民地開発に必要な法律規則の制定のために理事官制度下で伝統的主権者の形式的立法権を認めた州評議会を設置して、資本のための近代的法秩序の確立を行なった。そこでイギリスはこうした立法機関を通じて、山林管理経営制度における資本の開発目的にそった「法と秩序」を確立して行ったのである。森林関係法が州評議会を通過しても、それは最終的には理事官・顧問の手により修正され決定を見るから、林野の資本主義化を達成しようとする植民地権力の目的に合致するものであった。森林法の内容が森林保存(林)に主力がそそがれたのも、植民地産業政策の偏倚性によるものであった。このように森林政策も栽植農業開発資本の影響を強く受けることになったのである。なお、保存林の設定・解除の権限も理事官・顧問が有し、設定・解除は州評議会を通じて実施された。

林木私下権も理事官制度下の山林局にあるが、その実施過程には伝統的主権者の立場を形式的に認めるという間接統治政策の理念が生かされていた。伐出者は一定の伐採料を納入して、伐出に従事した。採取林業は極めて停滞的となったが、そのことも産業政策の偏倚性によるものである。保護国の森林収入は黒字基調となり、植民地財政に大きく寄与した。だが、育成的林業は極めて遅れていた。

このように該領の林野制度も、保護国下でとられる巧妙な間接統治政策の特質に強く規定され、森林を主に農業開発資本の対象として包摂して行ったのである。

④イギリスのビルマ植民地化もその経済の自由主義段階に開始されたが、植民地が完全に確立を見たのは帝国主義段階においてであった。統治政策の特質は、法治主義的総督制型間接統治政策であった。その実態は総督支配下のビルマ人議会・議院内閣制を活用した「法と秩序」を基調とするものであった。イギリスは植民地化とともに自国独占資本の資源開発を強力に推進せしめるため、林野のすべてを国家的林野所有として囲い込んだ。国有林には商品価値の高いチーク林資源が豊富に存したため、イギリスはそれを自国資本へ積極的に開発せしめる山林管理経営制度を制定することになった。資本制的山林(チーク)管理経営機構も植民地化の拡大に伴って整備・拡充されて行った。イギリス

は広大な山林を自国資本のために治めるため、間接統治政策の原理を林野管理体制の中にも導入した。

印緬分離前においてはインド総督府→ビルマ副知事・同知事政庁→山林局という系統組織の中で、土着の山林事情に精通している土着民を山林局長に起用して、彼以外の上級官吏はすべて英人であった。下級官吏はほとんどビルマ人であった。とくに印緬分離後は、「法と秩序」を基調とする本格的なイギリス流の間接統治機構が総督制下に設置されると、山林管理組織も、その機構の中に包摂された。すなわち、山林管理組織体制はビルマ総督府→(土着民)議院内閣・農林省→山林局という系統組織になっていた。山林局の上部組織に対応して、その人事組織も、ビルマ総督→農林大臣(ビルマ人)→山林局長(ビルマ人)となっていた。山林局長以下の山林官吏のうち、上級官吏はほとんど英人であった。もちろん下級官吏は土着民であった。総督権力は非常に強固なものであったから、農林大臣及び山林局長は総督の統治目的にそむくことは許されず、したがって彼らは英独占資本の利益を守る立場に立って山林管理行政に従事せざるをえなかったのである。間接統治政策の狙いもまたそういうところに存する。印緬分離前も同様であるが、英人官吏は総督権力とつねに直結しているのだから、彼らの権限は土着上級官吏よりも一層強かったと思える。

森林法も英独占資本によるチーク林開発の漸次的拡大に対応して制定されて行った。間接統治政策の建前から近代的な「法と秩序」を制定するための立法機関はビルマ人立法議会であったが、その立法権は形式的なもので、実質的な立法権は総督権力にあった。そのため、ビルマ人の主体的意志に基づく法律の制定は不可能となり、したがって森林法の実質的制定は総督によってなされたのである。そこで、森林法の内容も独占資本の利益をもたらすものとならざるをえなかった。

イギリスは伐木税納入を伴う資本の目的に対応した近代的なチーク林払下制度を制定し、それを主に自国独占資本に与えた。その結果、ビルマ人民の自主的経営は禁止され、全ビルマのチーク林資源はイギリス帝国主義の独占的支配下におかれたのである。森林収入は大幅な黒字基調となり、植民地財政拡充に大きく貢献した。だが、育成的林業は適めて遅れていた。

イギリスでいう議会・議院内閣制は、法秩序体系を実施するための立法・行政の権力機構であり、これと同じ形態の統治機構がビルマ植民地にも導入されたが、該領は三権を一手に握る強力な総督権力に支配されているため、もちろんビルマ人の自主的な議会・議院内閣制の運営はできない。該領におけるこの制度設定の意義は、間接統治政策の原理に基づくものであり、この制度を通じて、法秩序体系に基づく、該領植民地行政の近代化が強化されて行ったのである。結局、総督は山林管理経営制度においてもこのような土着民議会・議院内閣制・山林局(土着民)管理制度を媒介として、資本の目的にそった山林管理経営制度の近代化を強力に押し進めて行ったのである。このようにイギリスは、強固な総督制下で土着民からなる形式的なイギリス流の山林上部統治機構を設置して、その下で自国官吏優位の人事体制を布き、資本の採取的林業開発を強力に推進したのである。こうして、林野制度も統治政策の特質に大きく規定されることになった。

⑤イギリスのタイ国半植民地化は、その経済の自由主義段階から始められたが、植民地化が一層強化されたのは、その経済の帝国主義段階においてであった。統治政策の特質は、法治主義的顧問制型間接統治政策であった。山林も半植民地化過程の中で、そのほとんどは国有林として該国政府の所有となった。この広大な国有林の創出には、その資源の独占的開発を強く望むイギリス資本の要求が強く作用していたものと考えられる。イギリスは国有林に豊富に存する商品価値の高いチーク林資源を、自国資本へ独占的に開発せしめるため、政治面から該国政府の行政部門に資本の目的にそくした近代的な山林法の制定と山林行政の実質的担い手となる英人顧問を送り、「法と秩序」に基づく資本制的チーク林管理経営制度を成立せしめた。まずイギリスは自国顧問の手を通じて、近代的な山林管理機構と法制度を確立し、封建勢力の実質的支配管理下にあったチーク林の古い生産関係を清算して、同

林の実質的管理権を該国政府山林局へ移管し、そして新しい生産関係を樹立したのである。英人顧問は、林政の実権を握ることによって、該国山林管理経営制度を媒介として、自国資本の独占的な森林支配を強化して行くことになったのである。

林政の実権を完全に掌握した英人顧問は、自国資本を対象として、伐木税納入を伴う近代的なチーク林払下制度を確立して、それを該国山林局に採用せしめ、自国資本のチーク林独占化の基礎を完全に整えたのである。その結果、チーク林は主としてイギリス資本の独占的開発となった。一方、該国の森林収入は大幅な黒字基調となったが、育成的林業は非常に遅れていた。

このように領土的支配までに至らない半植民地の森林開発では、森林の所有・管理権がイギリスに所属していないので、イギリスは森林を自国資本の独占的開発下に置くために、自国山林顧問による「法と秩序」に基づいた林政の近代化を通じて自国資本を主体とする森林開発を可能にして行かざるをえなかったのである。英人顧問の林政実権掌握を容易ならしめた背景には、半植民地経済過程をほぼ独占的に支配していたイギリス総資本の、該国に対する圧力もあったといえよう。こうしてタイ国半植民地の林野制度も、間接統治政策の特質に強く規定されて、資本のための採取的林業開発を有利に導いたのである。

⑥アメリカのフィリピン植民地化はその経済の帝国主義段階においてスペインから分割したものであった。統治政策の特質は、自治主義的間接統治政策であった。国家的林野所有は、前支配者が林野のほとんどを国有林として形成したものをそのまま継承・温存したものであり、それを一連の国有地法の制定によってその近代的所有を確立したのである。アメリカは国有林に豊富に存する有用材の資本制的開発を図るため、近代的な山林管理経営制度を確立して行った。占領初期の山林局の人事組織では、上級官吏はアメリカ人で、下級官吏は主に土着民であった。アメリカは山林の資本主義的管理経営を強力に推進せしめる意図から、かつまた将来、フィリピン人が自からの手で山林の管理経営が行えるようにするために、自治主義の原則に基づいて林業教育を重視し、林業学校も設立した。

ジョーンズ法制定後、資本制的林業開発の漸次的進展に伴い、フィリピン人議会の手で山林管理経営組織も整備・拡充された。また山林管理行政のフィリピン化も一層促進され、山林官吏の大部分は土着民によって占められた。コモンウェルス政府の成立によって、山林管理行政のフィリピン化は完全に達成され、山林管理組織も資本制的採取的林業開発の拡大に対応して一段と強化された。森林法も林業開発の進展に伴い資本の目的にそった形で整備されて行き、その制定はジョーンズ法後は、フィリピン人議会が行い、コモンウェルス政府ではその議会が公布した。同政府はアメリカ資本と植民地権力の代弁者及び良き協力者であったから、その山林管理体制・森林法もアメリカ伐出資林の発展のために大いに貢献したのである。

林木払下政策も伐木税納入を前提に植民地化の進展とともに、近代的伐出資本の生産を助長する形で整備されて行ったが、ジョーンズ法制定後のフィリピン化の促進により、アメリカ伐出資本の安全と発展を大前提に、フィリピン人の林業開発を促進せしめる目的から外国伐出資本の山林開発を制限し始め、米・比資本優先政策がとられるようになった。この制限は自主的な政治・経済の発展を目指すコモンウェルス政府発足後一層きびしくなった。森林収入は大幅な黒字基調となり、総督府財政またコモンウェルス政府財政に貢献した。しかし、育成的林業は植民地期全般を通じて、極めて遅れ、なかでも総督府時代には相当におろそかにされたが、コモンウェルス政府では天然資源開発は憲法に規定され、経済開発の最大のものとして重視されたため、森林資源の造成問題も重要視されるようになってきた。

フィリピン植民地の林野制度も、間接統治政策の特質に大きく規定されて、自治主義的性格を有するようになり、こういう制度を通じてアメリカは資本の論理を該領森林に貫徹して行ったのである。アメリカが自治主義的な林野制度をとらざるをえなかった理由には、アメリカ建国の精神が作用して

いることにもよろうが、もう一つにはスペインの圧制に苦しめられて築きあげられたフィリピン民族に根強い独立闘争心=民族主義も大きく影響していたのである。

以上で各宗主国植民地林野制度の異質性を明らかにしたが、つぎは一般的性格を述べよう。東南アジア諸国植民地林野制度の基礎である膨大な国家的林野所有は、欧米宗主国資本主義の植民地化過程を通じて形成されたが、その制度の基礎が最も具体的に確立を見たのは、資本が植民地の生産過程をどうしても掌握しなければならない必然性を有するようになった宗主国資本主義の帝国主義段階においてであった。こうした植民地化過程を通じて、東南アジア諸国植民地の林野はほとんど独占資本の利益に奉仕する国家的林野所有として、国家権力によって強力に創出されたのである。したがって東南アジア諸国植民地の林野所有は国家的林野所有が最も支配的となったのである。

こうした国家的林野所有を舞台にして、独占資本の目的にそくした近代的な山林管理経営制度が展開されたのである。だが、この場合、国家権力は東南アジア諸国植民地の広大な国有林野を資本のために安定的に治めるため、国家財政の負担を軽減し、かつ植民地民族主義の高揚を鎮静せしめてくれる最も統治効率の高い間接統治政策の原理を林野管理経営制度の中に適用したのである。こうした林野の統治体制は、宗主国の植民地民族支配体制が極度の寡頭支配に徹していたことからして、当然とられざるをえない処置であった。もしも、宗主国資本主義が間接統治政策の原理に基づいた林野管理経営体制を布かず、それを直接統治政策によるとしたならば、宗主国は林野管理に伴う膨大な財政支出に耐えられなくなると同時に、植民地民族主義の一層の高揚と反発をまねくことになる。そのことは資本が植民地林野を安定的にかつ永続的に開発して、そこから莫大な独占利潤を引き出そうとする目的をそこなうことになるのである。したがって、宗主国資本主義はひとにぎりの植民地主義者で、広大な東南アジア植民地林野を資本の目的にそった形で治めるためには、間接統治政策の原理を援用した近代的な林野管理経営制度をとらざるをえなかったのである。

またこういう間接的林野管理体制の下での国家権力の森林収入は、各植民地における採取的林業開発の進展の度合にかかわらず、黒字基調となって植民地国家財政の拡充に大きく寄与し、資本の植民地開発を円滑に導く財源となったが、一方資本回転が極めて遅く、かつ国家財政の負担になる育成的林業は一般に非常に軽視されることになった。

## Summary

### (1) Significance and Purpose of the Study

The part of tropical wood contributing to the demand and supply of timber of our nation is very gross. So, it is very important for solving forestry problem of our nation under critical situation to make clear scientifically various problems about forestry in South-East Asia Countries. But researches on the forestry of South-East Asia Countries after the war are very poor because researches about South-East Asia Countries are generally backward. Studies from the side of "Capitalism Development and Forest Institution" are not entirely done specially in them. When we saw forest institutions in South-East Asia Countries, they come into existence on the basis of forest institutions which are formed at a period of colony before the war. Thereupon, colonial forest institutions in South-East Asia Countries are an important affair building up the historical basis of forest institution made in South-East Asia after the war.

From the present state mentioned above, this study aims at elucidating forest institution in South-East Asia Countries during a colonial period by Western Capitalistic Countries from the side of history of comparative institution and aims at contributing to investigation of forestry problem in South-East Asia Countries, but this study puts a point of sight of history of comparative institution on the characteristic of indirect rule policy which had been enforced in colonies by each suzerain states. This study analyzes how the indirect rule had provided and characterized each forest institutions, and makes clear what the attribute of heterogeneity and general character about forest institutions of colonies is in South-East Asia Countries.

## (2) Methodology of the Study

We pursue the subject mentioned above through the analysis of historical real proof in particulars by the construction of methodology of "the Indirect Rule Policy in Colonies of South-East Asia Countries by Western Capitalism and Forest Institution". As colonial rule policy shifts generally from closed policy to open policy, we explain first the closed policy of the France and last the open policy of the United States of America as the order about description of particulars. Namely, the first chapter of this thesis is on the forest institution in Indo-chinese colony under french imperialism, the second chapter is on that Indonesian colony under Dutch imperialism, the third chapter is on that in Malay colony under British imperialism, the fourth chapter is on that in Burmese colony under British imperialism, the fifth chapter is on that in the Thai half colonized under British imperialism, the sixth chapter is on that in Philippine colony under the American imperialism.

Each chapters are constituted by next three points. ① Here is said the characteristic of indirect rule policy. When we mention it, we first make clear the process colonized and the characteristic of colonial economy, and next the characteristic of indirect rule policy in colonies. Its characteristic is described from the three side. That is to say, we explain first what the characteristic of indirect rule policy is in colonies, next elucidate an indirect rule setup (structure of authority) in colonies, and last state the conditions of colonial finance. ② From the matter mentioned above, when the characteristic of indirect rule policy in colonies becomes definite, in connection with it we make clear the formation process of national forest possession through the seeing of transition of land institution, and ③ in relation to it again, we state the development of institutions of administration and management in national forest, namely the structures of administration and management, legislations, the policy for disposal (= sale) of forest tree, sustained policy of forest resources in national forest. As it is on the stage of imperialism in the capitalism of each suzerain states that the structure of colonial rule is established in South-East Asia Countries and the requirement of national forest possession by capital becomes violent, the emphasis of analysis is put on the colonies of stage of imperialism.

## (3) Conclusion of the Analysis

① The characteristic of indirect rule policy which the France had enforced to her Indo-Chinese territory is the policy of closed collaboration doctrine (la politique d'association), and the institution of national forest of her territory had subsumed the forest for capital of her nation by its policy. ② The characteristic of indirect rule policy to the Indonesia of Dutch territory by the Netherlands where is small nation is the policy of practical use doctrine of native authority (Power), and the institution of national forest had led the forest exploitation by capital into profit with its policy. ③ The characteristic of indirect rule policy to the protected States in Malay colonies of British territory is the policy of the Residential System Type with the doctrine of Law and Order, and national forest had been chiefly developed by the capital for agricultural exploitation under its policy. ④ The characteristic of indirect policy in Burmese colony of British territory is the policy of Governor System Type with doctrine of Law and Order, and its actual condition is constituted by the practical use of the Parliament and the Ministry System of the Diet Chamber by Burmese under Governor System and the institution of national forest had strongly propelled forestry exploitation for cutting with its policy. ⑤ The characteristic of indirect rule policy in the Thailand half colonized under British power is the policy of Adviser System Type with the doctrine of Law and Order, and the institution of her national forest had led the forestry exploitation for cutting by capital into profit. ⑥ The characteristic of indirect rule policy in the Philippine colony of American territory is the policy of principle of Self-government and the institution of her national forest had been strongly prescribed by its policy, and it had accomplished the logic of capital into the forest.

In the manner described above, while national powers of each suzerain states had applied the principle of indirect rule policy which is the highest of efficiency for rule to the institution of administration and management of forest developed on the stage of national forest possession, they had opened (given) wide national forest in colonies of South-East Asia Countries to capitals (fundamentally capitals of their countries). That had become the policy for plundering forest resources, and forest revenues by colonial national power had generally gone into the keynote of the black and they had very contributed to expansion of colonial finance. But the development of forestry for afforestation had been entirely negligent there.



## 参 考 文 献

## I 一般政治・経済文献

1. 川島武宜 1958 所有権法の理論 岩波書店
2. 小林孝輔編 1972 法と政治(法学文献選集6)、学陽書房
3. 和田英夫編 1972 法と国家——権力——(法学文献選集4)、学陽書房
4. 平野義太郎 1971 日本資本主義社会と法律 法政大学出版局
5. 柴田高好 1969 マルクス主義政治学序説 三一書房
6. 富山康吉 1969 現代資本主義と法の理論 法律文化社
7. 平野義太郎 1970 法の変革の理論 法律文化社
8. 田口富久治 1972 マルクス主義政治理論の基本問題 青木書店
9. 川田侃 1963 帝国主義と権力政治 東京大学出版会
10. 星埜惇 1971 社会構成体移行論序論 未来社
11. 渡辺洋三編 1966 現代法と国家(現代法7) 岩波書店
12. 石田雄 1971 近代日本政治構造の研究 未来社
13. 島田豊 1972 哲学と政治(講座マルクス主義哲学第2巻) 青木書店
14. 木元錦哉 1970 現代資本主義と経済法 新評論
15. 横越英一 1972 政治学 日本評論社
16. 徳本正彦(代表)編 1972 改訂政治学 法律文化社
17. 蠟山政道 1965 行政学研究論文集 勁草書房
18. 大野盛雄 1971 アフガニスタンの農村から——比較文化の視点と方法—— 岩波書店
19. 砂藤功 1968 比較政治制度 東京大学出版会
20. 日本政治学会編 1972 比較政治分析とその方法 岩波書店
21. 西本一夫 1969 史的唯物論入門 新日本出版社
22. 金子ハルオ 1970 経済学(上) 新日本出版社
23. 林直道 1970 経済学(下) 新日本出版社
24. ソ連邦科学院経済学研究(経済学教科書刊行会訳) 1970 経済学教科書(Ⅱ) 合同出版株式会社
25. モーリス・コーンフォース(白井泰四郎・理論社編集部訳) 1966 弁証法的唯物論Ⅱ 理論社
26. レーニン全集刊行会委員会 1970 レーニン全集(第22巻) 大月書店
27. レーニン(大崎平八郎訳) 1965 帝国主義論 角川書店
28. 武田隆夫編 1966 帝国主義論(上)経済学大系4 東京大学出版会
29. 遠藤湘吉編 1965 帝国主義論(下)経済学大系5 東京大学出版会
30. 清水嘉治 1966 帝国主義論研究序説 有斐閣
31. 入江節次郎 1967 帝国主義論序説 ミネルヴァ書房
32. 大塚久雄・武田隆夫 1967 帝国主義下の国際経済 東京大学出版会
33. H. マグドフ(小原敬士訳) 1969 現代の帝国主義 岩波書店
34. 中山治一 1967 帝国主義の展開 創元社
35. 宇佐美誠次郎・宇高基輔・島恭彦 1966 帝国主義論(マルクス経済学大系Ⅲ) 有斐閣
36. 入江節次郎 1968 独占資本イギリスへの道 ミネルヴァ書房
37. 大塚久雄・高橋久雄・松田智雄 1970 西洋経済史講座Ⅱ(資本主義の発達) 岩波書店

38. 武藤守一 1967 経済政策論 法律文化社
39. 布村勇二 1968 経済法 ミネルヴァ書房
40. 宇野弘蔵 1969 経済政策論 弘文社
41. 大島清編 1966 経済学 東京大学出版会
42. 大内力・戸原四郎・大内秀明 1968 経済学概論 東京大学出版会
43. 中山伊知郎編 1955 経済学大辞典(第Ⅱ巻) 東洋経済新報社
44. 大阪市立大学経済学研究所編 1965 経済学辞典 岩波書店
45. 高島善哉・越村信三郎・吉沢友吉・清水嘉治 1967 マルクス主義経済学用語辞典 広文社

## II 一般植民地関係文献

46. 加田哲二 1940 植民政策 ダイアモンド社
47. 中村哲 1943 植民地統治法の基本問題 日本評論社
48. 矢内原忠雄 1926 植民及植民政策 有斐閣
49. 宇治田高造 1964 資本主義成立期の植民地問題 青木書店
50. 矢内原忠雄 1928 植民政策の新基調 弘文堂書房
51. 大塩亀雄 1939 各国植民史及植民地の研究 巖松堂書店
52. 百々巳之助 1959 植民地に於ける議会政治の諸問題 有信堂
53. 残田喬二 1968 日本帝国主義と旧植民地地主制 御茶の水書房
54. 伊藤兆司 1937 植民地農業 叢文閣
55. 山本美越乃 1920 植民政策研究 弘文堂書房
56. 大日本文明協会編 1909 英国植民史 大日本文明協会
57. 秋保一郎 1942 東亜植民政策論 時潮社
58. パウル・ラインシュ(台湾慣習研究会訳) 1906 植民地統治策 台湾総督府法務課構内 台湾慣習研究会
59. 稲田周之助 1924 植民政策通解 巖松堂書店
60. 小島憲 1927 植民政策 章華社
61. 大日本文明協会編 1913 植民政策 大日本文明協会事務所
62. 山田秀雄 1971 イギリス植民地経済史研究 岩波書店
63. 具島兼三郎 1967 現代の植民地主義 岩波書店
64. 岡倉古志郎・佐野明 1969 新植民地主義入門 平和書房
65. ジャック・オオデイス(アジア・アフリカ研究所訳) 1970 新植民地主義 新日本出版社
66. 入江敏夫・江口朴郎・岡倉古志郎、他7名編 1963 植民地の独立(岩波講座現代4) 岩波書店

## III 東南アジア植民地関係文献

68. 秋永肇 1943 南方統治の諸問題 日光書院
69. 板垣与一・山本登・川野重任・河部利夫編 1970 東南アジア(現代の世界5) ダイアモンド社
70. 板垣与一 1966 アジアの民族主義と経済発展 東洋経済新報社
71. 谷川栄彦 1969 東南アジア民族解放運動史 勁草書房
72. R. エマソン(深沢正策訳) 1942 南方諸国の統治 河北書房
73. 南方年鑑刊行会編 1943 南方年鑑(昭和18年版) 東邦社

74. 矢内原勝 1965 低開発の輸出と経済開発 東洋経済新報社
75. 五十嵐隆 1962 東南アジア共同市場 国際日本協会
76. ハリソン(竹村正子訳) 1971 東南アジア史 みすず書房
77. 坂本徳松 1969 東南アジア 社会思想社
78. アジア協会編 1957 東南アジア政治経済総覧(上) ダイヤモンド社
79. 山本達郎編 1969 東南アジアにおける権力構造の史的考察 竹内書店
80. 河部利夫 1969 東南アジア 河出書房新社
81. 斉藤吉史 1971 東南アジアの構造 朝日新聞社
82. レイ・タン・コイ(石沢良昭訳) 1970 東南アジア 白水社
83. エリック・H・ジャコビー(滝川勉訳) 1964 東南アジアの農業不安 農政調査委員会
84. 滝川勉編 1971 東南アジアの農業・農民問題 亜紀書房
85. 岡倉古志郎編 1965 A. A. LAと新植民地主義(アジア・アフリカ講座第1巻) 勁草書房
86. 西和夫 1970 経済協力 中央公論社
87. 岡倉古志郎 1967 アジア・アフリカ問題入門(第2版) 岩波書店
88. アジア・アフリカ研究所編 1967 アジア・アフリカ研究入門(第3版) 青木書店
89. 三輪悌三 1963 イギリス植民地銀行の東南アジアにおける地位(研究参考資料第44集) アジア経済研究所
90. 大和田啓気編 1962 アジアの土地改革(調査研究報告双書第23集) アジア経済研究所
91. 大和田啓気編 1963 アジアの土地改革II(調査研究報告双書第44集) アジア経済研究所
92. 根岸勉治 1944 栽植企業方式論 叢文閣
93. 矢内原忠雄 1929 帝国主義下の台湾 岩波書店
94. 石田龍次郎(代表) 1939 外南洋I(世界地理第6巻) 河出書房
95. 佐々木喬監修 1942 東亜の農業資源 地人書館
96. 片山真吉 1942 南方民族運動史 モダン日本社
97. 根岸勉治 1942 南方農業問題 日本評論社
98. F. マルタン(大橋宣二訳) 1943 熱帯農業の基礎理論 光書房
99. 山口弥一郎 1970 東南アジアの地誌 文化書房博文社
100. 南洋協会 1926 南洋の護謨栽培事業 南洋協会
101. サウル・ローズ編(岸幸一監訳) 1965 東南アジアの政治 紀伊国屋書店
102. 針木政訳編 1942 大東亜農事統計書(大東亜統計叢書第2部産業別統計I) 国際日本協会
103. 日本国際問題調査会編 1935 アジア年鑑(1935) 河出書房
104. 南洋団体連合会編 1942 大南洋年鑑(昭和17年版) 南洋団体連合会
105. 台湾総督官房外事課編 1937 南洋年鑑(第3回版) 南洋協会台湾支部
106. 台湾総督府外事部編 1943 南洋年鑑(上)(第4回版) 台湾総督府外事部
107. 台湾総督府外事部編 1943 南洋年鑑(下)(第4回版) 南方資料館
108. 大形太郎 1943 南方圏経済論 東都書籍株式会社
109. 南洋栽培協会編 1934 南洋の栽培事業(3版発行) 南方農林協会
110. 井手季和太 1942 南方開発史 皇国青年教育協会
111. 賀川英夫 1942 南方諸国の資源と産業 ダイヤモンド社
112. 福田要 1942 南方資源経済論 千倉書房
113. 筑摩書房編集部編 1969 南アジア世界の展開(世界の歴史13) 筑摩書房
114. 樋口弘 1942 南方に於ける資本関係 味燈書屋

115. 福沢晃 1942 新南方資源論 長谷川書房
116. 浅香末起 1941 南洋経済研究 千倉書房
117. 樋口弘 1941 南洋に於ける日本の投資と貿易 味燈書屋
118. 飯本信之・佐藤弘 1942 南洋総論(南洋地理大系第1巻) ダイヤモンド社
119. E. H. G. ドビー(小堀巖訳) 1961 東南アジア 古今書院
120. 榑崎敏雄 1940 南洋経済論 千倉書房
121. 松尾音次郎 1918 南洋之産業及其富源(第6版発行) 北文館
122. 南洋団体連合会編 1943 大南洋年鑑(第2回) 南洋団体連合会
123. 英国植民地の憲法概要(続) 1935.4 南支那及南洋情報(第5年・第8号)
124. 英国植民地の憲法概要(完) 1935.5 南支那及南洋情報(第5年・第9号) 台湾総督官房調査課台湾時報発行
125. 東亜研究所 1942 南方統計要覧(下巻)(東研統計叢書3) 東亜研究所
126. 台湾総督官房調査課 1923 比律賓統計要覧(南支那及南洋調査第97輯) 台湾総督官房調査課
127. 佐藤弘編 1943 大東亜の特殊資源 大東亜出版株式会社
128. 東亜経済懇談会調査部編 1942 東亜経済要覧 東亜経済懇談会調査部
129. 鉄道省 1942 南方交通調査資料第1部(産業篇) 鉄道省
130. 拓務省拓南局 1942 南方農林資源ニ関スル統計資料(海外拓殖事業調査資料第51輯) 拓務省拓南局

#### IV 東南アジア各宗主国別植民地関係文献

(インドシナ)

131. 国際日本協会訳編(大岩誠監修) 1942 仏印統計書(大東亜統計叢書第1部Ⅲ) 国際日本協会
132. 小林碧 1942 仏印篇(南方圏の資源第3巻) 日光書院
133. 猪木正道編 1963 タイ・ビルマの社会経済構造(研究参考資料第38集) アジア経済研究所
134. 松本信広 1969 ベトナム民族小史 岩波書店
135. 井出浅亀 1941 仏印研究 皇国青年教育協会
136. 太平洋協会編(代表者平野義太郎) 1940 仏領印度支那(政治・経済) 河出書房
137. 逸見重雄 1941 仏領印度支那研究 日本評論社
138. シャルル・ローブカン(松岡孝児・岡田徳一共訳) 1955 仏印経済発展論 有斐閣
139. 大岩誠(満鉄東亜経済調査局編) 1943 仏印行政制度概説 満鉄東亜経済調査局
140. 外務省調査部 1942 仏領印度支那の統治機構(中巻)(中央及地方フランス行政及土民行政の部) 外務省調査部
141. 中島宗一 1942 仏領印度支那篇(南洋叢書第2巻)(改訂再版) 満鉄東亜経済調査局
142. 松田延一 1944 仏印農業論 朝倉書店
143. 台湾総督官房調査課 1929 仏領印度支那統治要覧(仏領印度支那国情調査第1巻) 台湾総督官房調査課
144. 田代稔 1943 仏領印度支那に於ける土着民行政(臨時南方調査室資料第7輯) 東亜研究所
145. Yves Henry(東亜研究所第4部訳) 1941 仏領印度支那の農業経済(翻訳)上巻 東亜研究所
146. 日本貿易振興協会 1941 仏領印度支那と貿易事情 日本貿易振興協会

147. 拓務省拓南局 仏領印度支那事情概要 1941 拓務省拓南局
148. サー・ヘスケス・ベル(浜田幾次郎訳) 1943 仏印植民司政要略(南洋資料第198号) 南洋  
経済研究所
149. ア・アガール(宮島綱男・土居博共訳) 1943 仏領印度支那 修文館
150. 逸見重雄 1943 仏印の経済資源(南方経済資源総覧第4巻) 東亜政経社
151. 農林省総務局南方資源調査室 発行年次不明 南方農林畜産物ノ確保ニ関スル調査(仏領印度  
支那篇) 農林省総務局南方資源調査室
152. 台湾総督官房調査課 1921 仏領印度支那大観(南支那及南洋調査第50輯) 台湾総督官房調  
査課  
(インドネシア)
153. ファーニバル(清水暉吉訳) 1942 蘭印の経済政治社会史 ダイアモンド社
154. 大江恒太郎・中原善男共訳 1942 蘭印統計書(1940年版)(第5版発行) 国際日本協会
155. 増田与 1966 インドネシア 岩波書店
156. ファーニヴァル(南太平洋研究会訳・川又昇) 1942 蘭印経済史 実業之日本社
157. 台湾総督官房調査課 1928 蘭領東印度立法行政法並選挙法(南支那及南洋調査第155輯)  
台湾総督官房調査課
158. A. J. エイクマン, F. W. スターベル(村上直次郎・原徹郎共訳) 1942 蘭領印度史 東  
亜研究所
159. 大谷光瑞 1940 蘭領東印度地誌 有光社
160. 向井梅次 1943 スマトラの統治・人種と経済 台湾三省堂
161. 外務省通商局 1924 蘭領東印度事情 外務省通商局
162. 浜田恒一 1941 蘭印の資本と民族経済 ダイアモンド社
163. グレッツァー(救仁郷繁訳) 1941 蘭印の農業経済 白揚社
164. 辻森民三 1934 宝庫スマトラの全貌 立命館出版部
165. J. ファン・ヘルデレン(原田禎正訳) 1940 蘭印最近の経済・外交政策 生活社
166. 長田秋雄 1958 インドネシアの農業経済 農林水産業生産性向上会議
167. 満鉄東亜経済局編(代表者中島宗一) 1942 蘭領東印度(南洋叢書第1巻)(再版発行) 慶応  
書房
168. 岸幸一・馬淵東一編 1969 インドネシアの社会構造 アジア経済研究所
169. デ・クラーク(南方調査会訳) 1943 蘭印史(再版) 春陽堂書店
170. 池尾勝己 1954 インドネシアの経済と日本 インドネシア通商産業協会
171. 奥田 彥 1939.9 爪哇農業論 農業経済研究(第15巻・第3号) 岩波書店
172. サー・ヘスケス・ベル(浜田幾次郎訳) 1943 旧蘭印植民司政要略(南洋資料第197号) 南  
洋経済研究所
173. 鉄道省 1942 南方交通調査資料第7部(第5分冊東印度諸島人文篇) 鉄道省
174. 台湾銀行東京調査部 1943 スマトラ概観(其一) 台湾銀行調査部
175. 赤松祐之 1936 蘭領印度民族史 日本国際協会
176. アジア経済研究所 1961 インドネシアの政治社会構造(調査研究報告双書第13集) アジア  
経済研究所
177. 小西干比古編 1943 和蘭東印度会社(その一)(要約)(南洋資料第291号) 南洋経済研究所  
出版部
178. 外務省通省局 1928 蘭領印度ノ農業(南洋資源調査報告書第7号) 外務省通省局

179. 台湾総督府台北高等商業学校 1930 爪哇経済界ノ現況ト蘭領東印度ノ原始産業並ニ其ノ取引概観(南支南洋研究調査報告書第1輯) 台湾総督府台北高等商業学校
180. 外務省調査局第5課(有吉氏) 1948 戦後におけるインドネシアの経済情勢 外務省調査局第5課
181. 著者不明 発行年次不明 スマトラ東海岸州事情 発行所不明
182. 小西干比古編 1942 旧蘭領ニューギニアの労働問題(南洋資料第101号) 南洋経済研究所出版部
183. 我妻栄 1943 蘭印の土地制度(臨時南方調査室資料第5輯) 東亜研究所
184. ヘスリング(多田芳雄訳) 1941 爪哇及びマドゥラに於ける土地及びその関係事項(但土侯領を除く)(南方諸地域法制翻訳会資料1) 東亜研究所
185. 野村海外事業部(?) 土地関係法規(1.爪哇及マドゥラ以外の自治領に関するエルフパフト条例 2.自治領に於ける農業租借地法 3.爪哇及マドゥラ以外の諸州自治領に於ける非土人の土地及植林使用権 4. 其他の土地関係法規) 発行所不明
186. 南洋協会調査編纂部 1924 (改訂・増補)蘭領東印度土地法 (再版) 南洋協会
187. 台湾総督官房調査課編 1933 蘭領印度土地法の研究(1~5) 南支那及南洋情報(第17~21号) 台湾時報発行所
188. 台湾銀行東京調査部 1943 スマトラ概観(其2) 台湾銀行調査部
189. 遠山静二訳 1923 蘭領印度の産業(南洋叢書第26巻) 南洋協会台湾支部
190. 著者不明 1941 蘭領東印度農林畜水産業事情 発行所不明
191. 拓務省拓南局 1941 蘭領印度事情概要 拓務省拓南局
192. 農林省南方資源調査室 発行年次不明 南方農林畜水産物ノ確保ニ関スル調査(旧蘭領印度篇) 農林省南方資源調査室
193. 外務省通商局 1916 蘭領東印度事情 外務省通商局
194. 拓務省拓務局 1933 蘭領ボルネオノ産業ト邦人 拓務省拓務局
195. 筒井千尋編 1943 スマトラ重要統計 大東亜出版株式会社
196. 筒井千尋編 1943 スマトラ 大東亜出版株式会社
197. 台湾銀行東京調査部 1943 スマトラ概観(其3) 台湾銀行調査部
198. 木村操 1944 スマトラ経済地誌 南洋協会
199. 南洋協会台湾支部 1923 スマトラ(南洋叢書第32巻) 南洋協会台湾支部
200. 拓務省拓務局 1936 蘭領ニューギニア事情(海外拓殖事業調査資料第31輯) 拓務省拓務局
201. 台湾総督府外事部 1943 東印度の資源(台湾総督府外事部調査第140) 台湾総督府外事部
202. 南洋庁 1924 蘭領東印度視察報告 南洋庁
203. 南方産業調査会編 1941 ニューギニア(南洋叢書①) 南進社
204. 南方産業調査会編 1942 ジャワ及属島(南洋叢書②) 南進社
205. 龍宝斎 1936 蘭領印度の経済現勢(南洋研究叢書第23篇) 南洋協会
206. 南洋協会編 1940 蘭印経済概観 南洋協会  
(マレー)
207. 飯本信之・佐藤弘 1942 マレー・ビルマ(南洋地理大系4巻) ダイアモンド社
208. 大谷敏治 1943 マライ経済の諸問題 文化研究社
209. 田中和夫 1944 大東亜旧英領地域の法律 巖松堂書店
210. 向井梅次 1943 マライ政治経済論 千倉書房
211. 大谷敏治 1943 マライの経済資源(南方経済資源総覧第6巻) 東亜政経社

212. 小林碧 1942 マレー篇(南方圏の資源第1巻) 日光書院
213. スウェットナム(阿部真琴訳) 1943 英領マライ史 北海出版社
214. 井出季和太(国際日本協会編) 1942 馬來統計書(大東亜統計叢書第1部IV) 国際日本協会
215. 日本貿易振興株式会社編 1942 マレーに於ける資源及貿易 日本貿易振興株式会社企画部
216. 佐田弘治郎 1938 英領マレー篇(南洋叢書第3巻) 東亜経済調査局
217. 南洋協会台湾支部訳 1927 英領馬來事情 南洋協会台湾支部
218. 伊東敬 1944 英連邦と東洋 大和書店
219. 外務省アジア局編 1965 マレイシア便覧 日本国際問題研究所
220. 外務省アジア局編 1962 ボルネオ便覧 日本国際問題研究所
221. 内藤英雄 1942 マレーの研究(大東亜共栄圏叢書第5篇) 愛国新聞社出版部
222. 台湾総督官房調査課 発行年次不明 英領印度現行統治組織(付南洋各植民地立法制度)(南支那南洋調査第91輯) 台湾総督官房調査課
223. 日本人栽培協会 1923 (馬來半島柔仏王国)農産関係諸法規提要 日本人栽培協会
224. 英領馬來の農業用地所有条項 1937.3 南支那及南洋情報(第7年第5号)
225. 英領馬來の行政 1937.2 南支那及南洋情報(第7年第3号)
226. 農林大臣官房南方資源調査室 発行年次不明 南方農林畜産物ノ確保ニ関スル調査(馬來編) 農林大臣官房南方資源調査室
227. 横浜正銀行頭取席調査課 1935 英領馬來に於ける重要資源の調査(調査報告第96号) 横浜正銀行頭取席調査課
228. ウィンステッド(野口勇訳) 1943 マレーの歴史・文化 有光社
229. 英領馬來農業政策の変遷 1938.4 南支南洋 台湾総督官房外事課
230. 太平洋貿易研究所編 1941 英領馬來の主要産業に就て(太平洋貿易研究叢書第4輯) 太平洋貿易研究所
- (ビルマ)
231. 益田直彦 1943 ビルマ篇(南方圏の資源第4巻) 日光書院
232. 国分正三(ビルマ研究会代表) 1944 大緬甸誌(上巻) 三省堂
233. 国分正三(ビルマ研究会代表) 1944 大緬甸誌(下巻) 三省堂
234. 蒲池清 1942 ビルマの経済資源(南方経済資源総覧第7巻) 東亜政経社
235. 東亜研究所 1941 緬甸の経済事情 東亜研究所
236. 外務省調査部 1942 ビルマの統治機構(上巻) 外務省
237. 溝口房雄 1958 ビルマの農業経済 農林水産生産性向上会議
238. 矢野暢 1968 タイ・ビルマ現代政治史研究(東南アジア研究双書2) 京都大学東南アジア研究センター
239. 大東亜経済連盟 1942 緬甸の資源・産業総覧(其の一)・植物資源及同製品 大東亜経済連盟
240. 農林大臣官房南方資源調査室 発行年次不明 南方農林畜水産物ノ確保ニ関スル調査(緬甸編) 農林大臣官房南方資源調査室
241. 高橋武編 1962 ビルマの労働事情(調査研究報告書双書第27集) アジア経済研究所
242. 日本ビルマ協会編 1942 ビルマ統計書(大東亜統計叢書第1部VI) 国際日本協会
243. J. S. フェーニヴァル 1942 緬甸の経済 東亜研究所
244. ジョン・ルロイ・クリスチャン(日本外政協会太平洋問題調査部訳) 1943 現代ビルマの全貌 同盟通信社

245. 国分正三 1943 ビルマ独立と国内態勢(南洋資料第154号) 南洋経済研究所出版部
246. 大場忠 1942.3 ビルマの資源と産業と貿易 東亜経済論叢(第2巻第1号) 東亜経済研究所
247. 島田彌市・越村長次 1920 ビルマ事情(南洋叢書第5巻) 南洋協会台湾支部
248. アジア経済研究所 1961 ビルマの経済開発(調査研究報告双書第14集) アジア経済研究所
249. 拓務省拓南局 1942 ビルマ事情概要(海外拓殖事業調査資料第49輯) 拓務省拓南局
250. パートン・リーチ(国本嘉平次訳) 1938.6~11 緬甸の将来(第1~7章) 南支南洋
251. 中島健一 1944 緬甸の自然と民族 養徳社
252. 緬甸の施政概要 1937.12.1 南支那南洋情報(第7年第23号)
253. 緬甸の施政概要 1937.12.15 南支那南洋情報(第7年第24号)
254. 緬甸の施政概要 1938.1.1 南支那南洋情報(第8年第1号)
255. 塩田重厚 1942 緬甸ノ資源ト産業 日本棉花株式会社(紫田印刷所)
256. 熊谷国造・浅見宣三 1943 黎明のビルマ 童和春秋社  
(タイ国)
257. 飯本信之・佐藤弘 1942 タイ・仏印(南洋地理大系3) ダイヤモンド社
258. 喜多村浩編 1963 タイ国の経済開発(アジア経済研究シリーズ第51集) アジア経済研究所
259. 宮原武雄 1943 タイの経済資源(南方経済資源総覧第5巻) 東亜政経社
260. タイ日本協会(代表者遠山峻) 1940 タイ国概観 日本タイ国協会
261. 吉田栄太郎 1942 泰国資源経済論 三笠書房
262. 能登志雄 1942 タイ国地誌(第3版発行) 古今書院
263. 松尾弘 1943 泰の経済 朝日新聞社
264. 国際経済学会編 1942 泰・仏印の研究 刀江書院
265. 国際日本協会編(代表者五十嵐隆) 1942 泰国統計書(大東亜統計叢書第1部V) 国際日本協会
266. 明石二郎・関嘉彦 1942 泰国農村経済論 中央公論社
267. 尾崎忠二郎 1959 タイの農業経済 農林水産生産性向上会議
268. 飯本信之・佐藤弘 1942 タイ・仏印(南洋地理大系第3巻) ダイヤモンド社
269. 満鉄東亜経済調査局編(代表者・中島宗一) 1943 シャム(南洋叢書第4巻) 慶応書房
270. 佐田弘次郎 1941(再版) シャム篇(南洋叢書第4巻) 満鉄東亜経済調査局
271. 日本貿易振興協会(発行者内藤保広) 1942 泰国の産業貿易事情 日本貿易振興協会
272. 農林大臣官房南方資源調査室 発行年次不明 南方農林畜産物ノ確保ニ関スル調査(泰国篇)  
農林大臣官房南方資源調査室
273. 小林碧 1942 タイ篇(南方圏の資源第2巻) 日光書院
274. 台湾拓殖株式会社調査課 1941 泰国産業経済事情 台湾拓殖株式会社
275. 暹羅協会編 1929 暹羅国情 一色活版所
276. 佐藤致孝編 1942 泰国の産業に就て(南洋資料第96号) 南洋経済研究所出版部
277. 台湾総督府外事部編 1942 友邦泰国の現況(泰国要説) 南方資料館
278. 暹羅の地方制度 1935.12 南支那及南洋情報(第5年・第23号)
279. 伊藤兆司 発行年次不明 暹羅農業の経済地理的性格(九州帝国大学農学部農政経済研究資料  
第36巻?) 南洋協会(?)  
(フィリピン)
280. 飯本信之・佐藤弘 1942 海南島・フィリピン・内南洋(南洋地理大系第2巻) ダイヤモン



ド社

281. 隅谷三喜男編 1962 フィリピンの経済構造と労働構造(研究参考資料第32集) アジア経済研究所
282. 法貴三郎・鈴木修二・神宮司瑞郎編 1942 比律賓統計書 国際日本協会
283. 大谷喜光 1942 フィリピンの経済資源(南方経済資源総覧第9巻) 東亜政経社
284. C. ベニテス (東亜研究所訳) 1942 比律賓史(上巻) 東亜研究所
285. 福原友吉 1943 比律賓の農業(上巻) 三省堂
286. 太田興業株式会社調 1932 日本人事業に関係ある比島法規概要 内外調査資料(第4年第6輯) 調査資料協会
287. 藤井光太郎 1943 比律賓内国税法 東亜研究所
288. 大谷純一編 1940 比律賓年鑑(昭和16年度版) マニラ市
289. 渡辺薫 1935 比律賓在留邦人商業発達史 南洋協会
290. 池田嶸 1942 フィリピン 中川書房
291. 平山敬三編 1936 最近の比律賓 東亜経済調査局
292. 福原友吉 1943 比律賓の農業(上巻) 三省堂
293. 国際経済学会編 1940 フィリピンの政治経済問題 刀江書院
294. 宮原幸則編 1970 フィリピンの農業(現状と課題) アジア経済研究所
295. 鈴木源吾 1933 比律賓ノ天然資源並ニ労働事情ト商業界現況一斑(南支南洋研究第17号) 南支南洋経済研究会
296. 満鉄東亜経済調査局編(代表者・中島京一) 1942(再版) 比律賓(南洋叢書第5巻) 慶応書房
297. 大久保利隆 1968 フィリピン(東南アジア開発選書7) 鹿島研究所出版会
298. 比島コモンウェルス政府の経済政策 1938.5 南支南洋
299. フィリピンの農耕制度 1940.6 南支南洋
300. エリーノア・ヂニスン 1939.5 コモンウェルス治下の比島労働事情 研究資料 南洋経済研究所
301. 農林大臣官房南方資源調査室 発行年次不明 南方農林畜産物ノ確保ニ関スル調査(比律賓編) 農林大臣官房南方資源調査室
302. 北正一郎 1936 比律賓資料集 比律賓協会
303. 拓務省拓務局 1931 比島北「ミンダナオ」州産業調査報告書(海外拓殖事業調査資料第8輯) 拓務省拓務局
304. 渡辺薫 1931 比律賓の現状 南洋協会台湾支部
305. 井上直太郎 1927 比律群島と太田恭三郎君 田中印刷株式会社
306. 比律賓に於ける各国の投下資本 1936.1 南支那及南洋情報

#### V 林野制度および東南アジア林業・同植民地林業関係文献

307. 福島正夫 1970 地租改正の研究(増訂版) 有斐閣
308. 阿部正昭 1962 大山林地主の成立 日本林業調査会
309. 古島敏雄編 1962(4刷) 日本林野制度の研究 東京大学出版会
310. 笠井恭悦 1964 林野制度の発展と山村経済 御茶の水書房
311. 中尾英俊 1965 林野法の研究 勁草書房
312. 塩谷勉 1963 部分林制度の史的研究 林野共済会

313. 高橋平八郎 1963 土地所有の比較的研究 東京大学出版会
314. 西川善介 1957 林野所有の形成と村の構造 御茶の水書房
315. 鈴木尚夫 1971 林業経済論序説 東京大学出版会
316. 大内力 1970(第9刷発行) 農業問題(改訂版) 岩波書店
317. 田辺勝正 1938 土地制度研究 松山房
318. 北川泉 1961 日本資本主義の発展と林業および林政 林業経済研究(松島良雄外12名著)  
日本林業技術協会
319. 萩野敏雄 1956.3 森林開発論 林業経済(第89号) 林業経済研究所
320. 萩野敏雄 1969.3 木材資源問題 林業経済(No.245) 林業経済研究所
321. 林野庁 1956 主要林業国における林野制度の概要(イギリス篇) 林野庁
322. 村島由直 1970.12 吹き荒れる外材旋風と木材市場 農林統計調査 農林統計協会
323. 塩見友之助 1972 南方材の開発輸入 日本林業調査会
324. 野村勇 1970 フォレスターの見た東南アジア林業 日本林材新聞社
325. 野村勇 1968 外材の輸入事情と問題点 宏林タイムス社
326. 三原一潮 1972.6 南洋材の産地事情 グリーン・エージ 日本森林総合対策協議会・グリーン・エージ編集室
327. 山崎慶一 1958 世界林業経済地理 森林資源総合対策協議会・グリーン・エージ編集室
328. 小西干比古編 1942 南洋木材資源概要 南洋経済研究所出版部
329. 山田金治 1942.4 南方圏の林業文献 台湾の山林 台湾山林会
330. 南洋各地に於ける邦人の林業 1932.4 南支那及南洋情報
331. 南洋の木材資源(南洋材の開発と消化) 1939.1 研究資料
332. 仁瓶平二 1939.10 南洋の森林資源 山林(第683号)
333. 林常夫 1926 世界の森林資源(1926年版) 巖松堂書店
334. 島田錦蔵 1949(第2版発行) アメリカ林業発達史 地球出版株式会社
335. 倉持善三郎 1934 南洋材 東京材木通信社
336. 高山慶太郎 1943 チークの話 木材経済研究所
337. 会田貞助 1951 南方の木材 丸善株式会社
338. 林野庁 1955 東南アジアの林業事情 林野庁
339. 成田潔英 1964 王子製紙南方事業史 王子製紙株式会社
340. 森三郎 1944 南方の木材林業 河出書房
341. 田平寛 1942 南方の木材資源 七文書院
342. 高山慶太郎 1942 南洋の林業 豊国社
343. 福原一雄 1942 南方林業経済論 霞ヶ関書房
344. 萩野敏雄 1961 南洋材経済史論 林野共済会
345. 塩谷勉編 1969 東南アジア林業の展開 地球出版株式会社
346. 国際連合食糧農業機関編 1962 アジア・太平洋地域の木材需給 国際食糧農業協会
347. 林野庁監修 1965 木材貿易の知識 農林出版株式会社
348. 台湾総督府殖産局山林課 1935 南洋の林業 台湾総督殖産局山林課
349. 松山常次郎 1942.2 南方森林資源に就て 山林 大日本山林会
350. 森三郎 1935.9 南洋の森林と林業 山林(第634号) 大日本山林会
351. 三浦伊八郎 1930 南洋に於ける樹木生産物 帝国森林会・大日本山林会
352. 農商務省山林局 1913 南洋諸島林況視察復命書 農商務省山林局

353. 南洋経済研究所編(代表者・小西干比古) 1943 南方の森林資源と造船用材(南洋資料第246号) 南洋経済研究所出版部
354. 瀧川中里 1943 南方地域の木炭(南洋資料第309号) 南洋経済研究所出版部
355. 植村恒三郎 1932.4 熱帯の造林と混農林 山林 大日本山林会
356. 中村賢太郎 1942.4 東亜共栄圏と造林事業の将来 山林 大日本山林会
357. 大野孝雄 1942.2 南方林業開発論 山林 大日本山林会
358. 三浦伊八郎 1942.10 南方の樹芸林業に刮目すべし 山林 大日本山林会
359. チーク材に就て 1913 大日本山林会報(第373号)
360. 農林水産技術協会編(小西干比呂・三浦伊八郎) 1943 南方農業の話・南方林業の話 中央農業会
361. 三浦伊八郎 1942.8 南方林産資源 学土会月報(第651号) 学土会
362. 古川義三 1942 南方資源特に南方林に就て 御料林(第166号)
363. 宮田長次郎 1919.10 南洋叢談(一) 大日本山林会報(第443号)
364. 宮田長次郎 1920.10 南洋叢談(四) 大日本山林会報(第455号)
365. 本多静六 1907.1 南洋の森林及植民 大日本山林会報(第290号)
366. 仁瓶平二 1940.11 南洋の森林と其生産物 山林(第696号) 大日本山林会
367. 漆山稚喜 1939.8 熱帯原始産業の特異性 山林(第681号) 大日本山林会
368. 小田脩 1939.10 南洋に於ける邦人護謨事業の検討 山林(第683号) 大日本山林会
369. 渡辺全 1939.10 南洋材の輸入・配給・輸出統制新機構に就て 山林(第683号) 大日本山林会
370. 田添元 1942.4 南方共栄圏と針葉樹に就て 台湾の山林 台湾山林会
371. 今村一喜 1942.4 南洋材とベニヤ工業 台湾の山林 台湾山林会
372. 野仲忠彦 1942.4 パルプ原料としての熱帯林 台湾の山林 台湾山林会
373. 田中長三郎 1942.4 護謨の問題 台湾の山林 台湾山林会
374. 三浦伊八郎 1944.4 南方の林産利用 山林
375. 山田金治 1942.4 南方地域の林産物 台湾の山林(第192号) 台湾山林会
376. 拓務省 発行年次不明 南洋材 拓務省
377. 著者不明 発行年次不明 南方の林業 発行所不明

## VI 東南アジア各宗主国別植民地林業関係文献

(インドシナ)

378. 農林省南方資源調査室編 1942 仏印の農林資源 週間産業社
379. 三浦伊八郎 1944 熱帯林業 河出書房
380. 三鼓幸三郎 1942.4 安南漆植栽形態の考察 台湾の山林 台湾山林会
381. 印度支那の木材資源 1939.1 研究資料
382. 仏領印度支那林業法 1935.11.15 南支那及南洋情報
383. 伊藤馨 1940.10 仏印並蘭印の森林資源 こだま(第48号) 興林会
384. 日本木材株式会社調査課 1942 仏印の森林 日本木材株式会社調査課
385. モラン(P. Maurand)(望月峯訳) 1941 仏印の林業 発行所不明
386. 佐久木友吉 1941 仏領印度支那山林調査報告 南国企業株式会社
387. 仏領印度支那に於ける東京漆 1938.10.15 海外事情 農商務省山林局
388. 仏領東京に於けるパルプ製造会社の成行 1911.9 大日本山林会報(第346号)
389. 明永久次郎 1942 仏印を視察して 山林(第721号) 大日本山林会

389. 明永久次郎 1942 仏印を視察して 山林(第721号) 大日本山林会  
 390. 森三郎 1940.9 仏領印度支那のチーク材その他 山林(第694号) 大日本山林会  
 391. 京極与四一 1940.9 仏領印度支那産生漆 山林(第694号) 大日本山林会  
 392. 明永久次郎 1943 仏印林業紀行 成美堂書店  
 393. 篠原武夫・塩谷勉 1971 旧仏領インドシナ林野制度と森林開発 第82回日本林学会大会講演集 日本林学会  
 (インドネシア)  
 394. 森三郎 1932.5 蘭領東印度諸島の林業並林政 山林彙報 農林省山林局  
 395. 農林省 1941.1 蘭印の林業と林政 農林時報 農林省  
 396. 竹下吉信 1942.4 大東亜共栄圏に於ける蘭印林業の地位(その一) 日本林学会誌  
 397. 竹下吉信 1942.5 大東亜共栄圏に於ける蘭印林業の地位(その二) 日本林学会誌  
 398. 藤岡光長 1918.7 爪哇の林業に就て 大日本山林会報(第428号)  
 399. 森三郎 1940.12 爪哇の林業 山林彙報 農林省山林局  
 400. 諸戸北郎 1897.11 和蘭領印度に於ける「チーク」造林法 大日本山林会報(第179号)  
 401. 三浦伊八郎 発行年次不明 東印度(旧蘭印)の林業(南洋地理大系第6巻「東印度II」抜刷)  
 402. G. ファン・デ・コッペル 1942 旧蘭印外領の林業に就て(南洋資料第60号) 南洋経済研究所出版部  
 403. 森三郎 1927.1 ボルネオ及セレベスの林業 山林彙報 農林省山林局  
 404. F. H. エンデルト(佐立五十男訳) 1934 蘭領東印度外領に於ける森林状況と蓄積量 拓務事報(第45号) 拓務省拓務局  
 405. 蘭領印度外領に於ける林業 1932.4 南支那及南洋情報(第2年第7号)  
 406. 杉浦庸一 1943.8 「セレベス」島事情(二)(四、林業) こだま(第82号) 興林会  
 407. 南洋経済研究所編(代表者・小西干比古) 1943 蘭領時代セレベス林政概要(南洋資料第293号) 南洋経済研究所出版部  
 408. 山本栄 1925.8 スマトラの木材業 林学会雑誌(第30号)  
 409. 望月峯 1942.8 スマトラの雨林 山林  
 410. 農林省山林局 1927.3 スマトラの林業 山林彙報 農林省山林局  
 411. 農林省山林局 1936.1 「セレベス」島の林業 山林彙報 農林省山林局  
 412. 杉浦庸一 1943 セレベスの森林資源(南洋資源第244号) 南洋経済研究所出版部  
 413. 杉浦庸一 1944.8 セレベスに於ける紅樹林 山林  
 414. 杉浦庸一 1943 セレベスの林業 南方開発と労働問題南方纖維事情(南方事情叢書第3輯) 帝国農会  
 415. 川越範夫・松延繁 1944(?) 旧蘭領ニューギニア森林資源調査報告書 南国企業株式会社  
 416. 猪熊泰三 1939.10 蘭領北ニューギニアに於ける邦人コパール樹脂採取事業 山林(第683号)  
 417. 今見昇 1943.7 ニューギニアの森林(1) 山林  
 418. 今見昇 1943.8 ニューギニアの森林(2) 山林  
 419. 南洋協会爪哇支部 1929 行政命令タル蘭領外部地方森林伐採特許並ニ許可規程 南洋協会爪哇支部  
 420. 林野庁 1960.6 ジャワのチーク造林 海外林業事情調査資料(74号) 林野庁  
 421. ペー・ファン・ゾーン(越村長次訳) 1942 ニウギニアの森林 南洋経済研究所出版部  
 422. 日鉄第2南方調査団 1943 東南ボルネオ州ニ於ケル山林事情調査報告書 日鉄第2南方調査団

423. 中村喜蔵 1935.9 蘭領東印度の森林概況 山林(第634号) 大日本山林会
424. 保田克己 1942.5 蘭印農林業視察記 こだま(第67号)
425. 越智優 1942.4 「ボルネオ」島の「マングロープ」に就て 台湾の山林 台湾山林会
426. 原敬三 1942.4 蘭印のキナ 台湾の山林 台湾山林会
427. 蘭印の林産物に就て 1939.1 研究資料
428. 蘭領印度のチークに関する最近諸統計 1942.4 南支那及南洋情報
429. 藤岡光長 1919 馬來半島、セレベス・スマトラ及ジャワ諸島視察復命書 農商務省山林局
430. 金平亮三 1922 錫蘭、英領印度及蘭領東印度の林業(南支那及南洋調査第60輯) 台湾総督官房調査課
431. 河野通介 1942 蘭領東印度の森林 海林木材株式会社
432. ボルネオの林業 1939.1 研究資料  
(マレー)
433. 日本人栽培協会 1923 山林条令並ニ施行細則(馬來半島柔仏王国)農業関係諸法規提要 日本人栽培協会
434. 日本人栽培協会 1923 山林条令施行細則(馬來半島柔仏王国)農産関係諸法規提要 日本人栽培協会
435. 望月峯 発行年次不明 亜細亜に於ける英国植民地の林制(南洋資料第124号) 興林会
436. 森三郎 1944 マライ原始林開拓の体験 南洋経済研究所
437. 英領馬來の森林とその利用状況 1940.6 南支南洋 台湾南方協会
438. バーンマード 1913 馬來半島の樹木及び木材 大日本山林会報(第365号)
439. 馬來の森林 1922.3 山林彙報 農商務省山林局
440. 馬來連邦の木材 1922.3 山林彙報 農商務省山林局
441. H. E. デッシュ 1939.1 馬來の森林と其の利用 研究資料
442. 中山二郎編 1942 マレー地方の林業と林産物 台湾山林会  
(ビルマ)
443. 外務省 1929 緬甸の林産 外務省
444. 三井物産株式会社木材部編 1943 緬甸の林業 三井物産株式会社木材部
445. 緬甸の森林・植物と動物 1939.8 南支南洋
446. 緬甸の森林 1924.7 山林彙報 農商務省山林局
447. 緬甸の森林 1922.8 山林彙報 農商務省山林局
448. 印度及緬甸の森林 1922.8 山林彙報 農商務山林局
449. ビルマに於ける木材輸出入概況 1931.11 山林彙報 農林省山林局
450. 緬甸に於ける有望なる椰子栽培事業 1922.2 山林彙報 農商務省山林局
451. 緬甸に於ける燐寸工場の創設 1911.4 大日本山林会報(第341号)
452. 「ビルマ」の「チーク」森林 1896.10 大日本山林会報(第166号)
453. ALEX. RODGER, O. B. E., F. L. S., I. F. S., 1951 A Handbook of the Forest Products of Burma Rangoon SUPDT., GOVT. Printing and Stationary, Burma  
(タイ国)
454. 暹羅林業の概要と其の将来 1939.1 研究資料
455. ノエル・ウィニャード(柴田賢一訳) 1942 タイ国森林地帯紀行 葛城書店
456. 台湾総督官房調査課編 1931 暹羅の森林 南洋協会台湾支部

457. 高橋良一 1942.4 泰国に於けるラック産業に就て 台湾の山林 台湾山林会  
 458. 森三郎 1931.5 暹羅の林業並林政 山林彙報 農林省山林局  
 459. 奥野金三郎 1939.4 暹羅林業の現状並に林業関係法規 南支南洋 南支南洋発行所  
 460. 暹羅の林業 1922.12 山林彙報 農商務山林局  
 461. 杉原亀三郎 1897.6 暹羅の森林 大日本山林会報(第174号)  
 462. 暹羅の「チーク」林 1929.7 山林彙報 農林省山林局  
 463. タイ国の森林 1939.12 南支南洋  
 464. 尾山鈔録 暹国産チーク材に関する報告 1911.2 大日本山林会報(第339号)  
 465. ピヤパナムチョン 1938.7 暹羅の森林資源 山林彙報 農林省山林局  
 466. ピヤ・アヌワット・ワナラック 1938.7 最近暹羅林業事情 山林報 農林省山林局  
 467. 伊藤馨 1941.1 泰国の森林資源 こだま(第51号) 興林会  
 468. 遠藤隆 1953.3 タイ国の森林(1) 林業技術(133号) 日本林業技術協会  
 469. 遠藤隆 1953.4 タイ国の森林(2) 林業技術(134号) 日本林業技術協会  
 470. 小林因夫・島崎吉兼 1941 泰国チーク林生産状況調査書 三井物産株式会社木材部  
 471. 暹羅林産物の概観 1937.10 南支那及南洋情報(第7年・第20号)  
 472. 暹羅に於ける木材輸出状況 1925.2 山林彙報 農商務省山林局  
 473. 暹羅に於ける「チーク」材の生産及輸出状況 1924.9 山林彙報 農商務省山林局  
 474. 暹羅のチーク材輸出 1922.8 山林彙報 農商務省山林局  
 475. 暹羅の生漆に就て 1920.9 山林彙報 農商務省山林局  
 476. 暹羅産唐木類に関する調査 1933.2 山林彙報 農林省山林局  
 477. チーク伐採事業(藤田領事の談) 1899.1 大日本山林会報(第193号)  
 (フィリピン)  
 478. 比島森林伐採業者状況 1924.7 山林彙報 農商務省山林局  
 479. 台湾総督府外事部 1944 比律賓の林業概観(台湾総督府外事部調査第145号) 台湾総督府外事部  
 480. 庄田作輔 1941 比律賓の林業(第8調査委員会資料) 東亜研究所  
 481. 農商務山林局 1905 清国及比律賓群島森林視察復命書 農商務省山林局  
 482. 宮原省久 1953 フィリピンの木材産業 林野共済会  
 483. 矢部立志郎 1935.6 比律賓の森林と木材伐採企業 山林彙報 農林省山林局  
 484. 森三郎 1931.1 比律賓の森林に関する調査 山林彙報(第1号) 農林省山林局  
 485. 深谷留三 1942.4 比律賓の森林資源並ニ林業概説 台湾の山林 台湾山林会  
 486. 銀屋義 1938.7 比律賓の木材事業 南支南洋  
 487. 大西英郎 1942 比島に於ける主要林産物に就て 東京帝国大学南方科学研究所  
 488. 比律賓の森林及林産物 1925.4 山林彙報 農林省山林局  
 489. 比律賓木材業概況 1938.11 山林彙報 農林省山林局  
 490. 比島に於ける木材産業輸出状況 1928.2 山林彙報 農林省山林局  
 491. 比律賓に於ける邦人経営木材輸出会社事業概況 1932.11 山林彙報 農林省山林局  
 492. 1930年比律賓に於ける木材工業概況 1932.5 山林彙報 農林省山林局  
 493. 林野庁 フィリピンにおける林業および製材業の沿革 1959.1 海外林業事情調査資料(65号) 林野庁  
 494. 林野庁 1962.11 フィリピンの造林事業 海外林業事情調査資料(81号) 林野庁  
 495. 林野庁 1962.8 フィリピンの森林資源調査 海外林業事情調査資料(83号) 林野庁  
 496. 林野庁 1963.2 フィリピンにおける林業及び木材産業の史的展望 海外林業事情調査資料

- (86号) 林野庁
497. 林野庁 1963.2 フィリピンのコゴン原野を対象とする造林計画 海外林業事情調査資料  
(86号) 林野庁
498. 庄田作輔 1942.3 比律賓群島の林況 山林
499. 庄田作輔 1942.4 比律賓群島の林況 (其の二) 山林
500. 著者不明 発行年次不明 比律賓林業概説 発行所不明
501. 比律賓林業状況 1923.4 山林彙報 農商務省山林局
502. 比律賓群島に於ける樟脳樹栽培計画 1920.3 山林彙報 農商務省山林局
503. 比島の丸太材輸出禁止法案議会提出、比島に於ける木材輸出高及林業投資状況(以上2資料)  
1937.12 山林彙報
504. 比島に於けるベニヤ板状況、比律賓の「マホガニー」類似木(以上2資料) 1924.5 山林彙報  
農商務省山林局
505. 比律賓に於ける木材輸出状況 1927.4 山林彙報 農林省山林局
506. 本邦向比島材輸出に就て 1924.3 山林彙報 農商務省山林局
507. 比島の竹材資源 1921.4 山林彙報(4号) 農商務省山林局
508. 比島に於けるコプラ生産輸出状況 1924.10 山林彙報 農商務省山林局
509. フィリピン島に於ける木材産出輸出状況 1930.4 山林彙報 農林省山林局
510. 比島の森林事情、比島木材業概況、比島木材業に関する諸問題及其の調整方法(以上3資料)  
1939.12 山林彙報 農林省山林局
511. 比島生産輸出状況 1926.1 山林彙報 農林省山林局
512. 比島木材輸出状況 1925.8 山林彙報 農林省山林局
513. 比律賓材の日本及合衆国輸出 1928.5 山林彙報 農林省山林局
514. 比律賓に於ける護謨栽培事業、比律賓林業事情(以上2資料) 1926.10 山林彙報 農林省山林局
515. 嘉規富太郎 発行年次不明 船舶用材として南洋材の利用的価値 — 比律賓に於ける船舶用材  
— (南洋資料第125号) 南洋経済研究所
516. 宮原省久編 1963 フィリピンおよび北ボルネオの木材資源(研究参考資料第48集) アジア  
経済研究所
517. Carlos Sulit 1947(?) Forestry in the Philippines during the Japanese Occupation (日本占領中の比島に於ける林業) The Philippine Journal of Forestry The  
Department of Agriculture and Commerce